
由布市地域防災計画

令和5年4月

由布市

目次

■総則編

総則	1
第1章 計画の目的	2
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格と内容	3
第3節 計画の理念	5
第4節 計画の位置づけ	5
第5節 計画の運用等	6
第2章 地勢及び気象	7
第1節 位置及び地勢	8
第2節 人口及び世帯数	8
第3節 地形及び水系	9
第4節 地質	9
第5節 気象	11
第6節 海溝型地震、活断層型地震等の特性	11
第3章 災害とその特性	15
第1節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	16
第2節 風水害の事例	17
第3節 土砂災害の事例	18
第4節 地震災害の事例	20
第5節 火山噴火災害の事例	21
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
第1節 実施責任	23
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	24
第3節 災害に関する調査研究の推進	32
第5章 被害の想定	33
第1節 被害の想定	34
第6章 由布市の主な災害危険箇所	40
第1節 災害危険箇所	41

■風水害等対策編

第1部 災害予防計画	45
第1章 災害予防計画	46
第1節 災害予防計画の基本的な考え方	47
第2章 災害に強いまちづくりのための計画	49
第1節 被害の未然防止事業の推進	50
第2節 治山治水計画	50
第3節 土砂災害予防計画	52
第4節 建築物及び文化財等災害予防計画	55
第5節 交通施設災害予防計画	56
第6節 農林業災害予防計画	58
第7節 火災予防計画	62
第8節 林野火災予防計画	67
第9節 危険物等災害予防計画	69
第3章 災害に強い人づくりのための計画	76
第1節 自主防災組織整備計画	77

第2節	訓練計画	84
第3節	防災教育	89
第4節	消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画	96
第5節	要配慮者の安全対策計画	97
第6節	観光防災計画	103
第7節	帰宅困難者の安全確保	106
第8節	市民運動の展開	106
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画	108
第1節	初動体制の確立	109
第2節	防災活動体制の整備計画	112
第3節	気象等観測体制整備計画	116
第4節	情報通信施設等整備計画	117
第5節	広域応援体制整備計画	120
第6節	避難所等整備計画	122
第7節	防災調査研究の推進に関する計画	126
第8節	災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画	127
第2部	災害応急対策計画	132
第1章	災害応急対策計画の基本方針等	133
第1節	災害応急対策計画の基本方針	134
第2節	市民に期待する行動	135
第2章	活動体制の確立に関する計画	138
第1節	災害対策本部組織計画	139
第2節	動員配備計画	151
第3節	通信連絡手段の確保計画	158
第4節	気象予報・警報等伝達計画	161
第5節	被害情報等収集伝達計画	168
第6節	災害救助法適用計画	174
第7節	広域応援要請計画	179
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	187
第9節	技術者、技能者及び労働者の確保計画	191
第10節	ボランティアとの連携計画	194
第11節	帰宅困難者対策	195
第12節	応急対策用資機材等調達供給計画	196
第13節	交通確保計画	198
第14節	緊急輸送計画	200
第15節	災害広報計画	207
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動計画	214
第1節	風水害に関する情報の住民への伝達等に関する計画	215
第2節	火災に関する情報収集・伝達計画	216
第3節	水防計画	217
第4節	避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画	224
第5節	救出救助計画	230
第6節	医療救護計画	232
第7節	消防活動計画	240
第8節	土砂災害応急対策計画	244
第9節	二次災害の防止活動計画	247
第10節	障害物除去計画	248
第4章	被災者の保護・救援のための活動計画	251
第1節	避難所運営活動計画	252

第2節	避難所外被災者の支援	258
第3節	食料供給計画	259
第4節	給水計画	263
第5節	被服寝具その他生活必需品供給計画	267
第6節	医療活動	269
第7節	防疫、清掃、食品衛生監視計画	270
第8節	廃棄物処理	276
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬計画	279
第10節	住宅の供給確保計画	280
第11節	ボランティア応急活動計画	283
第12節	要配慮者対策計画	286
第13節	観光客への対応計画	290
第14節	文教対策計画	293
第15節	社会秩序の維持及び物価の安定等計画	298
第16節	農林業用施設等災害応急対策計画	299
第5章	社会基盤の応急対策計画	306
第1節	電気・ガス・水道・電話の応急対策計画	307
第2節	道路・河川・公園・鉄道の応急対策計画	308
第3部	災害復旧計画	309
第1章	災害復旧計画	310
第1節	災害復旧・復興の基本方針	311
第2節	災害復旧事業の推進計画	312
第3節	被災者の生活の確保	316
第4節	財政援助の確保	323
■火山災害対策編		
第1部	火山災害対策	332
第1章	火山災害予防	333
第1節	火山防災体制の整備等の取り組み	334
第2章	火山災害応急対策	339
第1節	組織計画	340
第2節	動員配備	341
第3節	気象庁が発表する火山情報の収集伝達	341
第4節	災害が発生する恐れがある異常な現象の通報	351
第5節	被害情報等の収集伝達	352
第6節	噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	352
第7節	突発的な噴火発生時の避難対応	358
第8節	被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ	358
第9節	社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）	358
第10節	避難対策	359
第11節	交通の制限	361
第12節	広域的な調整	361
第3章	火山災害復旧・復興	362
■地震災害等対策編		
第1部	災害予防計画	363
第1章	災害予防計画	364
第1節	災害予防計画の基本的な考え方	365
第2章	災害に強いまちづくりのための計画	366
第1節	地震防災緊急事業整備計画	367

第6章 地震防災上必要な教育及び広報	452
--------------------	-----

■事故等災害対策編

第1部 共通する予防・応急・復旧計画	453
第1章 共通する災害予防計画	454
第2章 共通する災害応急対策計画	454
第3章 共通する災害復旧計画	454
第2部 各種重大事故対策	455
第1章 重大事故対策	456
第1節 突発性重大事故対策	457
第2節 放射性物質事故対策	469
第2章 原子力災害対策	474
第1節 各機関の処理すべき事務又は業務	475
第2節 災害想定	477
第3節 原子力発電所事故事前対策	478
第4節 原子力発電所事故応急対策	481
第5節 原子力災害中長期対策	488

総則編 総則

- 第 1 章 計画の目的
- 第 2 章 地勢及び気象
- 第 3 章 災害とその特性
- 第 4 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 第 5 章 被害の想定
- 第 6 章 由布市の主な災害危険箇所

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の運用等

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

第2節 計画の性格と内容

第1節 計画の目的

由布市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の地域における災害に係わる災害予防、災害応急及び災害復旧対策を市民及び事業所等の積極的な協力のもとに実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と市民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 計画の性格と内容

1. 基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国・地方公共団体及び、その他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急、災害復旧及び、その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

2. 計画の構成

この計画は、本市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

由布市地域防災計画

総則編

総則

危険箇所の現況、災害の想定、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係諸機関の処理すべき事務または業務の大綱等

風水害等対策編

災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画

災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生、又は、拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画

災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本の方針、生活の確保、財政支援等について

地震災害対策編

災害予防計画

風水害等災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画

災害応急対策計画

大規模災害発生時における応急的処置の対策についての計画

災害復旧計画

大規模災害発生時における復旧についての計画

南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策についての計画

事故等災害対策編

共通する予防・応急・復旧計画

大規模災害に関する予防・応急・復旧計画

各種事故対策計画

各種大規模事故災害発生時における対策についての計画

第3節 計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

1. 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・ 災害に強いまちづくり
- ・ 災害に強い人づくり
- ・ 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

2. 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

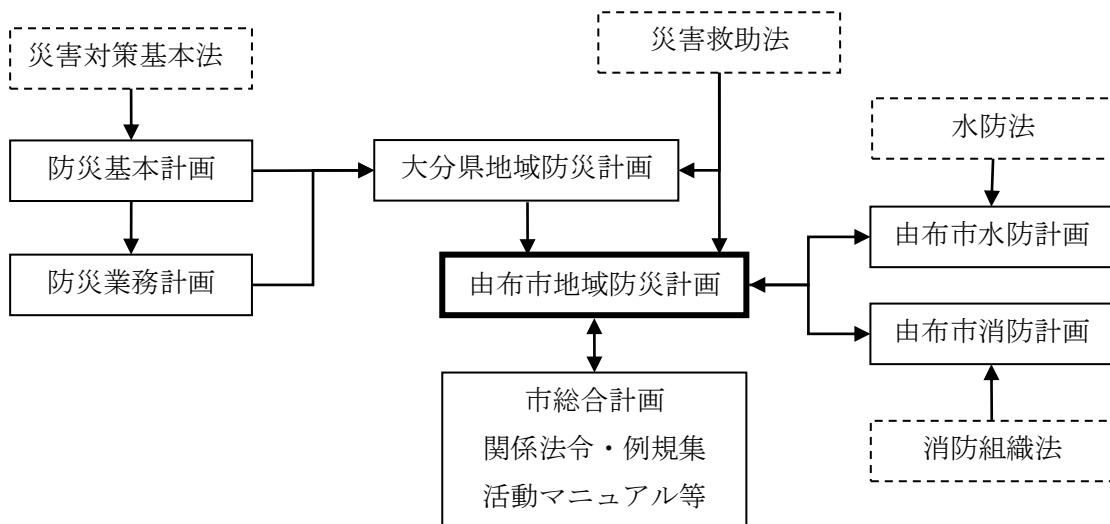
- ・ 活動体制の確立
- ・ 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・ 被災者の保護及び救援のための活動の展開
- ・ 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

3. 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条に掲げる防災業務計画、県地域防災計画に矛盾し、または抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「由布市水防計画書」と十分な調整を図るものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、由布市総合計画と十分な調整を図るものとする。



第5節 計画の運用等

1. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

2. 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、庁内関係部局及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 地勢及び気象

- 第1節 位置及び地勢
- 第2節 人口及び世帯数
- 第3節 地形及び水系
- 第4節 地質
- 第5節 気象
- 第6節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

第2章 地勢及び気象

第1節 位置及び地勢

第2節 人口及び世帯数

第1節 位置及び地勢

本市は大分県の中央部に位置し、総面積は 319.16km²である。北は宇佐市に、西は玖珠郡玖珠町・九重町に、南は竹田市に、東を大分市、別府市に隣接する。

温泉地として名高い由布院温泉を擁する観光都市である一方、大分市のベッドタウンとしての役割も併せ持つ。

市内の北部には大分自動車道および大分県道 11 号別府一の宮線（やまなみハイウェイ、九州横断道路）が通り、旧湯布院町で国道 210 号と交わる。旧庄内町、旧湯布院町の一部の地域は阿蘇くじゅう国立公園の指定を受けている。

本市の地勢的条件を整理すると次のようになる。

- ・北部と南部を 1,000m級の山地や山麓に囲まれる扇状地と平野に市街地が広がる。
- ・活火山・断層等が分布する地殻活動が活発な地域である。
- ・保安林、自然公園等に指定され、自然環境に恵まれている。



第2節 人口及び世帯数

本市は、令和 4 年 2 月 28 日現在において総人口は 33,555 人でその内、男性 16,080 人、女性 17,475 人で、世帯数は 15,651 世帯である。

第3節 地形及び水系

北部には由布岳、城ヶ岳、伽藍岳、立石山、西部には野稻岳、南部には前岳などの標高1,000mを越える高い山岳が連なり、それらを源として由布川、小挾間川、阿蘇野川などが市の中央部を西から東に流れる大分川に合流している。これらの河川は扇状地を形成し、そこから東に平野部が開けている。

第4節 地質

本市に分布する地層は、概略以下のようにまとめられる。

時 代		地 層	層 相	
新生代	第四紀	完新世	未固結堆積物 ・沖積、扇状地堆積物 ・崖錘堆積物	砂・礫・泥 碎屑物 火砕流堆積物
		更新世 後期	由布－鶴見岳火山群 阿蘇火山・九重火山	九重層群
前期		野稻岳－花牟礼山火山群 小鹿山火山群 湯平流紋岩類 由布川軽石堆積物 向原火山岩類 庄内火山岩類	大分層群 碩南層群	
	新第三紀	鮮新世		

本市の地質構成は、別府市から由布市にかけて火山岩地域で火山活動が活発に行われた地域である。最も古い岩石は安山岩で局所的に分布し、更新前期には、輝石安山岩及び流紋岩、角閃石安山岩が多い。更新中期には、輝石安山岩及び流紋岩が多量に噴出し、由布川火山堆積物の噴出源は水口南方から由布院盆地と考えられる。

この地域で、最も新しい火山は由布－鶴見岳火山群で、西暦867年に噴火し、1974年に活発な噴気活動が記録されている。

地盤区分から比較的硬質な地盤条件である第一・二種地盤は、山地～丘陵地にかけて市内の広い地域が該当するのに対し、沖積平野の低地や人工改変地の盛土地を構成する比較的軟弱な第三・四種地盤は、由布院盆地の大分川河川流域を中心に、第四紀層の沖積層の礫・砂・粘土からなる堆積物により沖積平野を形成している。

中央構造線断層帯(豊予海峡-由布院)(約61km)は、豊予海峡から大分県由布市湯布院町の由布院断層にかけての、主として北側低下の正断層である。

日出生断層帯(約41km)は、速見郡日出町から玖珠郡玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

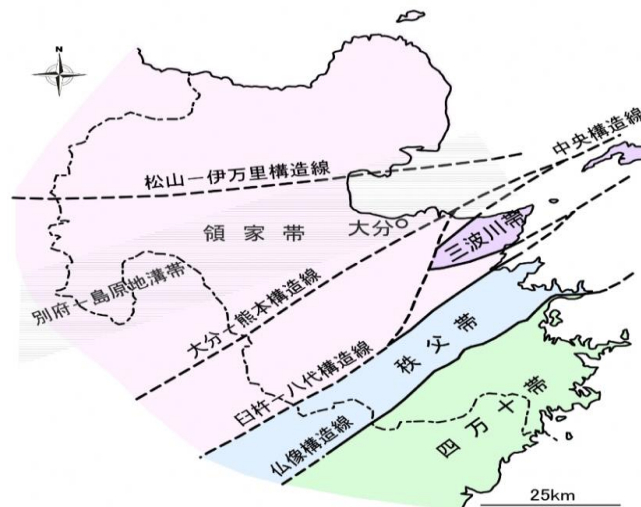
万年山-崩平山断層帯(約31km)は、由布市湯布院町から日田市天瀬町にかけての、西北西-東南東方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

このほか、周防灘沖には周防灘断層帯が分布し、同断層帯主部区間(約44km)は、山口県防府市の南方沖から国東半島北西沖にかけての、概ね北北東-南南西方向に延びる断層帯で、北西側隆起の成分を伴う断層である。

平成26年度から京都大学が中心となって行われた「別府-万年山断層帯(大分平野-由布院断層帯東部)における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成29年12月に「中央構造線断層帯の長期評価(第二版)」、日出生断層帯の長期評価(第一版)及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価(第一版)」の公表を行った。

これにより、従来の「別府-万年山断層帯」を「中央構造線断層帯(豊予海峡-由布院区間)」「大分平野-由布院断層帯」「別府湾-日出生断層帯(東部)」に豊予海峡セグメントを追加に相当、「日出生断層帯」「別府湾-日出生断層帯(西部)」に相当及び「万年山-崩平山断層帯」「野稻岳-万年山断層帯」「崩平山-亀石山断層帯」に相当の3つに再編成して再評価がなされた。

火山噴火予知連絡会は活火山を「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義し、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、及び九重山を活火山として選定している。鶴見岳では山頂北側の標高1200m付近に噴気孔が見られる。また、伽藍岳でも南方に開いた爆裂火口では噴気活動が見られる。由布岳は豊後富士の別名をもつ急峻な成層火山で、山頂部に径300m程度の火口が見られる。山麓には溶岩ドーム状の側火山が分布するが、一部は山頂火口から流出した溶岩と考えられている。九重山は急峻な溶岩ドーム群と小さな成層火山からなり、爆裂火口が多く残っており、溶岩等を噴出した火口も見られる。



大分県の地質構造図

第2章 地勢及び気象

第5節 気象

第6節 海溝型地震、活断層型地震等の特性

第5節 気象

本市は、瀬戸内海式気候に属しているが、市の大部分が山岳丘陵地域であるため、内陸性の気候が強く気温差が大きく、冬季はかなり冷え込み、記録によると過去最低気温は昭和20年の-15度、逆に最高気温は昭和36年の39度を記録している。

平成25年～平成29年までの気象観測（湯布院）の結果によれば、年平均気温は13～14度と温暖な地域である。月平均気温では、1月が1～3度前後と最も低く、7～8月は24～26度前後と最も高くなる。

降水量は、年間1,500～2,200mmと年により差がある。月間降水量は、6～9月頃の梅雨期と台風期に多く、この5年間の月間降水量の最高は601mm（平成28年6月）である。

これらの時期には、本市でも台風や集中豪雨等により浸水をはじめ家屋や田畑への被害が多発してきている。

第6節 海溝型地震、活断層型地震等の特性

1. 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。

これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

(1)南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でマグニチュード8.0～8.4、東南海地震でマグニチュード7.9～8.4、二つの地震が同時に発生した場合はマグニチュード7.9～8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域として、マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%～80%とされている。

(2)日向灘を震源とする地震は、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明で、同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。

(3)安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、マグニチュード6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以

内に発生する確率は40%程度とされている。

2. 活断層型地震

大分県周辺には、震源断層となる活断層が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

(1) 中央構造線断層帯（豊予海峡－由布院区間）

中央構造線断層帯は、奈良県から四国北部を東西に横断し、由布市に至る全長約444kmの長大な断層であり、全体が10の区間に分けられている。過去の活動時期は17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。

仮に豊予海峡－由布院区間が個別に活動した場合には、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定されているが、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%と算出されており、主な活断層における相対的な評価はZランクに属する。

(2) 日出生断層帯

日出生断層帯は、日出町から玖珠町に至る長さ約41kmのほぼ東西方向に延びる断層帯である。過去の活動時期は、約7千3百年前以後、6世紀以前とされ、平均活動間隔は約2万～2万7千年とされている。

断層帯全体が1つの区間として活動すると推計されており、その場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定されているが、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%と算出されており、主な活断層における相対的な評価はZランクに属する。

(3) 万年山－崩平山断層帯

万年山－崩平山断層帯は、由布市湯布院町から日田市天瀬町に至る長さ約31kmの西北西－東南東方向に延びる断層帯である。過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百～3千7百年とされている。

断層帯全体が1つの区間として活動すると推計されており、その場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定されているが、今後30年以内の地震発生確率は0.004%以下と算出されており、主な活断層における相対的な評価はZランクに属する。

(4) 周防灘断層帯（周防灘断層帯主部区間、秋穂沖断層区間）

周防灘断層帯は、山口市及び防府市にかけての沖から、国東半島北方の周防灘東部に分布する断層帯であり、おおむね北東－南西から南北方向に延びる多数の並走する断層から構成され、分布する断層の位置及び形態から、周防灘断層帯主部区間と秋穂沖断層区間に区分される。過去の活動時期は、約1万1千年前以後、約1万年前以前とされ、平均活動間隔は約5千8百～7千5百年とされている。

周防灘断層帯主部区間は、防府市の南方沖から国東半島北西沖に至り、長さは約44kmで、断

第2章 地勢及び気象

第6節 海溝型地震、活断層型地震等の特性

層全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定されている。今後30年以内の地震発生確率は2%~4%と算出されており、主な活断層における相対的な評価は、我が国の主な活断層の中では高いグループのSランクに属する。

(5)1975年4月に発生した大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は中央構造線断層帯（豊予海峡-由布院区間）、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。

3. その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

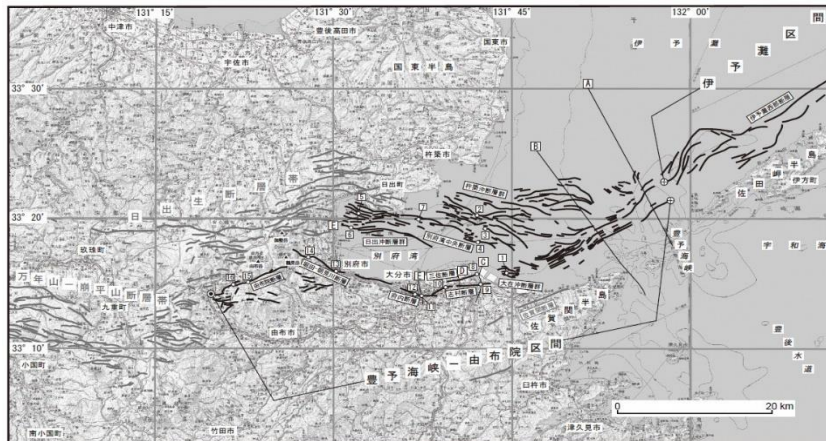
県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が、粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液状化が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

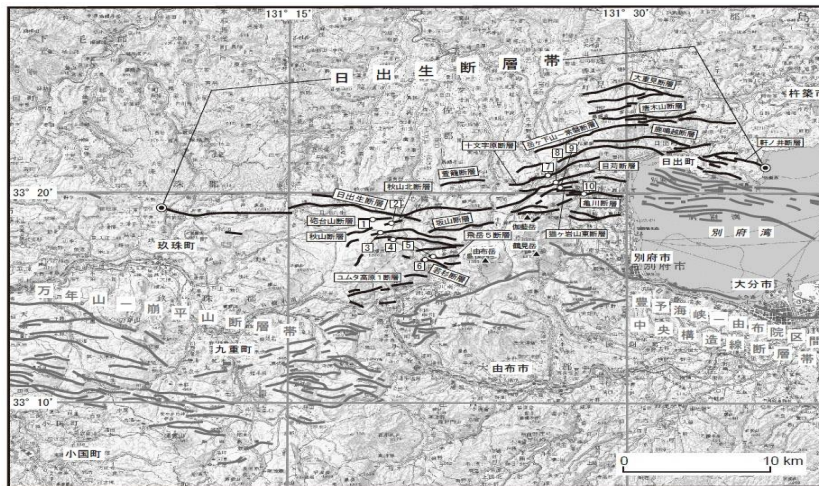
九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

第2章 地勢及び気象

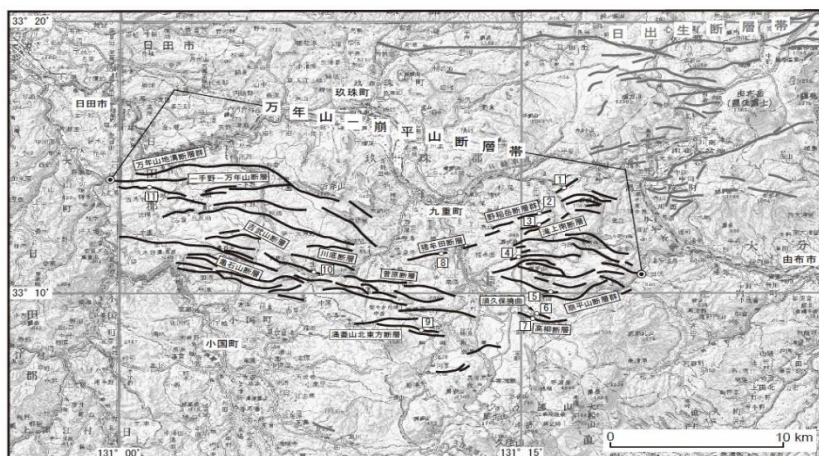
第6節 海溝型地震、活断層型地震等の特性



中央構造線断層帯図（地震調査研究推進本部「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－由布院）の長期評価（第二版）」を引用）



日出生断層帯図（地震調査研究推進本部「日出生断層帯の長期評価（第一版）」を引用）



万年山－崩平山断層帯図（地震調査研究推進本部「万年山－崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を引用）

第3章 災害とその特性

- 第1節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方
- 第2節 風水害の事例
- 第3節 土砂災害の事例
- 第4節 地震災害の事例
- 第5節 火山噴火災害の事例

第1節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1. 災害の素因と誘因

1) 災害の素因（地盤環境）

ア. 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どのような生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

イ. 災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

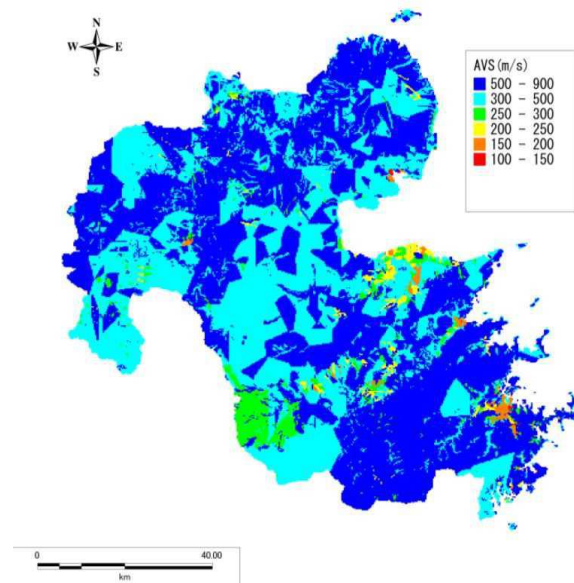
（基本的な視点の例）

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

（参考関連図）



大分県の地質図

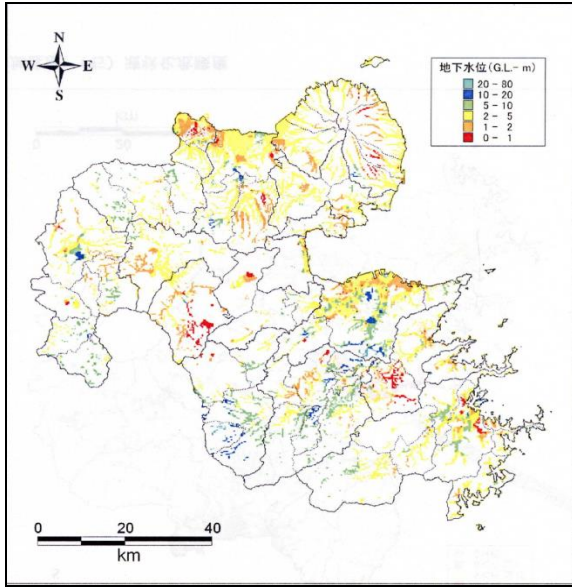


表層地盤モデル（AVS30）図
（AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる）

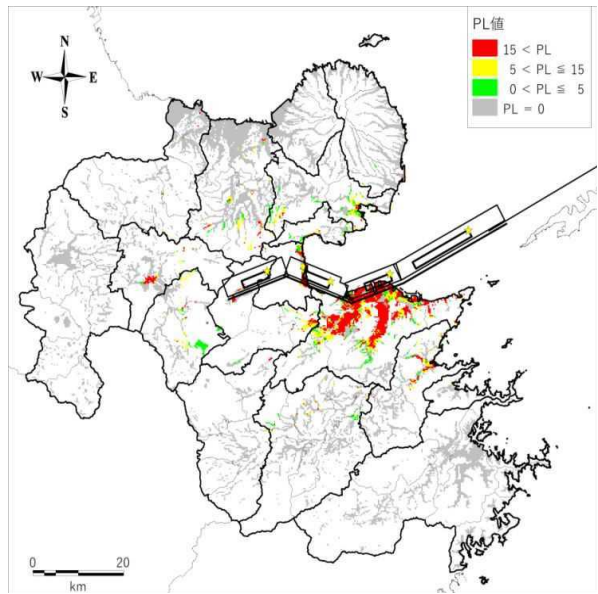
第3章 災害とその特性

第1節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

第2節 風水害の事例



地下水位の状況



液状化危険度分布図（中央構造線断層帯の地震の場合）

2. 災害の誘因（地震環境）

1) 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

2) 災害に対する基本的な考え方

- ア. 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- イ. 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

第2節 風水害の事例

本市において過去に発生した災害は、梅雨時期の集中豪雨や台風による河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等による被害が多い。

特に、平成24年7月の九州北部豪雨では、県の西部や北部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警報が発表された猛烈な雨があったところである。

また、平成29年7月の九州北部豪雨では、大分県では初めて「特別警報」が発表され、県の西部では猛烈な雨が降り、甚大な被害をもたらした。

さらに、令和2年7月豪雨では、大分県内の至るところで、24時間降水量が観測史上最大を記録する豪雨となり、由布市においても警戒レベル5「災害発生情報」を発令するなど、市内全域で甚大な被害が生じ、市民5名の生命が失われた。

1. 台風による災害

台風シーズンには、台風の経路が九州及び大分県の東部を通過するとき、災害が発生するケースが多い。これらの被害状況を見ると、人的被害は比較的少ないものの、河川の氾濫による家屋への被害が最も多く、耕地への被害もでている。

2. 梅雨前線に伴う異常豪雨による水害

〈水害を起こす前線の規模〉

- ・梅雨期では最大1時間雨量30～90mm前後
- ・最大日雨量は100～300mm前後
- ・累計雨量は約300～950mm前後の時に災害が発生している。

〈既往の水害の発生期間〉

- ・既往の記録から警戒を要する期間 ; 6月中旬～7月中旬
- ・既往の記録から甚大な被害を受けた期間 ; 8月上旬～中旬

土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係にあり、大雨が降れば何らかの災害が発生している。また、一様な強さでしかも断続的な雨と比べ、集中的に降る大雨が多く発生し、被害も大きくなる傾向がある。

災害を未然に防ぐためには災害危険箇所の点検や対策等の検討も必要であるが、このような風災害（特に前線による大雨）について、気象現象の特徴を整理するとともに、今後の気象情報の収集（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）及び伝達を的確に把握できる体制の整備に努め、防災活動の基礎とすることも重要である。

第3節 土砂災害の事例

昭和46年～平成24年にかけての土砂災害発生の履歴は、以下の状況である。

年月日	場所・原因	被災状況等
昭和46年8月30日	庄内町東長宝	台風23号による崩壊
昭和50年6月25日	湯布院町湯平	梅雨前線による崩壊

昭和 51 年 9 月 10 日	庄内町畑田・五ヶ瀬他	台風 17 号による崩壊
昭和 54 年 6 月 27 日	湯布院町川西	梅雨前線による崩壊
昭和 57 年 8 月 27 日 早朝	湯布院町塚原	台風 13 号による由布岳北側 6 合目で土石流が発生、長さ 1.5km、幅 300m以上に及び霧島神社の本殿を直撃し、土砂に埋没した。
平成 9 年 9 月 16 日 14:00 頃	湯布院町塚原	台風第 19 号により塚原の雛戸山の山腹が崩壊。長さ 10m、幅 50m。崩壊土砂にて女性 1 人が手を軽傷した。
平成 17 年 9 月 4 日 ～7 日	湯布院町下湯平地区	台風 14 号による土石流発生。 死者 1 名。
平成 19 年 8 月 2 日	湯布院町温湯地区	台風 5 号により由布岳の山腹が崩壊し、湯の坪川が堰き止められ、県道鳥越湯布院線に甚大な被害が発生した。 由布院盆地内では、床上 110 戸、床下 105 戸が浸水被害。人的被害無し。
平成 24 年 7 月 1 日 18:35 頃	湯布院町岳本地区	6 月 8 日の梅雨入りから 7 月 23 日梅雨明けまでの 46 日間に気象庁の湯布院観測所では、1254.5 ミリを観測し、平年値 575.1 ミリの 2.18 倍となった。7 月 1 日には、由布岳山腹から土石流が発生し、岳本川流域で住家被害が発生。半壊 1 戸、床上 2 戸、床下 6 個の浸水、土砂流入 9 戸。非住家の床上浸水 3 戸、土砂流入 18 戸。 気象庁は、大雨災害において最大級の危機感を伝えるため、「これまでに経験をしたことのないような大雨」という表現をこの前線豪雨で用いた。
令和 2 年 7 月 7 日 ～8 日	庄内町高津原地区 庄内町湊地区 湯布院町湯平地区 ほか	7 月 6 日から 8 日にかけて梅雨前線による豪雨により、大分県内では 8 地点で 24 時間降水量が 250 ミリを超え、これまでの記録を超える大雨となった。 由布市においても庄内町で 1 時間の最大雨量が 90 ミリを超える猛烈な雨を観測し、市内で多くの土砂災害が発生した。 花合野川では各所で土石流が発生したことで河川が氾濫した。 死者 4 名。

第4節 地震災害の事例

日本は、国土全体が環太平洋地震帯の中にすっぽりと包まれた世界有数の地震多発国である。日本では人体が感じる地震は、年間約 1,000 回記録されている。

大分県周辺地域において、過去に被害を及ぼした地震は、「新編 日本被害地震総覧」によるもので、特に、由布市（大分）縁辺において発生している主な被害地震（M6 以上）について列挙すると以下の状況である。

1. 由布市縁辺における大規模な地震活動歴

1596 年	9 月 4 日	別府湾	M7.0±1/4
高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内（大分）、佐賀関で家屋倒れ。津波（4 m）により大分付近の村里はすべて流れる。大分沖の瓜生島が陥没し溺死 708 人との記録がある。			
1703 年	12 月 31 日	湯布院・庄内	M6.5±1/4
領内山奥 22 ヶ村で家潰 273 軒、破損 369 軒、石垣崩れ 1 万 5 千間、死者 1、損馬 2。湯布院、大分郡 26 ヶ村で家潰 580 軒、道筋 2～3 尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。			
1769 年	8 月 29 日	日向・豊後	M7.0
1854 年	12 月 24 日	安政南海地震	M8.4
1854 年	12 月 26 日	伊予西部	M7.3～7.5
1857 年	10 月 12 日	伊予・安芸	M7.0
1891 年	[明治 24 年] 10 月 16 日	豊後水道	M6.3
1899 年	[明治 32 年] 11 月 25 日	日向灘	M7.1
1909 年	[明治 42 年] 11 月 10 日	日向灘	M7.6
1916 年	[大正 5 年] 3 月 6 日	大分県北部	6.1
1939 年	[昭和 14 年] 3 月 20 日	日向灘	M6.5
1946 年	[昭和 21 年] 12 月 21 日	南海地震	M8.0
1968 年	[昭和 43 年] 4 月 1 日	日向灘地震	M7.5
1968 年	[昭和 43 年] 8 月 6 日	愛媛県西方沖	M6.6
1975 年	[昭和 50 年] 4 月 21 日	大分県中部	M6.4
湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で 5、大分 4、日田、津久見 3 であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町内山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。			
(大分県災害誌等による)			
庄内町 負傷 5、建物全壊 31、半壊 39、道路破損 57、崖 40			

第3章 災害とその特性

第4節 地震災害の事例

第5節 火山噴火災害の事例

			九重町	負傷 11、建物全壊 41、半壊 34、道路破損 84、崖 98
			湯布院町	負傷 6、建物全壊 0、半壊 24、道路破損 21、崖 36
			直入町	建物全壊 5、半壊 18、道路破損 16、崖 4 など
1978年	[昭和 53年]	7月 4日	宮崎県北部	M6.4
1983年	[昭和 58年]	6月 25日	大分県北部	M6.6
1983年	[昭和 58年]	8月 26日	大分県北部・国東半島	M6.8
1984年	[昭和 59年]	8月 7日	日向灘北部	M7.1
1987年	[昭和 62年]	3月 18日	日向灘中部	M6.6
1996年	[平成 8年]	10月 19日	日向灘	M6.9
1996年	[平成 8年]	12月 3日	日向灘	M6.7
1997年	[平成 9年]	6月 25日	山口県北部	M6.6
2006年	[平成 18年]	6月 12日	大分県中部	M6.2
2016年	[平成 28年]	4月 16日	大分県中部	M5.7
別府市、由布市で震度 6 弱、全市町村で震度 4 以上を観測。由布市では、災害関連死 3 名、重傷者 7 名、軽傷者 5 名の人的被害のほか、住家においては、一部損壊 2,308 棟、半壊 141 棟、全壊 1 棟の建物被害や、道路被害 60 件などが発生した。大分県内では、災害関連死 3 名、重傷者 11 名、軽傷者 22 名の人的被害のほか、住家被害（全半壊 231 棟）、道路被害 216 件などが発生した。				
2023年	[令和 4年]	1月 22日	日向灘	M5.7

第5節 火山噴火災害の事例

県下に分布する活火山は、火山噴火予知連絡会によると、九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳で、火山活動度は九重山及び鶴見岳・伽藍岳がBランクに、由布岳がCランクに分類されている。また、県下に影響を及ぼす活火山として熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。

九重山のうち硫黄山が平成7年10月に257年ぶりに噴火し、その後も火山活動を続けているが、火山活動に大きな変化は認められず、静かな状態が続いている。硫黄山が噴火した場合には、噴石、降灰、土石流、火山ガスの滞留が想定されている。また、大船山が噴火した場合には、噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流の発生が想定されている。

鶴見岳は、昭和49年に赤池噴気孔で周囲に小石を飛ばしたことがあるが、現在は静穏な状態である。また、由布岳も現在は静穏な状態である。両火山とも、噴火した場合には噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流の発生が想定されている。

伽藍岳は平成7年に泥火山が形成されたものの安定した状態が続いているが、噴火した場合には、噴石、降灰、泥石流、土石流、火山ガスの滞留が想定されている。

第4章 防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

- 第1節 実施責任
- 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱
- 第3節 災害に関する調査研究の推進

《 基本方針 》

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動における実施責任の所在及び処理すべき事務または業務は次の通りである。

第1節 実施責任**1. 市**

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1. 市

(災害予防)

- ・ 防災会議に係る事務に関する事。
- ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- ・ 気象予報若しくは警報の住民への伝達に関する事。
- ・ 防災施設の整備に関する事。
- ・ 防災に係る教育、訓練に関する事。
- ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- ・ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- ・ 給水体制の整備に関する事。
- ・ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- ・ 災害危険区域の把握に関する事。
- ・ 各種災害予防事業の推進に関する事。
- ・ 防災知識の普及に関する事。
- ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。
- ・ 消防体制の整備強化に関する事。
- ・ その他防災に関し、市の所掌すべき事。

(災害応急対策)

- ・ 水防・消防等応急対策に関する事。
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- ・ 避難の指示及び避難者の指導並びに避難所の開設に関する事。
- ・ 災害時における文教、保健衛生、治安対策に関する事。
- ・ 災害広報に関する事。
- ・ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- ・ 復旧資機材の確保に関する事。
- ・ 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- ・ 災害時における交通、緊急輸送の確保に関する事。
- ・ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- ・ 県への自衛隊の災害派遣に関する事。

(災害復旧)

- ・ 公共土木施設、農地及び農林用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事。
- ・ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。

2. 県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院）

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行う。

- ・ 県防災会議に関する事。
- ・ 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- ・ 被害状況の収集調査に関する事。
- ・ 水防その他の応急措置に関する事。
- ・ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- ・ 県営ダム等の防災管理に関する事。
- ・ 緊急輸送車輛の確認に関する事。
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- ・ 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- ・ その他防災に関し、県の所掌すべき事。

3. 消防本部、消防団

（災害予防）

- ・ 消防施設、消防体制に関する事。
- ・ 救助及び救援体制に関する事。
- ・ 危険物施設等の防火対象物の実態把握と防護の指導監督に関する事。
- ・ 消防知識の啓発に関する事。
- ・ 初期消火、応急手当の普及に関する事。
- ・ 災害警備計画に関する事。
- ・ 気象情報の通報及び警報の発令に関する事。

（災害応急対策）

- ・ 火災発災時の消火活動に関する事。
- ・ 火災警戒区域の設定に関する事。
- ・ 災害時の避難、誘導に関する事。
- ・ 水防活動の協力、救護に関する事。
- ・ 被災者の救助、救援に関する事。
- ・ 危険物施設等の防火対象物の災害実態の把握、調査に関する事。
- ・ 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ・ 広報活動に関する事。

4. 指定地方行政機関

1) 九州管区警察局

- ・ 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
- ・ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
- ・ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
- ・ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- ・ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- ・ 災害時における警察通信の運用に関する事。

2) 九州財務局（大分財務事務所）

- ・ 公共事業等被災施設査定立会の立会に関する事。
- ・ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
- ・ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。
- ・ その他防災に関し財務局の所掌すべき事。

3) 九州厚生局

- ・ 被害状況の情報収集、通報に関する事。
- ・ 災害時における関係職員の現地派遣に関する事。
- ・ 災害時における関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ その他防災に関し厚生局の所掌すべき事。

4) 九州農政局（大分県拠点）

- ・ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関する事。
- ・ 災害時における応急食料の調達・供給に関する事。
- ・ 主要食料の安定供給対策に関する事。
- ・ その他防災に関し農政局の所掌すべき事。

5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）

- ・ 国有林野の治山、治水事業の実施に関する事。
- ・ 保安林、保安施設等の保全に関する事。
- ・ 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関する事。
- ・ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべき事。

6) 九州経済産業局

- ・ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。
- ・ 被災した中小企業等に対する融資あっ旋に関する事。
- ・ その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事。

7)福岡管区気象台（大分地方気象台）

- ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
- ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。
- ・市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- ・気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

8)九州運輸局（大分運輸支局）

- ・陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
- ・被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
- ・自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- ・その他防災に関し、運輸支局の所掌すべきこと。

9)九州地方整備局（大分河川国道事務所）

- ・直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- ・直轄河川の水防に関すること。
- ・直轄国道の維持改修に関すること。
- ・緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。
- ・その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

10)九州総合通信局

- ・非常通信体制の整備に関すること。
- ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ・災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。
- ・災害時における電気通信の確保に関すること。
- ・非常通信の統制、管理に関すること。
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

11)大分労働基準監督署

- ・工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- ・その他防災に関し、労働基準監督署の所掌すべきこと。

5. 自衛隊（陸上自衛隊 湯布院駐屯地西部方面特科隊）

- ・災害時における人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、防疫給水等のほか災害通信の支援に関すること。
- ・その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

6. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

1)九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

- ・鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- ・災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。

2)日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

- ・鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- ・災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。

3)西日本電信電話株式会社（大分支店）

- ・電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。

4)KDDI株式会社（九州総支社）

- ・携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

5)株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社（大分支店）

- ・携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

6)日本銀行（大分支店）

- ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること。
- ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
- ・金通機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
- ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
- ・各種措置に関する広報に関すること。

7) 日本赤十字社（大分県支部）

- ・災害時における医療、助産及び死体処理等被災地での医療救護に関すること。
- ・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。
- ・義援金品等の募集配分に関すること。

8) 日本放送協会（大分放送局）

- ・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
- ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

9) 日本通運株式会社（大分支店）

- ・災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

10) 九州電力送配電株式会社（大分配電事業所・別府配電事業所）

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること。
- ・災害時における電力供給確保に関すること。
- ・被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

11) 西日本高速道路株式会社九州支社（大分管理事務所）

- ・管理する道路等の整備・改修に関すること。

12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

- ・災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
- ・災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
 - ア.被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - イ.被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ウ.被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - エ.被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
 - オ.ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。
- ・その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。

13) ソフトバンク株式会社

- ・携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

14) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）

- ・携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

7. 指定地方公共機関

1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

- ・ 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に關すること。

2) 公益社団法人大分県トラック協会

- ・ 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に關すること。
- ・ 災害時における輸送・物流に關する専門知識を有する者の派遣協力に關すること。

3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社

- ・ 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に關すること。
- ・ 災害時における輸送線路及び施設の確保に關すること。

4) 一般社団法人大分県医師会

- ・ 災害時における助産、医療救護に關すること。

5) 大分瓦斯株式会社

- ・ ガス施設の整備と防災管理に關すること。
- ・ 災害時におけるガス供給確保に關すること。
- ・ 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。

6) 一般社団法人大分県LPガス協会

- ・ ガス施設の整備と防災管理に關すること。
- ・ 災害時におけるガス供給確保に關すること。
- ・ 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。

7) 一般社団法人大分県歯科医師会

- ・ 災害時における医療救護及び被災者の特定等に關すること。

8) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局

- ・ 気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に關すること。

9) 公益社団法人大分県看護協会

- ・ 災害時における災害看護に関すること。
- ・ 災害後の要配慮者の支援に関すること。

10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会

- ・ 災害時における女性の福祉の増進に関すること。

11) 公益社団法人大分県薬剤師会

- ・ 災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

12) 一般社団法人大分県建設業協会

- ・ 災害時における道路啓開に関すること。
- ・ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

13) 太平洋セメント株式会社大分工場

- ・ 災害時における災害廃棄物処理に関すること。

14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

- ・ 災害ボランティアに関すること。
- ・ 避難行動要支援者への支援に関すること。
- ・ 生活福祉資金の貸付に関すること。

8. その他公共団体、防災上重要施設の管理者等

1) 由布市社会福祉協議会

- ・ ボランティア活動に関すること。

2) 大分県農業協同組合

- ・ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・ 農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・ 被災農林業者に対する融資及びその斡旋に関すること。
- ・ 被災農林業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること。

3) 由布市商工会

- ・ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- ・ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること。

4) 由布市建設業組合

- ・土木建築工事に関わる災害応急及び災害復旧対策についての協力に関すること。
- ・災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関すること。

5) 由布市指定給水工事業者

- ・水道管施設の復旧についての協力に関すること。

6) 大分郡市医師会

- ・災害時における助産、医療救護に関すること。

7) 危険物施設、毒劇物施設等関係施設の管理者

- ・災害時における危険物等の保安処置及び毒劇物等の取り扱いに関すること。

8) 各種社会福祉団体、老人クラブ連合会等の団体、自治会等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの

- ・市の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること。

第3節 災害に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施するとともに、関係機関の実施に協力する。

1. 地震防災研究

地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、その他の災害予想危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の前期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2. 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第5章 被害の想定

第1節 被害の想定

第1節 被害の想定

本市に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農林産物や農林業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等の風水害と、地震や火災あるいは火山災害等の予知できない災害とに大別できる。

本市の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び大分県防災対策指針、県地域防災計画等を考慮し、次の災害を想定する。

1. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地でののり面崩壊、山腹崩壊等がある。

1) 河川氾濫、浸水害

大分県において指定している堤防高不足や河積断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川及び湖沼等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を予想する。

●参考資料編 資料 総-5-1-1(1)～(3)「由布市洪水ハザードマップ」

2) 減災目標と具体的な防災・減災対策

「大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」において設定した減災目標を共有し、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、災害予防計画で記載する防災・減災対策を推進する。

2. 土砂災害

1) 土石流災害

大分県で指定している土石流危険溪流を想定する。

多数の土砂災害危険箇所が分布し、これら危険箇所における土石流危険溪流及び崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

2) 急傾斜地災害

大分県で指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所を想定する。

砂・礫・泥質土等の弱い土質、30度以上の斜面など地形条件で制約され、住宅等を建設した場合には、その周辺に急傾斜地を伴う場合が多い。急斜面は全体的に崩壊の危険性ははらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区等の斜面崩壊による住宅や道路等への被害を想定する。

3) 地すべり災害

大分県で指定している地すべり危険箇所を想定する。

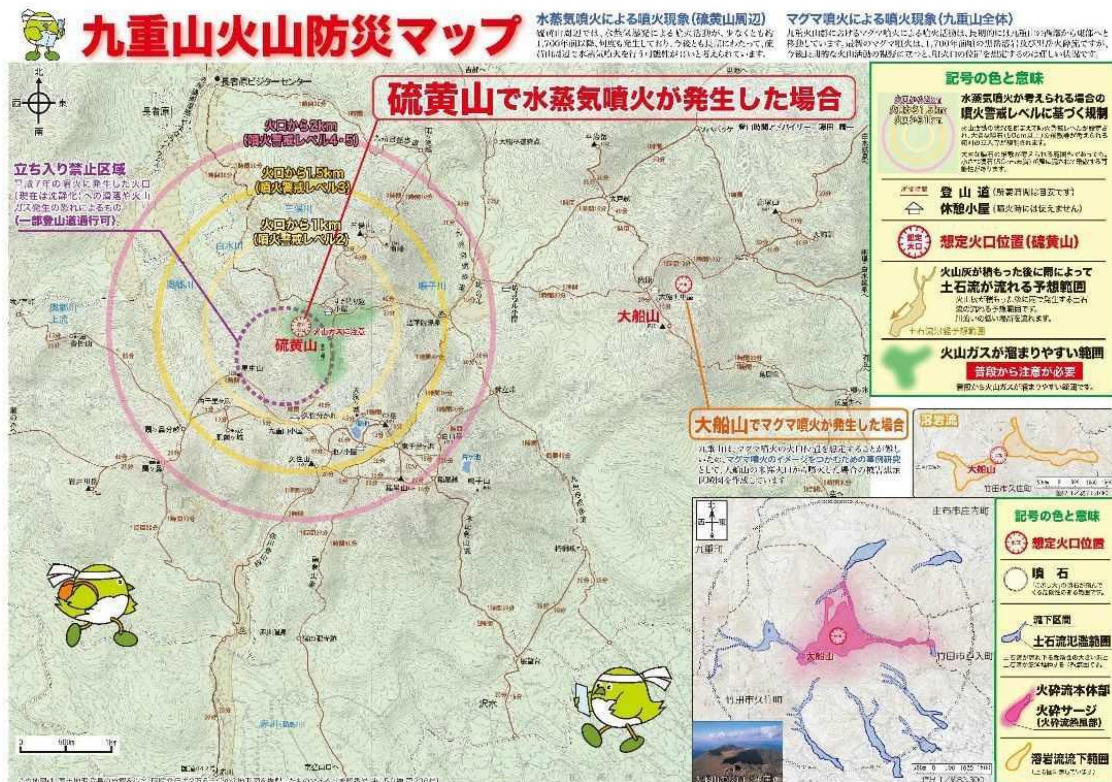
地すべりは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。これら地すべり危険箇所における、地すべり崩壊による住宅、道路等への被害を想定する。

3. 火災及び危険物災害

木造住宅の密集地や消防自動車進入困難地域での火災や同時多発の出火等の大規模火災を想定する。

4. 火山災害

県下に分布する活火山のうち、九重山に属する硫黄山及び大船山、鶴見岳及び由布岳、伽藍岳で過去2,000年程度の間に発生した噴火活動に基づいて、「くじゅう山系火山防災マップ」及び「由布岳・鶴見岳・伽藍岳火山防災マップ」によって噴火規模が想定されている。したがって、これに基づき、本計画の想定災害と位置づけるものとする。



《くじゅう山系火山防災マップ》

5. 地震災害

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震を想定する。

1) 想定地震

- ① 南海トラフ
- ② 中央構造線断層帯
- ③ 周防灘断層群（主部）
- ④ 日出生断層帯
- ⑤ 万年山-崩平山断層帯
- ⑥ プレート内

2) 地震動の想定

県の被害調査の結果によると、本市での最大震度は、②中央構造線断層帯④日出生断層帯⑤万年山-崩平山断層帯で、震度7と想定されている。

3) 被害想定

平成30年度大分県地震被害想定調査に基づいて、予測される本市の被害は次のとおりである。

■本市における地震により予測される被害想定

揺れ・液状化による建物被害(棟)・ブロック塀倒壊件数(件)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩平山断層帯	南海トラフ巨大地震	
建物等被害	揺れ	全壊	2,461	414	70	22
		半壊	2,251	644	226	99
	液状化	全壊	46	26	8	14
		半壊	83	47	14	25
	急傾斜地崩壊	全壊	4	1		
	ブロック塀倒壊		2,449	1,589	479	515

第5章 被害の想定

第1節 被害の想定

出火件数(件)・焼失棟数(棟)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
火災被害	全出火(冬5時)	2			
	全出火(夏12時)	7	1		
	全出火(冬18時)	19	4	1	
	焼失棟数(冬5時)	2			
	焼失棟数(夏12時)				
	焼失棟数(冬18時)				

死傷者数(人)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
人的被害	建物崩壊(冬5時)	死者	40	5	
		重篤者			
		重傷者	1		
		軽傷者	16	2	1
	建物崩壊(夏12時)	死者	33	4	
		重篤者			
		重傷者	1		
		軽傷者	15	2	1
	建物崩壊(冬18時)	死者	32	4	
		重篤者			
		重傷者	1		
		軽傷者	14	2	1
	斜面崩壊(冬5時)	死者	1		
		重篤者			
		重傷者	1		
		軽傷者	2		
	斜面崩壊(夏12時)	死者			
		重篤者			
		重傷者			
		軽傷者	1		
	斜面崩壊(冬18時)	死者			
		重篤者			
		重傷者	1		
		軽傷者	2		
	火災(冬5時)	死者			
		重篤者			
		重傷者			
		軽傷者			
	火災(夏12時)	死者			
		重篤者			
		重傷者			
		軽傷者			
	火災(冬18時)	死者			
		重篤者			
		重傷者			
		軽傷者			
	ブロック塀倒壊(冬5時)	死者			
		重篤者			
		重傷者			
		軽傷者			
	ブロック塀倒壊(夏12時)	死者			
		重篤者			
		重傷者	2	1	
		軽傷者	3	2	
	ブロック塀倒壊(冬18時)	死者			
		重篤者			
		重傷者	3	2	
		軽傷者	5	3	1

第5章 被害の想定

第1節 被害の想定

避難所生活者数(人)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震	
生活支障等	避難所生活者数	1日後	7,306	2,585	1,139	429
		1週間後	5,871	2,258	869	275
		1カ月後	3,333	713	180	91
	避難所外疎開者数	1日後	3,934	1,392	613	231
		1週間後	3,381	1,350	527	164
		1カ月後	1,795	384	97	49
応急仮設住宅必要者数(世帯)	366	64	11	5		

上水道管被害数(箇所)・仮設トイレ需要量(基/100人)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
ライフライン被害	上水道管被害数	88	25	12	4
	仮設トイレ需要量	34	8	2	1

瓦礫発生量(トン)・ごみ発生量(トン)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
災害廃棄物発生	瓦礫発生量(焼失含む)	219,179	47,573	11,227	6,398
	ごみ発生量(発生~3カ月後)	4,891	1,045	117	570

孤立集落(世帯)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
その他	孤立集落	3	1		

4) 減災目標と具体的な防災・減災対策

3) の人的・物的被害の想定を踏まえ、「大分県地震・津波対策アクションプラン」において県が設定した減災目標を共有し、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、災害予防計画で記載する防災・減災対策を推進する。

第6章 由布市の主な災害危険箇所

第1節 災害危険箇所

第1節 災害危険箇所

1. 水害危険箇所

本市は、一級河川の大分川水系を主要河川として、水防上の警戒を要する災害危険河川、重要水防区域が該当する。

- ・災害危険河川
- ・重要水防区域
- ・水防区域

また、地形の分布、過去の水害履歴から風水害の影響が予想されると思われる主な地域は以下の状況である。

1) 谷底平野

谷底平野は山地・丘陵地を開析する河川水系に沿うようなかたちで分布し、河川の沖積作用が及ぶ地域である。そのため、豪雨時等に洪水氾濫による被害をうけやすく、山脚部では斜面災害のおそれがある。

2) 旧河道、河川屈曲、蛇行、合流部

洪水流は旧河道を流れやすく、旧河道部と現在の堤防接合部は地盤状況によって液状化、洗掘による堤防決壊等の危険性がある。これら河川の状況は過去の河川氾濫等の形跡を示すもので洪水等への何らかの影響を示している。

3) 台地、段丘

台地、段丘面の多くは水害・地震災害などに対して比較的安全なところである。しかし、現河床との比高が小さなものでは、洪水氾濫時に冠水するおそれがある。また、段丘崖では斜面災害の危険性もある。これらの台地面の一部にみられる浅い谷では豪雨時等の浸水が予想される。また、台地縁辺の急崖地における、熔結部と非熔結部の境界部では斜面崩壊を起ししやすい。

4) 浸水区域

これまでの災害履歴から、今後も風水害の影響が予想されると思われる地形特性は、以下の状況である。

ア. 河川合流部の周辺（大分川）

河川合流部は、主に大分川に流下する田園等の平野部で大規模な開拓地に利用されている。地形的に河川の氾濫しやすい低平野地で、扇状地の一部及び谷底平野となっている。一般的にこれらの地形は、河道沿いでは洪水の危険性があり、豪雨時などに洪水氾濫による被害をうけやすく、山脚部では斜面災害の恐れもある。

イ. 河川屈曲・蛇行部

大分川は大きく蛇行し、地形が迫り段丘地形で閉塞しやすいなど、極めて緩い傾斜の沖積低地では蛇行する河川が発達しやすい。特に上流の低平地等を囲む区間浸水すれば、標高の低い地域は浸水しやすく、水流によって局部での浸食と堆積が一層進み、極端な蛇行河川となるが、これに洪水流が発生すると水勢により河川の局部が破壊されやすく、内水氾濫の要因となる。

ウ. 内水氾濫

内水氾濫被害は、リゾート開発を含め、山林・農地・宅地等の土地利用の変化や地下水採取に伴う地盤沈下が誘因となって発生することも考えられる。

由布市の治水状況は、「外水」による堤防決壊等の大規模な被害はないものの、流入水路の合流先河川の水位上昇による「氾濫」や流入水路の河積不足による「溢水」によるものが顕著であり、現象として見た場合、詳細に内水・外水に区別できない。

治水上の大きな問題点をまとめると以下の点が挙げられる。

1. 河川、水路の流下能力不足
2. 開発による土地利用変化
3. 水面と地盤高の影響による浸水

2. 土砂災害危険箇所

丘陵地や山麓部では風化が進行している地域があり、山麓部の谷間では土石流堆積物が分布する。このような地域では古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊の危険性が高い。

1) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面、人工斜面に分かれ、高さ5m以上の斜面勾配30度以上の斜面をいう。保全対象である人家戸数が5戸以上（公共施設を含む。）の斜面を斜面Ⅰ、人家戸数が4戸未満の斜面を斜面Ⅱ、人家戸数が0戸の斜面を斜面Ⅲに区分される。

又、丘陵地等を切り開いて開発された付近では住宅と山裾とが近接するため、急傾斜地崩壊危険箇所が増加する傾向にあり、斜面に隣接する宅地開発の抑制が課題となっている。

●参考資料編 資料 総-6-1-1(1)～(2)「急傾斜地崩壊危険箇所」

2) 地すべり危険箇所

本市には、県が把握する地すべり危険箇所が9箇所それぞれの地区に存在する。保全対象には、人家、公共施設をはじめ、河川への流出にともなって周辺人家への拡大も懸念される。そのうち2箇所地すべり防止区域が指定され、対策工事も着手されている。

●参考資料編 資料 総-6-1-2「地すべり危険箇所」

3) 落石崩壊危険箇所（落石・崩壊）

本市には、落石崩壊危険箇所が30箇所あり、ここでは保全対象が道路を対象とするため、国道210号が2箇所、県道が別府一の宮線9箇所、庄内久住線5箇所、田野庄内線6箇所、別府湯布院線2箇所、東山庄内線1箇所、湯平温泉線5箇所の合計28箇所となっている。

●参考資料編 資料 総-6-1-3「落石崩壊危険箇所」

4) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域は、資料編のとおりである。

●参考資料編 資料 総-6-1-4「土砂災害警戒区域」

3. 土石流危険渓流危険箇所

1) 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、保全対象である人家戸数が5戸以上（公共施設を含む。）の渓流を渓流Ⅰ、人家戸数が5戸未満の渓流を渓流Ⅱ、人家戸数が0戸の渓流を渓流Ⅲに区分される。

また、その他の危険渓流以外の箇所についても配慮する必要がある。各河川水系の上流端や谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状地、あるいはなまこ形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆積物等の分布する地域では、特に注意が必要である。現在の土石流危険渓流は、地形分類で区分される土石流堆積物の分布と概ね一致するため、土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられ、今後も人口構造や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

この内の2箇所は、昭和57年～63年にかけて土砂災害発生の履歴がある。その内訳は以下の状況である。

- ア. 大分川水系の塚原地区で昭和57年8月27日の台風13号の影響により災害発生（霧島神社埋没）している。
- イ. 大分川水系の塚原地区で平成9年9月16日に災害発生（女性1人軽傷）している。

●参考資料編 資料 総-6-1-5 (1)～(2)「土石流危険渓流」

4. 山地災害危険地区

本市には、県が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区が存在する。

5. 火災危険地域

本市においては、火災危険地域として、消防車の進入が困難な狭い道等の消防活動困難地域がある。

進入困難地域は、「道路狭小、住宅密集等が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼の恐れがあると予想される地域」である。これらの地域は、消防自動車進入困難、木造密集地域等をふまえた火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備の検討も今後、必要となっている。

風水害等対策編 第1部 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

《 基本方針 》

由布市において、各種災害に対して市民の生命、身体及び財産等の安全を確保するための計画基本方針は「①災害に強いまちづくりのための対策」、「②災害に強い人づくりのための対策」及び「③災害対応能力の向上のための対策」の3つに区分する。

このうち、防災施設や設備の整備である「ハード面の対策」、そして人・組織づくりの確立等を主体とする「ソフト面の施策」の両方を確立することが望まれている。ハード面の施策を重視して進めているが財政面を考慮すると、長期的な視野で検討する必要がある。そのため、現実的かつ効率的に被害を最小限にとどめるような「ソフト面の施策」を優先して計画検討を推進する。

《 計画目標 》

1. 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で述べる「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生した場合でも被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- 2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- 3) 施設・設備の耐震化（建築物及び公共施設等の耐震性の確保）
- 4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- 5) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）

2. 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1) 自主防災組織の育成・強化
- 2) 防災訓練の実施
- 3) 防災教育の実施
- 4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- 5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮する者（以下「要配慮者」または「避難行動要支援者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- 6) 帰宅困難者の安全確保
- 7) 市民運動の展開

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- 2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- 3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- 4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

- 第1節 被害の未然防止事業の推進
- 第2節 治山治水計画
- 第3節 土砂災害予防計画
- 第4節 建築物及び文化財等災害予防計画
- 第5節 交通施設災害予防計画
- 第6節 農林業災害予防計画
- 第7節 火災予防計画
- 第8節 林野火災予防計画
- 第9節 危険物等災害予防計画

第1節 被害の未然防止事業の推進

《 計画目標 》

各種の災害から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業は、国・県の各種計画と連携し、市はこれに協力、または必要な要請を行いながら、各種対策を推進するものとする。

また、各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この各章の計画の定めるところにより実施し、推進するものとする。

第2節 治山治水計画

(土木対策班・農林耕地対策班)

《 基本方針 》

近年の土地利用、住民生活様式等の変化に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。このため、計画的な河川の整備と併せて、内水排除施設の整備や民間開発等における流出抑制等の森林のもつ保水機能の維持に努め、大量の出水防止、水源涵養や土砂崩壊防止の機能の向上に努め、総合的な治水対策をより一層推進する。

また、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努めるとともに、住民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

第1項 河川対策

《 計画目標 》

1. 河川改修の推進

市内の河川については、国事業及び県事業として、計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに継続して積極的な推進を関係機関に要請する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業と連携に加え、流域に係わる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

2. 洪水による被害が増大するおそれがある区間については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。また、内水排除施設の整備を図り、流下能力を向上させていくとともに、公共下水道事業等及び他事業との調整を図る。

3. 危険区域の調査

災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。

4. 河川施設の維持管理

河川施設は、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所を重点に万一に備え、出水期に備えて見まわりを行い、水防倉庫の備蓄資材を補給しておく。

水門、樋門は、特に門扉等を巡視点検し、運転を容易にし出水に備える。

5. 防災情報の周知及び情報の伝達体制の確立

市民が安全な避難を行えるよう、地域防災計画に、洪水ハザードマップを掲載し、管内図にその位置を掲載する等、関係住民に周知するとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

6. 避難路・指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

水害に対応した指定避難所等の指定と整備を行う。具体的には、公民館、小・中学校、公園等の指定緊急避難場所（避難地）の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。

第2項 ため池対策

《 計画目標 》

1. 老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。
2. 点検結果に基づき、必要な場合は、詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・余水吐きや樋管等の整備を検討する。
3. 毎年、出水時期前には、ため池等の点検パトロールの実施に努める。
4. ため池管理者は、異常気象に注意し、水位変動を地元水利権者等の監視のもと状況に応じて河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

第3項 治山対策

《 計画目標 》

1. 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
2. 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。
3. 急傾斜地・地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。
4. 緑地の保全
市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
5. 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

●参考資料編 資料 風予-2-2-3-1 「重要水防区域」

●参考資料編 資料 風予-2-2-3-2 「災害危険河川」

第3節 土砂災害予防計画

(土木対策班・農林耕地対策班)

《 基本方針 》

本市は、火山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と社会環境の変化に伴う開発行為等による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、従来より土砂災害を引き起こし、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、想定される災害としては最も注意が必要な災害である。そのため、土砂災害に関し、次の方針に基づき必要な措置を推進する。

1. 県が行う事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。また、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。
2. 住民におかれた環境を知らせるため、市の災害危険箇所の周知と啓発を図る。
3. 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるよう、必要な警戒・避難体制の整備を推進する。
4. 小・中学校、公園空地等の指定緊急避難場所（避難地）の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所の検討並びに整備体制の充実に努める
5. 市は、盛土が起因となる災害の防止に向けた、県による総点検等に積極的に協力するとともに、危険が確認された盛土については、速やかな是正指導が行えるよう県と連携を図るものとする。

また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に対して適切な助言や支援を要請する。

第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策、がけ地近接住宅移転事業

《 計画目標 》

1. 危険箇所の把握及び県指定の促進

- 1) 斜面崩壊や地すべり発生の危険のある斜面等の実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- 2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。
- 3) 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等のカルテや台帳を作成する。

2. 排水対策、崖面・地すべり面対策

災害の発生のおそれがある危険地区などは、必要に応じ排水や崖面・地すべり面対策を実施検討していく。

- 1) 地表水が崖面・地すべり面へ流入しないよう排水溝を設置し、または既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査のうえ、排水対策を実施する。

- 2) 崖地や台地端部の大きな樹木を除去する。
- 3) 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮石の不安定な箇所について、ビニールシート及びモルタルで整備補強するほか浮石の除去を行う。
- 4) 二次災害防止のためシート、鉄筋棒等を購入保管し、市民から要望があった場合、シートを敷設する等の応急対策を検討する。

3. 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

4. 防災情報の周知及び情報の伝達体制の確立

市民が安全な避難を行えるよう、地域防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所を掲載し、管内図にその位置を掲載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成・配布し関係住民に周知するとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

5. 避難路・指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

土砂災害に対応した指定避難所の指定と整備を行う。具体的には、公民館、小・中学校、公園等の指定緊急避難場所（避難地）の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。

6. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地に近接した住宅の移転に対し補助金が交付されるので、この制度を利用した住宅の移転を促進する。

第2項 土石流災害対策

《 計画目標 》

1. 危険渓流の実態調査及び県指定の促進

- 1) 危険渓流について、保全対象の有無、多少にかかわらず、調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。
- 2) 危険性の高い未指定渓流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

2. 砂防事業の推進

- 1) 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。
- 2) 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。

3. 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

1) 土石流災害の特性

2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- エ. 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ. 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

3) 災害時の心得

- ア. 気象予報・警報等の情報収集
- イ. 避難の時期、方法、場所
- ウ. 飲料水、非常食料の準備
- エ. 現地標識の設置、ハザードマップ等による危険箇所の周知

4. 警戒・避難体制の整備

市は、過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、道路の通行規制の基準雨量の成果等から設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

- 1) 市及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- 2) 市は、関係住民に対する予報・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険溪流周辺における簡易雨量計等の観測及び防災パトロールによる緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

第3項 山地災害対策

《 計画目標 》

1. 危険地区の実態把握

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに必要に応じ山地災害を防止するため、関係機関と協力して適切な対策を講じる。

2. 治山事業の推進

- 1) 危険地区に対する災害防止工事の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。
- 2) 保安林の整備・充実を関係機関に要請するとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。
- 3) 復旧治山、予防治山について関係機関に協力要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進する。
- 4) 保安林整備の充実を図るとともに、崩壊、土砂流出等を防止するため、造林事業を推進する。

第4節 建築物及び文化財等災害予防計画

(土木対策班・文教対策班)

《 基本方針 》

公共施設には、多数の勤務者や来訪者が出入りし、災害による被害を拡大させる要因となる。これら多くの人命を災害から守ることは、市としての大きな責務である。また、防災の観点から公共施設等を整備することは、避難所整備の有効な施策ともなる。そのため、新たに建築する公共施設は、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強について検討する。

また、本市は遺跡等の多くの貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくため、平素から火災等の災害防止に努める。

第1項 建築物災害予防対策

《 計画目標 》

1. 防災上の重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

2. 公共施設災害予防計画

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）
- 2) 避難体制の確立
- 3) 消防法に基づき整備を必要とする防災対象物等（消防設備・警報設備・避難設備等）の整備を検討する。
- 4) 職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

3. 市民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期及び台風期、梅雨期において、市民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

第2項 文化財災害予防対策

《 計画目標 》

1. 市は、平素から管理者・住民への火災等への災害対応について、啓発・助言を行い、文化財の持ち出し等の災害体制を検討しておく。
2. 市文化財担当職員講習会を開催して、文化庁文化財保護部発行（昭和45年3月）「文化財防火、防犯の手引き」により防災措置の普及を図る。
3. 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。
4. 災害予防体制の確立等、保護についての指導を行う。
 - 1) 災害予防及び災害発生時の責任・役割分担の明確化

2) 防火管理体制の整備

- ア. 防災施設・設備の整備促進と点検
- イ. 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
- ウ. 電灯線、消火栓等の点検整備
- エ. 指定物件周辺の火気禁止地帯の設定

3) 避難体制の確立

- ア. 文化財の消防計画（避難所、避難路、責任者等の作成）
- イ. 見学者等の避難誘導計画
- ウ. 避難訓練の実施

第5節 交通施設災害予防計画

（土木対策班）

《 基本方針 》

道路・鉄道は、市内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、まちの骨組みを形成する。また、その空間はまち災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路・鉄道の持つこれら多くの機能を再確認し、これをまちの中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。

第1項 道路整備計画

《 計画目標 》

1. 道路整備対策

- 1)道路の緑化（延焼遮断帯としての効果）
- 2)道路標識・避難地の標識の改良（避難活動への効果）
- 3)駐車場の確保（路上駐車を無くし、災害活動への効果）
- 4)電線類の地中化の促進
- 5)狭あいな生活道路については、建築時におけるセットバック指導において道路整備を図る。

2. 緊急交通路整備計画

- 1)道路の災害の発生に際しては、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- 2)道路管理者は、救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。
- 3)主要市道については、道路・橋梁等の安全性の確保と避難路及び緊急車両・輸送車両等が通行できる有効な幅員の確保に努める。

3. 道路・橋梁施設等

- 1)災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架替えや拡幅等を検討する。
- 2)橋梁、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化に問題のある箇所点検・補修を行い、迅速な復旧体制の整備に努める。
- 3)台風・大雨等の異常気象時における道路施設等の安全確保のための点検整備に努める。
- 4)老朽及び各種点検調査の結果に基づき、危険度の高いものから順に対策を実施する。

第2項 のり面崩壊対策

《 計画目標 》

1. 豪雨に対する道路のり面の危険箇所を把握するための道路防災点検調査を実施し、要対策箇所の把握を進める。
2. 危険箇所調査結果に基づき、のり面保護工等の災害防止対策について検討し、危険度の高いものから順に対策を実施する。
3. 市道及び林道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。
4. 市独自で対策できない危険箇所については、対策工事の早期完成を関係機関に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

5. パトロールを適宜実施し危険箇所の状況を監視するとともに、のり面中浮石等落石のおそれのあるもの、覆いかぶさっているような樹木類の除去等を行う。

第3項 鉄道施設

《 計画目標 》

1. 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- 1) 非常呼出訓練
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 脱線復旧訓練
- 5) 救出、救助、救護訓練
- 6) 危険物、毒劇物災害訓練

2. 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

3. 避難誘導體制等の周知

- 1) 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- 2) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

4. JR九州における鉄道施設

JR九州における鉄道施設の災害防止対策は、次によるものである。

- 1) 鉄道施設等の点検
- 2) 災害時の運転規則

第6節 農林業災害予防計画

(農林耕地対策班)

《 基本方針 》

農業あるいは農地とは、ただ単に作物を生産するだけでなく、観光面への寄与、緑の空間を約束するものでもある。そのような意味においても、本市における農業あるいは農地の持つ役割は極めて大きいといえる。したがって、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防止するため、所用の予防措置を講じるものとする。農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては

協力依頼を要請するとともに、市と市民の相互の協力体制のもと計画を推進する。

第1項 農林施設災害予防計画

《 計画目標 》

1. ため池整備計画

- 1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈の励行
- 2) 排水施設の点検整備
- 3) 堤体の応急補強と通行規制
- 4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- 5) 不用貯水の排除及び事前放流
- 6) ため池等整備事業の積極的活用

●参考資料編 資料 風予-2-6-1-1 「ため池一覧表」

2. 用排水路

- 1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にを行う。

3. 農道

- 1) 側溝・暗渠・溜桝・排水管等、排水施設の浚渫・清掃
- 2) 農業機械の大型化に対応しての農道整備

第2項 農作物災害予防計画

《 計画目標 》

1. 水稻

- 1) 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた抵抗性品種の採用と適期移植により、災害の軽減を図る。
- 2) 応急対策用苗を共同育苗施設の利用により確保する。
- 3) 計画的配水、作期の分散等により干ばつ被害の発生を防止する。
- 4) 風水害に伴い発生する白葉枯病等の病害予防措置、事後措置を講ずる。
- 5) 気象情報に即応した予防措置を講ずる。
- 6) 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

2. 野菜

- 1) 干害対策として、灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- 2) 風水害または水害に対する排水溝等の整備を図る。
- 3) 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- 4) 倒伏防止のための支柱を補強する。

3. 花き

- 1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- 2) 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- 3) 倒伏防止のための支柱を補強する。
- 4) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- 5) 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

4. 果樹

- 1) 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
- 2) 風害に対しては防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修補強を図る。
- 3) 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、草生、敷藁、敷草等により土壌の流出を防止し、園地の損壊を予防する。
- 4) 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

5. 病虫害等の防除対策

森林病虫害については、早期発見と早期駆除に努めるとともに発生状況調査事業をさらに推進して、発生予察体制の確立を期し、あわせて育林技術の改善による生態的防除を推進する。

6. 家畜災害予防

- 1) 台風等により被害がでるおそれがあるときは、施設の安全措置、家畜の避難をするように指導する。
- 2) 施設等の整備
畜舎、鶏舎等施設の補強整備、施設場所の選定の整備等を指導推進する。
- 3) 干害に備え、耐干性作物又は品種の奨励、普及を図る。
- 4) 飼料の加工、貯蔵の整備を助長し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。

第3項 災害予防に関する試験研究の推進

《 計画目標 》

市は、災害予防対策の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

1. 気象情報や衛星データ（ひまわり）を活用した災害予防に関すること
2. 気象災害に強い農作物の品種や土壌の改良

3. 施設栽培等による気象災害防止技術の開発
4. 土壌保全、土壌流出防止技術の開発

第4項 防災思想の普及

《 計画目標 》

災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、市民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努めるものとする。

第5項 防災基盤の整備

《 計画目標 》

市は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

1. 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。このため、県及び市において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図る。また、災害発生のおそれのあるため池の整備に努める。

2. 地すべり防止事業

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の実施を県に要請する。

3. 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第6項 防災営農体制の整備

《 計画目標 》

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、次の計画により農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

1. 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について協力、または依頼し、管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農体制の確立に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県、関係機関と協力して指導を行う。

第7節 火災予防計画

(消防班)

《 基本方針 》

消防活動が迅速かつ適切に行なえるよう、火災予防施策を推進する。

1. 消防力・消防設備の整備強化
2. 火災危険区域等（消防車両進入困難、木造密集、危険物集中）の防火対策の強化
3. 防火管理体制の強化
4. 予防・査察制度の活用

第1項 消防力・消防設備の整備強化対策

《 計画目標 》

1. 消防団の強化

- 1) 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。
- 2) 分団の適正配置を図り、均衡の取れた消防分団とする。
- 3) 召集伝達網を通じての召集・参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。
- 4) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、女性消防団員を含めた団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの組織機能の向上を推進する。

- ア. 消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備拡充
- イ. 報酬、出動手当の適正な引き上げ
- ウ. 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望
- エ. 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- オ. 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

5) 消防団と市民組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、市防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引者的存在である消防団員や消防団OBは、その立場を生かした防災訓練を計画する。

- ア. 小型動力ポンプの更新、積載車の増設を年次計画により逐次実施する。

2. 消防施設の整備

- 1) 年次計画により消防機械の整備・更新を行っていくとともに、機械の近代化・軽量化を図る。
- 2) 多様化する火災形態に対応するため地域の実情に応じて、はしご付き消防自動車及び化学消防自動車、救助工作車、小型ポンプ等の整備を推進する。
- 3) 初動及び活動体制を確保するため、消防本部庁舎、消防出張所の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備の整備充実を図る。
- 4) 消防施設等の保全
消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、火災等災害の際の即応体制の確立を図る。
- 5) 地域の核づくり
コミュニティ単位の防災強化を検討すると共に、消防・防災活動として、初動対応が効果的に行える地域の核づくりを推進する。

●参考資料編 資料 風予-2-7-1-1「消防機関別消防力の状況（消防本部・消防署・消防団）」

3. 消防水利施設の整備

- 1) 消防水利は、人工水利（消火栓・防火水槽・プール）と自然水利（河川・池）とに分けられるが、市街化の進行に伴い自然水利の利用が困難になりつつあるため、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- 2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に国の所要基準に達するよう、消防水利施設を年次計画により整備していく。
 - ア. 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
 - イ. 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
 - ウ. 防火水槽の充実
火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。
 - エ. 消防水利の不足や道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び小型動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
 - オ. 避難道路周辺等の防護
避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

4. 火災予防活動の強化

- 1) 消防法を基本とした予防行政の充実・強化を図る。
- 2) 予防広報を活発に行うとともに市民防災推進行事を通し、市民の防火意識の高揚を図る。
- 3) 民間防火組織の育成を図り市民の防災行政への参加を求め、本市の防災活動を強化する。

- 4) 文化財施設における防火体制を強化するため、今後も所有者との連携を維持し、文化財保護思想の向上のため市民への啓発等を行う。
- 5) 災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し県及び各市町村消防等と協定を結び相互に応援するように務める。

6) 車両火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

7) 火災予防運動の推進

消防機関は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

ア. 春秋火災予防運動の普及啓発

イ. 報道機関による防火思想の普及

ウ. 講習会、講演会等による一般啓発

エ. 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

5. 救急救助体制の充実

救急救命率の向上を図るため装備の近代化、高度化を推進するとともに救急隊員、救急救命士の養成を進める。

6. 違反防火対象物公表制度

消防法令に重大な違反のある防火対象物に対して、由布市火災予防条例に基づきその法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図る。

第2項 火災危険区域等の防火対策

《 計画目標 》

1. 消防車両進入困難地域等を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
2. 消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再開発について検討する。また、建築物の不燃化を促進する。
3. 建物や道路の現況を把握し、火災危険区域や延焼危険区域等の総合的・系統的な見直しや設定とそれに対応した防災対策を検討する。
4. 消防車両の進入が困難な地区においては、初期消火が特に重要となるので自主防災組織等の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
5. 防火訓練や講習会等により、市民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。
6. 文化財防火設備を充実するとともに、自主防災組織や公民館活動による防火組織の充実を今後も推進する。

7. 市街地再開発等の面的整備を行う際に、防火・防災緑地の確保等、災害対策の万全化に努める。

第3項 防火管理体制の強化対策

《 計画目標 》

1. 防火対象物の関係者に対する措置

防火対象物で防火管理者の選任及び消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- 1) 防火対象物には防火管理者を選任し、また、現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るよう指導する。
- 2) 防火管理者に対し、消防計画の作成、消火訓練の実施、自衛消防組織の充実・強化、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。
- 3) 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
- 4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。
- 5) 消防設備士の資質の向上

消防用設備等に関する技術の進歩に対応し、資質の向上を図るため消防設備士講習会に積極的に参加させる。

2. 建築許可等についての消防同意制度

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備を始め、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防条例の活用

市は、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

4. 気象の測定

災害と気象の因果関係は重要なものであり、気象状況の適確な認知は災害予防に大きな力を発揮する。消防本部においては、次の気象測定器具等を設置して常時測定を行える観測体制を整える。

- 1) 自記風向風速計
- 2) 自記湿度・温度計
- 3) 自記大気圧計
- 4) 自記雨量計

5)視界、天候については目測測定

5. 危険物製造所等の許認可

危険物製造所等の設置、変更に対する許可、検査及び維持管理の指導取締りを実施して、危険物災害による公共危険の除去に努める。

第4項 予防指導・査察計画

《 計画目標 》

消防本部は、予防技術検定資格者の育成と人員確保による充実強化を図るとともに、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物、危険物製造所等に対して、定期的または臨時に消防職員の立入検査を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善勧告を行う。また、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行う。

1. 定期予防査察

防火対象物及び危険物製造所等の施設は定期に予防査察を行い、防火管理の指導、消防用設備等の改善勧告を行う。

2. 特別予防査察

火災予防上、特に必要が生じた場合、適宜特別予防査察を行う。

3. 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行い、出火危険箇所の発見と是正に努め、併せて市民の防災知識の普及を図る。

4. 火災警報発令中の予防査察

火災警報発令中には、火気使用施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

5. 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を要望する。

また、講習会や防災訓練により市民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

第8節 林野火災予防計画

(農林耕地対策班、消防班)

《 基本方針 》

市域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進するものとする。

山地部及び丘陵地において多くの民有林が広がり、これら山麓には、集落や住宅団地等があると同時に、由布岳、野稻岳、黒岳周辺では自然公園や保安林区域等が分布している。そのため、これらを火災から守るため、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

1. 山系毎の火災危険地区の指定及び関係機関と連携した巡視・監視の強化を検討する。
2. 関係機関と協力して、火災対策用施設、火気取扱場所及び設備等の施設を整備する。
3. 自衛消防体制の組織化、消防機関における相互応援協定等による広域的な消防体制の確立を図る。
4. 火災危険期前にはポスター等による啓発・宣伝により、入山者等の山火事防止意識の向上を図る。

第1項 監視体制等の強化

《 計画目標 》

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

1. 監視員等の配置

県が実施する森林監視パトロール等による巡視・監視に協力し、火災危険区域等のほか、国有林及び保安林において森林原野の火入れ時期、火災多発時の巡視の徹底に期する。

2. 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

3. 火災警報の周知徹底

火災警報の市民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

4. 火入れの協議

森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（昭和59年）により、火入れの許可事務が機関委任事務から市町村の団体委任事務に移行されたこととともない、市の自主的な火入れ許可制度運営を促進するとともに火入れの適正な実施と林野火災の防止を図る。

- 1) 火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。
- 2) 火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

5. 火入れ等の制限

- 1) 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。
- 2) 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

第2項 予防施設の整備

《 計画目標 》

火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設の整備を検討する。また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

1. 防火水槽の増強
2. 自然水利用施設の増強
3. ヘリポート・補給基地の整備
4. 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備
5. 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
6. 土管等を利用した路端用灰皿等の整備

第3項 林野火災対策用資機材の整備

《 計画目標 》

消防機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

1. 林野火災予防

林野における道路網の整備、レジャー人口の増加等、森林の利用者が急増していることから、山火事の防止及び被害の軽減を図るため、防火管理資機材の配備に努める。

2. 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

3. 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム (map)、第二リン酸アンモニウム (dap)、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

第4項 消防体制の整備

《 計画目標 》

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。
また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

第5項 防火思想の普及

《 計画目標 》

消防機関は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

1. 火災予防運動の設定

春季・秋季の年2回の火災予防週間に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
春季火災予防運動	3月1日～3月7日

2. ポスター、標識板等の設置

広報活動の推進を図るため林野火災防止に関する標語、ポスター等を小・中学校の児童生徒から募集する。また、登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。

3. ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

4. 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く市民の林野火災防止意識の向上に努める。

第9節 危険物等災害予防計画

(消防班)

《 基本方針 》

消防機関は、危険物（消防法昭和23年法律第186号）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

危険物施設に対しては、以下の方針により消防本部及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

1. 関係法令の遵守
2. 消防法に基づく保安監督の強化
3. 保安体制の確立及び教育の徹底
4. 車両火災の予防
5. 危険施設における自主防災組織の育成

第1項 危険物災害予防対策

《 計画目標 》

1. 規制

県及び市は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行う。

- 1) 危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。
 - ア. 位置、製造及び設備の維持管理状況
 - イ. 消火設備、警報設備の保守管理状況
 - ウ. 危険物の貯蔵及び取扱状況
 - エ. 危険物取扱者の立会状況
- 2) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- 3) 予防規程の内容が、実情に即したものであるよう指導し、基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。
- 4) 火災予防条例に基づく指定数量未満の危険物製造所等について、次の措置を講じる。
 - ア. 条例に規程する基準の維持
 - イ. 査察の実施
 - ウ. 自主保安体制の確立
 - エ. 特殊火災発生の場合における通報の徹底

2. 保安意識の高揚

- 1) 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的
に実施する。
- 2) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する等、消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

3. 保安指導

- 1) 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。

- 2) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- 3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。

4) 危険物の保安管理指導

県及び市は、製造所等の設置者または危険物取扱者等に対する研修会、講習会、協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、または取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行う。

- ア. 小量危険物、準危険物に関する届出等の励行
 - イ. 危険物（小量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
 - ウ. 休止、廃止の届出の励行
 - エ. 製造所保安管理体制の確立
 - オ. 危険物取扱者立会の励行
 - カ. 危険物保安管理体制の確立

4. 自主保安体制の確立

1) 定期点検の励行推進

消防長が行う保安検査及び立入検査のほか、製造所等において、その施設・設備に関して不備箇所等を補修・改善し、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を完全に実施するよう指導する。

- 2) 自衛消防隊の組織化を推進し、随時消防訓練を実施させてその消火活動の向上及び化学消防自動車の操作の習熟等、災害発生に即時に対応できるよう組織力を強化・充実させる。
- 3) 関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実を図る。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

ア. オイルフェンス

イ. 中和剤

ウ. 吸着マット

エ. 水質汚濁防止のための資機材等

4) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導する。

- ア. 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
- イ. 消防機関の立入検査の強化
- ウ. 現地指導による整備計画の推進
- エ. 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

第2項 高圧ガス災害予防対策

《 計画目標 》

高圧ガスは、その取扱を誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害を招く危険性がある。このため、法令に基づく規制（高圧ガス取締法等）、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制については関係機関からの要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

1. 規制

- 1) 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。
- 2) 高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。
 - ア. 各事業者は、「高圧ガス取締法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図る。
 - イ. 多事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。

2. 自主保安体制の確立

- 1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。

関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また、液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- 2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。
- 3) 液化石油ガス消費者保安対策

地震による災害を防止し・軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、復旧体制を予め整備し、有効に機能させる必要があり、行政当局、管理保安団体により、次のことに取り組む。

 - ア. 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配付、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
 - イ. 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
 - ウ. 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上策に基づいて、必要な設備の整備を促進する。
 - エ. 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の

確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

3. 保安意識の高揚

- 1) 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- 2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を実施する。
- 3) 危害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等関係者の危害予防思想の啓発を図る。

4. 保安

- 1) 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の要請を行う。
- 2) 販売、消費事業所に対し、巡回等により、保安の確保を図る。
- 3) 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を要請する。

第3項 火薬類災害予防対策

《 計画目標 》

本市における火薬類取扱い施設は存在しないが、土木・建築事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、以下のような周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

1. 火薬類の保安対策

1) 火薬類製造所等の維持管理の指導

- ア. 火薬類取締法に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、若しくは製造しているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- イ. 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ウ. 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- エ. 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

第4項 毒物劇物災害予防対策

《 計画目標 》

本市における毒物劇物取扱施設は存在しないが、毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階においての規制、指導、災害予防対策については、以下のような周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

1. 規制

- 1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対する施設等の登録基準への適合
- 2) 営業者等に対し入庫検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備
- 3) 毒劇物の漏出等により市民の生命及び保健衛生に危害を生じるおそれがあるときの災害防止のため応急措置

2. 保安意識の高揚

- 1) 毒物及び劇物取締法の周知徹底
- 2) 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底

3. 保安指導

- 1) シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導
- 2) 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導

4. 自主保安体制の確立

- 1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立
- 2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導

第5項 輸送対策

《 計画目標 》

1. 危険物輸送対策

- 1) 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- 2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。
- 3) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。
- 4) 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

2. 消火薬剤の緊急輸送対策

- 1) 特殊火災における隣接市町との消防相互応援体制の強化を図る。
- 2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

- 第1節 自主防災組織整備計画
- 第2節 訓練計画
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画
- 第5節 要配慮者の安全対策計画
- 第6節 観光防災計画
- 第7節 帰宅困難者の安全確保
- 第8節 市民運動の展開

第1節 自主防災組織整備計画

《基本方針》

本市では、安全で快適なまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民の参加が重要である。また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害の未然防止や、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。そのため、「災害に強いまちづくり」をめざして自主防災組織の育成を図るものとする。

〈関係法令〉自主防災組織の基本方針

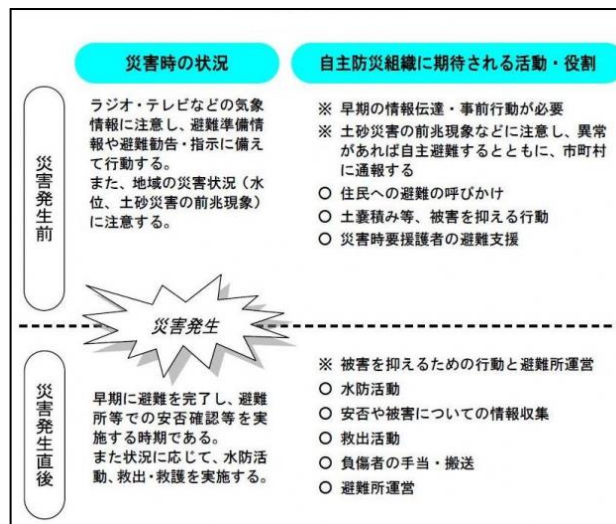
災害対策基本法 第5条第2項

2.市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

1. 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



2. 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で3,565組織、組織率は97.86%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和2年度実績で45.6%となっており、未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

3. 自主防災組織の果たす役割と活動

1) 行政と地域住民との架け橋

大分県では、平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示(最大時:約5千2百世帯)を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた。

今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、指定緊急避難場所や指定避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を県と協力し促進する。

4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

5) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署及び行政機関と連携・協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市民生部局や市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や指定避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

7) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4. 県の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を市町村と連携して推進する。

1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・ 防災士養成研修の継続実施(女性防災士養成の推進)
- ・ 防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- ・ 防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- ・ 防災アドバイザー派遣の実施
- ・ 地震体験車の活用や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

- ・ 地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・ 要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・ 避難・救助活動用具購入への支援

4) 市町村との連携強化

- ・ 自主防災組織活性化支援センターの設置

5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5. 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要がある。住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の「屋内安全確保」を講ずることも留意すること。

6. 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

7. 地区防災計画

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第1項 自主防災組織育成計画

《 計画目標 》

1. 組織

自主防災組織は、次のものとする。

1) 地域の防災

地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置するもの。

3) 公共的団体等の防災組織

アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

4) 自主防災組織の結成促進

以下の要領で自主防災組織の結成を促進する。

ア. 自主防災組織の結成、規約・計画の作成

a. 結成単位

自治会、班等の自治会活動の一環に防災活動を取り入れる。

b. 自主防災組織の規約

規約を作成し、自主防災組織の目的、事業内容、役員を選任と任務、会議の開催、防災計画の作成等を必要に応じて定める。

c. 防災計画の作成

編成と任務分担、予想される災害及び危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を必要に応じて定める。

イ. 指導機関等

a. 市：自治会等への呼びかけ

- b. 消防本部：自治会等の具体的な指導
- c. 防災士：自主防災組織内での中心的役割

2. 地域自主防災組織の育成計画

地域自主防災組織の結成・育成に際しては、以下の基本方針のもとに指導・助言等を行う。

- 1) 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、まず代表的な地区を選定して組織化を図り、本市に適した組織・活動方法のモデルを作成する。
- 2) 次に、そのモデルを参考にしつつ、その他の地区での組織化を逐次図っていく。
- 3) 自主防災組織を結成する方法としては以下の3タイプがあるが、どの方法を採用するかは地域特性を考慮して決定する。

重複型：自治会役員が自主防災組織の役割も兼務する。

下部組織型：自治会の中の一つの組織として、独自の役員をもつ自主防災活動部門をつくる。

別組織型：自治会が中心になって、自治会とは全く別個に自主防災組織をつくる。

3. 事業所の自主防災体制の充実

- 1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア. 防災訓練、消火設備等の維持管理
 - イ. 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
 - ウ. 防災要員の配備
 - エ. 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）
- 2) 災害時の企業に果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

4. 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

1) 平常時

- ア. 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- イ. 情報収集・伝達、初期消火及び避難並びに救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ. 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- エ. 地域の災害危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等の自主的点検

2) 発災時

- ア. 初期消火の実施
- イ. 警戒活動
- ウ. 情報の収集・伝達
- エ. 救出・救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施・誘導
- カ. 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

5. 市の措置

1) 自主防災組織の育成・強化の促進

市は、市内 150 自治区全てに自主防災組織を結成することを推進する。
また、全ての自主防災組織に防災リーダー又は、防災士が配置されるよう推進する。

2) 防災図上訓練及びリーダーの育成

地域の地図を使い、災害が発生した場合を想定して、地域の活動や対応等を参加者同士で議論し、考えていく訓練災害図上訓練(D I G=Disaster Imagination Game)を実施する。

自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに住民が自主防災組織単位の防災訓練を重ねられるよう、市は支援を行うとともに、地域の防災の担い手となるリーダーを育成する。

3) 防災拠点施設の整備

平常時は、自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点施設の整備を検討し、消火、救助、救護のための資機材の確保に努める。

4) 災害に関する情報の伝達、協力要請等

市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動等について必要な措置を講じる。

5) 多様な組織づくり

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治委員等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

ア. 構成

- a. 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。
- b. 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区毎に班長を置き情報の収集、伝達等にあたらせる。
- c. 責任者については、その氏名、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

イ. 活動

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

- a. 災害に関する予報・警報の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- b. 避難の指示の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- c. 簡易雨量計による雨量の観測

6) 避難所運営訓練の実施

市は県との共同により、円滑に避難所を開設・運営できるよう、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

第2節 訓練計画

《 基本方針 》

災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ・ 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- ・ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- ・ 地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- ・ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1. 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練(水防法第32条の2第1項の水防訓練を含む)とする。

2. 実働訓練の実施

実働訓練は、風水害、火災及び大規模林野火災を想定したもので、特別の事情がないかぎり毎年実施する。

第1項 総合防災訓練

《 計画目標 》

市は、県が主催する総合防災訓練に参加し、災害時の防災体制の確立に万全を期する。大規模災害を想定し、自衛隊をはじめ防災関係機関及び市民の協力を得て、情報の収集・伝達、市災害対策本部設置、被災地調査、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- 1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- 2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
- 3) 交通規制、事前避難に関する訓練
- 4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- 5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- 6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- 7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めること。

第2項 図上訓練の実施

《 計画目標 》

市または県は概ね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合的な総合防災訓練を補完するとともに、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施する。

1. 実施場所

市内で災害の発生が予想される場所または訓練の実施について最も効果的な場所とする。

2. 実施時期

訓練は台風期の前または火災多発期の前等、最も訓練効果のある時期に実施する。

3. 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

4. 実施要領

訓練は討論方式によるものとし、災害の発生が予想される個々の現場について、図面または模型等を使用して実施する。

第3項 単独訓練の実施

《 計画目標 》

市及びその他の防災機関は概ね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、単独訓練を実施する。

1. 実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに実動、図上または机上のいずれか、またはこれらを併用して実施する。

2. 実施項目

- 1) 災害対策関係職員の非常招集
- 2) 災害対策本部等の設置
- 3) 災害情報の収集伝達
- 4) 職員の災害現場への緊急出動
- 5) 緊急避難措置
- 6) 搜索救出活動
- 7) 救助活動
- 8) 応急復旧活動
- 9) 庁舎等の防災活動
- 10) その他

第4項 各種防災訓練例

訓練名		内容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す 10~20 戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が住居区ごとに班(1班20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等)や、これらの災害(土砂崩れ、倒木)が発生し通学路が遮断された場合の指定緊急避難(待機)場所(できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練。 (検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。)</p>
	情報収集・集約訓練	<p>進行管理者(コントローラー)が断片的な被災情報を訓練参加者(プレイヤー)に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。</p>
	孤立可能性地域の想定訓練	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。(図上演習)</p> <p>具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。</p>

	訓練名	内容
実働訓練	資機材取扱い訓練	道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。
	集団避難訓練	上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。 実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。
	福祉施設相互の避難(受入れ)訓練	災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。 実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。
	ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練(総合オペレーション訓練)、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。

第3節 防災教育

(文教対策班・環境対策班・消防班)

1. 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われていた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

2. 学校等における防災教育

1) 基本方針

- ア. 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- イ. ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ウ. 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害時対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練な

ど防災管理・組織活動を充実していく。

2)各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア. 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ. 小学生

a. 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

b. 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

c. 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ. 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ. 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ. 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- ア. 大分県における災害の歴史
- イ. 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ. 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ. 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- オ. 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- カ. 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- キ. 災害時における心のケア

4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、文部科学省の通達に基づき安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3. 地域等における防災教育

1) 基本方針

- ア. 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- イ. 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。
- ウ. 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

2) 一般市民に対する防災教育

市は防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、マスメディア・ホームページ、SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味についての、理解の促進に努めるものとする。

- ア. 災害に関する知識
- イ. 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識
- ウ. 正確な情報入手の方法
- エ. 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識
- オ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- カ. 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- キ. 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常用持出品の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容
- ク. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

4) 自主防災組織に対する防災教育

講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

5) 防災上重要な施設における防災教育

危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

6) 各種団体等に対する防災教育

少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、日本赤十字社大分県支部は、市や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

- ア. 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- イ. 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- ウ. 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

7) 防災対策要員（職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- ア. 災害に関する知識
- イ. 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ. 職員等が果たすべき役割
- エ. 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ. 今後防災対策として取り組む必要のある課題

8) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

4. 防災に関する調査研究計画

《 計画目標 》

災害を未然に防ぐとともに、より効果的な災害予防及び応急対策等を実施するため、以下のような調査研究を行う。

1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を検討する。

2) 協議会等の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が懸念される箇所の応急対策を具体化するために協議会等を開催する。

3) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい情報等を収集する。

●参考資料編 資料 風予-3-3-1 「防災教育の時期と設備」

5. 愛護動物保護対策

災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止や、避難所における愛護動物同伴者への対処方法等、様々な課題に対応するため、愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係団体との協力体制を構築するものである。

1) 被災地域における愛護動物の保護

被災地域においては、飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想され、迅速な対応が求められる。そのため市は平常時より、県、大分獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等との協力体制を確立し、災害時には放浪状態または負傷の状態にある動物の保護を行うものとする。

また、災害時には被災地域において負傷、若しくは飼い主不明等により、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努め、保護が必要な愛護動物については、収容施設等に協力を依頼し保護する必要がある。そのため市は、平常時より情報収集体制や収容可能な施設について把握しておく。

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画

(消防班・文教対策班・救援班)

《 計画目標 》

1. 消防団の育成・強化

1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2) 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア. 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

イ. 消防団への加入促進

消防団員は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ウ. 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

また、大規模災害時に限定して出動し基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2. 水防団・水防協力団体の育成・強化

水防団とは、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第5条の規定により設置される水防に関する防災組織をいう。水防協力団体とは、同法第36条に規定される団体で、水防団または消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動等に協力する。

市は、防災エキスパート等を活用した水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画

第5節 要配慮者の安全対策計画

3. ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財) おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するために、由布市社会福祉協議会職員や市職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

第5節 要配慮者の安全対策計画

(救援班・医療救護班)

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

1. 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

2. 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

第1項 地域における要配慮者対策

《 計画目標 》

1. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

- 1) 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定） 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- 2) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- 3) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- 4) 市は、避難支援等に関わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- 5) 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- 6) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

●参考資料編 資料 風予-3-5-1-1「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別支援計画）」

2. 避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

3. 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、避難所での集団生活に支障をきたす避難行動要支援者とその家族に対しては、多様な避難所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。

【福祉避難所について】

1) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2) 福祉避難所への入所対象者の把握

市は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

4. 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備するこ

とによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

5. 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

6. 「緊急医療情報キット」の配布

要配慮者などが、病気や災害時に迅速に救急活動を受けられる態勢を整備しておくことにより、安心して住み慣れた地域で生活を送り続けることができるように、また、地域の中で見守りが必要な人たちをしっかりとサポートできるような態勢を整え、地域内の人と人とのつながりをいっそう緊密なものにし、やさしさと助け合いの福祉社会の創造を推進していくことを目的とし、緊急医療情報キットを配布する。

1) 『緊急医療情報キット』の内容

氏名や緊急の連絡先、かかりつけの医療機関などの情報を書いたカードを、500mlのペットボトル程度の大きさのプラスチック製の容器に入れ、自宅の冷蔵庫の中に保管しておくもの。

また、出かけた先での万が一に備えて、同じ情報を記載した保険証（名刺）サイズのカードも配布する。

2) 『緊急医療情報キット』の配布物

- ア. 避難行動要支援者台帳・個別支援計画
(A4サイズ。容器に入れ、冷蔵庫で保管)
- イ. プラスチック製の容器
(筒状。ア.の台帳やカードなどを入れ、冷蔵庫で保管)
- ウ. 玄関用ステッカー
(玄関の内側に貼り、この家にキットがあることを救急隊に知らせるもの)
- エ. 冷蔵庫用マグネット
(冷蔵庫のドアに貼り、この中にキットがあることを救急隊に知らせるもの)
- オ. 携帯用カード
(外出時持ち歩けるよう財布等で保管)

7. 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によって

も対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

8. 在宅高齢者、障がい者及び家族に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、市は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

第2項 社会福祉施設、病院等の対策

《 計画目標 》

1. 組織体制の整備

1) 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。

2) 社会福祉施設、病院等の体制

社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 防災設備等の整備

1) 防災設備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備を促進するよう要請する。

2) 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

3) 物資・資機材等の整備

市は、災害発生初期の食料・飲料水等については市民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を推進する。

3. 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

1) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の推進

水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成する利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難行動確保計画の作成を支援する。

●参考資料編 資料 風予-3-5-2-1 「土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧」

●参考資料編 資料 風予-3-5-2-2 「河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」

2) 緊急避難場所等

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

3) 高齢者、障がい者を考慮した指定避難所の整備

市は、指定避難所に重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じ、また、指定避難所での生活に耐えることができない要配慮者のために、障がい者等に配慮した整備を有する施設等を福祉避難所として確保しておく。

4) 地域福祉拠点

総合福祉センター等の施設を有効に活用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努め、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健・医療・福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

5) 地域保健医療の充実

保健、医療、福祉の連携を基盤として、保健所の専門的、技術的機能強化及び保健センター設置についての検討等の地域保健医療の充実に努める。

第3項 要配慮者対策における救援部の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、罹災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第5節 要配慮者の安全対策計画

第6節 観光防災計画

1. 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
2. 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあつては、速やかに応援を要請すること。
3. 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
4. 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

第4項 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

第5項 市内で生活する外国人の安全確保対策

《 計画目標 》

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。

第6節 観光防災計画

（環境対策班）

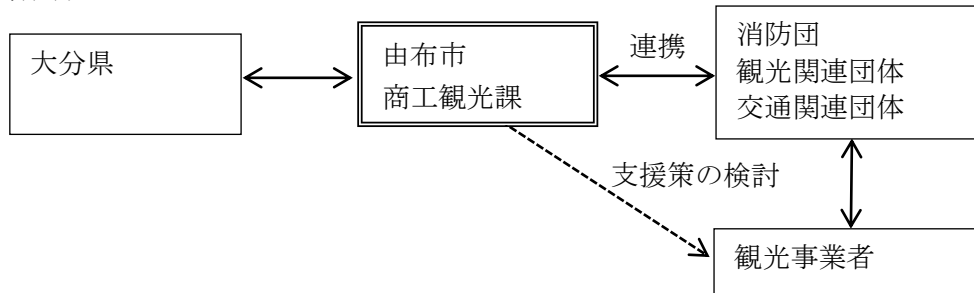
本市の主要産業である観光産業は、地域経済の活性化や雇用の創出、消費・滞在による観光収入等への波及効果など、直接的、間接的に地域経済に大きく貢献する極めて重要な産業である。

そのため、観光産業に負の影響を与える災害に対して、迅速かつ確実に実施できる体制を整備するとともに、被害軽減のための事前対策を実施する必要がある。

第1項 体制の整備

平常時において観光客と接しているのは「観光事業者」であり、災害時においても観光事業者が観光客の避難誘導等の対応をせざるを得ない状況となる。そのため、市は、観光事業者が持つ災害時における不安や要望等を把握するとともに、課題解決への支援策について検討する。そのため、平常時からまちづくり観光局、由布市観光協会等の観光関連団体と定期的に情報交換を行い、災害時における連絡体制を整備しておく。

<連携体制>



第2項 観光事業者災害対応マニュアルの普及啓発

市は、平成29年3月に「由布市観光事業者災害対応マニュアル」を作成し、観光事業者の平常時における対策や災害時における対応事項についてとりまとめた。本マニュアルの普及啓発を図るとともに、定期的な観光事業者等との情報交換や訓練等を通じて、マニュアルの更新作業を行うものとする。

第3項 防災知識の普及、訓練の実施

1. セミナー等の開催

市は旅館・ホテル等の観光事業者に対し、由布市観光事業者災害対応マニュアルを利用して、事前対策や災害時の対応についての説明会やセミナー等の開催を行う。

2. 訓練の実施

市は、まちづくり観光局等の観光関連団体と連携し、定期的にまちぐるみの防災訓練を実施する。防災訓練には、旅館・ホテル等の観光事業者を始め、観光客を巻き込んだ訓練の実施について検討する。

また、旅館・ホテル等の観光事業者は、各施設において、外国人を含む観光客の避難を想定した訓練の実施に努める。

第4項 観光客への支援対策

1. 市の対策

1) 情報提供体制

市は、多言語又はやさしい日本語による広報、SNSの利用等により、日本語が理解できない者に配慮した情報伝達体制の整備に努める。また、語学ボランティアの登録に努めるものとする。

2) 避難誘導対策

避難所・避難路の標識について、多言語、ピクトグラム等を付記するなど、外国人を含む旅行者等にも容易に判別できる標示とする。

3) 一時滞在施設の確保

市は、観光客数に応じた一時滞在施設の確保を行うものとする。不足する場合は、旅館・ホテルとの協定締結により避難者の受入れ施設を確保するなど、一時滞在施設の確保を検討する。

4) 帰宅支援対策

災害時に旅行者の早期帰宅を図るためには、迅速な公共交通機関の運行状況の把握や、運行している主要駅や空港等へ避難者の輸送等を行うことが必要である。そのため、平常時からバス・タクシー等との協定の締結について検討する。

5) 県との連携

市は、これらの旅行者対策について適宜県と協議しながら進めるとともに、対策の実施状況について県へ報告を行うものとする。

2. 観光事業者の対策

1) 備蓄の促進

旅館・ホテル等の観光事業者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておく等宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料、飲料水の備蓄を行うものとする。

2) 避難誘導対策

災害時における外国人等を含む観光客の安全確保を図るため、災害時の行動や、情報収集先等を多言語で明記した「災害発生時のしおり(由布市観光事業者災害対応マニュアル参照)」を観光客に配布し、周知を図るものとする。

3) 事前対策、事業継続計画の作成

各事業者は、災害時における観光客等の安全確保及び各施設の被害軽減を図るため、各施設等の耐震化対策を促進する。また、事業継続計画を作成し、被災した場合においても、早期に事業復旧を図ることのできるよう努めるものとする。

第7節 帰宅困難者の安全確保

(環境対策班・庶務班)

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々(以下「帰宅困難者」という。)が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

第1項 宿泊場所の確保

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

第2項 市民、事業所・学校等への啓発

1. 市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

2. 事業所への要請

市は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、県及び市は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第8節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

第1項 自助の推進

1. 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

2. 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生する恐れのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
3. 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
4. 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄（ローリングストック）するよう努める。

※ローリングストックとは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段から少し多めに食料を購入し、使った分だけ買い足し食料を循環させることで常に一定の食料を備蓄する方法

第2項 共助の推進

1. 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
2. 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
3. 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置計画

- 第1節 初動体制の確立
- 第2節 防災活動体制の整備計画
- 第3節 気象等観測体制整備計画
- 第4節 情報通信施設等整備計画
- 第5節 広域応援体制整備計画
- 第6節 避難所等整備計画
- 第7節 防災調査研究の推進に関する計画
- 第8節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画

第1節 初動体制の確立

《 基本方針 》

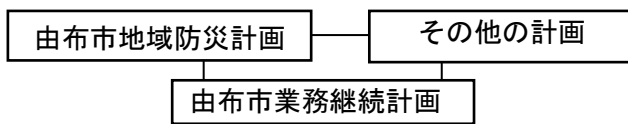
災害の発生のおそれがある場合、また災害発生時における市の危機管理能力の向上を図るため、職員の初動対応及び市災害対策本部機能及び体制の充実を推進する。

第1項 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定する。

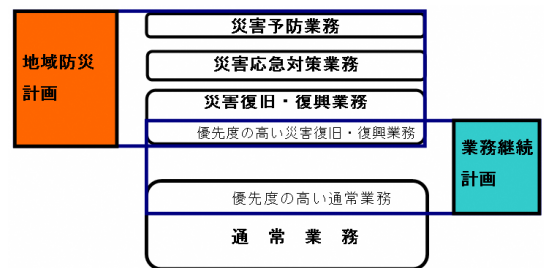
この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



第2項 動員配備体制の充実

《 計画目標 》

1. 職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かった電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

2) 災害対策職員用携帯電話等の拡充

大規模災害の場合、いち早く災害対策本部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災危機管理課等の主要部局の職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり順次それを拡充していく。

3) 24時間体制の整備

災害は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が確保できる体制について検討する。

4) 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄に努める。

2. 市防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

3. 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、事前に検討しておく。

第3項 防災会議・災害対策本部の運用計画

災害対策基本法第16条第5項の規定及び由布市防災会議条例（条例第15号H.17.10.1）に基づき市長を会長として設置し、由布市防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

《 計画目標 》

1. 市防災会議組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

1) 会長： 由布市長をもって充てる。

2) 委員：

ア. 委員は、以下の各号に掲げる者をもって充てる。（以下、防災会議条例各号のとおり。）

a. 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

b. 大分県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

c. 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者

d. 市長がその部内の職員のうちから指名する者

e. 教育長

f. 消防長及び消防団長

g. 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

h. 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

i. 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者の内から市長が任命する者

j. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

3) 第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、6人、3人、1人、3人及び3人とする。

4) 第7号、9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5) 所掌事務

ア. 市地域防災計画を作成及びその実施の推進

イ. 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ. 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

エ. 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

6) 専門委員

防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員、指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

●参考資料編 資料 風予-4-1-3-1 「由布市防災会議条例」

2. 市災害対策本部の組織計画

市災害対策本部は、由布市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に由布市長がこれを設置する。市災害対策本部は本部長、副本部長のもとに部長を、そのもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

第2節 防災活動体制の整備計画

《 基本方針 》

災害は予期しないときに発生するものであり、その災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備の使用を含め、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応した各種体制の確立に努めるものとする。

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

《 計画目標 》

1. 防災拠点の整備

それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備推進に努める。また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

第2項 医療救護体制の整備

《 計画目標 》

災害時における医療救護体制の整備について関係機関と協力して、その対策を講じていく。

1. 拠点となる病院施設整備

- 1) 情報収集、医療活動等に必要な通信の整備を図る。
- 2) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能維持のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄等の確保を検討する。

2. 通信整備

- 1) 情報収集・連絡体制整備のため、救急医療情報システム等の整備強化に努める。
- 2) 救急情報ネットワークの整備を図る。

3. 研修・訓練

- 1) 大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルの整備を図るとともに、市防災訓練において実践訓練を実施する。
- 2) 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会に参加する。

4. 医療機関の災害対策

- 1) 災害時の救護医療への対応を関係機関に要請する。
- 2) 近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。
- 3) 各病院での災害応急マニュアルの作成促進を図るとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策の整備推進を要請する。

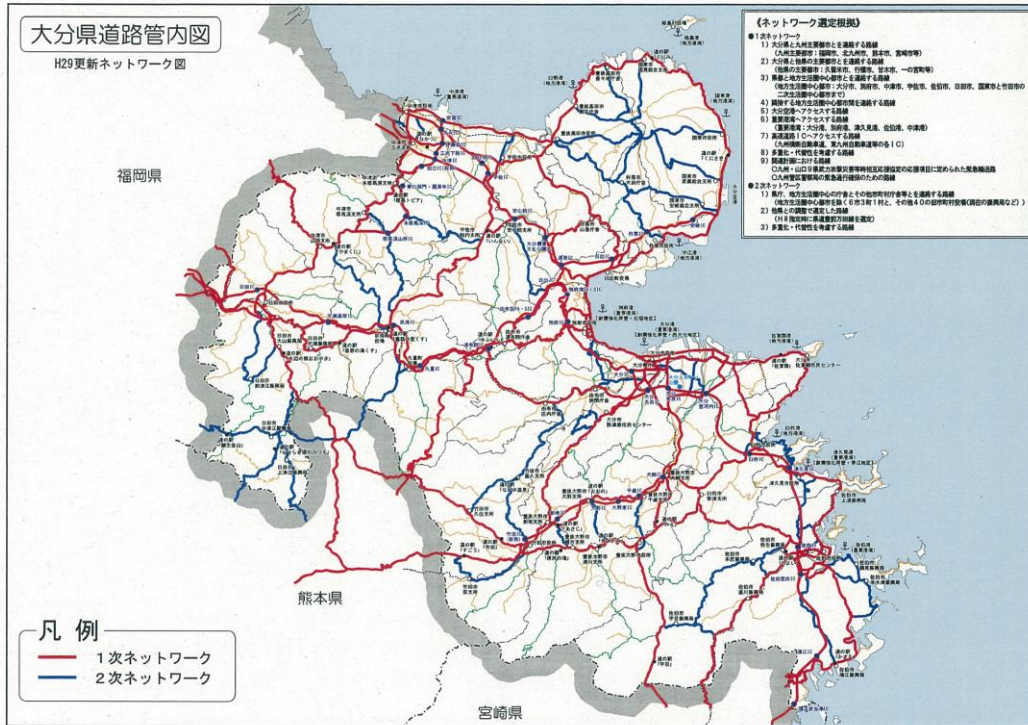
第3項 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路

本市で選定されている緊急輸送道路は、以下の通りであり、これらの道路整備に協力していく。

《由布市に該当する緊急輸送道路一覧》

NO	選定	路線名	区間	備考
1	1次	九州横断自動車道 (大分自動車道)	福岡県境～日出 JCT	
2	〃	国道 210 号	福岡県境～大分市 R10	
3	〃	県道別府一の宮線	別府市 R500～熊本県境	
4	〃	県道別府湯布院線	別府一の宮線～湯布院町 R210	
5	〃	県道塚原天間線	鳥越湯布院線～別府市 R500	
6	〃	県道鳥越湯布院線	塚原天間線～別府湯布院線	
7	2次	県道庄内久住線	庄内 R210～久住町 R442	
8	〃	県道別府挾間線	別府市 R10～市道向原別府線	
9	〃	県道大分挾間線	大分市 R442～挾間町 R210	
10	〃	県道小挾間大分線	挾間町向原別府線～挾間町医大西線	
11	〃	市道向原別府線	挾間町～別府市	
12	〃	市道医大西線	挾間町～挾間町	



《大分県道路管内図》

2. 災害時用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。また輸送を効率的に行うため、緊急交通網との接続を考慮する。

- 参考資料編 資料 風予-4-2-3-1「ヘリポート選定条件」
- 参考資料編 資料 風予-4-2-3-2「ヘリポート整備状況」

3. ヘリポートの選定（県に準拠）

- 1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）。
- 2) 地面斜度6度以内のこと。
- 3) 概ね100m以上×150m以上の広さで、無障害地帯であること。
- 4) 車両等の進入路があること。
- 5) 図の障害物境界線より上に障害物がないこと。
- 6) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。
- 7) 医療施設等の位置を考慮し、患者等の搬送体制が円滑に行える場所であること。

4. 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- 1)ヘリポート番号
- 2)所在地及び名称
- 3)施設等の管理者及び電話番号
- 4)発着場面積
- 5)付近の障害物等の状況
- 6)離着陸可能な機種

5. ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

第4項 広報体制の整備

《 計画目標 》

被災地での流言飛語や2次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

1. プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、県へ依頼を行い、情報を迅速・的確な発信するため、プレスルームを設置する。

2. 災害時における報道機関との協力体制構築

災害時に県からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

3. インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市公式のホームページやSNS、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

- 1)市役所ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- 2)県民安全・安心メールの登録を促進する。
- 3)おおいた防災アプリの利用を促進する。
- 4)携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- 5)SNS、由布市公式アプリ「ゆふポ」の利用を促進する。

4. 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

市内在住の特殊技能所有者調べを行う。

5. 初動医療体制の確立

初動時期における関係機関と各医療機関相互の連携並びに早期に応急医療体制を立ち上げる体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）の基準を設定したうえで、実践的な訓練の実施に努める。

6. 県の医薬品・医療用資機材の確保体制

医薬品・医療用資機材は災害発生時極めて緊急度が高いが、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を、日本産業・医療ガス協会九州地域本部との間に「災害時における医療ガス等の供給等に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達するとともに、初動医療救護（被災後48時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを公益社団法人大分県薬剤師会（大分市）並びに中津市、佐伯市の基幹薬局（中津市、佐伯市）に各々1セット、計3セット（3,000人分）を備蓄する。

市は、県及びこれら関係機関と連携した医薬品等の調達、医療救護体制の確立を目指す。

第3節 気象等観測体制整備計画

《 基本方針 》

土砂災害や浸水害は、住家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、毎年梅雨期や台風期には注意が必要である。これらは集中豪雨等によって引き起こされる。その意味では降水量のデータが非常に重要となる。

そのため、市は気象に関する自然災害防止を図るため、大分地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制、観測体制の充実に努めるものとする。

第1項 気象等観測体制の整備

《 計画目標 》

1. 気象観測施設及び設備の整備

各種気象観測機器は、積極的に老朽機器の更新はもちろん、各種気象観測機器（気象庁の検定または経済産業省の比較検査の合格品）の整備充実に努める。

2. 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ周知できるよう、防災情報の収集・伝達体制の整備、予報・警報等を的確に伝達するための組織体制や避難計画に活用するための組織体制の確立を目指す。

3. 観測情報の通報・連絡体制及び警戒・避難体制等の整備

大分地方気象台をはじめ火山活動の異常を覚知した場合、適切に県や関係機関に通報・連絡できるよう通信機器等の整備に努めるとともに、火山噴火活動に備えた警戒・避難体制等を確立しておく。

第4節 情報通信施設等整備計画

《 基本方針 》

災害の発生時において、被害の状況や対応措置を迅速、的確に把握し、通報することが重要であるため、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図る。

第1項 無線通信施設の整備

《 計画目標 》

本市の防災に関係した独自の通信施設・設備は、防災行政無線設備、その他の情報伝達方法の拡充を検討する。

1. 防災情報告知システム

1) 防災ラジオ

防災ラジオとは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため市において設置する通信設備」をいう。市は、防災ラジオの使用方法について平常時から啓発するものとする。

2) 防災行政無線

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する緊急情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備」をいい、今後下記によりその整備を推進する。

- ①現在は、湯布院地域のみでの運用であるため市全域での導入を検討する。
- ②全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの充実を図る。
- ③屋外拡声子局のあり方や個人への情報提供方法等、市民に迅速かつ正確に情報が伝達できるシステムを構築する。

2. 消防無線

消防無線とは、「消防本部が他市町及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、下記によりその整備を推進する。

- 1) 消防本部と相互に通信することができる市内共通波の整備、充実を図る。
- 2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

3. 大分県防災・行政情報通信施設

防災・行政情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- 3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

第2項 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ・ 公共情報コモンズ、市役所ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・ 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・ SNSの利用を促進する。
- ・ 民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。
- ・ アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・ 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) 公共情報コモンズ

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

第3項 防災相互通信用無線の整備

《 計画目標 》

防災相互通信用無線局は、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関（地方機関を含む。）、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備の検討を行う。

1. 整備項目

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を検討する。

第4項 各種防災情報システムの整備

《 計画目標 》

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

1. 整備項目

1) 防災情報システムの検討

災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を図る。

2) 資機材の整備

防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。

3) 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システムや衛星通信ネットワーク、災害対応総合情報ネットワーク等の機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を推進する。

4) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

- ア. 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
- イ. 罹災証明情報（建物の罹災程度等）
- ウ. 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

5) 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するためには、平素から通信機器等に使い慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る必要がある。

今後、本庁舎と学校施設（収容避難所）をはじめとする公共施設を結ぶオンラインシステムの整備等情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理、運用体制作りを検討するとともに各職員への周知・徹底を図る。

6) 広報、広聴体制の確立

災害時に市民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、市民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

第5節 広域応援体制整備計画

（庶務班・消防班）

《 基本方針 》

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておくものとする。

第1項 県、市と自衛隊との連携体制の整備

《 計画目標 》

市は、県及び自衛隊と大規模災害における協議会や防災訓練の実施等を通じ、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ県及び自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第2項 市町村間の相互協力体制の整備

《 計画目標 》

1. これまでの災害の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間相互応援を確実にできる体制を強化する必要がある。このため平素から、締結している消防相互応援や県内市町村相互間の応援協定など災害時における相互応援協定に関する体制整備を推進する。
2. 本市では、大規模な災害が発生した場合に備え、その被害を最小限に防止するため、以下の相互応援協定等を締結している。

《 防災に関する協定等一覧 》

協定等名称	応援の内容
大分県常備消防相互応援協定	消防相互応援（昭和51年3月31日締結）
非常備消防相互応援協定	消防相互応援（別府市(H8.7.1)・安心院町(S41.2.21)・九重町(S41.2.15)・玖珠町(S41.2.1)締結）
大分県及び市町村相互間の災害等応援協定	必要な職員の派遣、食料・飲料水・生活必需品の提供、救護・医療・救助等に必要な資機材及び物資の提供、避難施設の提供等災害時全般の応援（平成10年5月18日締結）
由布市における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省所管における大規模な災害時の応援に関する協定書(平成23年6月24日)
由布市管内電力設備災害復旧に関する覚書	電力設備復旧（九州電力(株)大分配電事業所、別府配電事業所）（平成30年1月5日）

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

《 計画目標 》

1. 警察（大分南警察署）

警察は、警察災害派遣隊の運用に関し平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

2. 消防機関（消防本部）

消防機関は、「消防相互応援協定」による人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

3. ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- 1) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格または技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

2) 日本赤十字社大分県支部や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

3) 災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時に市や振興局、市社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「由布市災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

第6節 避難所等整備計画

《 基本方針 》

関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、避難所、避難路等の選定を行うとともに救助施設等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

避難所の設置にあたっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物とし、安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定する。但し、原則としては公民館及び教育施設や公園を主たる指定緊急避難場所として選定することとし、また、教育施設は広域火災等大規模な避難が必要な場合の指定避難所としても使用する。

第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所整備計画

《 計画目標 》

1. 指定緊急避難場所・指定避難所の選定

- 1) 土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。
- 2) 洪水氾濫等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。
- 3) 火災に対する避難圏域（避難地等に避難する市民の居住地域の範囲）
 - ア. 指定緊急避難場所収容可能人口は、避難者1人あたりの必要面積をおおむね1㎡以上として算定する。
 - イ. 火災に対する避難圏域の境界は、原則として自治区単位とするが、自治区区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
 - ウ. 指定緊急避難場所・指定避難所収容可能人口が不足するため市民等が最短距離にある指定緊急避難場所・指定避難所に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各地区から指定緊急避難場所・指定避難所までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
 - エ. 火災に対する避難圏域は夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では指定緊急避難場所・指定避難所収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

1) 広域避難地

避難誘導を円滑に行うため避難地周辺に避難地標識の設置を検討するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークの設置もあわせて検討する。

2) 避難緑地・施設緑地の整備

指定緊急避難場所となる公園について、早期全面開設と防災施設の充実を図る。また、避難施設周辺は、防火樹等の植樹により、火災延焼拡大や輻射熱に対する防災空間の確保を目指す。

第2項 指定避難所・設備整備計画

《 計画目標 》

1. 施設・設備・機能の充実

既存の教育施設の設備等の充実とその有効活用に努め、自治公民館については公民館のあり方について総合的に検討し、地域住民のニーズを踏まえて施設、設備、機能の充実を図る。

2. 指定避難所の整備

市は、災害時の指定避難所を次により備えておく。

- 1) 指定避難所は、市立小・中学校及び公民館等の施設とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用する。
- 2) 指定避難所が近辺に無い地区については、指定避難所の新設を検討する。
- 3) 指定避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査する。
- 4) 指定避難所に適する施設がない区域については、応急施設、または天幕を設営する場所を選定しておくとともに避難場所になり得る一定規模以上のオープンスペースを選定しておく。
- 5) 市域に適当な施設また場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して指定避難所の予定施設、または場所を定める。

3. 指定避難所の新設や改良

災害危険地区内にある指定避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難施設等については、指定避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造や耐火建築物への変更）について検討する。

また、指定避難所一人あたりの必要所要面積は、原則として2㎡以上とし、この基準により算定される収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、指定避難所の新設や拡張等について検討する。

4. 指定避難所に必要な施設設備の整備

指定避難所に必要な施設設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立案し、逐次整備を検討する。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について事前に検討しておく。

- 1) 無線設備の整備
- 2) 調理場の調理機能の強化

- 3) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- 4) シャワー室、和室の整備
- 5) 学校プールの通年貯水（消火用）及び浄化施設の整備
- 6) 給水用・消火用井戸、貯水槽・備蓄倉庫の整備

5. 指定避難所誘導標識等の設置

地域住民が避難所へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を検討する。

6. 救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備

指定避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備に努める。特に、照明設備等の設置を検討する。

7. 給水施設

指定避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- 1) 指定避難所内または周辺の浄水場、配水池の貯留水を利用するために必要な施設（ポンプ等）の整備が可能な場合は、これを考慮する。
- 2) 指定避難所内または周辺の公共施設の活用について、施設の管理者等と協議する。

8. 応急救護所等

指定避難所における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう指定避難所内部の整地、公共用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備を推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

9. 危険区域における避難立退き先の指定

- 1) 洪水または地すべり等による危険が予想される区域を指定する。
- 2) 危険の予想される区域について、具体的に指定避難所及び避難経路を指定する。
- 3) 大規模な火災の際における住家の密集地域、市民等の避難所及び避難経路を指定する。

第3項 避難路整備計画

《 計画目標 》

洪水時及び急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流等の危険区域から市民全員が避難することができる安全な避難路を次の事項に留意して選定、整備し、市民に周知する。

1. 避難路の選定

指定緊急避難場所・指定避難所へ避難するための避難路は、下記項目を参考に検討する。

- 1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避ける。
- 2) 車両通行可能な程度の広い道路で交通量が比較的少ないこと。
- 3) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- 4) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- 5) 指定緊急避難場所・指定避難所の周辺では、できる限り進入避難路を多くとる。
- 6) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- 7) 防火水槽等の貯水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- 8) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 9) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

2. 避難路の整備

- 1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努める。
- 2) 避難路上の障害物件を除去する。

3. 避難路の安全確保

次により指定緊急避難場所・指定避難所への誘導及び避難路の安全確保を図る。

1) 火災に対する安全性の強化

必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

2) 主要道路における設備等の整備

主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備する。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設等の安全確保を要請する。

イ. 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を検討する。

ウ. 電力施設（九州電力株式会社）

避難路の安全を確保するため、次の措置を講じるよう要請する。

a. 設備強化

- ・避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ・電線の接触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- ・柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度のガス開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに災害時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第7節 防災調査研究の推進に関する計画

《 基本方針 》

市及び防災関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。

第1項 防災調査研究の目的・内容

《 計画目標 》

由布市の災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、大規模な災害によって誘発が予想される危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

第2項 防災調査研究の実施体制

《 計画目標 》

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第8節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画

(物資受入・輸送班・土木対策班・水道対策班・文教対策班・医療救護班・環境対策班・救援班・農林耕地対策班・消防班)

《 基本方針 》

災害発生直後は交通途絶等により市民生活に必要な物資や水防・消防資機材などが著しく不足するため、必要な食料、生活必需品等及び水防・消防資機材等の備蓄に努め、不足分の追加等その整備拡充を図る。

第1項 備蓄物資の整備計画

《 計画目標 》

1. 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

また、トイレの増設やトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応を講じる。

- 1) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- 2) 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- 3) 取扱業者との協定等締結の促進

2. 備蓄場所

- 1) 本庁舎、挟間庁舎、湯布院庁舎、庄内総合運動公園

●参考資料編 資料 風予-4-8-1-1 「非常用備蓄品一覧表」

3. 調達体制

- 1) 米穀：(災害救助用米穀) 食料事務所長、または政府保有食料を保管する倉庫の責任者に対し要請する。
- 2) 乾パン：大分県大分食料事務所で県から受給を受ける。

4. 備蓄体制(関係事業者との供給協力協定の締結を含む。)の整備についての検討

防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制(関係事業者との供給協力協定の締結を含む。)の整備について検討する。

検討する備蓄及び供給協力協定の締結等の計画については、以下の内容が考えられる。

- 1) 食料等
- 2) 生活必需品等

- 3) 医薬品等
- 4) 仮設住宅等

5. 段階的な備蓄

次のような項目で、段階的な備蓄に努める。

- 1) 事業所、市民等の備蓄
- 2) 流通在庫備蓄
- 3) 協定の締結による備蓄・調達
- 4) 応急対策従事者のための備蓄

6. 事業所、市民等の備蓄

- 1) 事業所及び市民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報誌や防災情報等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

7. 流通在庫備蓄

- 1) 市は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結する等流通在庫備蓄に努める。
- 2) 市は、市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、高齢者・乳幼児等の避難行動要支援者への対応も考慮する。

8. 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結する等、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定にあたっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

9. 応急対策従事者のための備蓄

市は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料・飲料水の入手が不可能な場合、被災者に対して効果的な長時間の対策が行えるよう、応急対策従事者の食料等に対しても考慮しておく。

10. 日常生活を応急的に支援する物資の供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、指定避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮する。

第2項 給水体制の整備

《 計画目標 》

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、各水道施設と給水車を連携し、応急給水を行う。

1. 整備項目

- 1) 広域避難地への飲料水貯水槽の設置
- 2) 給水車の配備、給水タンクの補充
- 3) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- 4) 飲料水の備蓄、節水対策の市民への広報、周知

●参考資料編 資料 風予-4-8-2-1 「給水タンクの保有状況」

第3項 装備資機材等の整備充実

《 計画目標 》

応急対策の実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備する。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い保管に万全を期する。

1. 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

2. 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

3. 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- 1) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- 2) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- 3) 救助工作車等の消防機関への整備促進

- 4) 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進
- 5) 各施設における救出救助用資機材の整備促進

4. 救助用備蓄資材、器材及び施設

- 1) 気象観測施設
- 2) 救助舟艇、救急車、放水車等の救助用資材、器材
- 3) 通信器具等
- 4) 救急薬品等
- 5) その他救助用資材、器材

5. 医療、助産及び防疫に要する資材、器材並びに薬剤

- 1) 発電機
- 2) 人工透析
- 3) 他救急機材
- 4) 医療薬品
- 5) 防疫用薬剤

第4項 水防施設・設備整備計画

《 計画目標 》

本市では、水害に備えて水防倉庫3箇所が各庁舎内に整備され、土のう袋・のこぎり・斧等を除き基準数量に基づく補充が必要となっている。この他、大分土木事務所と連携した水防資機材を備蓄している。

1. 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、水防管理団体（市町村）に対して、担当堤防延長概ね1kmないし2kmについて、1カ所以上水防倉庫または水防資機材等の備蓄場を設け水防資材及び機材の備蓄に努める。

2. 備蓄資機材の点検等

国土交通省及び県とともに、毎年概ね5月末日を目標にその管理する水防倉庫における備蓄資機材の品名数量等を点検し、上記の資機材備蓄基準に従って不足分の追加補充等その整備拡充を図るとともに、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の整備を関係市町村と一体となって推進していく。

第5項 消防施設・設備整備計画

《 計画目標 》

1. 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備に努める。

- 1) 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- 2) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- 3) 消防自動車等公的消防力の整備促進

2. 消防団員の補充

消防団員の減少を補うため魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

3. 消防機械の整備

消防機械については、年次計画により整備・更新を行っていくとともに機械の近代化・軽量化を図る。また、特殊な消防需要に対処するため、はしご付き消防自動車、救助工作車、化学消防自動車等の配備を推進する。

4. 消防設備の整備

国が示す「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に適時設置するとともに、防火水槽は用地確保の問題があるため、公共用地(公園・空地等)を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。

5. 消防資機材の整備

消防資機材は毎年、点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行っていく。また、資機材が不足する場合に備えて、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

6. 水防施設等の整備

災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに、目標を設定して水防資器材の備蓄を行う。特に、災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。

また、毎年、梅雨期前に点検・整備を行い、水防に支障のない範囲で不良品の交換や不足品の補充等を行うとともに、資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討する。

風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画

- 第1章 災害応急対策計画の基本方針等
- 第2章 活動体制の確立に関する計画
- 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画
- 第4章 被災者の保護・救援のための活動計画
- 第5章 社会基盤の応急対策計画

第1章 災害応急対策計画の基本方針等

第1節 災害応急対策計画の基本方針

第2節 市民に期待する行動

第1節 災害応急対策計画の基本方針

1. 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害に対して、市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市は、災害が発生し又は災害の発生する恐れがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り込んでいく。

2. 県への支援要請

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市が当たる。しかしながら、市の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合、市が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県に対し、由布市受援計画に基づいて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等、市の対応能力を確保するための支援を要請する。

3. 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

本市は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、身体障がい者（児）、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、市、県、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4. ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難場所にいる被災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、市公式のホームページや、SNS等や、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動

(庶務班)

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、災害による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1. 家庭

1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れの恐れ、洪水に関する情報等）に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定避難所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

4) 的確な防災機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生の恐れがあると判断した場合、また、消防本部（署・所を含む。以下同じ。）、警察署（幹部交番・駐在所）等に出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災ラジオ等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部、警察署（幹部交番・駐在所）等の防災機関に問い合わせることは、防災機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2. 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。また、避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく必要がある。

2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

5) 近所の高齢者、身体障がい者（児）等災害に弱い人達（要配慮者）への援助

地域内に在住する高齢者（寝たきり、ひとり暮らし等）、身体障がい者（児）など災害に弱い人達の、避難、初期消火等の援助に努める。

6) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署（幹部交番・駐在所）等に速やかに通報する。

3. 企業・事業所

1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

4) 地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4. 災害対応職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」、「災害用ブロードバンド伝言板171」など）、携帯電話の伝言板の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第2章 活動体制の確立に関する計画

- 第1節 災害対策本部組織計画
- 第2節 動員配備計画
- 第3節 通信連絡手段の確保計画
- 第4節 気象予報・警報等伝達計画
- 第5節 被害情報等収集伝達計画
- 第6節 災害救助法適用計画
- 第7節 広域応援要請計画
- 第8節 自衛隊災害派遣要請計画
- 第9節 技術者、技能者及び労働者の確保計画
- 第10節 ボランティアとの連携計画
- 第11節 帰宅困難者対策
- 第12節 応急対策用資機材等調達供給計画
- 第13節 交通確保計画
- 第14節 緊急輸送計画
- 第15節 災害広報計画

第1節 災害対策本部組織計画

《 基本方針 》

本市の地域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「災害対策基本法」及び「由布市災害対策本部条例」（平成17年10月1日 条例第16号）により「由布市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）を設置するものとする。

本部を設置するに至らない災害にあたっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたるものとする。

第1項 災害対策本部組織計画

1. 市災害警戒準備室

気象台から大雨・洪水の警報が発表される等災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部等を設置するに至らないときは、“防災危機管理課、各振興局”職員等により災害警戒準備室の体制をとる。

2. 市災害対策警戒本部

気象台から大雨・洪水の警報が発表される等相当規模の災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、副市長を本部長とし、“総務部、技術部、救援部”職員等により災害対策警戒本部の体制をとる。

3. 市災害対策本部

市災害対策本部の機構及び運営等に関する必要事項については、「市災害対策本部条例」及び「市災害対策本部運営要領」、「市災害対策各支部運営要領」に定めるところによる。

また、災害発生の地域が限定される場合においては、現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部の体制は、市災害対策本部に準ずる。

- 参考資料編 資料 風応-2-1-1-1 「由布市災害対策本部条例」
- 参考資料編 資料 風応-2-1-1-2 「由布市災害対策本部規程」
- 参考資料編 資料 風応-2-1-1-3 「市災害対策本部運営要領」
- 参考資料編 資料 風応-2-1-1-4 「市災害対策各支部運営要領」

1) 市災害対策本部の設置及び廃止

市災害対策本部は、次の基準に達したとき市長が設置・閉鎖する。

《 市災害対策本部の設置基準 》

大雨等の特別警報が発令されたとき

暴風雨、その他大雨、洪水等の気象警報が発令され、かつ重大な災害の発生が予想されるとき

大規模な地震、豪雨、土石流、その他これらに類する異常な自然災害により、市域内又は一部の地域に重大な災害が発生したとき

土砂災害警戒情報が発表されたとき

火災、爆発、その他これらに類する事故により、市域内又は一部の地域に重大な災害が発生したとき

その他災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合、特に強力かつ総合的な災害の予防及び対策を必要とするとき

《 市災害対策本部の廃止基準 》

市内において災害発生の恐れが解消したとき

災害応急対策が概ね完了したとき

その他本部長（市長）が適当と認めたとき

2) 市災害対策本部開閉の通知

本部長は、本部を設置または廃止したとき、速やかに関係機関に通知及び公表する。

通知または公表先	担当部班	通知または公表の方法
本部構成員	事務局	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
支部本部		電話、その他迅速な方法で通知
県及び関係機関		県防災行政無線、電話、その他迅速な方法で通知
一般市民		防災ラジオ、広報車等により広報

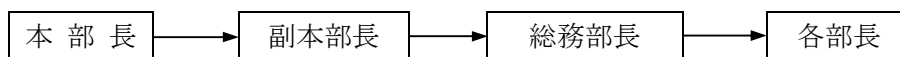
3) 本部会議の開催

本部会議は、本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

本部会議は、定期的を開催するものとし、少なくとも1日1回は開催するものとする。

4. 意思決定権者代理順位

市災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

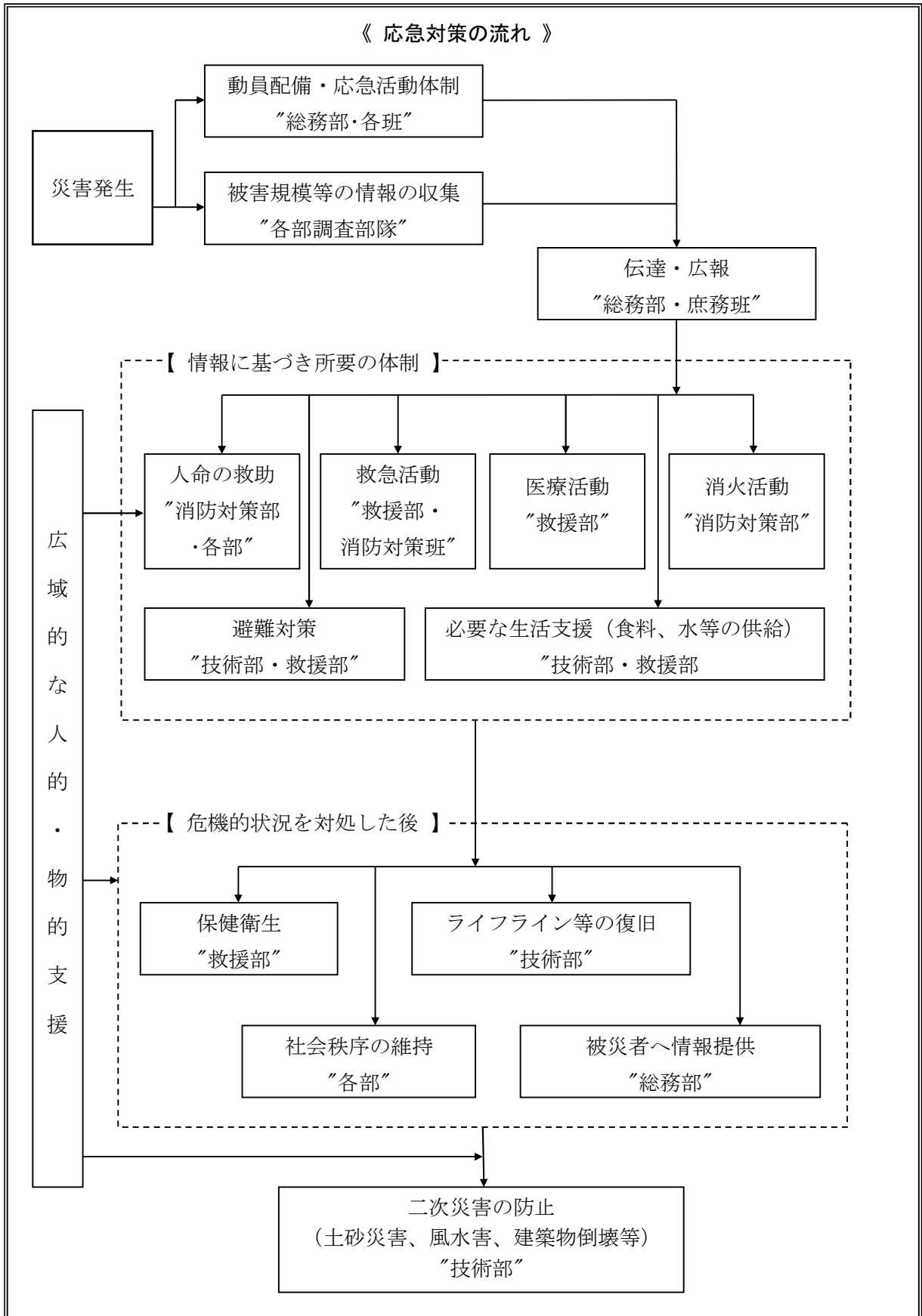


5. 市災害対策本部の組織及び事務分掌

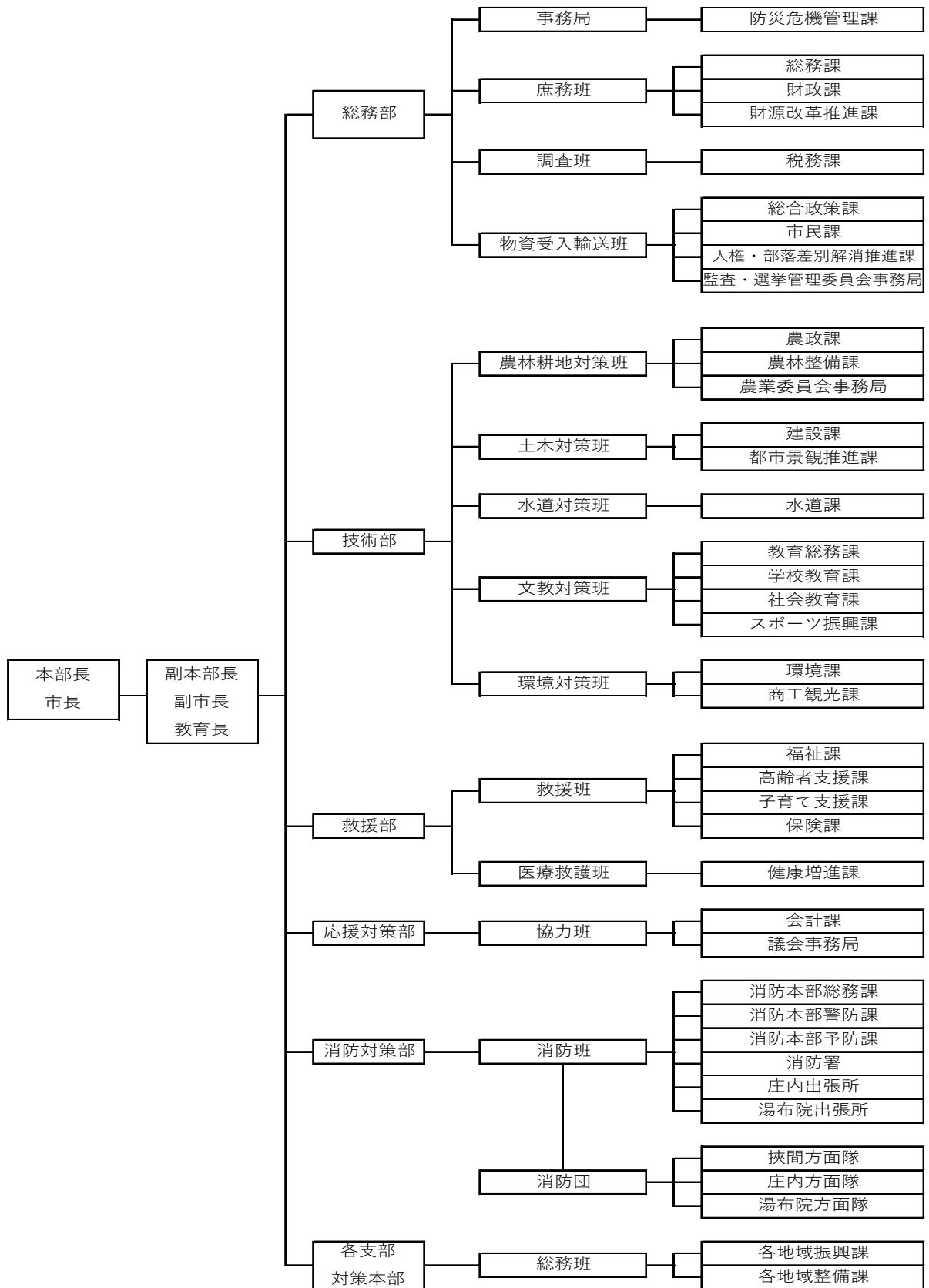
市災害対策本部は、由布市の地域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合に市長がこれを設置する。市災害対策本部は市長を本部長、副市長、教育長を副本部長とし、そのもとに部長、班長並びに班員を配備し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

6. 本部職員の標識

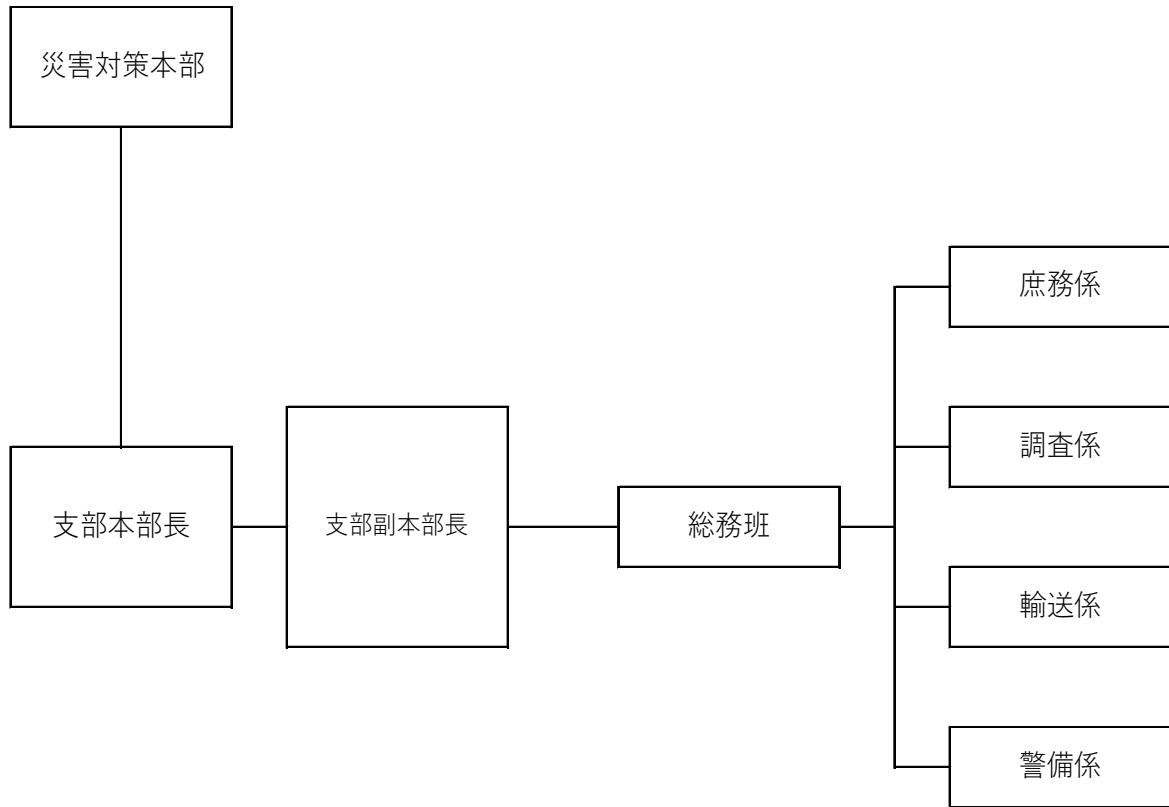
災害応急措置に従事する職員は、由布市災害対策本部と明記した腕章をつける。



■ 由布市災害対策本部組織図



■由布市各支部災害対策本部組織図



※支部本部長・・・振興局長

※支部副本部長・・・挾間・湯布院は地域振興課長または地域整備課長
庄内は地域振興課長補佐

由布市災害対策本部 部及び班の事務分担表

総務部

事務局 (防災危機管理課)

- (1) 災害対策本部の設置及び解散に関すること。
- (2) 本部会議及び由布市防災会議に関すること。
- (3) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。
- (4) 避難の指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (5) 大分県災害対策本部及びその他関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 各支部災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (7) 被災者生活再建支援法及び由布市災害被災者住宅再建支援金の支給事務に関すること。
- (8) 被災者の安否問い合わせに関すること。
- (9) 自衛隊派遣要請に関すること。
- (10) 災害日誌に関すること。
- (11) 県への速報及び報告連絡に関すること。
- (12) 気象情報等の受理及び通報に関すること。
- (13) 防災ラジオ及び防災行政無線の管理運営に関すること。
- (14) 災害派遣等従事者車両証明書の発行に関すること。
- (15) 応援・受援の総合調整に関すること。

庶務班 (総務課 財政課 財源改革推進課)

- (1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関すること。
- (2) 災害見舞者及び視察者等の応接及び調整に関すること。
- (3) 災害対策に係る予算措置に関すること。
- (4) 災害に伴う財政計画及び財政に関する関係機関との連絡に関すること。
- (5) 職員の安否確認、動員及び配備計画に関すること。
- (6) 応援班の要請に関すること。
- (7) 災害情報の市民への広報に関すること。
- (8) 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。
- (9) 他の地方公共団体との相互応援に伴う連絡調整に関すること。
- (10) 受援体制に関すること。
- (11) 被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関すること。
- (12) 被害記録写真、映画等の製作及び総合被害図の作成に関すること。
- (13) 被害の把握に関する各部との連絡調整及び各支部被害状況調査の取りまとめに関すること。
- (14) 各支部災害対策本部への情報連絡員の派遣に関すること。
- (15) 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。
- (16) 庁舎の応急対策に関すること。

- (17) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。
- (18) 緊急物品の購入に関すること。
- (19) 支援金の配分に関すること。
- (20) 自治会との連絡調整に関すること。
- (21) 災害に関する市民相談窓口の調整に関すること。
- (22) 災害従事者の健康管理及び給食体制の確立に関すること。
- (23) 他の班に属さないこと。

調査班（税務課）

- (1) 建物の被害認定調査に関すること。（災害救助法適用に必要な災害調査を含む。）
- (2) 罹災証明（火災に係るものを除く。）の発行に関すること。
- (3) 被災証明の発行に関すること。
- (4) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。

物資受入・輸送班（総合政策課 市民課 人権・部落差別解消推進課 監査・選挙管理委員会事務局）

- (1) 電算に関すること。
- (2) 義援物資の受入れ、配分及び輸送に関すること。
- (3) 救援物資の受入れ及び輸送に関すること。
- (4) 各班の初動応援に関すること。
- (5) 災害時に使用する車両の確保及び配車に関すること。
- (6) その他輸送に関すること。

技術部

農林耕地対策班（農政課 農林整備課 農業委員会事務局）

- (1) 農作物、畜産関係、林業関係等の被害調査及びその応急対策並びに復旧に関すること。
- (2) 農地、農業用施設、ため池等の被害調査及びその対策に関すること。
- (3) 農林関係被害調書の作成、被害写真の収集及び被害図の作成に関すること。
- (4) 林道の被害調査及びその応急対策に関すること。
- (5) 里道、水路等の法定外公共物（農政課の所管に係るものに限る。）の被害調査及びその対策に関すること。
- (6) 農作物、農業用資材及び林業用施設関係の応急対策及び復旧に関すること。
- (7) 農協等との連絡調整及び協力要請に関すること。
- (8) 罹災農林漁業者への応急融資に関すること。
- (9) 災害融資に伴う被害証明に関すること。
- (10) 市有農林水産関係施設の被害調査及びその対策に関すること。
- (11) その他農林耕地関係について必要なこと。

土木対策班（建設課 都市景観推進課）

- (1) 道路、橋りょう、河川、がけ崩れ等の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 災害時における国道、県道及び市道の情報収集並びに関係交通機関との連絡に関すること。
- (3) 市道の障害物の除去に関すること。
- (4) 水防に関すること。
- (5) 河川、水路等の水位の通報及び監視並びに警戒に関すること。
- (6) 河川、水路の漂流物の保管に関すること。
- (7) 里道、水路等の法定外公共物（建設課の所管に係るものに限る。）の被害調査及びその対策に関すること。
- (8) 土木関係被害調書の作成、被害写真の収集及び被害図の作成に関すること。
- (9) 交通安全対策の情報収集及び交通規制等の応急交通対策に関すること。
- (10) 緊急車両の標章及び証明書の申請に関すること。
- (11) 市有建築物の被害状況の収集及びその対策に関すること。
- (12) 応急仮設住宅の建設（用地確保含む）及び設備の応急修理に関すること。
- (13) 応急仮設住宅入居者の選考及び仮設住宅の管理に関すること。
- (14) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定等調査に関すること。
- (15) 被災者の住宅、建築相談に関すること。
- (16) 災害復興住宅の認定に関すること。
- (17) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。
- (18) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金の融資に関すること。
- (19) 応急資材の備蓄確保及び運搬に関すること。
- (20) 堆積土砂の排除処理に関すること。
- (21) その他土木関係について必要なこと。

水道対策班（水道課）

- (1) 水道施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 非常用飲料水の給水に関すること。
- (3) その他水道関係について必要なこと。

文教対策班（教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課）

- (1) 学校教育施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 社会教育施設及び文化財関係の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (3) 社会体育施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (4) 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関すること。
- (5) 教育委員会所管の調整及び事務に関すること。
- (6) 教育緊急物品の調達に関すること。
- (7) 教育委員会所管の避難所開設の協力に関すること。
- (8) 児童及び生徒の避難に関すること。

- (9) 罹災児童及び生徒に対する教科書並びに学用品の支給に関すること。
- (10) 児童及び生徒の保護並びに学校給食に関すること。
- (11) 炊き出しの実施に関すること。
- (12) その他文教関係について必要なこと。

環境対策班 (環境課 商工観光課)

- (1) 防疫計画の作成及び実施に関すること。
- (2) ゴミ、し尿処理等清掃計画の作成及び実施に関すること。
- (3) 仮設トイレの設置及び管理に関すること。
- (4) 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること。
- (5) 災害廃棄物処理に関すること。
- (6) 遺体の収容及び埋火葬に関すること。
- (7) 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。
- (8) 有害物質の性状検知及び発生源の探究に関すること。
- (9) 水質汚濁、大気汚染等の公害に係る調査及び防止対策に関すること。
- (10) 愛がん動物及び放浪動物に関すること。
- (11) 商工業施設、観光施設の被害調査及びその対策に関すること。
- (12) 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。
- (13) 観光客（外国人含む）への広報活動及び情報収集に関すること。
- (14) 帰宅困難者の対応に関すること。
- (15) 小売店及びガソリンスタンド等の営業状態の把握に関すること。

救援部

救援班 (福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 保険課)

- (1) 災害救助法の適用に関すること。
- (2) 避難計画の作成並びに避難場所の指定及び誘導に関すること。
- (3) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
- (4) 避難所等に勤務する職員の動員に関すること。
- (5) 避難所等との連絡調整に関すること。
- (6) 食糧衣料供給計画の作成及び実施に関すること。
- (7) 身元不明者に対する措置に関すること。
- (8) ボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整に関すること。
- (9) 登録済みのボランティアの派遣調整に関すること。
- (10) 福祉施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
- (11) 災害時要配慮者の支援に関すること。
- (12) 福祉施設の被害状況調査及び連絡に関すること。
- (13) 福祉施設入所者の援護に関すること。
- (14) 義援金の配分に関すること。
- (15) 救援物資の調達及び配分計画に関すること。

- (16) 災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。
- (17) 災害見舞金に関する事。
- (18) 罹災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与に関する事。
- (19) 炊き出しの計画及び材料調達に関する事。

医療救護班 (健康増進課及び本庁舎に勤務するすべての保健師)

- (1) 救護活動に関する事。
- (2) 避難所における避難者の健康管理に関する事。
- (3) 医療及び助産に関する事。
- (4) 感染症の予防に関する事。
- (5) 疫学調査及び保健指導に関する事。
- (6) 環境衛生及び食品衛生に関する事。
- (7) 感染症及び食中毒等の防疫知識の普及に関する事。
- (8) 救急医薬品等の供給に関する事。
- (9) 医療機関の被害調査及びその対策並びに連絡調整に関する事。
- (10) その他衛生対策関係について必要な事。

応援対策部

協力班 (会計課 議会事務局)

- (1) 災害対策に係る現金の出納に関する事。
- (2) 義援金及び支援金の受入れ及び管理に関する事。
- (3) 議員の安否確認及び議会との連絡調整に関する事。
- (4) 他班への応援協力に関する事。

消防対策部

消防班 (消防本部総務課 警防課 予防課 消防署 庄内出張所 湯布院出張所)

- (1) 災害対策本部との連絡調整に関する事。
- (2) 消防庁舎施設の保守に関する事。
- (3) 資機材等の調達、輸送に関する事。
- (4) 消防対策部に属する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
- (5) 災害の警戒、警備及び警戒区域の設定に関する事。
- (6) 消火活動に関する事。
- (7) 被災者の救助、救出に関する事。
- (8) 防ぎょ活動に関する事。
- (9) 応急給水活動の協力に関する事。
- (10) 行方不明者の捜索に関する事。
- (11) 避難誘導に関する事。
- (12) 災害現場における危険物等の処理に関する事。

- (13) 災害応急対策の指導に関すること。
- (14) 臨時ヘリポートの開設に関すること。
- (15) 火災、災害等原因の調査及び損害の調査記録に関すること。
- (16) 罹災証明（火災に係るもの）の発行に関すること。
- (17) 消防団の動員に関すること。
- (18) 消防団との災害活動の調整に関すること。
- (19) 消防職員、団員の食料調達、輸送に関すること。

すべての部班共通

- (1) 各所属職員の安否確認に関すること。
- (2) 他部班の応援に関すること。

各支部災害対策本部 班及び係の事務分担表

総務班（振興局）

庶務係

- (1) 支部災害対策本部の設置及び解散に関すること。
- (2) 支部の会議に関すること。
- (3) 本部との連絡調整に関すること。
- (4) 災害日誌に関すること。
- (5) 消防団の非常招集及び配置運営に関すること。
- (6) 防災行政無線の管理運営に関すること。
- (7) 応援職員の活動配備計画に関すること。
- (8) 災害情報の市民への広報に関すること。
- (9) 自治会との連絡に関すること。
- (10) 自主防災組織等に対する連絡調整に関すること。
- (11) 市民からの被害情報の対応に関すること。
- (12) 被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関すること。
- (13) 被害記録写真、映画等の製作及び総合被害図の作成に関すること。
- (14) 被害の把握に関する各係との連絡に関すること。
- (15) 気象情報等の受理及び通報に関すること。
- (16) 他の係に属さないこと。

調査係

- (1) 被害状況全般にわたり急速に調査を実施すること。
- (2) 庁舎の応急対策に関すること。
- (3) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。
- (4) 避難住民の情報収集に関すること。

輸送係

- (1) 災害対策の公用車の配備及び運行計画に関すること。
- (2) 救援物資の輸送に関すること。
- (3) 各係の援助に関すること。
- (4) その他輸送に関すること。

警備係

- (1) 危険箇所の警備に関すること。
- (2) 被災地の警備に関すること

第2節 動員配備計画

《 基本方針 》

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害応急対策実施責任機関は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

第1項 市の動員配備計画

1. 動員配備計画

「由布市災害対策本部規程」に基づく活動体制及び配備体制は次のとおりである。

1) 配備の体制（職員の参集体制）

災害警戒準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡活動を主とし、事態の推移により災害対策警戒本部に移行するまでの体制 ・気象業務法に基づく警報が発令される等災害の発生が予想される場合 ・各部の情報連絡担当職員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも警戒本部体制に移行しうる体制
災害対策警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・現に災害が発生しつつあり、かつ、相当規模の災害が発生する恐れがある場合 ・各班の所要人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも災害対策本部に移行しうる体制
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は次による。 ・第1次体制 おおむね5割の職員（課長補佐、主幹、係長以上） ・第2次体制 全職員

2) 配備要員

配備要員は「災害応急対策動員配備表」に定めるところによる。

《 災害応急対策動員配備表 》

【 本部 】

<p>災害警戒準備室</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令された場合 ② 水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③ 気象庁が震度4を発表した場合 ④ 噴火予報が発令された場合 <p>2. 体制</p> <p>防災危機管理課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配置 : 防災危機管理課職員全員 ② 設置場所 : 本庁舎
<p>災害対策警戒本部</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ② 水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③ 気象庁が震度5弱を発表した場合 ④ 鶴見岳・伽藍岳に噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発令された場合 ⑤ 九重山に噴火警戒レベル4（避難準備）が発令された場合 <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長 : 副市長 副本部長 : 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ② 本部員 : 総務課、総合政策課、建設課、農政課、水道課、福祉課 防災危機管理課 ③ 待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④ 各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部局で定める）。 ⑤ 設置場所 : 本庁舎

<p>災害対策本部 (現地対策本部)</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none">① 気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合② 水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合③ 土砂災害警戒情報が発表された場合④ 特別警報が発令された場合。⑤ 気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）⑥ 噴火警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備）・ 第2次体制：全職員 <ul style="list-style-type: none">① 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長② 本部員：各部各班長③ 本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。④ 対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。⑤ 設置場所：本庁舎（災害発生の地域が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）
----------------------------	--

《 災害応急対策動員配備表 》

[支部]

<p>支部災害警戒準備室</p>	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合</p> <p>②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合</p> <p>③気象庁が震度4を発表した場合</p> <p>④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>警報発令時には、各振興局の職員は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>①配置 : 各振興局 2名</p> <p>②設置場所: 本庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎</p>
<p>支部災害対策警戒本部</p>	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合 (宮川については湯布院支部警戒本部で対応)</p> <p>③気象庁が震度5弱を発表した場合</p> <p>④鶴見岳・伽藍岳に噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表された場合</p> <p>⑤九重山に噴火警戒レベル4(避難準備)が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>総務部長から警戒本部の設置の連絡があった場合もしくは振興局長が地域内に災害が発生する恐れがあると判断した場合、支部災害警戒本部を設置し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>①支部本部長 : 振興局長 支部副本部長: 地域整備課長又は地域振興課長(挾間・湯布院振興局) 地域振興課課長補佐(庄内振興局)</p> <p>②支部本部員 : 各振興局 5割</p> <p>③設置場所 : 本庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎</p>
<p>支部災害対策本部 (各振興局)</p>	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある</p>

	<p>場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>市災害対策本部が設置され、大規模の被害発生、または、発生するおそれがあるときは、次により支部対策本部を設置する。</p> <p>①支部本部長：振興局長</p> <p>支部副本部長：地域整備課長又は地域振興課長（挾間・湯布院振興局） 地域振興課課長補佐（庄内振興局）</p> <p>②支部本部員：各振興局 全職員</p> <p>③設置場所：本庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎</p>
--	---

3) 配備の決定及び変更

- ア. 本部長は、災害の発生が予想されるとき、または災害の状況により配備体制を決定する。
- イ. 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見をきいて配備要員の増減等を変更する。

2. 応援のための動員

災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

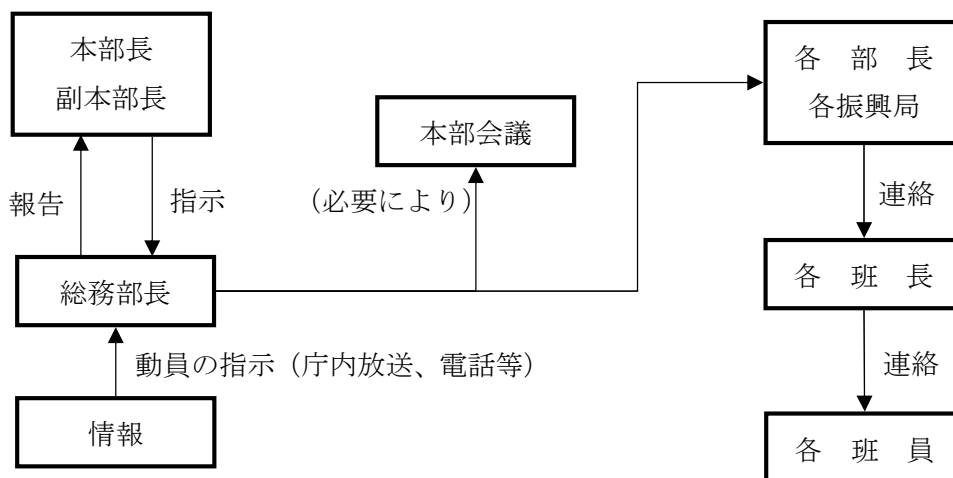
3. 動員

1) 勤務時間中

- ア. 市災害対策本部において、配備の決定がなされ、動員のある場合は、災害応急対策動員配備表による。
- イ. 動員の伝達は、市災害対策本部指令により、庁内放送または電話等により指示を行う。各班長は、直ちに所属職員に連絡し、指揮監督を行い災害情報収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を確立する。

2) 勤務時間外

- ア. 宿・日直者は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく警報等の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、防災危機管理課長に連絡し、防災危機管理課長は各振興局地域振興課長に連絡し、災害警戒準備室の体制を執る。
- イ. 動員の伝達は、市災害対策本部指令（由布市職員連絡網）により、電話連絡等で行う。当直室には、市長、副市長、教育長、総務課長等の住所、電話番号及び連絡方法を表示した「緊急連絡一覧表」を作成し、掲示しておく。



●参考資料編 様式 風応-2-2-1-1 「緊急連絡一覧表（様式）」

3) 職員の動員

ア. 勤務時間の参集配置

勤務時間内に本部が設置された場合、各課の連絡網に従い情報伝達を行い、各班の班長はすみやかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。又、勤務時間外まで継続される場合も動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

イ. 勤務時間外の参集配置

参集にあたっては、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。

勤務時間外に本部が設置された場合、各課の連絡網に従い情報伝達を行い、各班の班長は動員配置人員表に基づき必要人員を参集させるものとする。

ウ. 該当の職員は大規模災害の発生を知り得た場合には、テレビ、ラジオ等で震度等を確認し、体制を判断し、体制に関する連絡がない場合でも、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で近傍の庁舎に参集することを原則とする。参集後、情報の収集を行い本勤務地への参集が可能な場合は本勤務地へ参集するものとする。不可能な場合には直属の上司に報告後、各支部長の指示を受けるものとする。なお不可能な状況が解消された場合には速やかに本勤務地に参集するものとする。

エ. 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。

なお、やむをえない事由として例えば次のような場合が考えられる。

- a. 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合
- b. 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合
- c. 職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合
- d. 職員が出張中又は旅行中であって、直ちに参集できない場合
- e. 職員が傷病もしくは職員家族介護のため参集できない場合
- f. 職員の現住所から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合

オ. 上記該当の職員以外の職員にあつては、緊急連絡が入らない限り、通常の勤務体制で出動するものとする。ただし、別途指示がある場合はこの限りでない。

4) 災害対策本部の設置不能の対応

夜間及び休日において、市災害対策本部機能の確保を図るため、早期参集した要員により直ちに“緊急初動部隊”を組織し、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の災害対策本部の設置のための初動対応を行う。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第2節 動員配備計画

第3節 通信連絡手段の確保計画

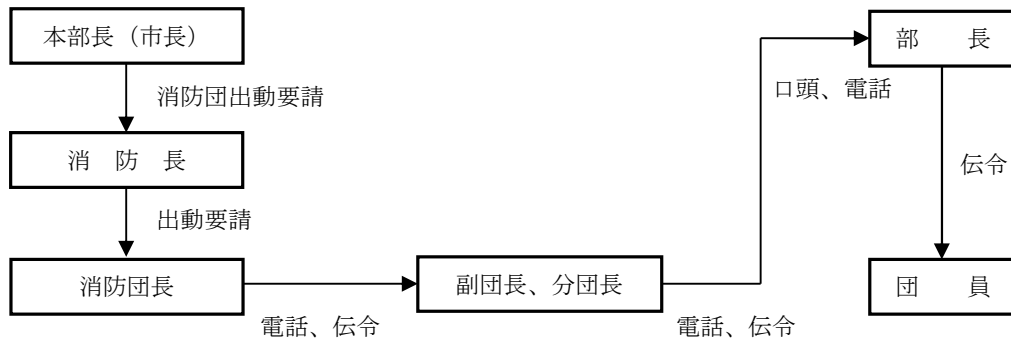
5) 地区自主防災の活動内容

- ア. 防災組織の編成
- イ. 防災に関する知識の普及
- ウ. 情報の収集及び伝達
- エ. 初期活動及び応急対策
- オ. 避難誘導
- カ. その他

4. 消防団員に対する伝達及び出動

消防団長は、消防長から災害出動及び動員の要請があったときは、次の系統図に従い、もつとも迅速な方法により伝達を行う。

《 消防団の出動要請伝達系統図 》



第2項 指定地方行政機関等の動員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令または防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務または業務を的確かつ円滑に実施できるように動員配備の要請を行う。

第3節 通信連絡手段の確保計画

(庶務班・物資受入・輸送班)

1. 災害時における通信連絡

1) 災害時に使用できる通信施設

- ア. 防災行政・地域防災無線
- イ. 非常電話
- ウ. 防災相互通信用無線局による通信連絡
- エ. 他の機関の専用通信施設
- オ. 消防無線

2) 防災行政・地域防災無線の活用

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通の恐れが少ない防災行政無線を活用することが有効である。

3) 被災地への防災行政無線（移動局）の持ち込み

県災害対策本部要員が防災行政無線、衛星移動車等を現地に持ち込み、被害情報の収集（衛星系では画像の伝達も可能）及び市災害対策本部との連絡調整を行う。

2. 公衆電気通信施設の利用計画

災害時において電話利用が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等に必要があるときは、非常電話等を利用することができる。

1) 非常電話

- ア. 災害時における緊急通信のため、非常電話として災害時優先電話の回線が利用できる。
- イ. 緊急に通信連絡のある場合は「102番」をダイヤルし、オペレーターに「非常通話」と告げ、その理由を申し出るとともに、市の電話番号を告げる。

3. 非常通信措置

災害により非常事故が発生し、または発生する恐れがある場合、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信協議会（事務局大分県防災対策室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱を依頼し、通信の確保を図ることができる。

4. その他の通信施設利用計画

1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。

下記の機関が所有する通信設備を優先利（使）用できる。

利(使)用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市 長	県防災行政無線	防災危機管理課
	県警察本部	大分南警察署
消防機関の長	由布市消防本部	各出張所
	九州旅客鉄道株式会社	J R 各駅
	九州電力株式会社	大分配電事業所、別府配電事業所

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込むものとする。

- ア. 専用通信施設利用申込要領
 - a. 利(使)用しようとする理由
 - b. 通信の内容
 - c. 発信者及び受信者

2) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

- ア. 湯布院無線赤十字奉仕団との連携

3) 災害時における通信料免除扱い

N T T回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。

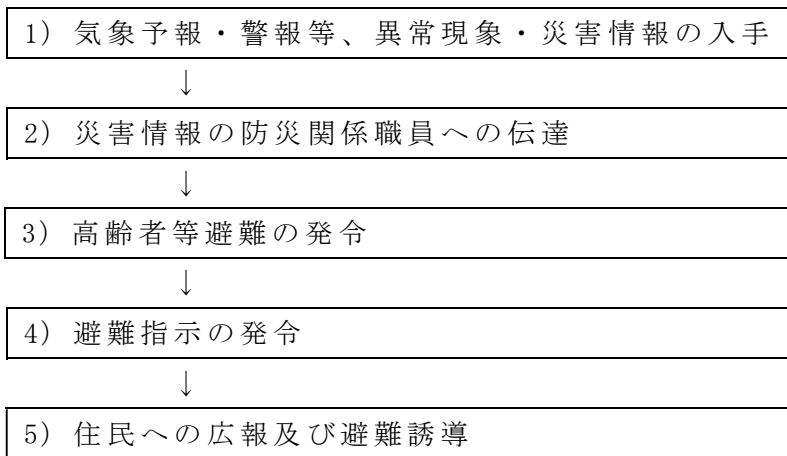
- ア. 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの。
- イ. 災害に際し、N T Tが指定する地域及び期間において、被災者が発言する被災状況の通報または救護を求めることを内容とする電報であって、N T Tが定める条件に適合するもの。

第4節 気象予報・警報等伝達計画

《 基本方針 》

市域に災害の発生の恐れがある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関、市民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムを定めて適切な防災対策の実施を図るものとする。

【情報の収集及び伝達事項の流れ】



第1項 特別警報・警報・注意報等の種類・基準

1. 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類並びに発表の基準は、大分地方気象台による。

《 気象情報の種類 》

区分	内容
予報	観測の成果に基づく現象の予測の発表
注意報	災害が起こる恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	重大な災害の起こる恐れがある場合に、その旨を警告して行う予報
特別警報	重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
情報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

●参考資料編 資料 風応-2-4-1-1 「注意報及び警報の種類並びに発表の基準」

●参考資料編 資料 風応-2-4-1-2 「気象・火災の情報、注意報及び警報」

2. 気象情報の役割

気象情報の機能は、次の3つに大別される。

- 1) 特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって知らせるアラーム的機能。

2)すでに発表している特別警報・警報・注意報では十分に表現できなかった気象事項や防災上の注意等を具体的に解説する補完的機能。

3)観測結果、気象状況等を簡潔な表現で速報して更なる警戒を呼び掛ける速報的機能。

この中には、記録的な1時間雨量(100mm以上)を観測または解析した場合に発表する「記録的短時間大雨情報」がある。1時間雨量の値については、特別警報・警報・注意報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上必要な場合は変更する。

「標題」、「発表年月日」、「発表官署名」及び「見出し」で構成させる。

3. 火災気象通報

火災気象通報とは、気象の状況が火災の予防上、危険であると認めるときに、消防法に基づいて大分地方気象台長が、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認められた場合に火災警報の発令を発表できる。

1)火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上、危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報を言う。

火災警報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

- ア.実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下となり風速が7m/s以上となる見込みのとき。
- イ.平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

4. 特別警報・警報・注意報の地域細分発表について

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。

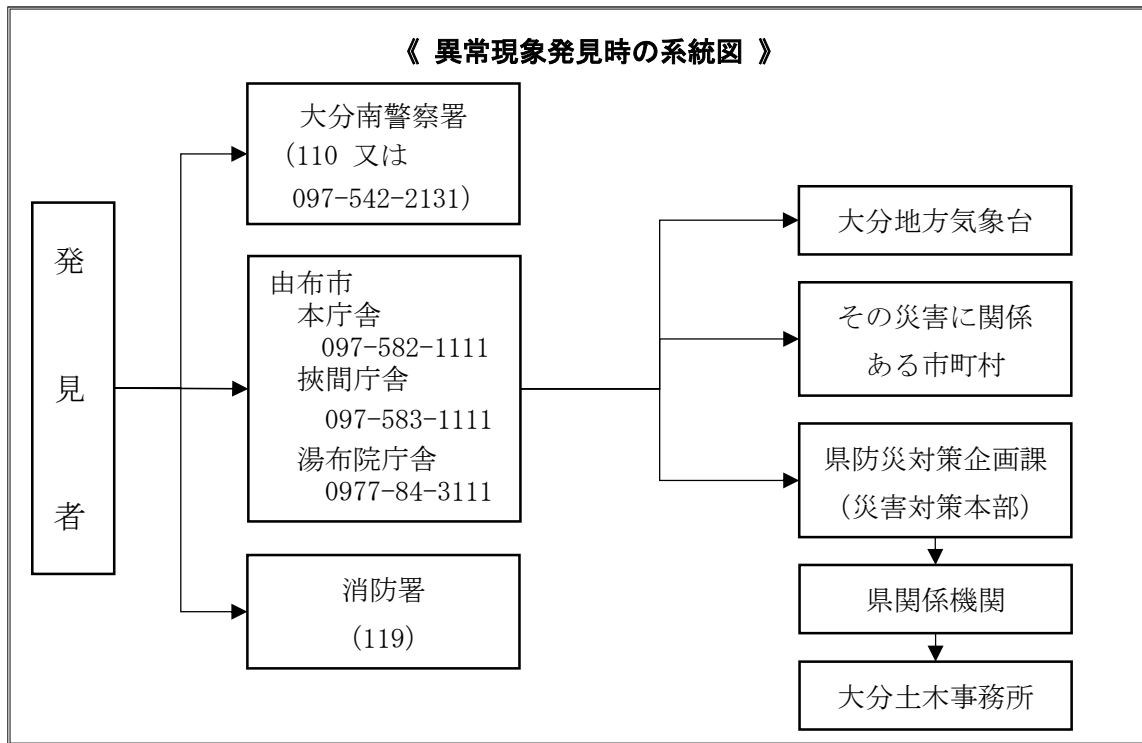
- 1)由布市の地域細分：大分県中部（参考資料編「大分県予報区地域細分図」参照）
- 2)災害の予想される地域を限定できない場合は、地域細分を行わず全域に発表する。

●参考資料編 資料 風応-2-4-1-3「大分県予報区地域細分図」

第2項 注意報警報等の伝達系統

1. 異常現象発見時の通報（災害対策基本法第54条関連）

- 1)災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。
- 2)通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3)通報を受けた市長は、その旨を大分地方気象台及び県防災危機管理課、その他の関係機関に通報し、これに対する応急措置を講ずる。



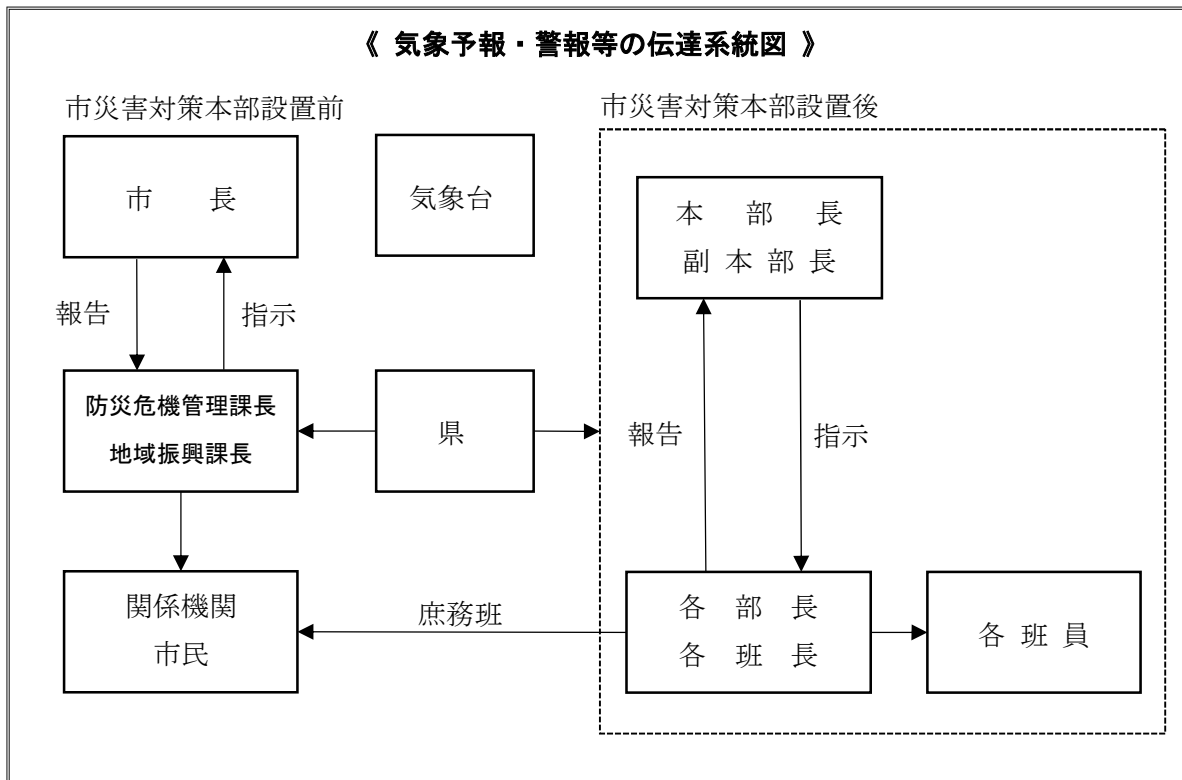
4) 異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象		備 考
ア. 気象に関する事項	著しく異常な気象現象		大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
イ. 地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰現象等
		噴火以外の火山異常現象	ア. 火山地域での地震の群発 イ. 火山地域での鳴動の発生 ウ. 火山地域での顕著な地形変化 山くずれ、地割れ、土地の昇沈等 エ. 噴気、噴煙の顕著な異常変化 噴気口の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色臭、温度、昇華物等の異常変化等 オ. 火山地域での湧水の顕著な異常変化 湧水の新生、枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等 カ. 火山地域での顕著な地温の温度上昇 地熱地帯の新生、拡大、移動、及びそれに伴う草木の立枯れ等 キ. 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化量、濁度、臭い、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発砲、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震	数日以上にわたり、頻繁に感ずるような現象等

2. 気象予報・警報等伝達計画

1) 気象予報・警報等の伝達計画

- ア. 気象台が発表する気象予報・警報等は、知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（防災危機管理課）及び消防本部等に伝達される。
- イ. 気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、総務課長に報告し、市長の指示を受ける。市災害対策本部を設置する場合はその指示等を各部に伝達する。解除の場合も同じ要領とする。
- ウ. 市災害対策本部設置後、伝達系統及び伝達要領に従い、本部長→各部長→各班長の順に指示を行う。各班長は伝達を受けたときはこれに応じた適切な措置を講ずる。
- エ. 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいはこれにかわる者。）とする。
- オ. 市民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災ラジオ及び広報車等による広報を行う。



2) 伝達内容

- ア. 市災害対策本部等の設置及び解除に関すること
- イ. 被害状況把握に関すること
- ウ. 関係機関への連絡を必要とする被害状況に関すること
- エ. その他防災上、必要と認められること

3) 避難指示等の基準

避難指示等については、本編 第2部 第3章 第4節 第1項 「避難指示並びに伝達」に従う。

3. 市から市民への周知方法

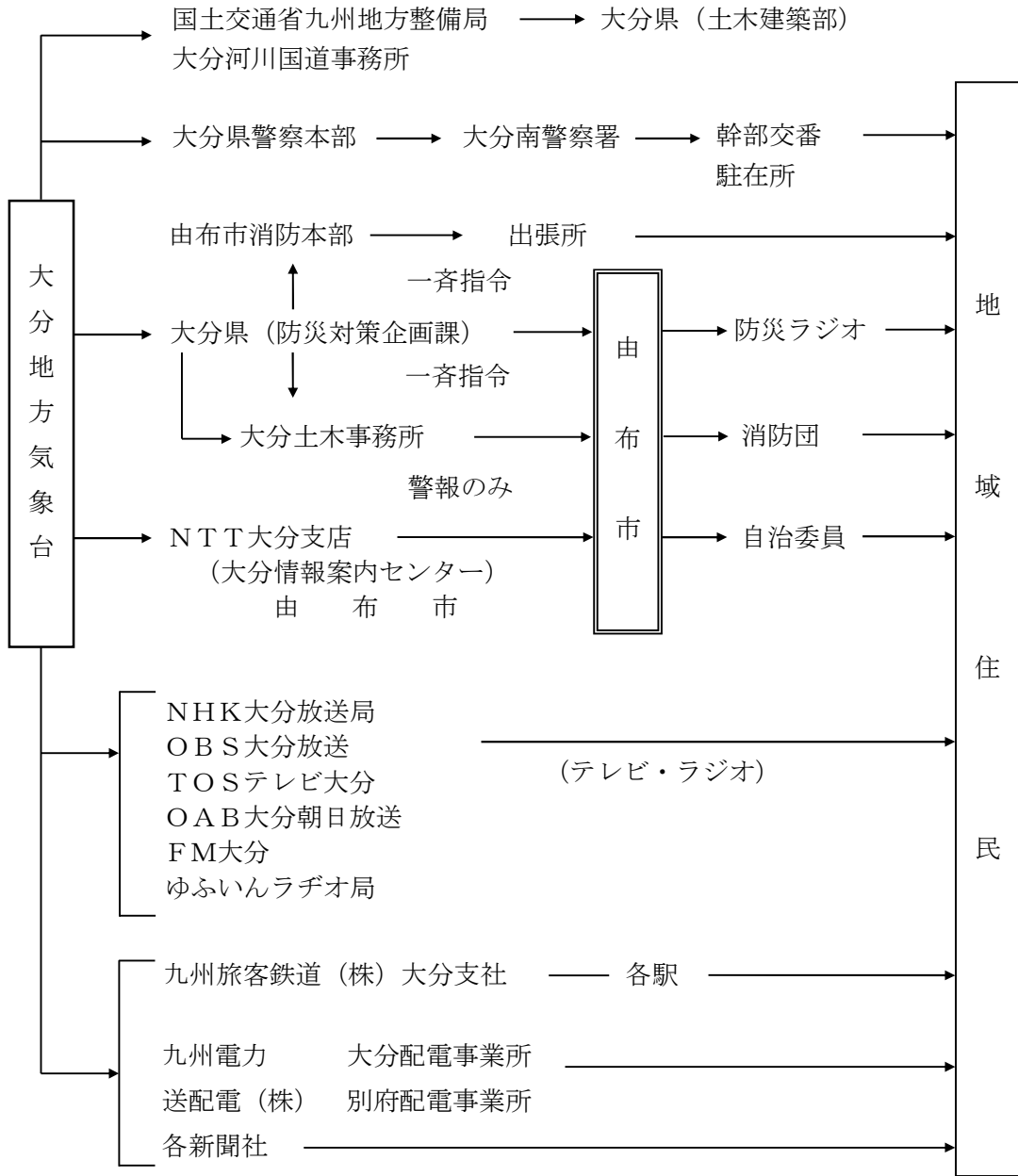
市は、本計画に基づき市民及び要配慮者利用施設に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

- 1) 防災ラジオ等による広報
- 2) 広報車による広報
- 3) 電話・口頭による戸別連絡
- 4) 消防団等を通じたの連絡

●参考資料編 資料 風応-2-4-2-1 「避難指示等の伝達文例」

ア. 気象警報等・情報伝達系統図



第3項 洪水予報・水防警報

1. 大分地方気象台・九州地方整備局が行う洪水予報

1) 大分地方気象台が行う洪水警報 (法第10条第1項)

気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2)九州地方整備局が行う洪水予報（水防法第10条第2項）

九州地方整備局は、大分地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後は水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及び水深を示して河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2. 県が行う洪水予報の通知（水防法第10条第3項）

水防活動における予報及び警報を受けた県は、通信連絡システムにより各土木事務所、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、各土木事務所は、関係水防管理者に通知する。

3. 水防警報

1)国土交通大臣の水防警報（水防法第16条第1項）

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川（湖沼）について、その恐れが強いと認めるときは、水防警報を発する。

なお、通知は水防法第16条第2項の規定による。

2)知事の水防警報（水防法第16条第1項及び第3項）

知事は、国土交通大臣が指定したものの以外の河川（湖沼）で、洪水により損害を生ずる恐れがあると認めて指定したものについて、その恐れが強いと認めるときは、水防警報を発する。

知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、及び自ら水防警報を発したときは、水防事項を水防管理者、その他の関係者に通知しなければならない。

3)市の措置

市は、県等から警報の発表について伝達を受けた場合、積極的に大分県高度情報ネットワークシステムの活用を図り、その後の気象情報等により市内で風水害の発生する恐れがあると判断した場合、広報車、防災ラジオ等を用いて市民に対して浸水や崖崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強等と呼びかけ、被害の未然防止と拡大防止に努める。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、観光客にも的確に呼びかけができるよう配慮する。また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

4. 特別警戒水位情報

県は水位情報周知河川として、指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、関係水防管理者及び必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

市は通知を受けたときは、市民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

※ 特別警戒水位...警戒水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難指示を判断する際の目安の一つとなるもの。

第5節 被害情報等収集伝達計画

(庶務班)

《 基本方針 》

市災害対策本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

第1項 災害情報の収集

1. 情報総括責任者の指定

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その集約を“庶務班”に報告する。なお、被害状況の調査、集計、調書の作成は“庶務班”が行う。

2. 収集体制の整備

- 1) 市は、情報の収集等迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法等について、あらかじめ整備し、その方法等について確認しておく。
- 2) “庶務班”において写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるよう、被害の報告・広報写真として役立つような写真の撮影とビデオ等の製作等を行う。また、各班でも写真記録に努める。

3. 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の内容を主として収集を行う。

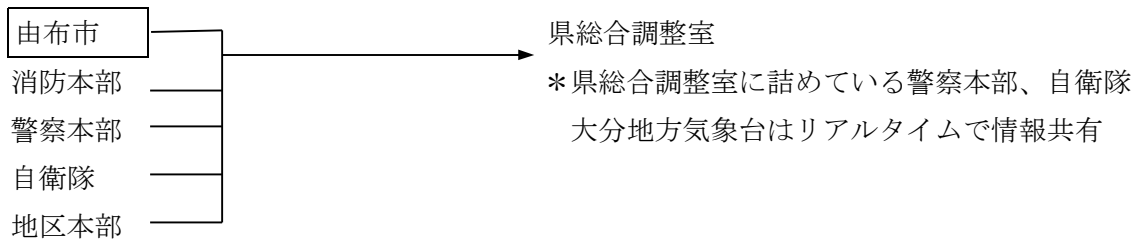
- 1) 人的被害
- 2) 建物の被害
- 3) 避難の状況
- 4) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- 5) 防災関係機関の対策の実施状況
- 6) 交通機関の運行・道路の状況
- 7) ガス・電気・水道・通信等生活関連施設の運営・被害状況

4. 人的被害・住家被害・火災に関する情報

市は、人的被害・住家被害・火災に関する情報については、一刻を争う情報であるため、早急に“県総合調整室”へ報告する。なお、確定した数値・通常のルートにはこだわらない。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- 1) 情報のソース（現場現認したものか、報告等間接的なものか）
- 2) 現場の位置
- 3) 発信する情報を入手した時刻

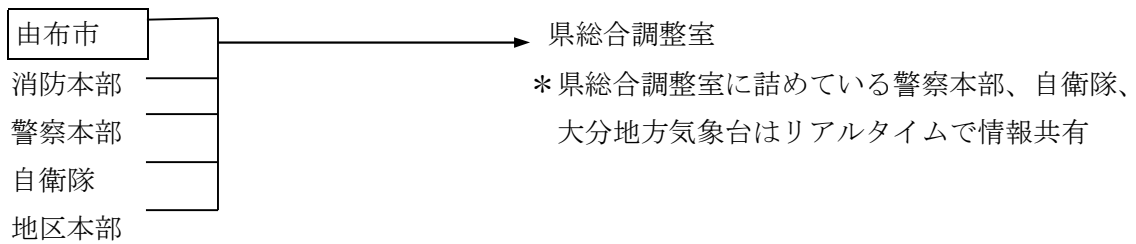


5. 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

市は、避難者数、避難所の場所等に関する情報は、一刻を争う情報であり、早急に“県総合調整室”へ報告する。なお、確定した数値・通常のルートにはこだわらない。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- 1) 情報のソース（現場で現認したものか、報告等間接的なものか）
- 2) 発信する情報を入手した時刻

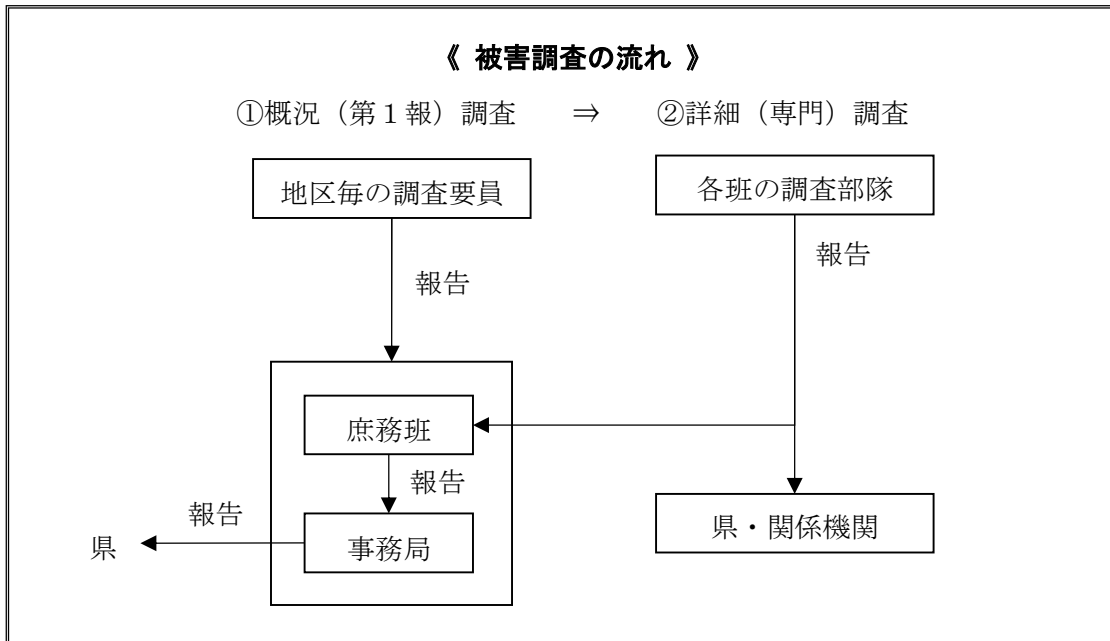


第2項 被害情報の調査要領、伝達

1. 被害の調査要領

次の点に留意し、被害状況を的確に調査し伝達する。

- 1) 情報項目
 - ア. 災害の原因
 - イ. 災害が発生した日時・場所または地域
 - ウ. 被害の状況
 - エ. とられている対策
 - オ. 今後の見込み及び必要とする救助の種類
- 2) 各地区の被害状況等の収集と調査は、非常災害時の調査員により、関係機関、諸団体及び市民組織等の協力を得ながら実施する。
- 3) 各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林物、農林業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる“災害調査部隊”等を編成して被害状況を調査する。



4) 被害状況調査にあたっては、災害救助法適用の被害認定基準に基づき判定を行う。

●参考資料編 資料 風応-2-5-2-1 「災害救助法適用の被害認定の基準」

5) “庶務班”は、関係機関と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたる。

6) 被害の調査にあたっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

7) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

8) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

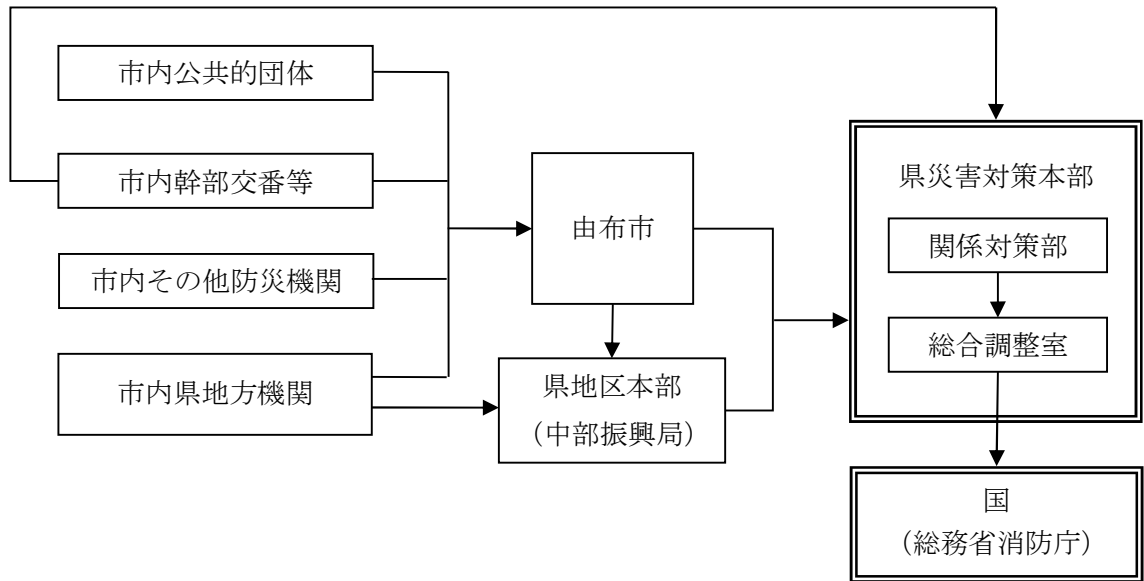
2. 被害情報の伝達 *

収集した被害情報については、以下に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。

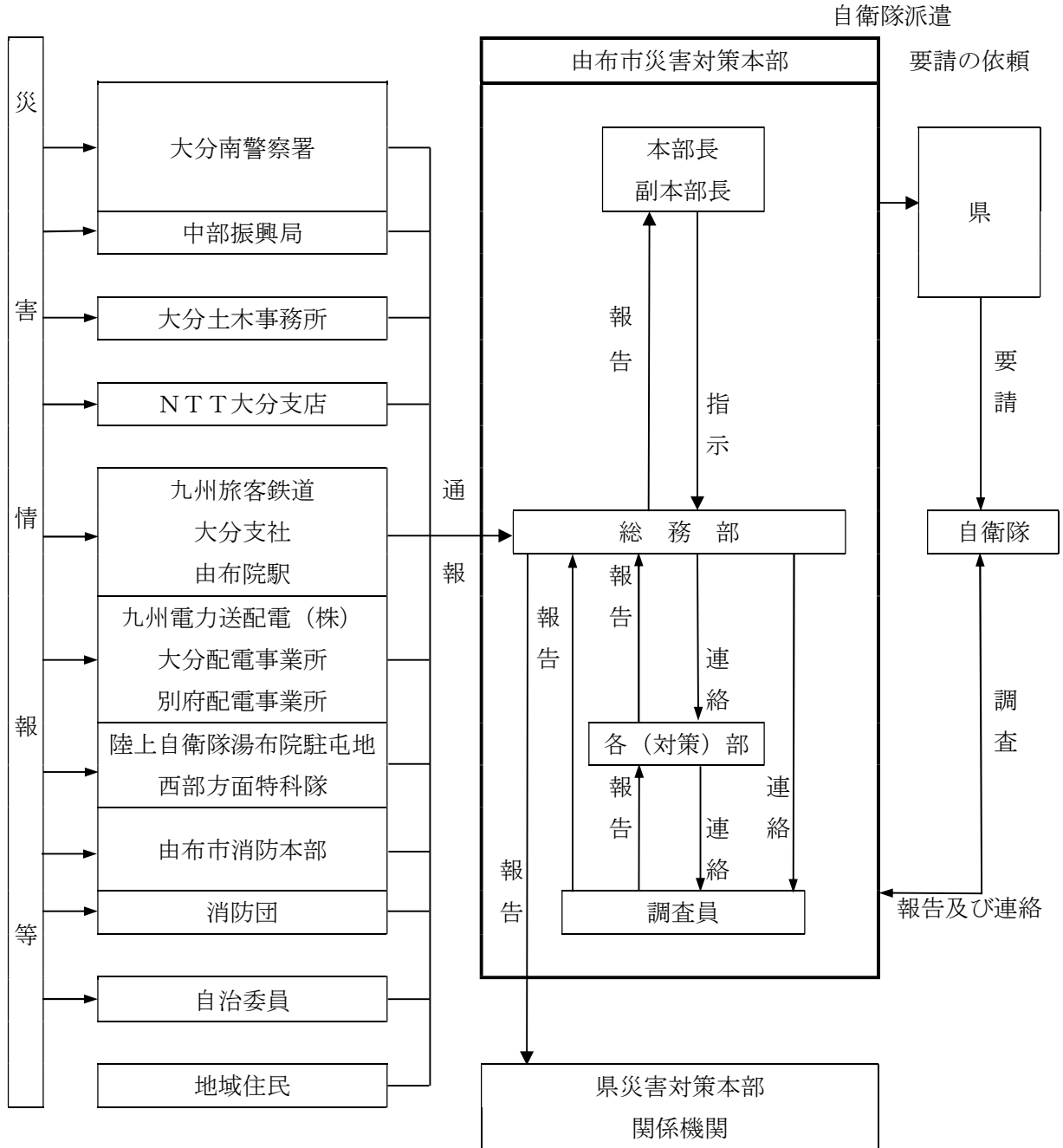
1) 各調査員は、被害状況の調査報告を災害状況に応じ、庶務班に報告し、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておく。

* 本編 第2部 第2章 第2節 第1項「市の動員配備計画」参照

《 収集伝達系統 》



2) 被害状況等の緊急把握 (収集体制)



第3項 被害情報の報告基準

市は、即座に概括情報の収集を行い、緊急の場合は災害即報等の所定の様式によらず、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

1. 県への報告

総合的な被害状況等の方法及び形式は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する。

2. 報告内容及び要領

災害対策基本法第53条において市は、当該区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

1) 被害状況速報

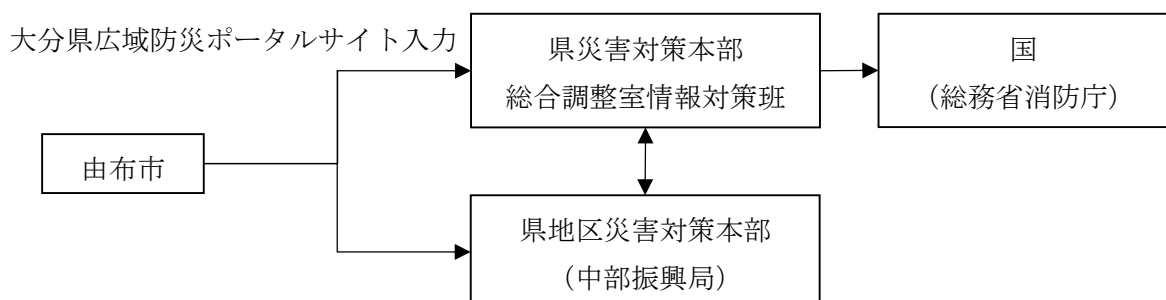
初期的段階で被害の有無及び程度の全般的状況について防災行政無線、または電話をもって直ちに報告し、以後遅滞なく大分県広域防災ポータルサイトによって報告する。

2) 詳細

以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場合はその都度遅滞なく被害状況を大分県広域防災ポータルサイトによって報告する。

区 分	内容等（災害対策基本法施行令第21条）	様 式
被害状況速報	ア. 災害の原因 イ. 災害の発生日時 ウ. 災害の場所または地域 エ. 被害の程度 オ. 被害に対してとられた措置 カ. その他必要事項	災害概況即報 (第1号様式)

《 災害即報の流れ 》



第6節 災害救助法適用計画

(救援班)

《 基本方針 》

災害救助法の適用については同法、同法施行令及び災害対策基本法の細則の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

第1項 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。市における具体的適用は、次のいずれかに該当する場合である。

《 災害救助法の適用基準 》		
指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 60世帯以上	第1項第1号
2) 県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ市30世帯以上	第1項第2号
3) 県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	
5) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合		第1項第4号

※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2. 被害状況の判断基準

市域内における被害程度の判断は、被害の認定基準によって行うものとする。

《 住家・世帯の定義 》

住 家：

人が起居できる設備のある建物

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか問わない。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場または便所が別棟であったり離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。

世 帯：

生計を一にしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

第2項 災害救助法の適用手続

1. 災害救助法の適用要請

市域内の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭、又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

《 災害救助法の適用要請 》

- ア. 災害発生の日時及び場所
- イ. 災害の原因及び被害の状況
- ウ. 適用を要請する理由
- エ. 適用を必要とする期間
- オ. 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ. その他必要な事項

2. 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては知事の指揮を受ける。

3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合には特別基準の適用を申請することができる。適用申請は、知事に対して行なうが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第3項 救助の実施

1. 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は知事の権限の一部を委任され、知事の補助として実施する。但し、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助を待つことができないときは、市長においてみずから救助に着手する。

なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。

- 1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 4) 医療及び助産
- 5) 災害にかかった者の救出
- 6) 災害にかかった住宅の応急修理
- 7) 生業に必要な資金の給与または貸与
- 8) 学用品の給与
- 9) 埋葬
- 10) 死体の搜索及び処理
- 11) 住居またはその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去

2. 委任を受けた応急救助費の繰替支払（庶務班）

- 1) 市においては、委任を受けた応急救助費の繰替支払が行われる。
- 2) 救助の実施に関する職権の一部を委任されている市においては、救助実施記録日計表等を作成し、保管しておくとともに次の次項を、まず、電話等の方法により県に報告し、後ほど書面による報告を行う。

《 報告内容 》

救助の種類	報告事項
ア. 避難所の設置	ア. 箇所数、収容人員
イ. 応急仮設住宅の設置	イ. 設置（希望）戸数
ウ. 炊出しその他による食品の供与	ウ. 箇所数、給食数、給食人員
エ. 飲料水の供給	エ. 対象人員
オ. 被服寝具その他生活必需品の給与	オ. 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
カ. 医療及び助産	カ. 班数、医療機関数、患者数、分娩者数
キ. 災害にかかった者の救出	キ. 救出人員、行方不明者数
ク. 災害にかかった住宅の応急修理	ク. 対象世帯数
ケ. 学用品の給与	ケ. 小・中学校別対象者数及び給与点数
コ. 埋葬	コ. 埋葬数
サ. 死体の捜索	サ. 死体処理数
シ. 障害物の除去	シ. 対象世帯数

第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のある場合、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第5項 災害対策基本法の定める応急措置

災害対策基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

1. 応急処置についての責任（災害対策基本法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、法令、または本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2. 出動命令（災害対策基本法第58条）

市長は、災害が発生する恐れがあるときは、法令、または本計画の定めるところにより消防機関、もしくは関係職員等に出動準備をさせ出動を命じ、または警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、もしくは求めるものとする。

3. 事前措置（災害対策基本法第59条）

市長は、設備または物件の占有者、所有者、または管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

4. 警戒区域の設定権（災害対策基本法第63条）

市長は、人命または身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止、または当該区域からの退去を命ずることができる。

5. 工作物等の使用、収容等

- 1) 災害対策基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林、その他の物件を使用し、もしくは収用しなければならない。（災害対策基本法第64条第1項）
- 2) 市は工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

6. 工作物等の除去（災害対策基本法第64条第2項）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、または物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとる。

7. 従事命令

- 1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の市民、または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法第65条第1項）
- 2) 区域内の市民、または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところにより、その者またはその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

8. 応援要求等（災害対策基本法第67条第1項）

市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため応援を必要と認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。

9. 職員の派遣要請等

1) 職員の派遣の要請

- ア. 市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）
- イ. 市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、他の市町村長に対し、職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17）
- ウ. 市長は、ア.イ.による職員の派遣の要請を行う場合は要請に準じた文書をもって行う。

2) 職員の派遣の斡旋

- ア. 市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。(災害対策基本法第30条第1項)
- イ. 市長は、災害応急対策または復旧の必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。(災害対策基本法第30条第2項)
- ウ. 市長は、ア.イ.による職員の派遣斡旋を求める場合は、ア.の要請に準じた文書をもって行う。

10. 委員会・委員等の応急処置（災害対策基本法第62条第2項）

市の委員会または委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務もしくは所掌事務に係る応急措置を実施し、または市長の実施する応急措置に協力する。

第7節 広域応援要請計画

(庶務班)

《 基本方針 》

災害発生規模によっては、市独自で応急活動等に支障をきたすことが予想され、平素から関係機関と十分に協議し、災害が発生したときは直ちに応援協力体制を確立して応急活動を迅速、的確に実施するものとする。

第1項 県市町村間等の応援要請

《 計画目標 》

1. 協定に基づく応援派遣要請

本市では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災・救急救助、その他の災害に対して、県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）、県、国土交通省、及び関係機関との協定に基づき実施する。

1) 市町村協定

2) 県協定

- ア. 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定（平成10年5月18日）
- イ. 大分県常備消防相互応援協定（昭和51年3月31日）
- ウ. 大分県消防団相互応援協定書（平成25年3月31日）
- エ. 災害時における放送要請に関する協定（昭和52年3月15日）

3) 国土交通省九州地方整備局協定

ア. 由布市における大規模な災害時の応援に関する協定（平成23年6月24日）

4) 関係機関協定

ア. 建設業組合

災害時における緊急作業等についての協定（毎年4月1日に協定）

イ. 九州電力株式会社

由布市管内電力設備災害復旧に関する覚書（平成30年1月5日）

ウ. イオン九州株式会社

災害時における生活物資等の供給に関する協定（平成19年6月26日）

覚書（イオン挟間店の駐車場を災害時の避難場所として可能な範囲で提供）

エ. 社団法人大分県エルピーガス協会由布支部

災害時におけるエルピーガス供給に関する協定（平成20年8月6日）

オ. 株式会社ゆふいんラヂオ局

災害時における緊急放送に関する協定（平成26年5月23日）

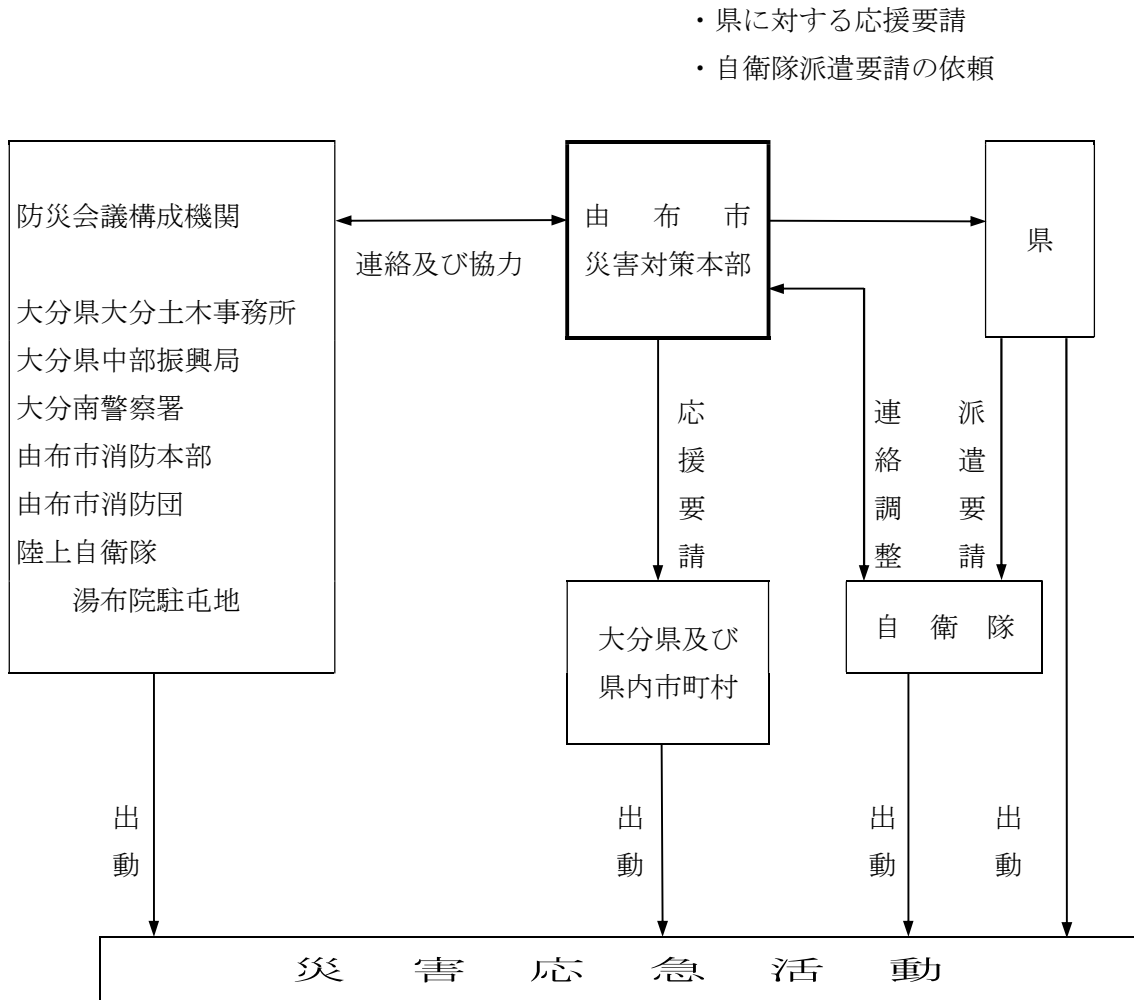
カ. 由布市内関係郵便局

災害発生時における由布市と由布市関係郵便局の協力に関する協定

（平成28年2月1日）

- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-1「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-3「大分県常備消防相互応援協定書」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-4「大分県消防団相互応援協定書」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-5「災害時における放送要請に関する協定」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-6「由布市における大規模な災害時の応援に関する協定（国交省）」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-7「災害時における緊急作業等についての協定」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-8「由布市管内電力設備災害復旧に関する覚書（九州電力株）」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-9「災害時における生活物資等の供給に関する協定（イオン九州（株）」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-10「災害時におけるエルピーガス供給に関する協定」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-11「災害時における緊急放送に関する協定（（株）ゆふいんラヂオ）」
- 参考資料編 協定 風応-2-7-1-12「災害発生時における由布市と由布市関係郵便局の協力に関する協定」

5) 応援体制の系統図



6) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

市は、災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、市町村相互の防災力を用いて協力する。

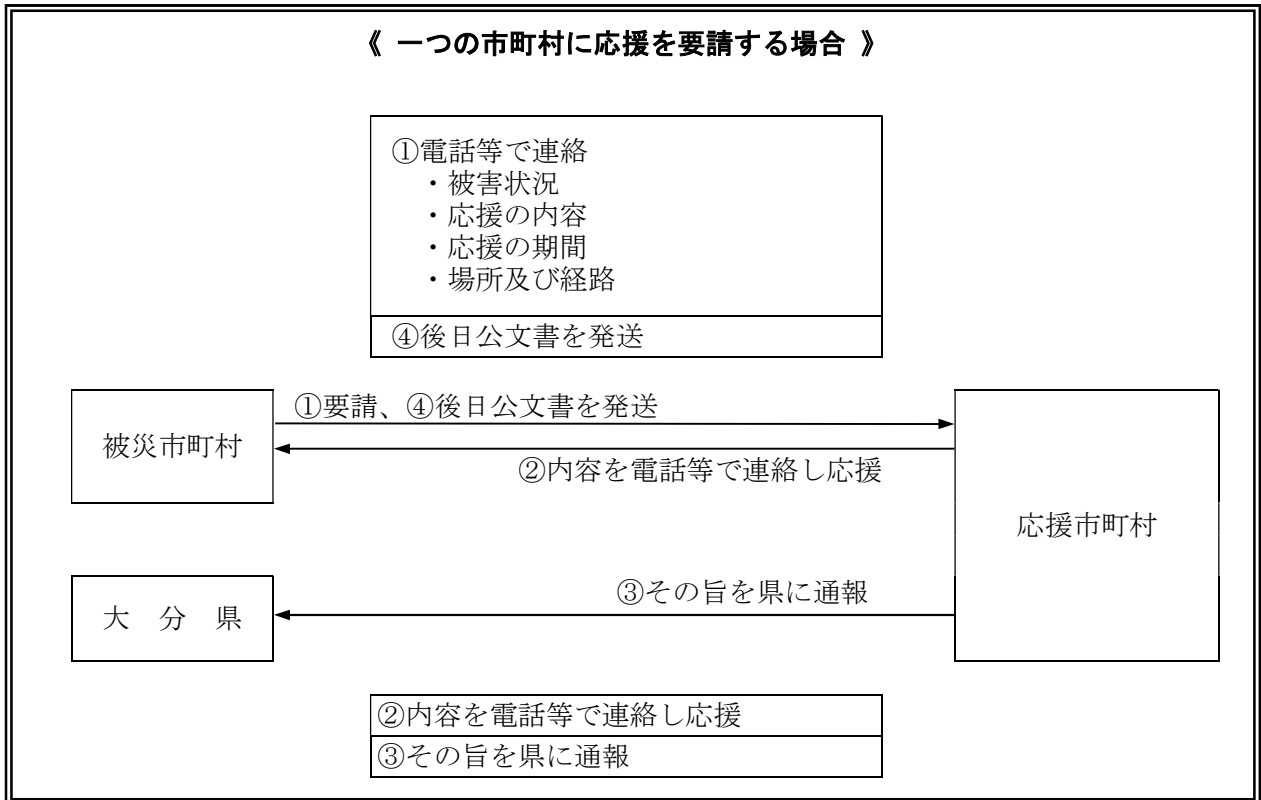
ア. 応援項目

- a. 災害応急措置に必要な職員の派遣
- b. 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- c. 避難・収容施設及び住宅の提供
- d. 医療及び防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- e. 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- f. ごみ及びし尿処理のための装備及び施設の提供
- g. 遺体の火葬のための施設の提供
- h. ボランティアの受付及び活動の調整
- i. その他応援のために必要な事項

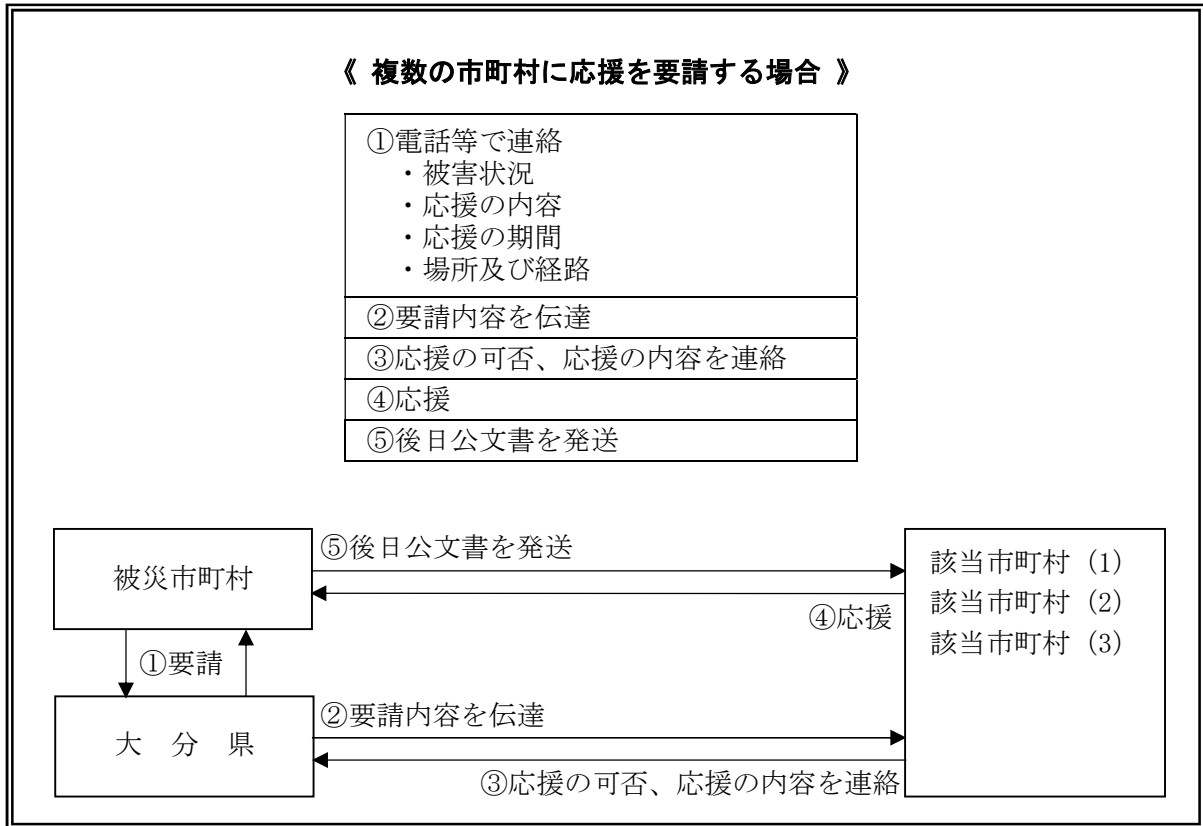
イ. 応援要請の手続

a. 一つの市町村に応援を要請する場合（第4条の1）

市は、個別に他の市町村長に応援を要請しようとするときは、次の手続により、知事及び該当市町村長に対して速やかに要請を伝達する。



b. 複数の市町村に同時に応援を要請するとき（第4条の2）



c. 自主応援

市は、災害の実態にてらし特に緊急を要し、応援要請ができない状況にあると判断されるときは、要請を待たず知事の調整のもとに必要な応援を実施することができる。

条件

- ・災害の実態に照らし、特に緊急を要す。
- ・被災市町村が応援を要請できない状況にあると判断される。

ウ. 応援従事者の指揮

応援に従事するものは、応援要請した市町村長の指揮のもとに行動する。

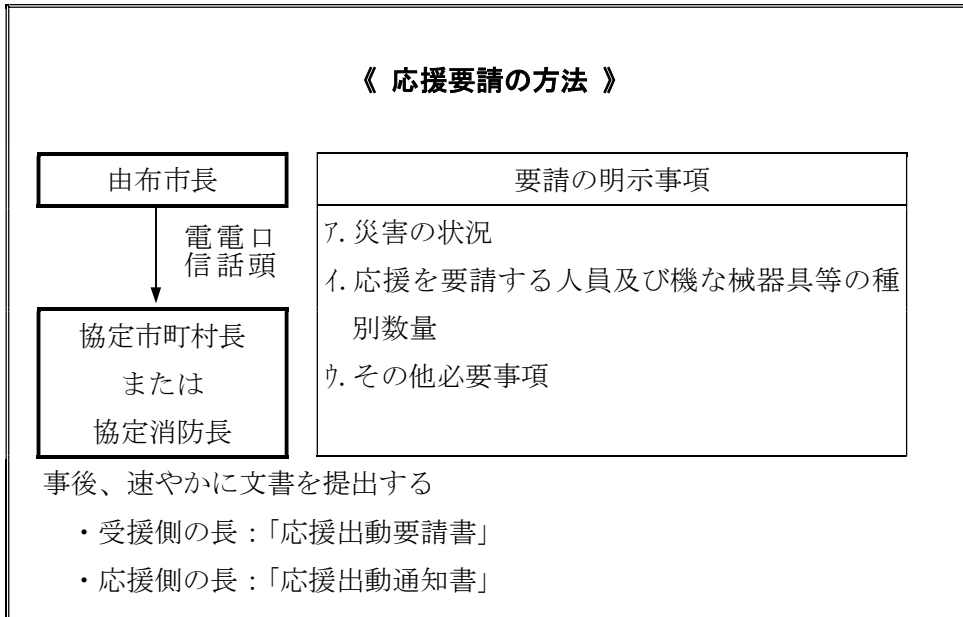
エ. 応援経費の負担

応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担する。応援を受けた市町村が費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から求めがあったときは、応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁する。

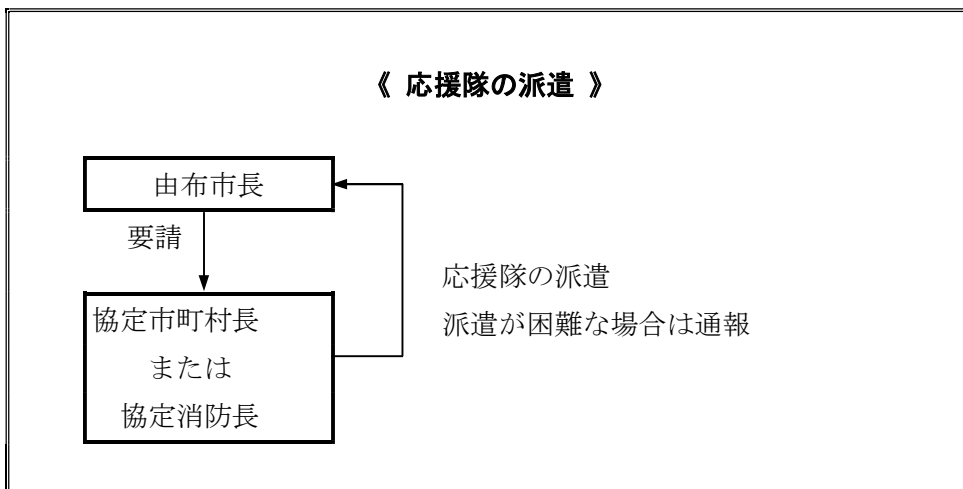
前述の規定によりがたいときは、その都度、市町村間で協議して定める。

7) 大分県常備消防相互応援協定

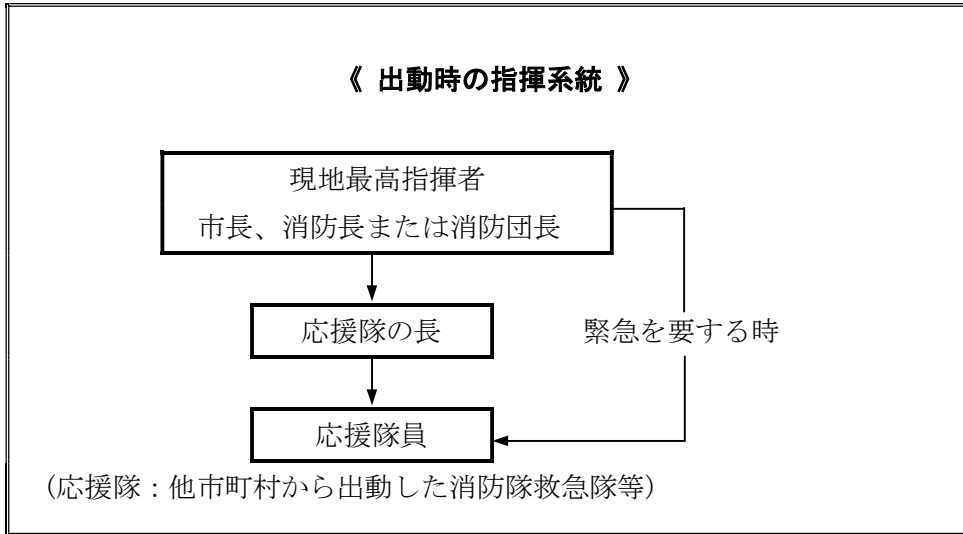
ア. 応援要請の方法



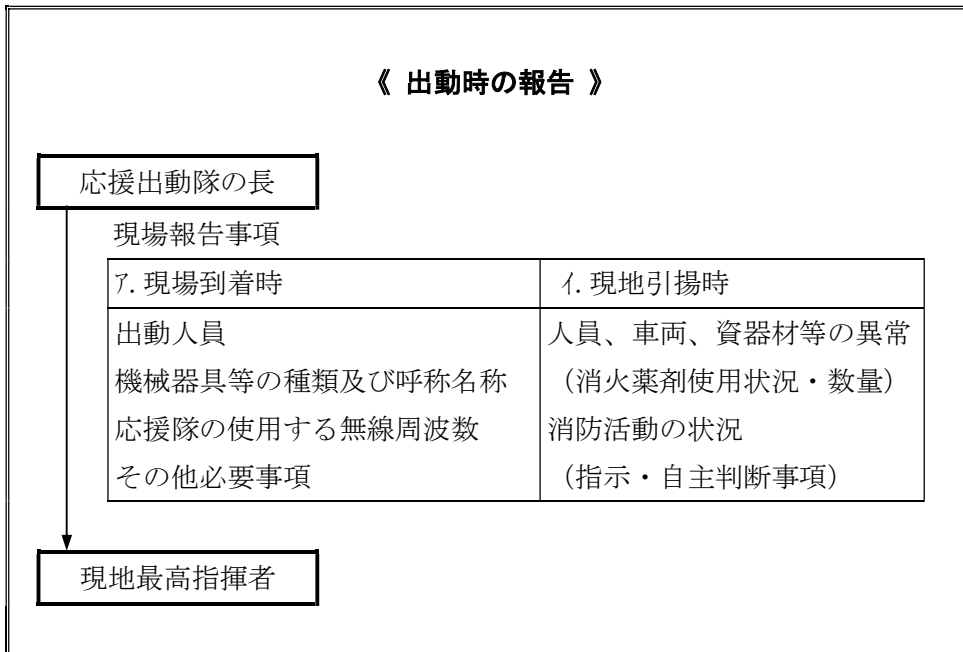
イ. 応援人員の派遣



ウ. 応援の指揮系統



エ. 報告



2. 県・他市町村に対する応援要請

1) 県への応援または応援斡旋の要請

市長は、市に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援または応援の斡旋を要請する。

2) 他市町村への応援要請

市長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町長村に対し応援要請を行う必要がある。

内容及び要請先		必要事項	根拠法令
応援の要請	知事等	1) 災害の状況及び応援の内容	災害対策基本法第68条
	他市町村長等	2) 応援を必要とする期間 3) 応援を希望する人員、物資等 4) 応援を必要とする場所・活動内容 5) その他必要な事項	災害対策基本法第67条

3) 被災市町村への応援協力及び県外への応援要請

- ア. 災害が発生した場合、隣接する市町へは、応急措置の実施について相互に応援協力をを行う。
- イ. 発生した災害が、さらに拡大した場合、同一ブロック内（中部振興局の所管区域内）の市町へは、被災市町からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力をを行う。
- ウ. 災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、市は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

第2項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

《 計画目標 》

1. 応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、または知事に対し指定地方行政機関並びに指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期する。

また、市長は民間団体等に対しても、協力を要請する。

1) 協定等

- ア. 由布市管内電力設備災害復旧に関する覚書（九州電力(株)平成30年1月5日）

2. 県及び他市町村と指定公共機関等相互との連携

- 1) 指定公共機関または指定地方公共機関の業務に係る災害（交通事故等）が発生した場合、市は、自らまたは被災関係機関からの要請に基づき、すみやかに、必要な応援協力を努める。
- 2) 前1)による援助協力の範囲は、概ね次のとおりとする。
 - ア. 被災者の避難保護措置
 - イ. 被災者に対する給食給水措置
 - ウ. 傷病者に対する応急的な医療救護
 - エ. 応急復旧用資機材の調達供給
 - オ. その他被害の拡大を防止するために必要な措置

以下の事項を示して相互に協力を求める。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	ア. 応援を必要とする理由 イ. 作業の内容 ウ. 従事場所 エ. 就労予定時間 オ. 必要機関、所要人員 カ. 集合場所 キ. その他参考事項	ア. 罹災者に対する炊出し作業 イ. 罹災者に対する救出作業 ウ. 救助物資の輸送配給作業 エ. 清掃防疫援助作業 オ. 被害状況の通報連絡作業 カ. その他必要とする作業

●参考資料編 様式 風応-2-7-2-1 「災害対策応援依頼（様式）」

第3項 応援の受け入れに関する措置

《 計画目標 》

本節の定めるところにより、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

1. 防災道の駅との連携

令和3年度に、「道の駅ゆふいん」が「防災道の駅」に選定され、発災時における道路利用者などの緊急避難施設として、また、県内外から駆け付ける応援部隊が目標とする進出拠点並びに、広域的な防災拠点としての役割を担う施設と位置付けられたことから、市は、非常時より施設管理者含め関係機関と連携を図り、災害発生時に速やかな応援受け入れが可能となるよう努める。

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

《 基本方針 》

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を確認し、応急対策に万全を期するものとする。

なお、受入れ体制等については県防災計画書に基づいて実施する。

第1項 災害派遣要請基準

1. 派遣の要請種類

1) 派遣の要請種類

- ア. 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のために必要があると認める場合、知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ. 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- ウ. 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがないと認められる場合における、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

2) 派遣要請判断基準

市長は、以下の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

- ア. 天災地変その他災害に際して人命または財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ. 災害に際し、被害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

3) 自衛隊の自主派遣の判断基準

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は、次のとおりとする。

- ア. 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる。
- イ. 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる。

例えば、

- a. 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措

- 置をとる必要があると認められる場合 b. 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ. 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ. その他災害に際し、上記ア)～ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

第2項 派遣要請要領

1. 派遣要請

災害に際し、知事及び市長は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び依頼する。

- 1) 市長から派遣要請の依頼を行い、知事が必要と認めた場合
- 2) 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- 3) 知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合
- 4) 災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、また、通信の途絶により、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合の通知

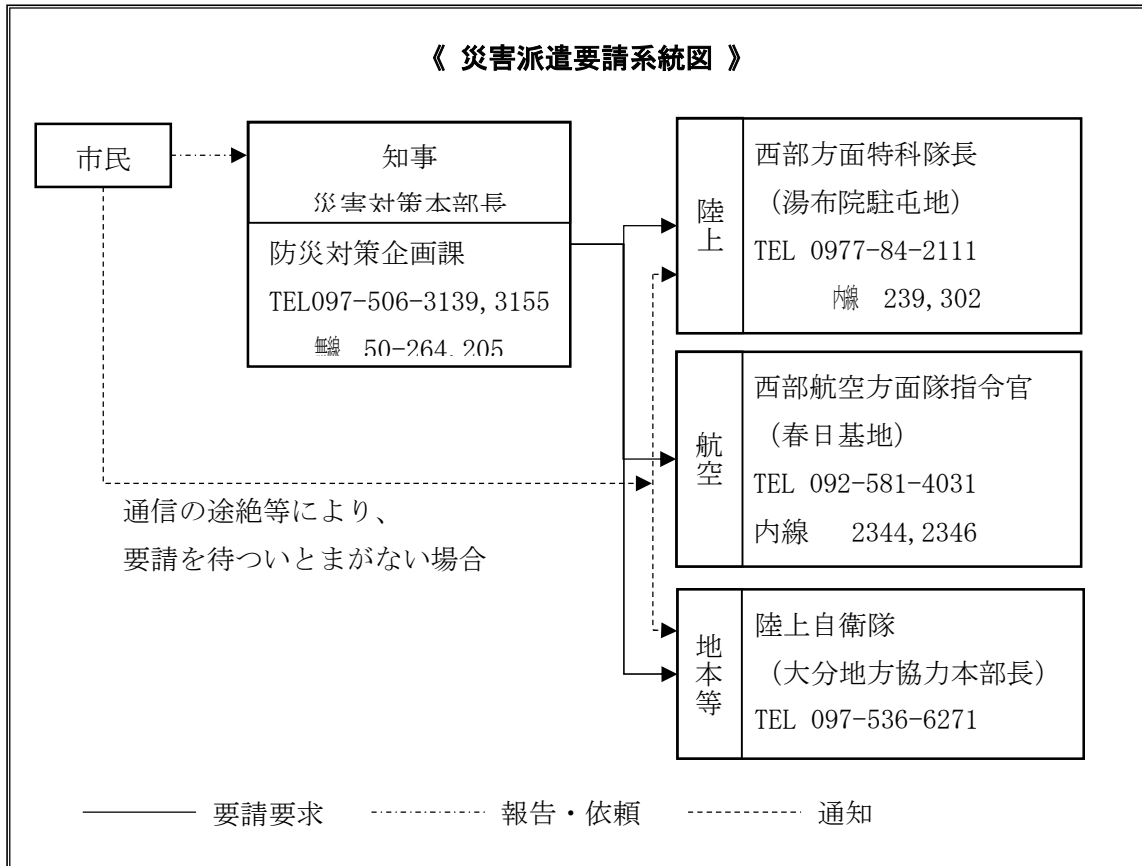
2. 派遣要請の方法

1) 災害派遣の依頼

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、知事に自衛隊（陸上自衛隊西部方面特科隊長等）派遣要請の依頼を行う。原則として、文書により行うこととする。但し、文書によるいとまのないときは口頭または電話によることとし、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができない場合は、防衛大臣または最寄りの駐とん地司令たる部隊の長にその内容を通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む。）することができる。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知する。

●参考資料編 様式 風応-2-8-2-1「災害派遣・知事への依頼様式」



2) 派遣要請の方法

市長は知事に対し災害派遣の申請をしようとするとき、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

但し、緊急を要する場合の申請はとりあえず電話等で行い、その後すみやかに文書を提出することができる。

- ア. 災害の状況及び派遣を要する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

3) 市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力する。

ア. 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材をすみやかに調達し提供する。

イ. 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施する。

ウ. 宿舎の斡旋

派遣部隊の宿舎等の斡旋を行う。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

エ. 臨時ヘリポートの設定

a. 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。その際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

b. 着陸地点には、基準のH記号を風と並行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

c. 危険予防の措置

- ・ 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となる恐れのある範囲には立ち入らせない。

- ・ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

オ. 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況等、すみやかに情報の提供を行う。

第9節 技術者、技能者及び労働者の確保計画

(環境対策班)

《 基本方針 》

災害応急対策を実施するにあたって、市災害対策本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊的な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平素から必要な労働者を把握し、要請があり次第、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

第1項 労働者等確保の手段

1. 労働者等確保の手段

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

1) 動員

- ア. 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ. 日本赤十字社大分県支部、ボランティアの協力動員
- ウ. 公共職業安定所による労働者の斡旋
- エ. 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- オ. 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2) 作業種別

下記の業務の補助者として確保を行う。

- ア. 被災者の避難救助活動
- イ. 行方不明者の捜索
- ウ. 死体の処理
- エ. 救出物資の整理、輸送及び配分
- オ. 飲料水の供給
- カ. 医療及び助産
- キ. その他

第2項 公共職業安定所等の労働者確保

災害応急対策実施のため各班で労働者を必要とするときは、労働者雇上げ依頼により“環境対策班”に申し出なければならない。環境対策班長は、労働者の雇上げ依頼があったときには直ちに本部長に上申し、県職業安定所に対し同労働者雇上げを依頼する。

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼し、必要な労働者の紹介斡旋を行う。

1. 必要労働者の依頼事項

- 1) 必要労働者数
- 2) 男女別内訳
- 3) 作業の内容
- 4) 作業実施期間
- 5) 賃金の額
- 6) 労働時間
- 7) 作業場所の所在
- 8) 残業の有無
- 9) 労働者の輸送方法
- 10) その他必要な事項

2. 雇上げの範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な作業員の範囲は、次のとおりである。

1) 被災者の避難誘導

災害のため現に被害を受け、または受ける恐れのある者を安全地帯に避難させるための誘導作業員を必要とするとき。

2) 医療及び助産における移送

- ア. “救援班”では、処置できない重病患者、または医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者に対し、病院、診療所に運ぶための作業員を必要とするとき。
- イ. “救援班”により医療、助産が行われる際の医師、助産婦、看護婦等の移動に伴う作業員を必要とするとき。
- ウ. 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重傷ではあるが、以後自宅療養によっても差し支えない旨診断された患者を輸送するための作業員を必要とするとき。

3) 被災者の救出

被災者を救出及びその救出に要する機械器具、その他の機材の操作、後始末をするための作業員を必要とするとき。

4) 飲料水の供給

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する作業員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する作業員、及び飲料水を供給するための作業員を必要とするとき。

5) 救済用物資の整理、輸送及び配分

物資の整理、輸送及び配分に要する作業員を必要とするとき。

雇い上げの対象となる救済用物資の主なものは、次のとおりである。

- ア. 被服、寝具、その他生活必需品
- イ. 学用品
- ウ. 炊出し用の食料品、調味料、燃料
- エ. 医薬品、衛生材料

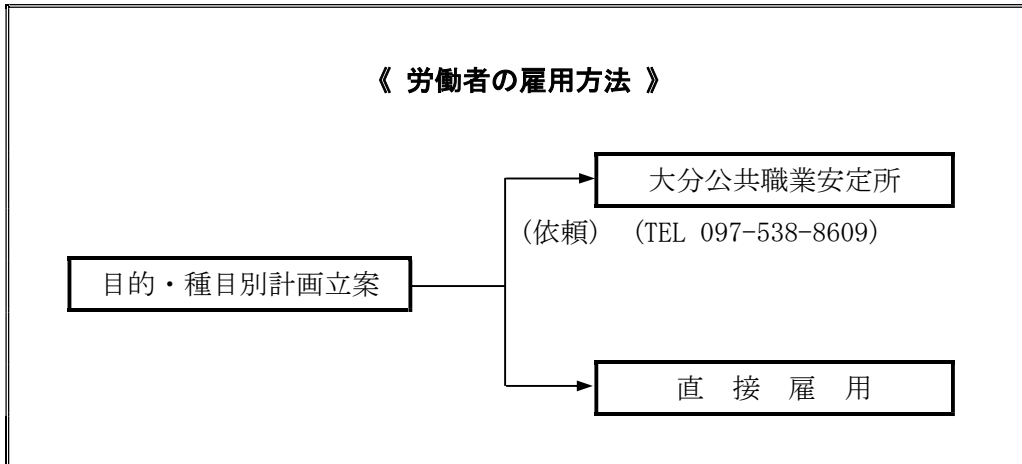
6) 遺体の搜索

遺体の搜索に必要な機械器具、その他の機材の操作及び後始末に要する作業員を必要とするとき。

7) 遺体の処理（埋葬を除く。）

遺体の洗浄、消毒等の処置をする作業員及び仮安置所まで輸送するための作業員を必要とするとき。

3. 雇用方法



4. 賃金支払の場合

1) 賃金の支払い基準（災害救助法の適用）

- ア. 公共職業安定所管内における業種別標準賃金
- イ. 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ. 災害救助法が適用された場合、法の規定する賃金

2) 賃金の支払方法

- ア. 毎日支給
- イ. 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ. 現場に近いところで労働者に直接支給

第10節 ボランティアとの連携計画

(救援班)

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

《 基本方針 》

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市の内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、県及び市においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第10節 ボランティアとの連携計画

第11節 帰宅困難者対策

1. ボランティア・NPO等の受入及び配置

- 1) ボランティア・NPO等の受入及び配置については、現地災害ボランティアセンターが、市と情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

2. 現地ボランティアの役割

1) 被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。

2) 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。

ア. 一般ボランティア・NPO活動例

- a. 清掃作業及び簡易な防疫作業
- b. 危険を伴わない範囲での片付け作業
- c. 救援物資の搬入、仕分及び配布
- d. その他被災者の生活支援に関する活動
- e. 清掃作業及び簡易な防疫作業

イ. 専門ボランティア・NPO活動例

- a. 生活支援ニーズの把握
- b. 被災者の健康管理やカウンセリング
- c. 災害応急対策物など資材の輸送
- d. 被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- e. 外国人に対する通訳
- f. 歴史資料の救出や修復
- g. その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

3) ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

第11節 帰宅困難者対策

(環境対策班・庶務班)

市内には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

《 基本方針 》

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

1. 対策の実施

1) 市民、事業所等への情報提供

県、市及び防災関係機関においては、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路について必要な情報を提供するものとする。

2) 代替交通手段の確保

県及び市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第 1 2 節 応急対策用資機材等調達供給計画

《 基本方針 》

市は、災害時において、必要な救済用物資及び応急対策用資機材の調達供給を実施する。その際、当該物資の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

第 1 項 資機材等の調達供給対策

1. 災害応急対策の遂行に必要な救済用物資及び資機材の確保状況の把握

- 1) 各班は、独自の救済用物資及び資機材の調達が困難な場合、主管課にその旨を連絡する。
- 2) 市は、救済用物資及び資機材の調達が困難な場合、救済用物資及び資機材の調達を県に要請する。

2. 各課等の主管課における救済用物資及び資機材調達確保

- 1) 庁内の他課又は指定地方行政機関の有する救済用物資及び資機材の供給を求めるときは、庶務班に調整を求める。
- 2) 上記1)によっても救済用物資及び資機材調達確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、庶務班に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく物資等の強制調達措置を求める。

3. 庶務班における救済用物資及び資機材の調達確保

1の2)、2の1)、2)の場合、庶務班は、以下の措置をとるなどして、救済用物資及び資機材の調達確保を図る。

1) 業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

市の行う物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷、又は販売等の業者に対する協力の要請事項は、次のとおりとし、文書又は関係職員を派遣して実施するものとする。

- ア. 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- イ. 指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
- ウ. 指定する品目についての数量の確保に関する要請
- エ. 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- オ. その他必要と認める事項についての要請

2) 物資等の強制調達措置

市長が関係業者に対して、物資及び資機材を保管させ、又は収容等を行う場合は、おおむね次によって実施するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

ア. 強制調達の対象者

- a. 物資及び資機材の生産集荷、販売等を行う者。
- b. 多量の物資及び資機材を保有していると認められる者。

イ. 強制調達の方法

- a. 強制調達のため特に必要がある場合は、関係職員をして、当該物資及び資機材の所在する場所に立入り必要な事項を検査させるものとする。
- b. 物資及び資機材の所有者（所有者の不明の場合等は占有者）及び占有者に対し、それぞれの区分により公用令書を交付するものとする。
- c. 公用令書を交付したときは、別に定める強制物件台帳に必要な事項を登録するものとする。
- d. 公用令書によって、物資及び資機材の引渡しを受けた時は、当該職員は、受領調書を作り、この引渡しを受けた所有者又は占有者に交付するものとする。
- e. 公用令書により物資及び資機材を保管し収容等をされた者は、その処分により通常生ずべき損失についての補償を請求するものとする。

4. 物資等の調達供給順序

救済用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。なお、市外業者等から調達供給する場合は、当該地の市町村長又は県に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第13節 交通確保計画

(土木対策班)

《 基本方針 》

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察、道路管理者、鉄道事業者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行うものとする。

第1項 陸上の交通対策

1. 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期把握に努める。

1) パトロール時の留意点

- ア. のり面の土砂や樹木の崩落状況
- イ. 側溝等の流水状況
- ウ. 橋梁の被害の状況
- エ. 道路占有物(併せて水道・電力施設等)の被害状況
- オ. 応急復旧に必要な資機材の判断情報

2. 交通規制の実施

1) 規制の種別

ア. 危険箇所における規制

県、市または警察は、道路の破損、決壊、その他の状況により、通行禁止または制限の必要があると認めるときは、禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置をとる。

a. 緊急輸送の措置

災害時において、緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両種別、発着地、経路、事由を県または公安委員会に連絡する。

2) 実施機関

以下の実施機関と連携して必要な措置をとる。

《 交通規制実施機関 》

実施責任者		範 囲	根拠法
道路 管 理 者	市 長 国土交通大臣 県 知 事 西日本高速道路(株)	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合 2. 道路についての工事のため、やむをえないと認める場合	道路法第46条
警 察	公安委員会	災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
	公安委員会 警察署長 区間または期間の短いもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条及び第5条
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法第6条

3) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施し、警察署にその旨を通報する。

交通規制を行う状況	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容・措置	区間を定めて道路の通行の禁止、又は制限 通行禁止・制限の対象区間、理由を明記した道路標識を設置必要な場合は、道路標識にまわり道を明記
根拠法令	道路法第46条

3. 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第13節 交通確保計画

第14節 緊急輸送計画

1) 交通の確保対策

- ア. 障害物の除去
- イ. 被災箇所の応急復旧
- ウ. 迂回路の確保

4. 災害応急対策のための交通規制

1) 緊急通行車両以外の交通規制

公安委員会では、本県またはこれに隣接、もしくは近接する県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、次に掲げる路線の交差点から道路の区間（災害が発生し、または発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域または道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

《 由布市の該当路線 》

路線	交差点	警察署	規制内容
国道 210号	水分峠 医大挟間入口	大分南	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通行車両以外の通行禁止・制限 ・ 一般車両の迂回、誘導
その他警察署が必要と認める路線・交差点			

出典：「大分県地域防災計画 風水害等対策編」（令和元年8月、大分県）

第14節 緊急輸送計画

（物資受入・輸送班・土木対策班・消防班）

《 基本方針 》

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実するものとする。

第1項 輸送対象の想定

1. 緊急輸送の範囲

市、防災関係機関等が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

《 緊急輸送の範囲 》

- 1) 消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- 2) 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- 3) 医薬品、医療用資機材
- 4) 災害対策要員
- 5) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- 6) 応急復旧用資機材
- 7) 交通の途を失った被災者・避難者

2. 緊急輸送の手段

緊急輸送は、車両輸送を原則とするが、交通状況や必要性に応じて次の手段を用いる。

《 緊急輸送の手段 》

- 1) 自動車輸送
- 2) 鉄道輸送（JR線）
- 3) 航空機輸送（ヘリコプター）

《 輸送力の確保要領 》

種 別	種 別	確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	物資受入・輸送班が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	大分陸運支局
鉄 道	J R九州	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株)
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	知事または自衛隊

3. 自動車輸送の確保

1) 市有車両等の確保

- ア. 車両等の掌握は、“物資受入・輸送班”において行う。
- イ. 各班は、車両等を必要とするときは、“物資受入・輸送班”に配車を要請する。
- ウ. “物資受入・輸送班”は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

2) 市有以外の車両等の確保

- ア. 各班は、市有以外の車両等を確保する必要がある場合、“物資受入・輸送班”に車両等の確保を要請する。

- イ.“物資受入・輸送班”は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。
- a. 公共団体に属する車両等
 - b. 営業用の車両等
 - c. 自家用の車両等

3) 車両等の確保の協力要請

市内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上、他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は、周辺の市町または県に協力を要請して車両の確保を図る。

4. 鉄道輸送

道路等の被害により車両による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。

1) 輸送の実施

ア. 要請事項

- 市長は、事項を明示して要請する。
- a. 輸送を必要とする人員
 - b. 輸送を必要とする区間
 - c. 輸送の予定日時
 - d. その他必要な事項

5. 航空機輸送

1) 航空機輸送の実施

災害による交通途絶、その他の理由により緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、県または自衛隊の協力を要請する。

2) 航空機輸送の要請等

航空機輸送の要請及び要請後の措置等については、本章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3) ヘリポートの整備

空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機から物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、被災地における空中輸送の円滑を図る。

第2項 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、知事または公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により、緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行うものとしている。

1. 緊急輸送路の指定及び地域内輸送拠点の設定

1) 幹線路線

大分自動車道（福岡県境～佐伯市）

2) 代替路線（幹線道路が被災し通行不能となる場合、これに代わる道路）

国道 210 号（福岡県境～大分市）

3) 地域内輸送拠点等の設定

県本部総合調整室では、次の市に地域内輸送拠点を設置する。地域内輸送拠点は、物資、資機材の集積所及び輸送連絡所とし当該市町または県が輸送関係機関等の要請に基づき、または特に必要があると認める場合に設置する。

設置場所	主要輸送地域	主要輸送区分	担当及び協力
大分市	県内一円	大分駅 大分港 国道 10号 国道210号 国道422号 大分自動車道	大分市 大分県
別府市	由布市	大分自動車道	別府市 大分県（東部振興局）

4) 緊急輸送の調整

大規模な災害における救済用資機材の緊急輸送は、概ね次の例により誘導指示を実施するものとし、誘導支持を受けた他の防災機関は、これに協力する。

ア. 市内における輸送経路、輸送場所及び配送配分については警察官及び市が行う。

イ. 県内市町村間または県外からの輸送系路、輸送場所または転送については警察本部、警察署及び県（総合調整室）が行う。

2. 申請手続

救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県または公安委員会の下記担当部局に提出する。

県	防災対策企画課
公安委員会	大分県警察本部、大分南警察署

3. 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることを認定したときは、知事及び公安委員会は、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

●参考資料編 様式 風応-2-14-2-1 「緊急通行車両の証明書等」

4. 緊急通行車両の確認措置

県は、交通規制がなされた場合の緊急通行車両の確認を次のとおり実施する。

1) 緊急通行車両の確認は、次の部局において実施する。

ア. 知事-----生活環境部 防災対策企画課

イ. 公安委員会-----大分県警察本部、大分南警察署、交通検問所

2) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

3) 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）

第3項 緊急通行車両の事前届出

災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関からあらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理する。（公安委員会に限る。）

1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の掲げるいずれにも該当する車両とする。

災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(次に掲げる事項をいう。)を実施するために使用される計画がある車両。

1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

2) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項

3) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項

4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

7) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項

8) 緊急輸送の確保に関する事項

9) その他、災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関する事項

2. 事前届出の申請

1) 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。

2) 申請先

大分南警察署とする。

3. 申請書類

緊急通行車両事前届出書（●参考資料編 様式 風応-2-14-2-1）2通に次の書類を添付の上申請する。

- 1) 申請者が緊急通行車両として使用することを疎明*する書類 1通
- 2) 自動車検査証の写し 1通

※ ①疎明
②当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること。
または、これに基づき裁判官が一応推測を得た状態。

第4項 緊急輸送等に係る措置

1. 市

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

なお、市が、運用及び調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

1) 要請内容

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送人員または輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集合場所及び日時
- オ. その他必要な事項

第15節 災害広報計画

(庶務班)

《 基本方針 》

被害の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報の広報については、市及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般市民に広報を行い、速やかな復旧を図るものとする。

第1項 広報体制の整備

1. 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区（各災害危険地区）
- 2) 地区住民（災害弱者）の把握
- 3) 広報・公聴担当者の習熟
- 4) 広報文案の作成
- 5) 広報優先順位の検討
- 6) 伝達ルートが多ルート化

2. 広報手段

市は、広報車等により、市民に対する災害広報を実施する。

3. 市民等からの問い合わせに対する対応

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、各課より編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることとする。

- 1) 行方不明者の受付
- 2) 罹災証明の発行
- 3) 税の減免相談
- 4) 仮設住宅への入居申請
- 5) 住宅応急修理の相談
- 6) 医療相談
- 7) 生活相談等
- 8) 災害によって生じる法律相談

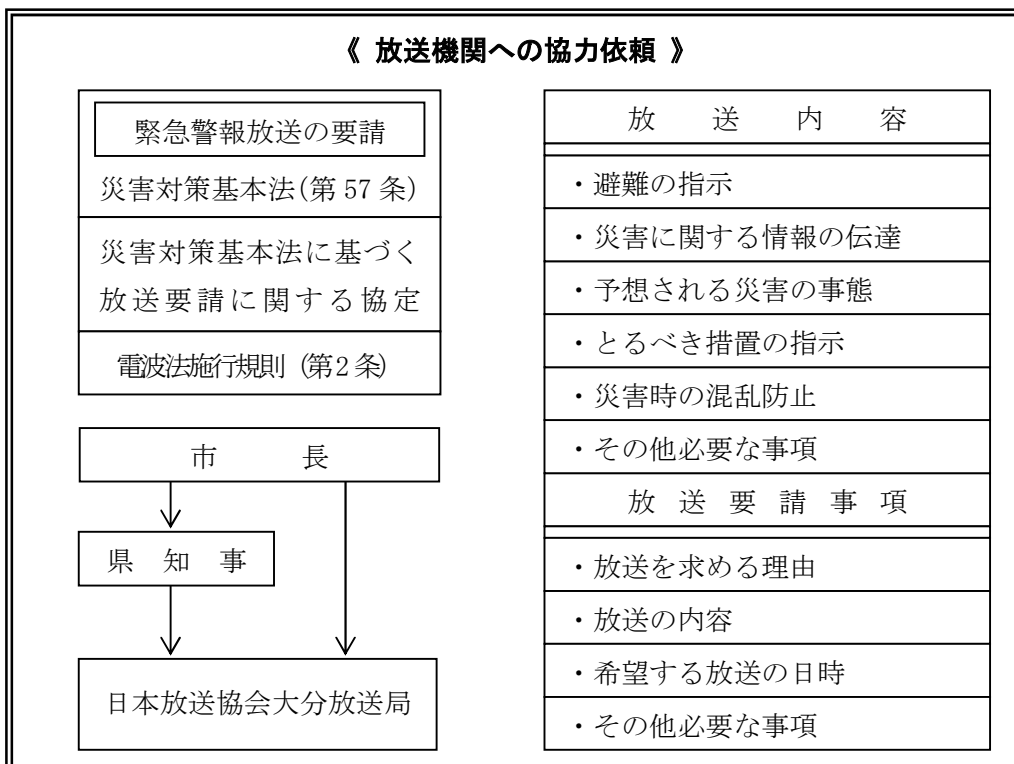
第2項 広報要領

災害広報は、報道機関に対するものと、市民に対するものとに分けられる。

1. 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領

1) 放送機関に対する放送要請計画

災害対策基本法第57条に基づき、知事と各放送局との定めた手続きにより放送を求める。本部長は、放送を必要とするときは県に放送の依頼を行う。



2) 報道機関に対する災害情報の発表項目

報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

- ア. 災害の種別
- イ. 発生日時及び場所
- ウ. 被害の状況
- エ. 応急対策実施状況
- オ. 市民に対する避難指示の状況
- カ. 一般市民及び被災者に対する協力・注意事項

3) 要請手続

ア. 要請方法

原則として県を窓口とする。但し、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請もできる。

4) 報道機関の窓口

報道機関との対応窓口は、災害対策本部総務部庶務班が行うこととする。報道機関への広報は、原則、定期的に行うものとし、個別の問合せに対しては定期的広報を開催する旨を伝達するものとする。

2. 市民に対する広報要領等

1) 広報要領

災害対策本部設置・閉鎖（ 年 月 日時分）

- ア. 余震、二次災害危険の見通し
- イ. ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- ウ. 電話混雑解消への協力
- エ. 生活関連施設（電気・水道・鉄道・道路等）の被害と復旧の見込み
- オ. 給食、食料品、生活必需品の確保状況

これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくのが望ましい。

2) 広報内容

市は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに市民への広報を行う。

- ア. 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること
- イ. 災害情報
- ウ. 被害状況
- エ. 本市の防災体制
- オ. 停電状況

- カ. 断水状況
- キ. 交通機関の運行状況
- ク. 避難・指示等に関すること
- ケ. 災害応急対策実施の状況
- コ. 安否情報
- サ. 避難所の開設に関すること
- シ. 応急仮設住宅の供与に関すること
- ス. 炊き出し
- セ. 食料・飲料水の配給
- ソ. 被服、寝具の給与または貸与に関すること
- タ. 災害応急復旧の見通しに関すること
- チ. その他

3) 広報を行う上での情報

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 市民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上
分団等の災害関連情報	1. 情報の出所 2. 日時、場所 3. 内容、経過 4. 連絡先	同上

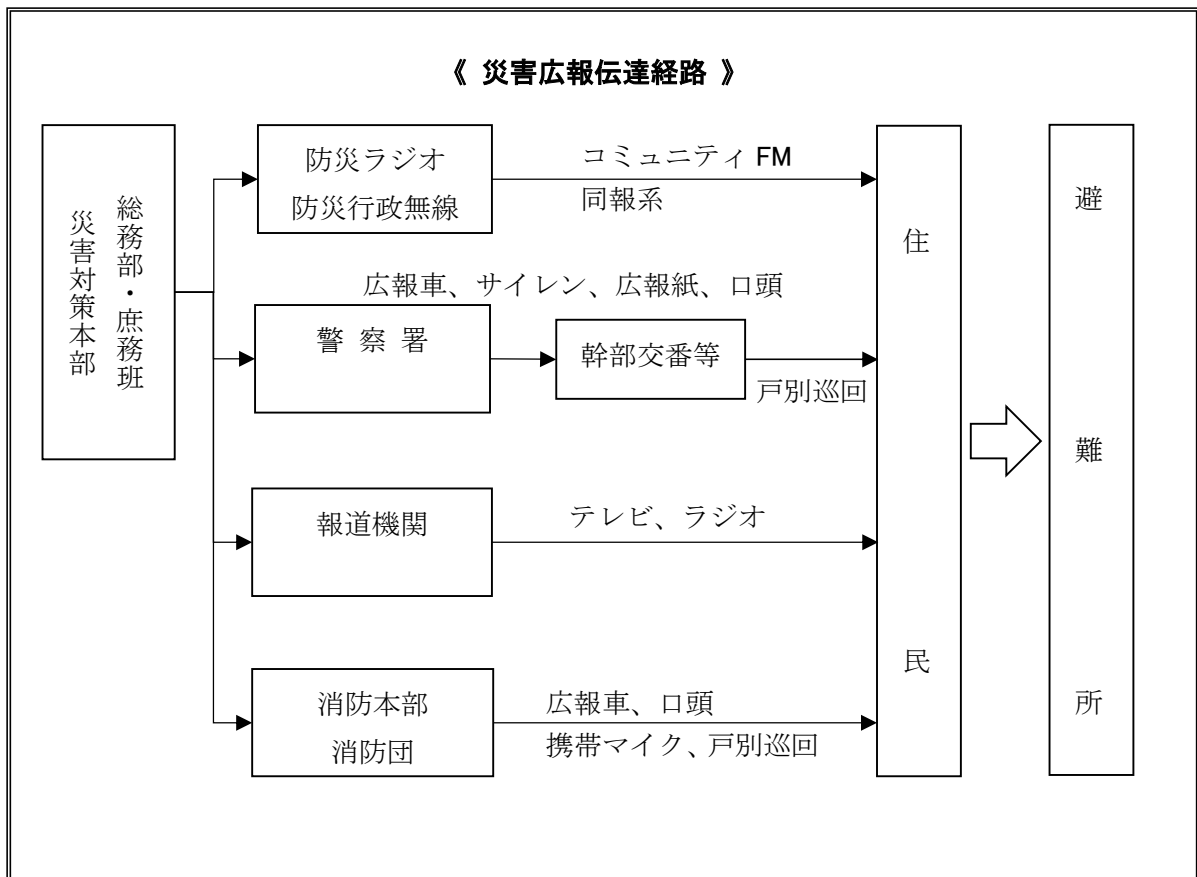
第3項 広報の実施方法

1. 災害広報伝達経路及び方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

市民に対する広報は、段階的に随時行うものとする。

- 1) 通信による広報
- 2) 報道機関による広域広報
- 3) 広報車等による現場広報
- 4) 公民館等における広報
- 5) 避難所・避難地等における派遣広報
- 6) 広報紙の掲示・配布、インターネットによる広報（市ホームページやSNS）等による広報
- 7) サイレンによる広報

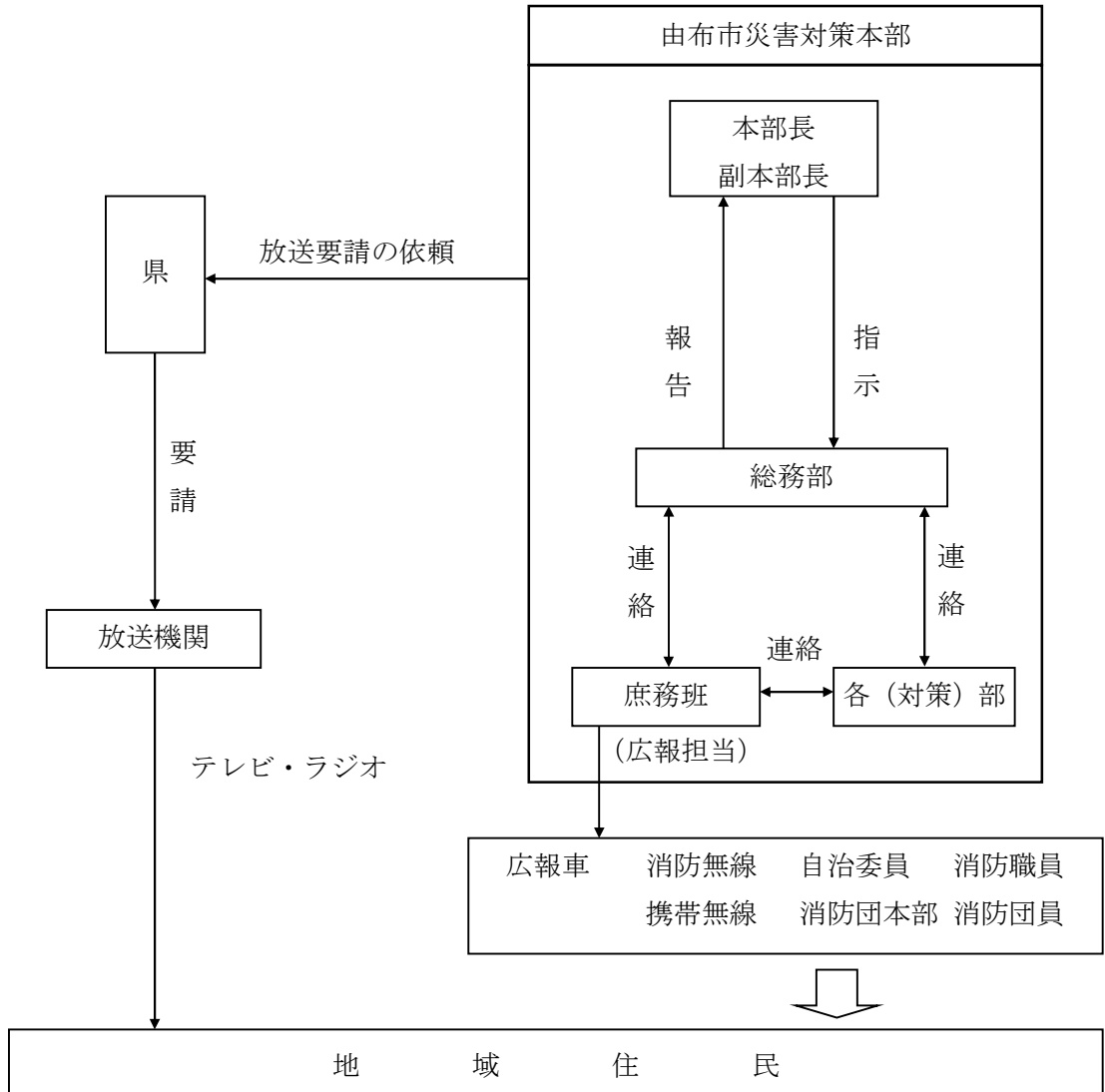


2. 要配慮者に対する広報

災害発生時の要配慮者に対する広報は、おおむね次の方法により実施する。

- 1) 在宅高齢者、障がい者については、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる者を通じて行う。
- 2) 旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者等を通じて行う。

3. 市民に対する広報（災害広報体制）系統図



※ 災害情報

- 防災情報
- 災害応急対策情報
- 災害の情報
- 避難指示等の情報
- 避難所の開設状況等
- 給水、給食情報
- 道路情報
- その他

第4項 安否情報への対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3章 生命・財産への被害を 最小限とするための活動計画

- 第1節 風水害に関する情報の住民への伝達等に関する計画
- 第2節 火災に関する情報収集・伝達計画
- 第3節 水防計画
- 第4節 避難の指示等及び誘導に関する計画
- 第5節 救出救助計画
- 第6節 医療救護計画
- 第7節 消防活動計画
- 第8節 土砂災害応急対策計画
- 第9節 二次災害の防止活動計画
- 第10節 障害物除去計画

第1節 風水害に関する情報の住民への伝達等に関する計画

(庶務班)

本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生する恐れがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1. 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

1) 基本方針

県内で風水害が発生する恐れのある場合、県及び市町村は、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

2) 市の措置

市は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により市内で風水害の発生する恐れがあると判断した場合、市の防災ラジオ、防災行政無線、防災情報提供メール(県民安全・安心メールを含む)、移動通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、広報車、インターネット(ホームページ・SNS)等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節12参照)のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

伝達の例]

- ・こちらは、由布市です。
- ・大雨・洪水警報が発表されました。
- ・河川が氾濫したり、山やがけが崩れる恐れがあります。
- ・停電したり、断水する恐れがあります。
- ・〇〇地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
- ・断水に備えて、飲料水をためてください。
- ・テレビやラジオの情報に注意してください。
- ・危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。

(2回以上繰り返す。)

2. 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報

1) 基本方針

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、速やかに市(消防機関を含む。)に通報しなければならない(災害対策基本法第54条)。

第2節 火災に関する情報収集・伝達計画

(消防班)

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

- ・ 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- ・ 害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

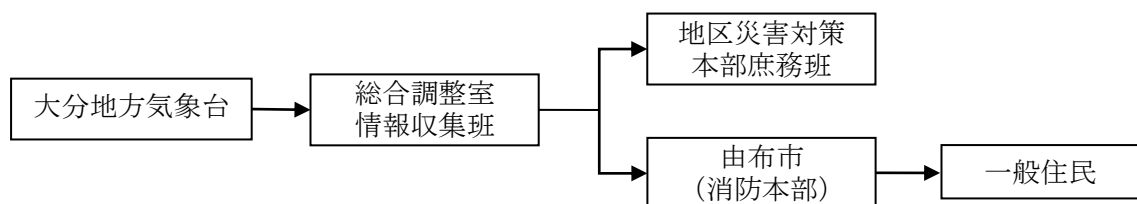
1. 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

1) 基本方針

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方气象台、県、市は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

- ・ 火災気象通報：消防法に基づいて大分地方气象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。
- ・ 火災警報：消防法に基づいて市町村長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



3) 火災警報の周知方法

- ア. 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ. 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ウ. 主要地域における吹流しの掲揚
- エ. 防災ラジオ等による放送
- オ. その他広報車による巡回宣伝

2. 未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

2) 市の措置

市長(消防長)は、防災ラジオ、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは由布市です。
消防本部からお知らせします。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上由布市でした。

第3節 水防計画

(土木対策班・消防班)

《 基本方針 》

水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、河川氾濫等による水害を、警戒、防御し、被害を軽減するための水防体制や水防活動等に努めるものとする。なお、本計画に定めのない事項は、別に定める「由布市水防計画」に基づき実施するものとする。

第1項 実施内容

1. 水防対策準備室の組織と設置・廃止

水防対策準備室は、気象情報等により災害の発生が予想される場合において、その程度が水防本部を設置するに至らないとき、関係機関と連絡調整を図るため臨時に設置する。

1) 組織

水防対策準備室の組織は、次のとおりとする。但し、市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部の班長及び班員を兼ねる。

2) 設置

大雨特別警報、大雨・洪水警報または、長雨期における大雨・洪水注意報等の発表により、各種災害が予想される場合において、総務課長の指示により設置する。

3) 廃止

水防本部が設置された場合、または災害の危険が解消されたと認められた場合に総務課長の指示により廃止する。

2. 由布市水防本部

1) 設置

水防管理者は、法第10条の2による洪水予報の通知・法第10条の4第3項による水防警報の通知を受けたとき、または出水の恐れがあることを自ら知り得たときは必要に応じて水防本部を設置し、県水防支部（大分土木事務所）に通知する。

2) 災害対策本部への統合

水防本部は災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規程により、市災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部に統合し水防活動を行う。

4. 水防警報

1)安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

2)水防管理者は、洪水に際し水災のおそれがあると認められ水防警報が発令された際、支部長（大分土木事務所長）より通知を受領する。

3)水防管理者は、法第16条第2項の規定により国土交通大臣から県へ通知があった場合、通知事項を支部長より受領する。

4)本市における水防団待機水位及び氾濫注意水位は、参考資料編 資料 風応-3-3-1-1「由布市における基準水位」の通りである。

●参考資料編 資料 風応-3-3-1-1「由布市における基準水位」

5)水防警報の種類は次のとおりとする。

ア.洪水の場合

第一段階 待機

大分地方気象台の雨等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

第二段階 準備

水防団待機水位を越え、はん濫注意水位を突破すると思われるとき。

第三段階 出動

はん濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

第四段階 解除

はん濫注意水位以下に下がり再び増水するおそれがないと思われるとき。

《 警報の種類 》

種類	内容
第1段階 (待機)	・水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの ・又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
第2段階 (準備)	・水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨警告するもの
第3段階 (出動)	・水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの
第4段階 (解除)	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

5. 水防に関する連絡通報組織

1)連絡の方法

市有の連絡機構を使用することを原則とするが、緊急やむを得ないときは、水防法第27条に基づき、公衆通信施設を優先的に使用することができる。なお、非常連絡について、水防体制に基づき協力を要請する。

2) 水防信号

県水防計画による水防信号を用いる。

- ア. 信号は適宜の時間継続すること。
- イ. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- ウ. 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させること。

6. 洪水予報及び通報

出水時の水位、雨量の観測及び通報は、下記の基準に基づき各観測員から水防本部へ、水防本部は上流から下流へ、さらに関係機関へ迅速、的確に連絡する。

1) 水位の基準

河川氾濫に関する防災情報は、気象情報と河川水位危険度レベルに応じて、住民の避難行動等を明確にするため、特別警戒水位（水防法第13条）の情報を統一する。

水位基準	水位の位置付け
ア.水防団待機水位	水防団が出動のため待機する水位
イ.氾濫注意水位	住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安
ウ.避難判断水位	市長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の避難判断の参考
エ.氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

2) 発表情報

発表情報	発表時期
ア.〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達したとき
イ.〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位（従前の「危険水位」）に達すると見込まれたとき
ウ.〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき
エ.〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

3) 雨量観測

雨量の観測員は、下記の事項を明確に記録し、必要に応じ市水防本部に報告するとともに、県水防本部、大分土木事務所にも報告する。

《 雨量観測員の市水防本部への報告事項 》

- ア.日雨量(午前9時から翌日午前9時まで)
- イ.最大時間雨量(何時何分から何時何分まで)
- ウ.連続雨量(常に累計を出しておき、最終的に総雨量を明記する)

4) 決壊等の通報

決壊またはこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、水防法第25条の規定により、直ちにそのことを大分土木事務所及び氾濫の恐れのある方向の隣接水防管理団体に連絡することとし、大分南警察署、その他必要な機関に連絡する。

第2項 水防非常配置

1. 水防非常配備

本部長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うと共に事態に即応して勤務者を適宜に交代休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑完璧を期するため、配備体制を3段階に分ける。

1) 配置体制及び指令

動員体制	配 備 内 容
第一段階 (待機)	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの または出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることができないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
警報基準	県水防支部の通知または大分气象台の通報とその時の状況により判断し、発表する
第二段階 (準備)	水防資機材の整備点検水門等の開閉会準備堤防の巡視及び直ちに出動できるように準備する旨を警告するもの
警報基準	各水位観測所が水防団待機水位に達してから、水位が更に上昇し、水防の必要があると判断されるとき。大雨・洪水注意が発せられたとき
第三段階 (出動)	水防（消防）団員が出動する必要がある旨を警告するもの
警報基準	氾濫注意水位に達し、なお引き続き水位が上昇し、破壊の公算大になるとき 大雨・洪水警報が発せられたとき
第四段階 (解除)	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知すると共に一連の水防警報を終了する旨を通知するもの
警報基準	警戒水位以下に下り、再び増水する恐れがないと判断され、以後水防の必要がないと認めるとき

2. 水位の通報

1) 水防管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは支部長に通報しなければならない。

- ア. 水防団待機水位に達したとき
- イ. 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき
- ウ. 最高と思われる水位に達したとき
- エ. 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき

3. 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

- 1) 水防管理者は次に該当する場合は、支部長に通知しなければならない。
 - ア. 消防機関（水防団）等が出動したとき
 - イ. 堤防等に異常を発見したとき、または応急処置をしたとき
- 2) 通知を受けた支部長は、直ちに通知事項を本部長に報告するものとする。

4. 決壊の通知

- 1) 堤防等が決壊し、または決壊のおそれがあると認めた場合には、当該水防管理者は、直ちにその旨を支部長に通知するものとする。

5. 公用負担

- 1) 法第28条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。
 - ア. 必要な土地の一時使用
 - イ. 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
 - ウ. 車両その他の運搬用機器の使用
 - エ. 排水用機器の使用
 - オ. 工作物その他の障害物の処分

6. 水防活動に従事する者の安全確保

法第33条第4項の規定により水防管理者及び消防機関の長は洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- 1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第4節 避難の指示及び誘導に関する計画

(庶務班・救援班・消防班)

《 基本方針 》

災害のため、現に、身体・生命が危険な状態にある場合、これらの者を保護するため、避難を指示し、安全な場所に避難させ、収容するための計画であり、災害危険区域等にある市民を安全な場所に避難させるための方法を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1項 避難指示並びに伝達

1. 避難指示等権者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとして危険が急迫している場合、危険区域の居住者に対し急を要すると認められるときは避難のための立ち退きを指示する。

《 避難指示の種別及び実施権者 》

種別	実施権者	要件	対象者	その他
高齢者等避難 避難指示	市長	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	必要と認める地域の居住者 滞在者 その他の者	知事に報告。避難の必要がなくなったときは直ちに公示 (基本法第60条)
避難指示	①警察官	市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者 滞在者 その他の者	市長に通知 (基本法第61条)
立ち退きの指示	①知事 ②知事の命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知(地すべり等防止法第25条)
	①知事 ②知事の命を受けた職員 ③水防管理者(市長)	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	水防管理者が支持する場合は管轄警察署長に通知(水防法第29条)
避難の措置	警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼす恐れのある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要する場合	危険を受ける恐れのある者	公安委員会に報告(警察官職務執行法第4条)
	自衛官	自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は警察官がその場にいらない場合に限り警察官職務執行法第4条による避難等の措置をとる	危険を受ける恐れのある者	防衛庁長官の指定する者に報告(自衛隊法第94条)

※なお、実施権者の指示によりがたい場合は、災害が発生する恐れがある地域を所管する振興局長をはじめ、その現場にいる上席の吏員が人命優先を最重点に実施する。この場合にあっては、事後速やかにその旨を市長に報告する。

2. 避難指示等の基準

1) 避難指示等の発令、時期

本市では、大分地方気象台の注意報、警報に準じて、気象状況等を勘案しながら、警戒レベルを付して避難情報を発令する。警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準は以下のとおり。

《 警戒レベル3 高齢者等避難 》

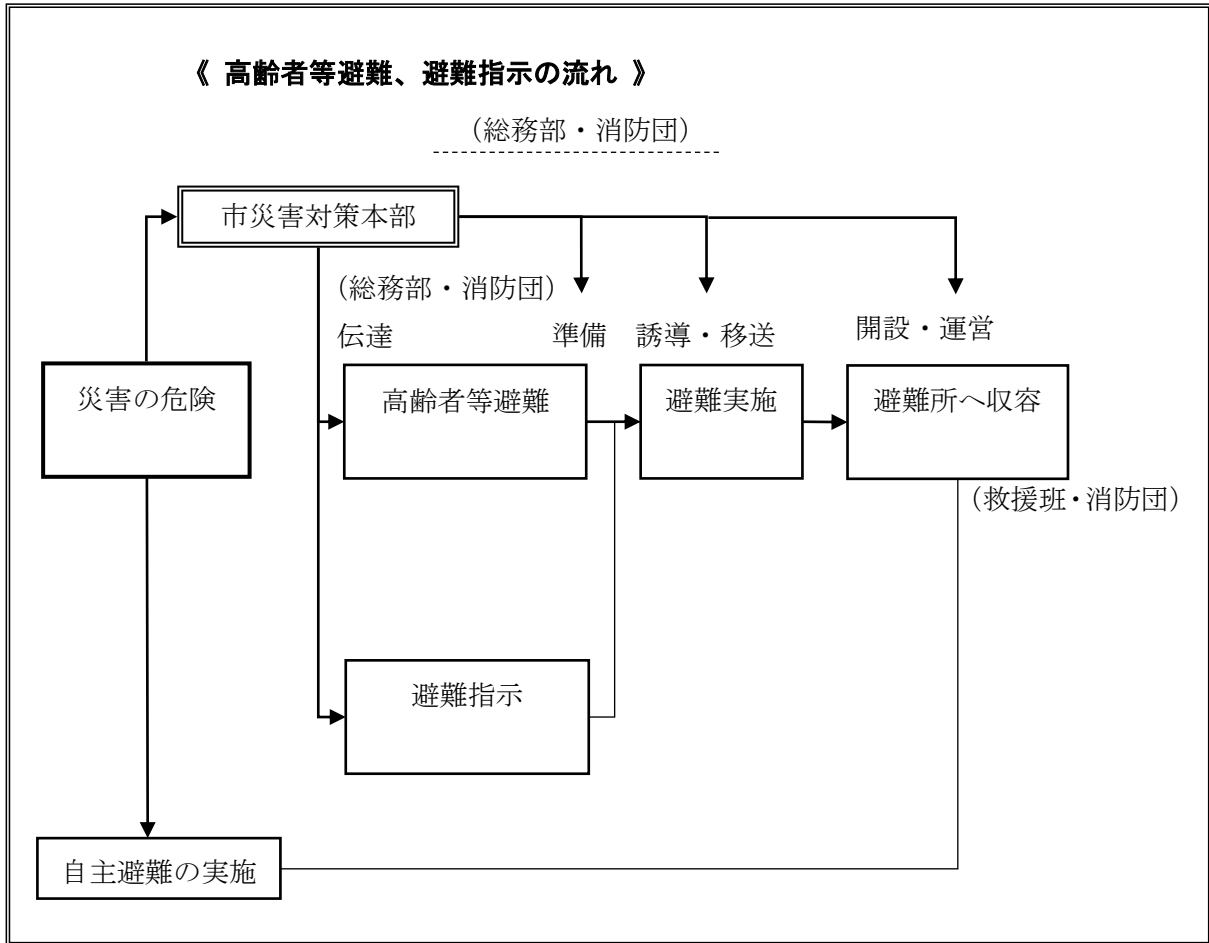
条 件	ア.大雨警報、暴風警報、洪水警報（大分地方気象台）が発せられ、高齢者等が避難する必要があると認められるとき イ.河川が避難判断水位を突破し、なお水位が上昇する恐れがあるとき ウ.その他諸般の状況から高齢者等が避難する必要があると認められるとき
伝達内容	ア.発令者 イ.避難すべき理由 ウ.危険地域 エ.避難所 オ.注意事項

《 警戒レベル4 避難指示 》

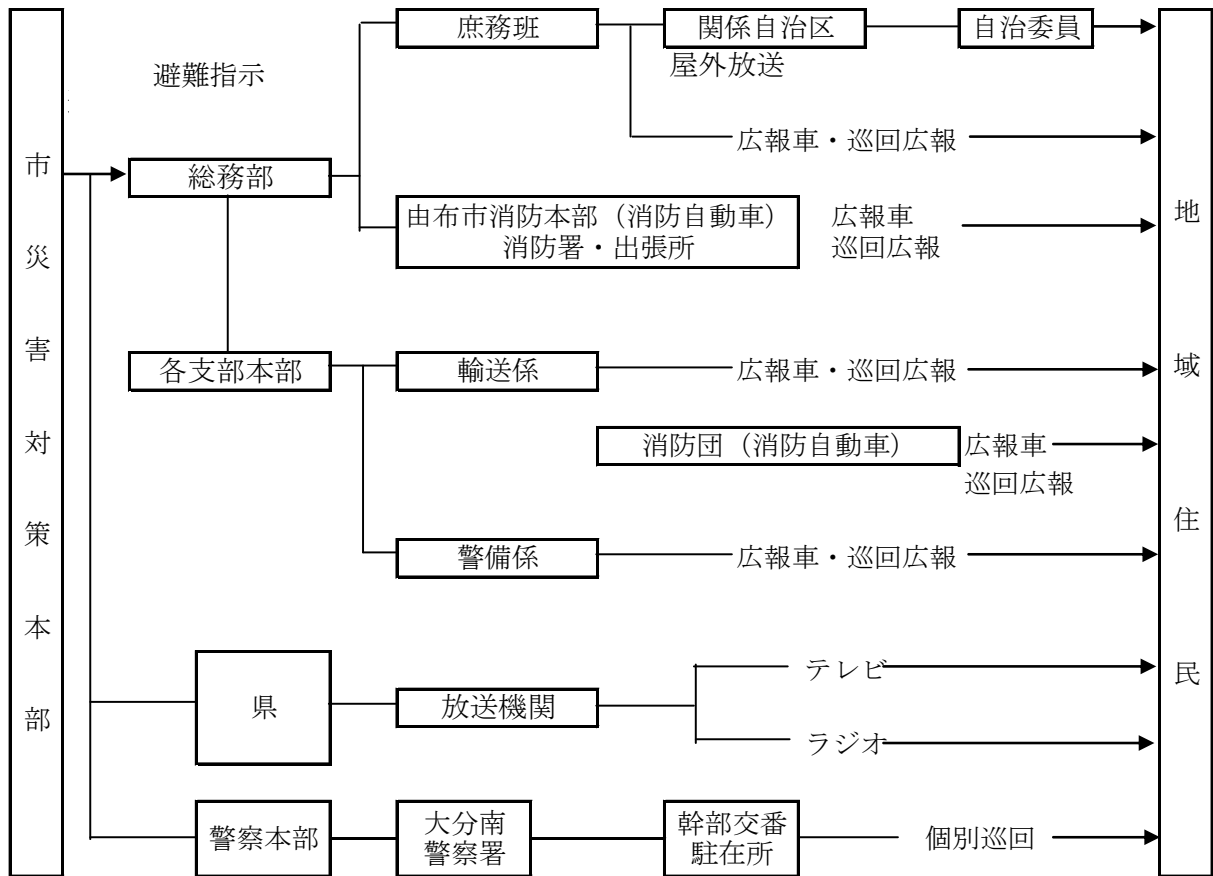
条 件	ア.土砂災害警戒情報が発せられたとき イ.河川が氾濫危険水位、特別警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき ウ.地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき エ.河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき オ.火災の拡大により、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき カ.その他、人命保護上避難を要すると認められるとき キ.状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ク.災害が発生し、現場に残留者がいるとき ケ.その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	ア.発令者 イ.避難すべき理由 ウ.危険地域 エ.避難所 オ.避難後の当局の指示連絡等 カ.注意事項

《 警戒レベル5 緊急安全確保 》

条 件	ア.特別警報が発せられたとき イ.災害が発生又は切迫しており、直ちに身の安全を確保する必要があると認められるとき
伝達内容	警戒レベル4 避難指示と同じ



2) 避難計画



3. 避難指示等の伝達方法

避難指示等の市民への伝達は、関係機関との連携のもと、防災ラジオ、防災行政無線、広報車、その他の可能な限りの方法で行う。

4. 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの撤去を命ずる。

なお、設定に伴う必要な措置は、警察署等の協力を得て実施する。

5. 報告、公示

1) 市長（本部長）は、高齢者等避難、避難指示を命令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに県知事に報告する。

- ア. 高齢者等避難、避難指示の発令者
- イ. 命令の日時

ウ. 発令理由

エ. 避難対象者（校区名、地区名）

オ. 避難先

2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

第2項 避難誘導及び移送

1. 災害対応従事者の安全確保

1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、当該地区の消防団員、又は自主防災組織等によって行う。

2) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者等が実施する。

3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2. 避難誘導及び移送

避難のための立ち退きの誘導は、警察等関係機関の協力のもと、“救援班”及び“消防団”がこれを行う。

- 1) 各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該分団長とする。
- 2) 避難経路は災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、安全を確認して危険箇所等を避ける。
また、要所に誘導員を配置し、避難中の事故防止に努める。
- 3) 避難に際しては、隣近所等で互いに助け合い、集団行動をとる。
- 4) 避難に際しては、自動車は原則として使用しない。
- 5) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。
- 6) 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合には、市が車両、舟艇等を借上げて移送する。
- 7) 被災地が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、市において対処できない場合、市長は隣接市町に応援を求めるほか、県に移送を要請する。

3. 携帯品の制限

避難時の携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさないため最小限度とする。

1) 緊急を要する場合

生命・身体の安全確保を第一義とし、携行品の持出しに時間を費やさないようなもの。

2) 時間的余裕のある場合

ア. 3日分程度の食料及び飲料水等

イ. 日用品、救急用医薬品、雨具、懐中電灯、ラジオ、タオル、貴重品等

第3項 要配慮者等を考慮した避難対策

学校、病院、社会福祉施設等多人数が出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

1. 要配慮者の避難等の措置

市は、要配慮者及び発災後援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、生活が困難となった者を県及び関係機関に協力を求めて、県内外の社会福祉施設その他適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

1) 広域避難を必要とする要配慮者等の把握

市は、発災後2～3日後から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始し、遅くとも、1週間後を目途に保健福祉サービスの提供ができるよう努めるとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況を県民保健福祉センターを通じて県福祉保健部へ報告する。

2) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、県福祉保健部福祉保健企画課へ協力依頼を行い、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を求める。その際、総合情報室等が把握している交通情報に留意し、必要に応じて助言を得る。

第5節 救出救助計画

(救援班・消防班)

《 基本方針 》

災害により、生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の者を捜索し、救出してこれを保護するとともに、救急業務を円滑に遂行するため、市、消防機関、警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第1項 救出救助対策

1. 実施方法

1) 対象者

災害により

- ア. 身体が危険な状態にある者
- イ. 生死不明の状態にある者
- ウ. 火災の際に火中に取り残されたような場合
- エ. 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- オ. 水害の際に流出、孤立した地点に取り残されたような場合
- カ. 山津波により、生き埋めとなったような場合

2) 期間

災害発生の日から3日以内とする。但し、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認（特別基準）を得て延長することができる。

3) 救出部隊の編成

被災者の救出は、原則として“救援班及び消防班”が救出活動を行い、市災害対策本部による救出作業が困難なときは、自衛隊の派遣要請*を行うとともに、合同して“救出部隊”を編成し救助にあたる。

依頼先	連絡先
西部方面特科隊長	0977-84-2111 内線 239、302

《 救出部隊編成 》

通常の場合

- ア. 市災害対策本部(救援班、消防班)
- イ. 自主防災組織

派遣要請をした場合

- ア. 消防機関
- イ. 警察
- ウ. 陸上自衛隊西部方面特科隊長
- エ. 県、周辺市町村の職員及び消防団員

* 本編 第2部 第2章 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準拠して実施

4) 市民及び自主防災組織等の役割

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

5) 応援の要請

ア. 市は、外部からの応援が必要と判断された場合、県総合調整室、県中部地区情報室に対して応援の要請を行う。

イ. 交通ルートの検討

市は、応援が必要と判断された場合、被害情報に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。

ウ. 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

市は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、県等と協議するなどして検討を行う。

6) 救出救助記録

市は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア. 救助実施記録日計表

イ. 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ. 被災者救出状況記録簿

エ. 被災者救出関係支払証拠書類

第6節 医療救護計画

(医療救護班)

《 基本方針 》

災害発生初期の医療被害の情報収集に基づき、関係機関と密接な連携を図りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

第1項 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

1. 整備内容

1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、広域拠点病院等と情報を密にしておく。

- 2) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- 3) 報道機関等を活用し、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第2項 医療体制

1. 医療・助産救助の対象者

1) 医療

- ア. 災害のため医療の方途を失った者
- イ. 応急的に医療を施す必要のある者

2) 助産

災害発生日の以前または以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者

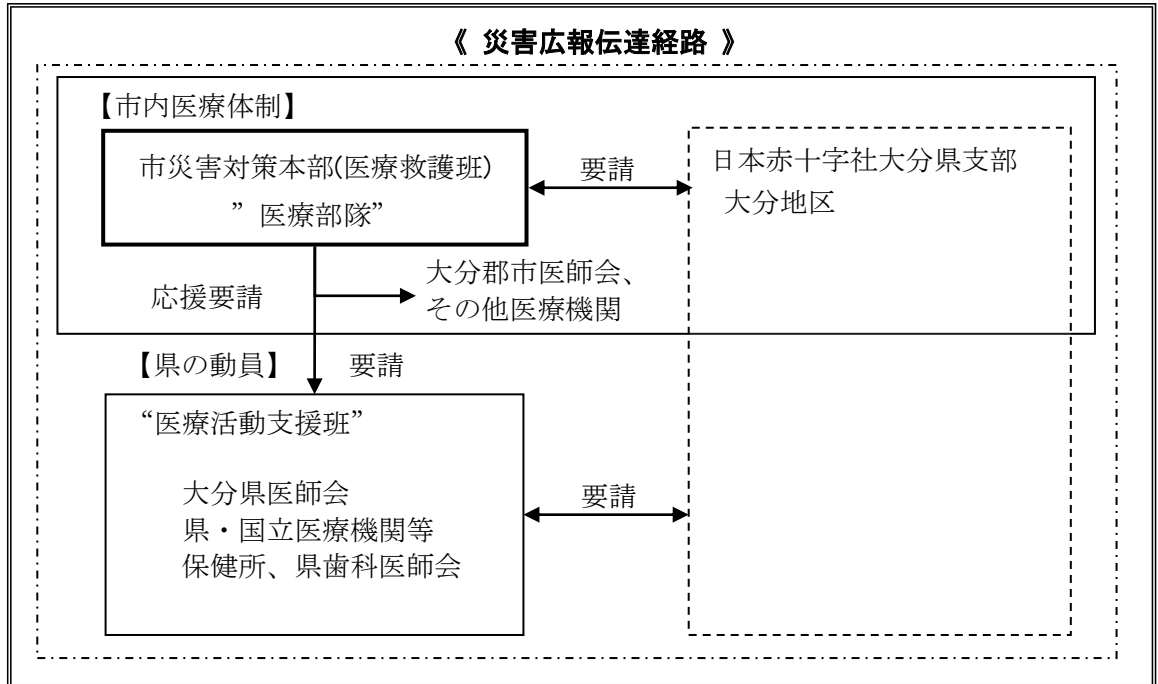
3) 医療救助の実施方法

- ア. 原則として医療部隊が実施する。
- イ. 重傷患者等で医療部隊では人的、物的設備または薬品、衛生材料等の不足のため医療を実施できないときは、病院、または診療所に移送し治療することができる。

4) 助産救助の実施方法

- ア. 医療部隊によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。
- イ. ア.より難しい場合は病院、または医療機関に要請する。

2. 医療部隊の設置



《 医療部隊の出動順位 》

順位	団体名
1	救援班
2	大分郡市医師会
3	その他の医療機関

1) 医療機関の動員計画

医療救護については、大分郡市医師会と協議調整し、“医療救護班”と大分郡市医師会、その他医療機関の協力により“医療部隊”を編成し行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

2) 応援要請

本部長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、大分郡市医師会会長、県災害対策本部、日赤大分県支部長へ医療救護の出動を要請する。

3) 大分県の動員計画

- ア. 災害発生に即応するため、大分県、日本赤十字社大分県支部及び大分県医師会は、医師等医療関係者及び医療施設の動員計画をあらかじめ策定するとともに、事故の規模等を考慮し、歯科医師会の協力を求め、緊急医療の万全を期することとしている。
- イ. 国、公、私立等の医療施設管理者は、ファースト・エイド、初期診療及び本格的な救急医療について、それぞれの役割を果たすため、保健所、県立病院、日本赤十字社大分県十字病院等による”医療班”を編成することとしている。
- ウ. 大分県薬剤師会は、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び各医療施設と緊密な連携を保ち、医療品の供給及び薬剤師の派遣についての体制を確立することとしている。

4) 民間の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう啓発を図る。

5) 災害発生の通報連絡

災害の発生の通報を受けた市は、保健所、大分郡市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報し、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、県地域防災計画に基づく通報伝達系統図により行う。

3. 医療機関等による医療及び助産

医療部隊による救護ができない者、または医療部隊による救護が適当でない者については、病院、診療所等医療機関において救護を行う。

- 1) 市、大分郡市医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、直ちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。なお、総括責任者は、市長とする。
- 2) 災害発生の通報を受けた機関は、自発的かつすみやかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動する。

この場合、必要な医薬品及び衛生用資機材は、県、市及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達する。

4. 救護所の設置

災害時における医療部隊の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係機関と協議し、避難計画に基づく、指定避難所に救護所を設ける。

但し、被害の規模及び患者の発生状況により、市長が必要と認めた場所にも設置することができるものとする。

1) 救護所候補地

- ア. 被災者の避難収容所
- イ. 被災地の中心地

ウ. 被災地周辺の医療施設

エ. その他適当と思われる地点

5. 医療救護活動

1) 医療救護活動の実施

災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療部隊の編成により次のような救護活動を行う。

医療部隊は、本部長または委任を受けた大分郡市医師会等が設置する医療救護所(避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置)において医療救護活動を実施する。

ア. 重傷度の判定

イ. 医療救護

ウ. 助産救護

エ. 死亡確認

オ. 死体検案

2) 重傷度の判定（トリアージ）

現地活動の医師は、傷病者を次の段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

ア. 重症.....直ちに生命にかかわる傷病

イ. 中等症...処理に比較的余裕のある傷病

ウ. 軽症.....入院加療を必要としない傷病

エ. 死亡

3) 難病患者等への対応

医療依存度の高い難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、広域支援への相談、移送等適切な措置を講ずる。

4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

ア. 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ. 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ. こころのケアに対する相談・普及啓発

5) 人工透析患者の対応

全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル改訂第3版（平成28年3月）」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

6. 助産

助産は原則として産科医を構成員とする“医療部隊”があたる。但し、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

7. 医療、助産に必要な医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、第一義的には市にて確保することとし、不足の場合等は、県・周辺市町等の関係機関の協力要請を得て補給する。

8. 費用の範囲と負担区分

医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担する。原則として基本法及び災害救助法の規定に準じて実施する。

第3項 搬送体制の確保

1. 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療部隊、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防機関の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2. 病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、基本的に市（消防機関）が行う。

3. 広域搬送体制の整備

市内の病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急発着場の確認、整備を検討する。

第4項 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1. 救急医療の対象と範囲

1) 対象者

暴風、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、その他大規模な事故等、基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害または事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

2) 範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含む。

2. 救急医療体制の確立

1) 活動体制

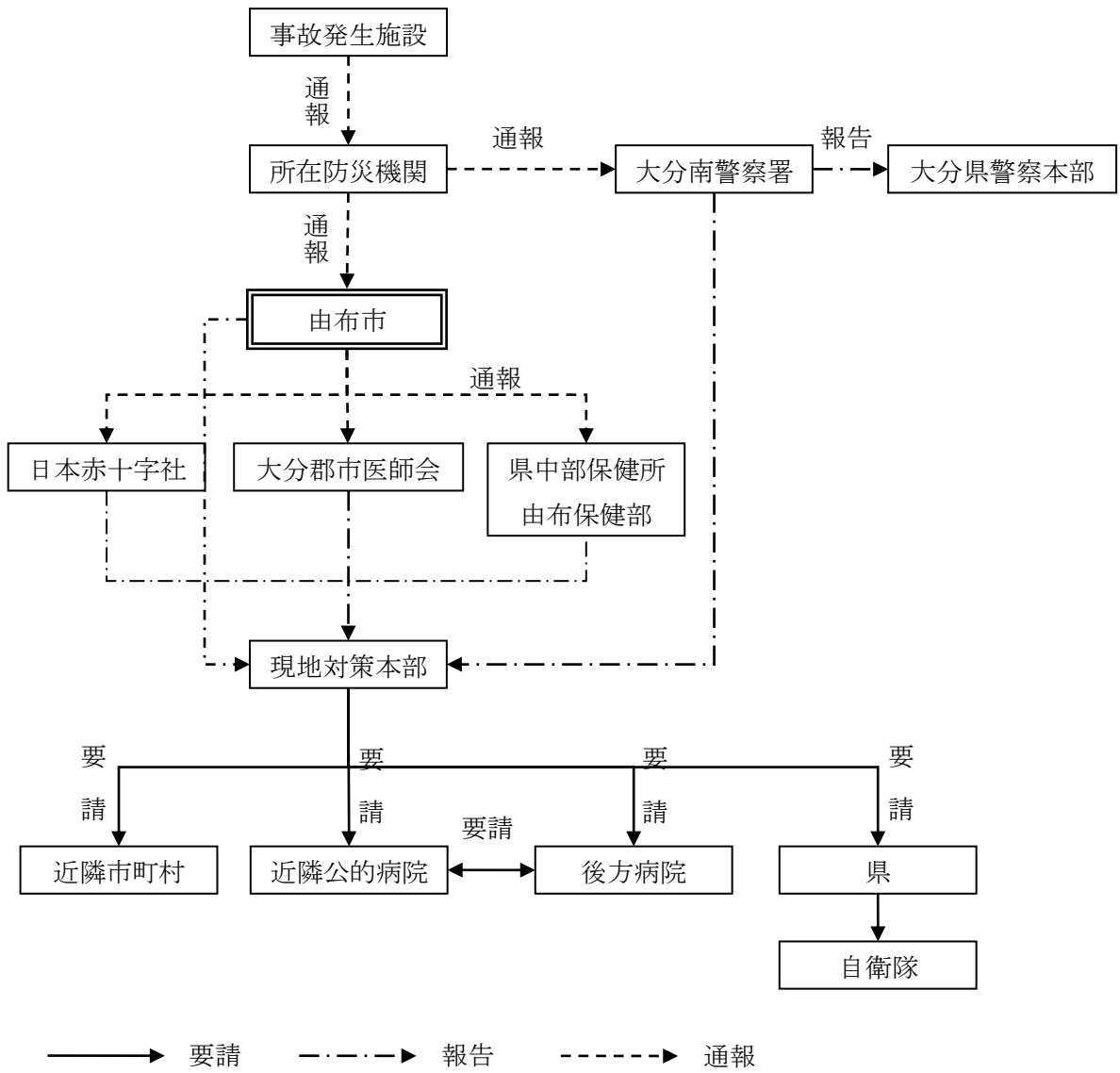
市は、集団的に発生する傷病者に対して救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力を期し、活動体制の確立を図る。

2) 連絡調整

市、大分郡市医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、直ちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。

対策本部の総括責任者は、市長とする。

3. 伝達系統図



第7節 消防活動計画

(消防班)

《 基本方針 》

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（消防本部、消防団）は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の充実を図るものとする。

第1項 消防活動の体制

1. 消防機関

災害が発生し、または発生する恐れがある場合における、消防機関の組織運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し応急体制の確立を図る。

2. 市民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、市民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第2項 消防活動の実施

1. 消防活動計画

1) 情報収集伝達

- ア. 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- イ. 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。
- ウ. 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。

2) 消防活動の実施体制

市（消防署）は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事務所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（初期消火活動）を行うとともに、市（消防署）の活動に積極的に協力する。

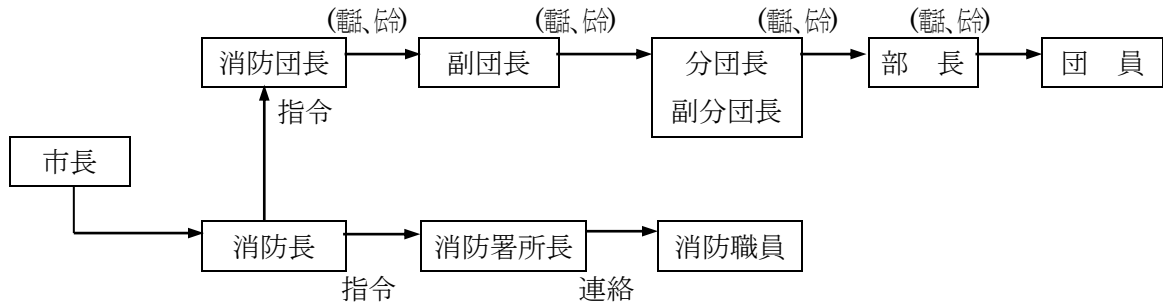
3) 市における消防活動

市（消防本部）は、外部からの応援が必要な場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市町村に応援を求める。または、県本部総合調整室、地区災害対策本部庶務班に対して、応援の要請を行う。

4) 活動体制

ア. 消防団員に対する伝達及び出動

消防機関の長は、市長から消防団の出動要請があったときは、次の系統図に従い最も迅速な方法により伝達する。



イ. 消防団対策本部及び分団対策本部の組織は次のとおりとする。

a. 消防団対策本部

消防団長、副団長

b. 分団対策本部

分団長、副分団長、部長、班長

ウ. 本部の位置

a. 現地対策本部

災害現場に設置し、消防長が本部長となり、所属職員が行う活動全般を指揮統括する。消防長が参集不能時には、署長が本部長の任務を代行する。

5) 災害応急活動

消防団の災害応急活動は次のとおりとする。

ア. 活動範囲

消防団員に与えられた任務を有効に果たすため、活動の範囲は所管地域を優先とする。

イ. 各部の部隊編成と任務

消防団の各部を車両部隊と徒歩部隊とに区分して編成する。

a. 車両部隊の編成と任務及び活動要領

- ・ 車両部隊は8～10名をもって編成し、ホースは原則として10本以上を装備する。
- ・ 災害発生時には、初期消火及び火災防ぎよにあたる。
- ・ 車両部隊の活動は、受持ち区域を優先とする。

b. 徒歩部隊の編成と任務及び活動要領

- ・ 徒歩部隊は、実状に応じて残留者をもって編成し、任務を遂行する。
- ・ 災害発生時には、速やかに受持ち区域に出動し、地域内住民に対して、出火防止の呼びかけ及び初期消火、人命救助活動等を指導して実施する。

- ・災害の進展に応じて、市民の緊急避難の指示及び避難の誘導を担当する。
- ・市災害対策本部及び消防団対策本部との連絡を保持し、的確な情報の収集と報告に努める。
- ・車両部隊との連絡保持と活動協力に努める。
- ・救出、救助活動にあたっては、有効な資機材の確保に努め関係機関、地域住民と一体となって活動にあたる。

6) 火災の防ぎよ

ア. 火災の防ぎよ活動

火災を認知したら、消防隊編成及び消防隊火災出動計画に基づき出動し、火災防ぎよにあたる。

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場指揮者は、保有する消防力の全能力をあげて、あらゆる戦術をもって延焼を防止するための体制をとらなければならない。

イ. 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。

現場指揮者は火災現場に到着したら、被災者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施する。

被災者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

ウ. 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

エ. 警防調査

警防調査は、消防機関が災害発生の場合に適切な防ぎよ活動が行えるよう、次の事項について調査を行う。

a. 消防地理調査

消防活動を行ううえで、影響のある次の調査対象物について調査する。

- ・地形、道路、橋、河川、建物、火災報知器、その他災害防ぎよ上注意を要する箇所

b. 消防水利調査

消防活動に必要な次の消防水利の状況について調査する。

- ・消火栓、貯水池、貯水槽、河川水、プール、その他

c. 施設及び資器材の整備点検

災害等に使用した都度行う。

d. 火災危険区域等調査

災害危険区域等について、消防署所と消防団が中心になり調査を行い、災害発生に際しての具体的措置を検討しておく。

オ. 木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、及び貯蔵地域、避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

カ. 災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

7) 応援活動

ア. 消防組織法第39条に基づき、特殊災害を想定した消防機関の相互の応援協力体制を強化する。

イ. 応援要請に関する計画

市長または消防長は、他の市町村消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長または消防長に要請する。(後日文書提出)

- a. 火災の状況及び応援要請理由
- b. 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- c. 応援要請を行う消防機関の種別人員
- d. 市への進入経路及び集結(待機)場所

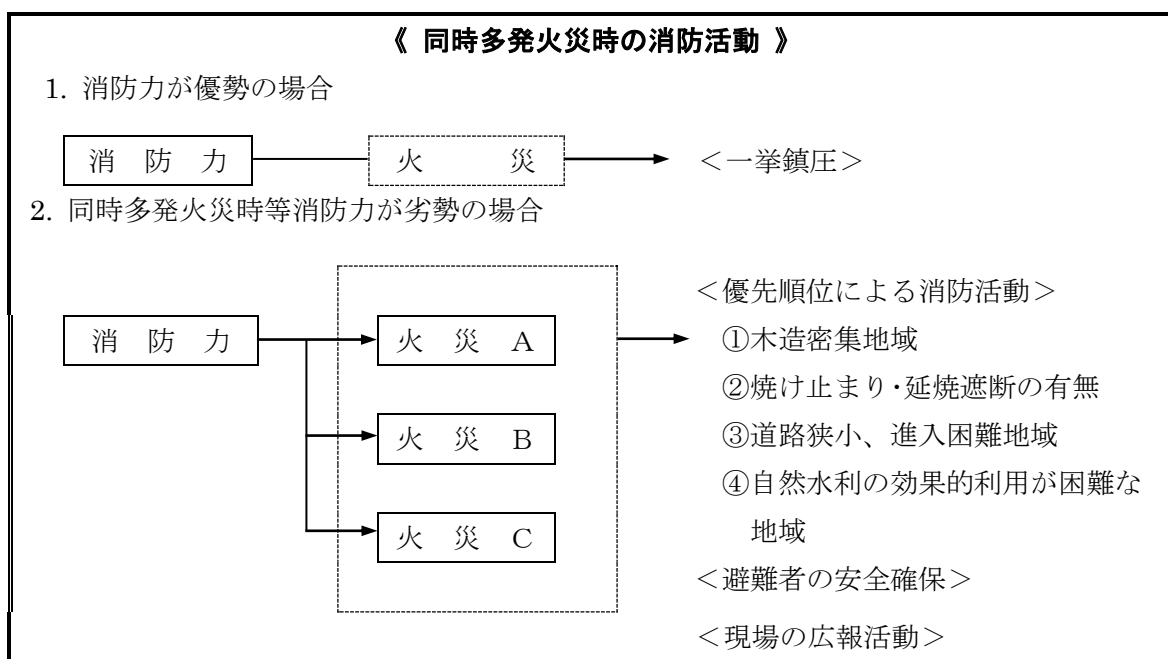
8) 火災の原因と損害の調査

消防法第31条により火災の原因、損害について調査を行う。

調査にあつたては、必要な資料を関係者に提出を求め、また職員の立入調査により、火災の原因と損害を把握する。

2. 同時多発の消火活動

大規模な災害の場合は、水害と土砂災害等と同時に発生する場合も多く、同様に同時多発の出火が想定され、消防機関の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、全ての災害に同時に対応することは極めて困難となる。消防活動は、消防力の重点投入地区の選定及び延長阻止線の設定を行う等消防力の効率的運用を図る。



第8節 土砂災害応急対策計画

(土木対策班・農林耕地対策班・消防班)

《基本方針》

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に充分余裕をもって対策を実施する。

第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

1. 災害情報の収集・伝達

本編 第2部 第2章 第4節「気象予報・警報等伝達計画」及び第5節「被害情報等収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

2. 前兆現象（異常現象）の把握

所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3. 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、降雨状況の把握に努める。

第2項 警戒体制の確立

1. 警戒体制の確立

気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報、注意報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。

1) 急傾斜地崩壊危険箇所の場合

ア. 警戒体制の基準

《第1次警戒体制をとる基準》		
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が50mmをこえたとき	当日の日雨量が80mmをこえたとき	当日の日雨量が100mmをこえたとき

《第2次警戒体制をとる基準》		
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき

4. 警戒体制

《第1次警戒体制の場合》
7. 防災パトロールを実施する 4. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う
《第2次警戒体制の場合》
7. 住民等に避難準備の広報を行う 4. 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示を行う 9. 消防団等の活動を要請する

2) 土石流発生危険溪流の場合

7. 土石流災害発生の兆候

a. 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合 b. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合 c. 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合 (上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため) d. 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合 e. がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合 f. その他
--

4.警戒体制

《第1次警戒体制の場合》
ア. 防災パトロールを実施する イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う
《第2次警戒体制の場合》
ア. 住民等に避難準備の広報を行う イ. 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示を行う ウ. 消防団等の活動を要請する

第3項 災害発生時の報告

1. 土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（中部振興局）に報告を行う。
2. 県（中部振興局）に対する報告の他、本編 第2部 第2章 第5節「被害情報収集伝達計画」により県（防災対策企画課）まで被害状況を報告する。

第4項 救助活動

1. 市

土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- 1) 被害者の救出
- 2) 倒壊家屋の除去
- 3) 流出土砂・岩石の除去
- 4) 救助資機材の調達
- 5) 関係機関の応援体制

2. 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、市、その他の関係機関と連携し、本編 第2部 第3章 第5節「救出救助計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の措置をとる。

第9節 二次災害の防止活動計画

(土木対策班・農林耕地対策班・消防班)

《 基本方針 》

洪水等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等による二次災害を防止するための活動は、この計画の定めるところにより実施する。

第1項 二次災害防止活動の実施体制

1. 二次災害防止活動の実施体制

市は、災害発生直後から、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度等を活用するものとする。

第2項 二次災害防止活動

1. 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

市は、二次災害防止のため次の活動を行う。

1) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市は市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

2) 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市は市所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

3) 被災建築物や斜面の応急危険度判定

市は、県を通じて、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。

4) 危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置を行う。

2. 土砂災害等の防止活動

市は、土砂災害等の危険箇所等として指定されている箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- 1) 砂防指定地
- 2) 急傾斜地崩壊危険区域
- 3) 地すべり防止区域
- 4) 土砂災害警戒区域等
- 5) 山地災害危険地区
- 6) 保安林及び保安施設地区
- 7) 落石等危険箇所
- 8) その他二次災害の危険性があると判断される箇所

3. 二次的な水害の防止活動

市は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとる。

4. 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

市は、爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行う。

- 1) 危険物施設
- 2) 火薬保管施設
- 3) ガス施設
- 4) 毒劇物施設
- 5) 放射性物質施設
- 6) その他二次災害の危険性があると判断される箇所

5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ

市は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、報道機関へ広報を依頼し、市民に注意を呼びかける。

第10節 障害物除去計画

(土木対策班)

《 基本方針 》

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住居または周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1項 障害物の除去計画

1. 障害物除去の対象

災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することによりその被災者を保護しようとするものである。

- 1) 障害物除去の対象者は、概ね次のとおりとする。
 - ア. 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
 - イ. 住家が半壊または床上浸水したものである場合
 - ウ. 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - エ. 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - オ. その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2. 障害物除去の義務

- 1) 山（崖）崩れ、土石流、浸水等によって、住居または周辺に運ばれた障害物の除去は、知事（権限を委任された場合は市）が現物給付をもって実施する。
- 2) 河川等にある障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

3. 障害物除去の方法

- 1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または建設業者等の協力のもと速やかに行う。
- 2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- 3) 必要資機材を現物供与する。
- 4) 対象世帯の実施順位
障害物の除去実施を要すると認めたときは、市長は自治委員その他関係者の意見を聴き、調査書を作成し、これに基づき対象世帯及び実施順位を決定する。この場合、災害救助法の適用にあつては、知事が決定することになるので、直ちに順位を定めた調査書を知事に提出する。

4. 災害救助法の適用範囲

- 1) 処理の期間
災害発生の日から10日以内とする。但し、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長する事ができる（特別基準）。
- 2) 市は、県の委託に基づく住居またはその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - ア. 救助実施記録日計表
 - イ. 障害物除去の状況記録簿
 - ウ. 障害物除去費支出関係証拠書類

5. 資機材、人員の確保

市はスコップ、ロープ、その他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を確保するため、県及び協力機関へ依頼する。

6. 除去した障害物の処理

- 1) 除去した障害物は、原則として市長の指示する場所で処理する。 *
- 2) 除去した障害物の集積場所
 - ア. 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
 - イ. 道路交通の障害とならない場所を選定する。
 - ウ. 盗難の危険のない場所を選定する。
 - エ. 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

* 本編 第2部 第4章 第7節 第2項「清掃対策」参照

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

- 第1節 避難所運営活動計画
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給計画
- 第4節 給水計画
- 第5節 被服寝具その他生活必需品供給計画
- 第6節 医療活動
- 第7節 防疫、清掃、食品衛生監視計画
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋火葬計画
- 第10節 住宅の供給確保計画
- 第11節 ボランティア応急活動計画
- 第12節 要配慮者対策計画
- 第13節 観光客への対応計画
- 第14節 文教対策計画
- 第15節 社会秩序の維持及び物価の安定等計画
- 第16節 農林業用施設等災害応急対策計画

第1節 避難所運営活動計画

(救援班)

《 基本方針 》

指定緊急避難場所・指定避難所（以下、避難所という）が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。（避難の指示及び避難誘導については、本編第2部 第3章 第4節に定める。）

第1項 避難所の開設

1. 避難所の開設（救援班及び総務班）

- 1) 避難所の開設が必要な場合は、施設管理者等と十分連絡を図り、避難所を開設する。また、災害の状況により避難所を変更するときは、その都度周知を図る。

なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

●参考資料編 資料 風応-4-1-1-1 「指定避難所一覧」

●参考資料編 資料 風応-4-1-1-2 「福祉避難所一覧」

2) 避難所開設時の県への報告事項

避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を県総合調整室または所管地区本部地区情報室（県本部未設置の場合は、生活環境部防災危機管理課または中部振興局）に報告しなければならない。また、県地区本部福祉厚生対策部（福祉事務所）を通じて県福祉保健部社会福祉班に報告する。

- ア. 避難発令の理由
- イ. 避難対象地域
- ウ. 避難所開設の日時、場所、施設名、設置箇所数
- エ. 収容状況及び収容人員、避難者名簿
- オ. 維持、管理のための責任者
- カ. 開設期間の見込み

3) 避難者名簿の作成及び公表

市は、すみやかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて県や地元住民の協力を求め、迅速・的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

4) 対象者（災害救助法の適用）

- ア. 災害によって被害を受けた者

- a. 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する場所を失った者。
 - b. 自己の住家の被害に直接関係はなく、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。
- イ. 災害によって被害を受ける恐れがある者
- a. 避難指示等を受け、避難しなければならない者
 - b. 避難指示等を受けてないが、緊急に避難することが必要である者

5) 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア. 人夫費
- イ. 消耗器材費
- ウ. 建物器物使用謝金
- エ. 燃料費
- オ. 仮設炊事場及び便所設置費
- カ. 衛生管理費

6) 避難所開設の方法

ア. 避難所の設置

- a. 避難所は、市立の小中学校、公民館等の施設を利用する。
但し、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設等を設置し、またはテントを借り上げて設営する等とする。
- b. 被害が激甚なため、a.による避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町に収容を委託し、あるいは建物または土地を借り上げて設置する。
- c. 避難所開設のための作業は、できる限り労力奉仕によるものとするが、野外仮設、仮設便所等の特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行う。
- d. 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2. 避難所における感染症対策（救援班及び総務班）

- 1) 市は避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、指定避難所以外の避難所の開設等、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

なお、市のみで十分な措置を講じることが困難なときは、県に応援を要請する。

- 2)市は住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動について事前に確認しておくよう周知するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。
- 3)市はマスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症防止対策に必要な物資を確保する。市のみで物資の確保が困難なときは、県に用品調達先の調整支援を要請する。

3. 避難所内での感染予防

市は避難所内での感染予防対策として、次のような対策を講じる事とする。

- 1)避難所の受付では健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員はマスク・ゴム手袋を着用するなど、感染症対策を講じる。
- 2)避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- 3)検温と発熱・咳等の風邪症状の有無や健康状態を確認し、その結果に応じた対応を行う。感染が確認されている者の濃厚接触かどうか等については、避難所受付より前に、事前に把握が出来るよう、大分県中部保健所由布保健部と連携を図る。
- 4)避難所内の居住スペースは1人あたり概ね4㎡を確保するよう努める。
- 5)避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分け出来るよう努める。
- 6)避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出た場合は職員等に報告するよう避難者に周知する。
- 7)その他、多くの人を使用する場所への手指消毒液の設置、避難所の定期的な消毒および換気等、避難所内での感染症防止対策に必要な措置を講じる。
- 8)感染症患者に関する情報共有等
新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、市は、防災担当部局や衛生担当部局、保健所と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

4. 避難所の受け入れ体制（救援班及び文教対策班）

- 1)各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受け入れや連絡が円滑に進むようにしておく。
- 2)避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平常時より必要物資の備蓄体制を図る。
- 3)避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生する場合や、避難所の開設数が増加する場合を考慮し、部局を超えた全庁的な対応として市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

5. 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県と共同して避難所運営訓練等を実施するよう努める。

第2項 避難所の運営・管理

避難者が多数発生し長期化した場合、市は、大規模な収容施設、仮設住宅等の施設を確保提供する。

1. 避難所の運営・管理

避難が長期化した場合、避難所は、生活の拠点を失った住民が生活する場となるため、衣・食・住への対応が必要となる。避難所の運営は、避難者の自主的な管理にて行うことを原則とする。

1) 避難所の運営・管理体制の確立（救援班）

市は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設管理者、避難住民代表者と協議して、避難所の“運営管理チーム”を設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

2) 指定避難所運営の目安

指定避難所運営は、次のように行う。

《 指定避難所運営の手順 》

- ア. 避難者カード・避難住民名簿の作成
- イ. 部屋（場所）の割り振り
- ウ. 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- エ. 収容避難所の運営状況の報告（適宜）
- オ. 収容避難所状況把握書の作成

3) 避難者カード・名簿の作成

避難者カード・名簿は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。収容避難所を開設した際には、まず避難者カードを配り、各世帯単位に記入することを要請する。避難住民名簿は、避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、本部へ報告する。

4) 避難所の管理に関する事項

- ア. 被災者の秩序保持
- イ. 被災者に対する災害情報の伝達
- ウ. 被災者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ. 被災者に対する各種相談業務
- オ. 施設の安全管理

5) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配付等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

6) 避難所での食料・飲料水・生活必需品の供給

市は、避難所での食料、飲料水、生活必需品の供給について、“運営管理チーム”の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保・配付等に努める者とする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

7) 避難住民の健康への配慮

県及び市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

8) 指定避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等生活衛生の面に注意を払い、常に良好な環境となるよう努める。

特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減につながる簡易ベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女ニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

9) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

- ア. 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。
- イ. 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- ウ. 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- エ. 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- オ. 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防災

ブザーの配布も努める。

- カ. 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- キ. 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

10) 避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

11) 避難所における愛護動物の飼育指導

市は、飼い主が避難所において、愛護動物を適正に飼育できるよう、避難所内に被災愛護動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛護動物の飼育の指導にあたることとする。

- ア. 避難所において、愛護動物の飼い主に対して、飼育体制についての助言を行う。
- イ. 避難所から動物管理所等の保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。

2. 県が行う避難所運営に係わる活動

市は、県福祉保健部から派遣される巡回チームと連携し、避難者の医療対策・保健衛生対策（こころのケア等）・福祉その他の生活相談の万全を期す。

3. 広域避難

○市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下の通り調整を行う。

- ・ 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議するが、必要に応じて県に調整を求める。
- ・ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときには、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議する。

○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

○市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

○市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第1節 避難所運営活動計画

第2節 避難所外被災者の支援

4. 広域一時滞在に係わる活動

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・ 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議するが、必要に応じて県に調整を求める。
- ・ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議する。

●参考資料編 資料 風応-4-1-2-1「避難所開設運営マニュアル」

第2節 避難所外被災者の支援

(救援班)

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

1. 避難所外被災者の状況把握

市は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

2. 避難所外の要配慮者

市は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

また、市は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3. 避難所外被災者への情報伝達活動

県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第2節 避難所外被災者の支援

第3節 食料供給計画

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4. 食料・物資の供給

県及び市は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5. 巡回健康相談の実施

県及び市は、指定避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給計画

(救援班)

《 基本方針 》

災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活の安定に重要な役割を担っている。被害状況の把握とともに、災害時の主要食料を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給を図るものとする。

1. 食料の調達・供給

食料の調達・供給は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその配給の確実を期するために実施する。

2. 炊出し等の給与

炊出しは、災害のため、食料の配給、販売が一時的にマヒ混乱の状態となり、あるいは、住家の被害によって、自宅で炊飯することができない事態となった人等に対し、食生活を一時的に保護するために実施する。

第1項 食料供給計画

1. 食料の調達・供給計画

1) 実施責任者

災害時における食料供給は、市長が直接または知事の委任を受けて行う。

あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。

2) 食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、罹災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア. 避難者の状況
- イ. 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ. 応急対策等従事者の状況
- エ. 電気、ガス、水道の状況

3) 市による食料供給の実施

市は、食料供給を必要と判断した場合、以下に示す食料応急配給の方法にしたがって食料の供給を行う。その際、高齢者、障がい者、乳幼児等及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者（要配慮者）に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

4) 災害救助法適用時の食料の供給措置

市は、災害救助法の規定による炊出し、その他食品の給与に着手した場合は、市長はすみやかにその概要を県福祉保健部に報告し必要な指示を受ける。

5) 炊出しの記録

市が知事の委任に基づく炊出し、その他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 救助実施記録日計表
- イ. 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ. 炊出し給与状況
- エ. その他炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

2. 対象者

食料等の給与の対象者は、次のとおりである。

《 対象者 》

- 1) 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- 2) 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- 4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人 ※1
- 5) 災害応急対策活動従事者 ※1
- 6) 米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった人 ※2

※1 これらの人は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

※2 知事の指定が必要である。

3. 食料応急配給の方法

1) 食料応急配給の方法

ア. 主食の配給

主食の配給は、“救援班”が行うものとし、人員、被災状況に基づき配分計画を作成する。大量の配給が必要な場合は県、日本赤十字社奉仕団等に応援要請を行う。

イ. 副食の応急配給

副食の応急配給は、“救援班”が行い、副食の確保、配給の方法等については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

2) 配給区分

ア. 避難所に収容された者に対する給食

避難所ごとの責任者を通じて給食する。

イ. 被災者に対する配給

市長が直接に配給するか、あるいは小売り販売業者、または別に取扱者を指定して配給する。

ウ. その他災害対策に従事する者等に対する給食

ア. に準じて行う。

エ. 食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

4. 炊き出し等の給与

- 1) 炊出しの必要を認めたときは、“救援班”が地域住民等の応援協力を得て、可能な限り学校等の給食施設、または公民館等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、並びに避難所に近い施設を選定して設ける。

2)炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

3)炊出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は現場の責任者の要請により“救援班”が調達体制を整える。

4)食品の配給

避難所に派遣された職員は、避難所において避難所の責任者に食料を手渡す。避難所の責任者は、部屋の責任者の協力により配給する。

5)配給品目及び数量

ア.給与品目は、米穀、又はその加工品副食品等被災者が直ちに食することができる現物による。(乳幼児のミルクを含む。)

イ.給与数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、災害救助法適用の枠内とする。

ウ.食品配給(一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日分以内の食料品を支給する。)

6)食物アレルギー対策

炊出し及び食料品給与に必要な原材料、食品等は、食物アレルギー体質の方に配慮した品目を選び、配給の際は、アレルギー商品表示を確実にを行い、その人に合った食料品の提供に努める。

5. 緊急引渡しを行うべき事態が生じた場合の市の手続

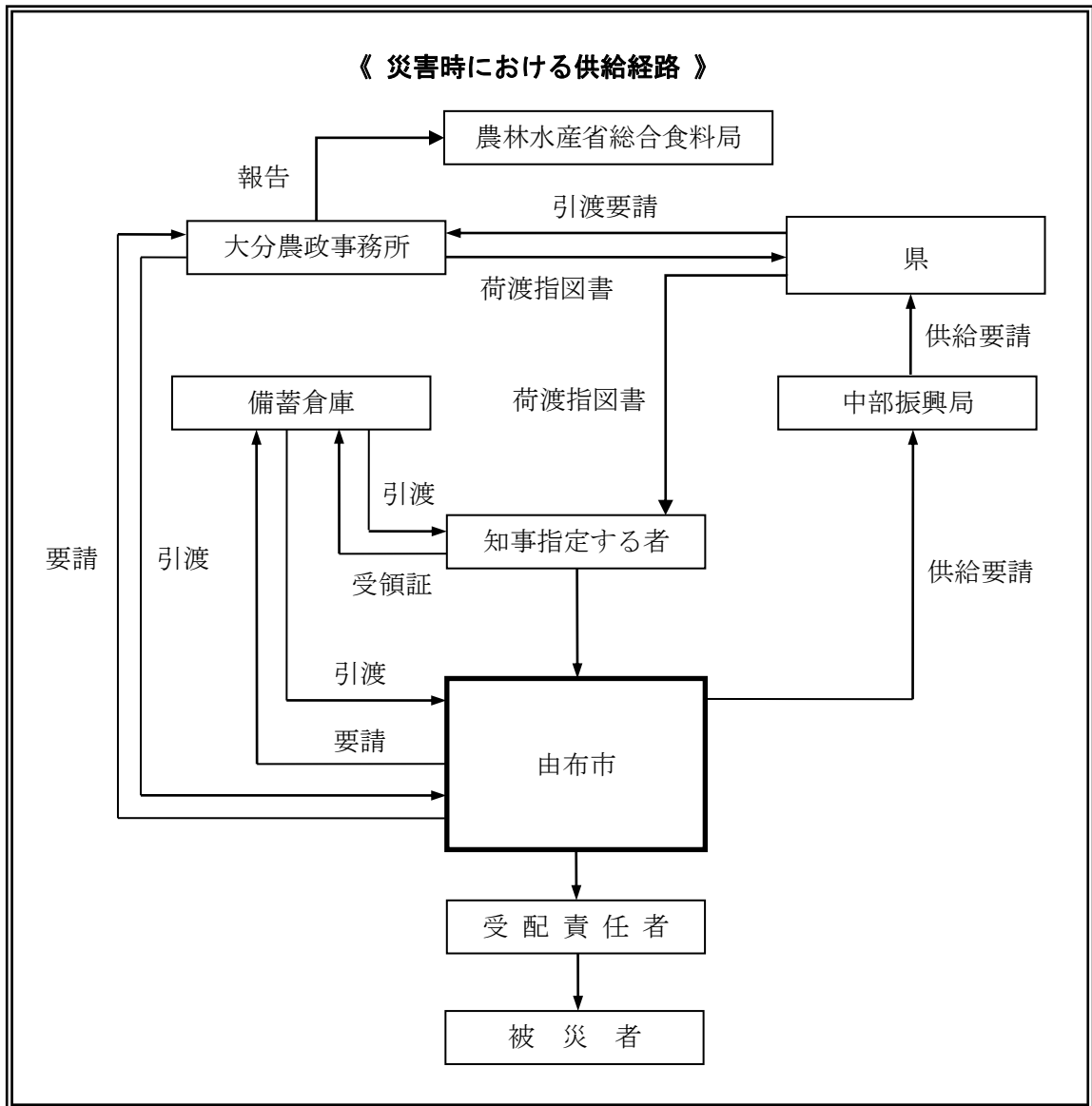
緊急引渡しを行うべき事態が生じた場合、市長は、所轄の県地区情報室を経由して県福祉保健部福祉保健企画課に対し、農林水産省の定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」に基づき県が締結した「大分県下における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書(以下「協定書」という。)」により、主食の緊急引渡の申請を行い引渡を受けた後、罹災者に対する供給または給食を実施する。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第3節 食料供給計画

第4節 給水計画

1) 米・乾パンの供給経路は以下のとおりである。



第4節 給水計画

(水道対策班)

《 基本方針 》

災害により給水施設の破壊あるいは、飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最少限度必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行うための計画である。

第1項 給水計画

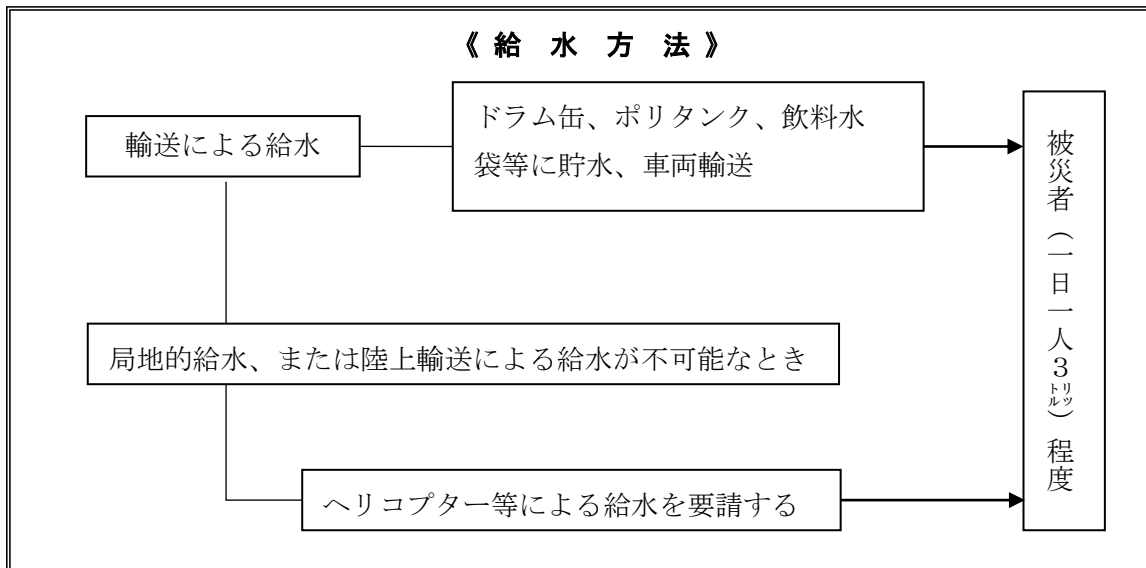
1. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2. 給水方法

1) あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

2) 飲料水は、1人1日当たりの給水量3リットル程度を目安として確保に努める。



3. 給水計画の立案

応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水実施計画を立案する。

《 給水実施計画の内容 》

- 1) 給水対象地域・給水場所
- 2) 給水量・給水時間
- 3) 給水方法
- 4) 人員配置
- 5) 必要資機材の調達・管理
- 6) 給水の広報の方法・内容
- 7) 応援要請の内容 (必要な場合)

《 給水量等の目安 》

給水の条件	給水量の基準	備考
ア. 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ 所要量人口×3リットル (m ³ /日)
イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14リットル	洗面、食器洗い
ウ. 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ.+洗濯用水
エ.ウ.の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ.+入浴用水

4. 重要施設の優先的給水

人工透析等、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うように努め、被災の程度等から地域の給水順位、給水量を決定する。

5. 応急給水の準備

1) 給水場所、給水方法、給水時間等については防災ラジオ、防災行政無線、広報車等を用いてきめ細かく市民に広報する。

2) 水源の確保

ア. 最寄りの利用可能水源の利用

最寄りの水源あるいは水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ. 井戸の利用

浅井戸あるいは深井戸は、災害によりこれらの井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等がありえるため、使用にあたっては、特に、水質に十分留意してから使用する。

6. 給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、県及び周辺市町に応援を要請する。

1) 飲料水

ア. 給水車による給水

イ. ろ過器による給水または浄水剤の支給による給水

ウ. その他水入り容器を運搬して行う給水

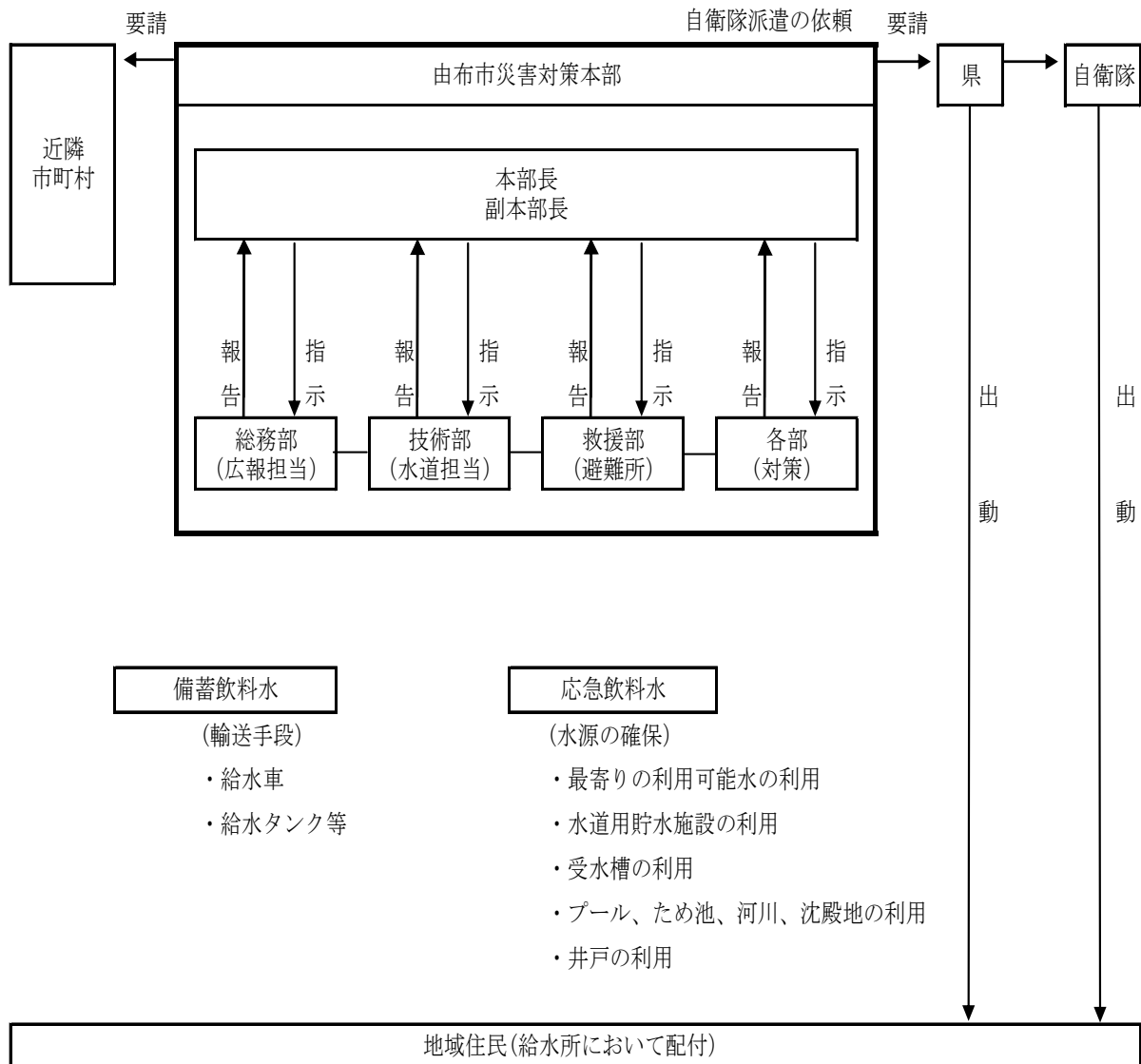
2) 生活用水

学校プールその他適当な場所への貯水

7. 市が実施する給水

1) 市において、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 救助実施記録日計表
- イ. 飲料水供給記録簿
- ウ. 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- エ. 飲料水供給のための支払証拠書類



第5節 被服寝具その他生活必需品供給計画

(救援班・文教対策班)

《 基本方針 》

市は、被災者に対し寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から取扱業者及び調達可能量の把握確認に努め、災害時には速やかな確保

第1項 生活必需品等供給計画

あらかじめ生活必需品等供給計画を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及び周辺市町等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

1. 対象者（災害救助法の適用）

- 1) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水した者
- 2) 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- 3) 生活必需品が無いため、日常生活を営むことが困難な者

2. 物資の調達及び配給

1) 生活必需品の種類（災害救助法の適用）

ア.寝具	寝具に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ.外衣	洋服、作業衣、子供服等
ウ.肌着	下着の類
エ.身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
オ.炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
カ.食器	茶わん、皿、はし等の類
キ.日用品	石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類
ク.光熱材料	マッチ、プロパンガス、ローソク等の類
ケ.その他	日常生活に欠くことができないと認められているもの

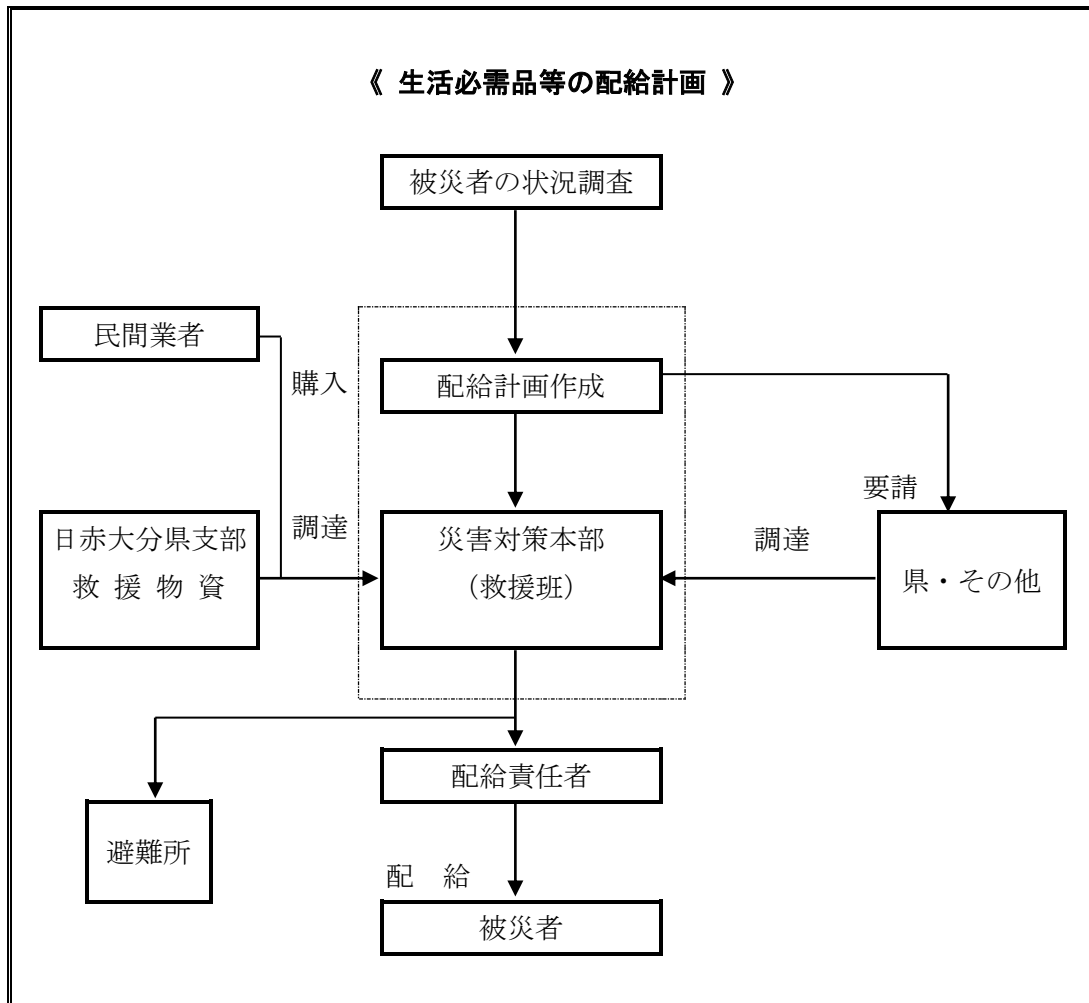
2) 物資調達先

- ア. 日本赤十字社大分県支部(救援物資)
- イ. 民間業者（市で調達が困難な場合、県、周辺市町等に要請）

3) 配給方法

“救援班”が配給計画に基づき、自治会又はボランティアの協力を得て配分する。

避難所への配給は、食料の場合と同様とする。その他の住民への配給は、担当班を指名して行う。



4) 調達、救援物資集積場所

基本的に市の施設に集積する。

3. 罹災者に対する給与または貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、罹災者に対する給与または貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- 1) 罹災者の状況
- 2) 医療機関、社会福祉施設の状況
- 3) 商工観光業、商店街（市内業者）の状況

第6節 医療活動

(医療救護班)

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、本編 第2部 第3章 第6節「医療救護計画」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1. 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

- 1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- 2) 医療機関、薬局の状況
- 3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- 4) 交通確保の状況

2. 医療救護活動の実施

超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

3. 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

市は、以下の情報を集約の上、県の総合調整室情報広報班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

- 1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- 2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- 3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- 4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- 5) 負傷者の発生状況
- 6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- 7) 透析患者、人工呼吸器患者及び住宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 防疫、清掃、食品衛生監視計画

(環境対策班・医療救護班)

《 基本方針 》

市は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行うものとする。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図るものとする。

第1項 防疫対策

1. 防疫部隊及び疫学調査部隊の編成

1) 防疫部隊・疫学調査部隊の編成

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び疫学調査を実施する。

ア. 防疫部隊の編成

“環境対策班”は、防疫実施のための“防疫部隊”を編成する。

イ. 疫学調査部隊の編成

“医療救護班”は大分郡市医師会の協力を得て、疫学調査のための“疫学調査部隊”を編成する。

2) 防疫部隊・疫学調査部隊の活動内容

各部隊の編成については災害の規模により適宜定める。

区 分	活 動 内 容
防疫部隊	消毒及びねずみ族、昆虫駆除等の防疫活動
疫学調査部隊	感染症の予防及び応急対策活動

2. 感染症予防活動

1) 感染症患者等に対する措置

ア. 被災地に発生した感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき速やかに処置を行う。

イ. 災害の状況によって医療施設に入院及び通院が困難なときは、県と協議し、他の地域の医療施設での対応を検討する。

2) 疫学調査活動

目 的	方 法	留 意 点
感染症患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症の予防	健康診断(必要に応じ実施)	

3) 健康診断

疫学検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第17条の規定により知事が行う健康診断に協力する。

4) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

3. 防疫活動

1) 防疫業務内容

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. ねずみ族、昆虫等の駆除
- エ. 家庭用水の供給
- オ. 感染症の患者への入院勧告等
- カ. 避難所の衛生管理及び防疫指導

2) 防疫対策

- ア. 氷の使用、その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める
- イ. 手洗いの励行

3) 消毒方法

- ア. 防疫活動における消毒方法
 - a. 感染症予防のための消毒は、焼却、蒸気消毒、煮沸消毒、薬物消毒を原則とするが、井戸の消毒を行うときは、まず、井戸の水量の1,500分の1の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、よくまぜた後、その水で側壁等をよく洗い、12時間以上放置した後全水量を汲み出して井戸さらいを行い、新しく湧き出た水に対して水量の15,000分の1の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、30分を経た後使用に供する。更に1日において、同量の次亜塩素酸ナトリウムを繰り返し投入すること。
 - b. 家屋内外の消毒については、浸水した水がよく引き、乾燥に向かう頃が適当であり、その際にはたい積した汚泥等を排除した後に、その被害の状況をよく考慮して、浸水した床下に石灰を散布し、その他台所等をクレゾール水または、逆性石けん液等の消毒薬で清拭する。

- c. 食事の前あるいは調理にかかる前等には、消毒薬による手洗い励行し、使用した後の消毒薬は便所に廃棄して便池の消毒を行う。
- d. ごみ捨て、溝の消毒については、浸水家屋内または溝等に大量のごみがたい積し環境衛生上きわめて不衛生であり、感染症患者発生、またはその恐れのある場合は、それらを排除する前後にクレゾール水等により消毒を行う。

対 象	消毒場所	消 毒 方 法
飲 料 水	井 戸	クロール石灰水(または次亜塩素酸ナトリウム液)
	上水道	の投入塩素滅菌処理の実施
家 屋 内	炊事場等	逆性石鹼、クレゾール石鹼水の使用
	床下等	クレゾールを散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾールの散布
	溝 渠	及び塵芥の焼却

イ. 所要量算出方法

区 分	薬 剤 の 種 類	算出の基礎量
床 上 浸 水 (全壊、流失半壊 を含む。)	クレゾール	1戸当り 300ミリットル
	次亜塩素酸ソーダ・粉剤	1戸当り 200ミリットル
		井戸1箇所 200ミリットル
床 下 浸 水	クレゾール	1戸当り 100ミリットル
	次亜塩素酸ソーダ	1戸当り 100ミリットル
		井戸1箇所 200ミリットル

4) ねずみ族、昆虫等の駆除

- ア. 災害により、汚物が広い範囲に散乱たい積し、ねずみ族、昆虫の発生が予想され、それにより感染症が流行する恐れがある場合は、汚物を消毒のうえ処理すると共に、なるべく残留効果の高い薬剤を散布する。
- イ. 県及び保健所の指示を受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいてねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

5) 避難所衛生管理及び防疫指導

避難施設は、多数の避難者を収容することにより衛生状態が悪くなりがちで、感染症の原因となることが多くなる。

市は、避難所を開設したとき、避難所における防疫の徹底に努めなければならない。このため、避難所内における衛生に関して自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の指導を実施する。

- ア. 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- イ. 避難者に対する疫学調査の実施
- ウ. 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- エ. 配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

6) 防疫用資器材等の準備

災害防疫に必要な資器材等をあらかじめ準備しておく。

また、薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達・購入するものとし、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

4. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、県医師会、周辺市町等の関係機関に応援を要請する。

5. 報告、記録、整備

- 1) 市は、防疫活動を実施したときは、その状況を取りまとめ、または必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告する。
- 2) 市は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から20日以内に県に報告する。

第2項 清掃対策

1. 清掃活動の重点事項

1) ごみ処理収集計画

ア. ごみ処理

市または周辺市町等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは、大分市に設置している処理施設において焼却するか、必要に応じて埋立て処分する等、環境保全上支障のない方法で行う。

なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれらに通じる搬送路の選定等について速やかに対処する。

イ. 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、“環境対策班”が“清掃チーム”を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、次の系統により処理する。

a. 被災地のじん芥の集積

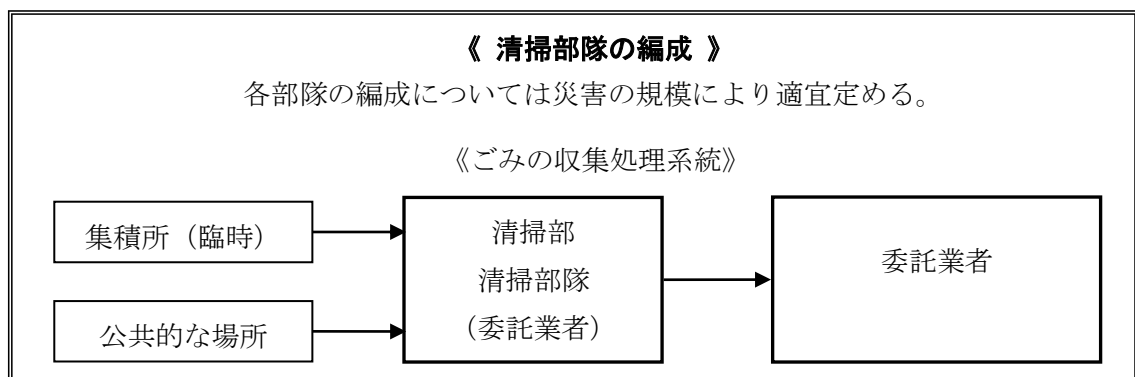
被災地の公民館、衛生協力関係者と協議の上、地区毎に集積所を定め、集積させ被災地の清掃作業の効率化を図る。

b. 被災地のじん芥の収集

直営及び委託業者を被災地に重点配置する。なお、不足の場合は市内業者より、被災の実情により雇上げる。

c. ゴミ収集の優先順位

被災地のゴミ収集処分にあたっては、衛生上支障のあるもの及び住民生活上支障のあるものを優先的に収集処分する。



2) し尿収集処理計画

ア. し尿処理

a. し尿の収集方法

収集業者により、被災地域を優先的に収集するものとする。被災家屋が多く収集能力が及ばない場合は、とりあえずの措置として便槽の2～3割程度の汲み取りを実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。

b. 集落排水などの処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて仮設便所の設置について検討を行う。

c. し尿処理施設の応急復旧に努め、し尿収集の計画が可能になるまで、住民に対して避難場所や仮設便所等で処理するよう周知する。

d. し尿の収集は、市直営及び委託業者により行う。なお、収集能力が不足と思われるときは、被災地以外の周辺市町の協力を依頼する。

e. その他、所用の計画に基づいて検討する。

イ. 処理施設

災害時のし尿は、委託業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集処理にあたる。収集したし尿は、次の施設にて処理する。

設置者	施設名	所在地	TEL
由布市	由布市環境衛生センター	由布市挾間町鬼崎718-1	097-583-0862

3) 仮設共同便所の設置

仮設便所の設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者及び自衛隊等の協力を求める。

2. 死亡獣畜の処理

- 1) 獣畜とは、牛、馬、豚、綿羊及び山羊をいう。
- 2) 必要に応じて家畜伝染病の予防のための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、環境衛生上支障のない場所に収集し、または焼却等の方法で処理する。
また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力しその捕獲と処理の検討を行う。

第3項 衛生対策

1. 食品衛生管理

- 1) 食品関係営業施設の実態把握及び監視指導
- 2) 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- 3) 炊き出し施設等の衛生指導
- 4) 避難所配布用弁当調整施設等の監視指導
- 5) 飲料水の衛生確保

2. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生する恐れがある場合は、応急仮設風呂等により、入浴サービスを実施する。

1) 入浴サービス

ア. 公衆浴場の斡旋

- a. 市公衆浴場の被災現状の把握
- b. 斡旋の方策

市内公衆浴場の開設、全国公衆浴場環境衛生同業組合を通じて、受け入れ体制を協議する。

イ. 入浴施設の確保

市の大型浴槽を有する（温泉、宿泊）施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。施設復旧工事等の見通しが立たず、市の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

2) 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂を設置検討する。

第8節 廃棄物処理

(環境対策班)

《 基本方針 》

市は、別途策定する「由布市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ円滑に災害廃棄物処理を行うものとする。

第1項 災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

1. 市、国、県、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
2. 災害廃棄物の処理は、発災から概ね最長3年間で終了することを目標とする。
3. 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
4. 市は、大分県災害廃棄物処理計画との整合を図りながら由布市災害廃棄物処理計画を作成し、計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
5. ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
6. 市は、発災後、国の策定する「災害廃棄物の処理指針」をもとに、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、汚染物等）等を勘案し、発生量を推計したうえで、事前に作成した市災害廃棄物処理計画をもとに仮置き場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理実行計画を作成する。
7. 市は、損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
8. 災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
9. 市長は、災害廃棄物の処理の実施体制、処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、広域的な処理の重要性を勘案して必要と認められる場合は、国（環境省）に対して支援を要請することができる。
10. 処理のため使用する施設は、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県は、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

第2項 役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、市が主体となって処理主体を行う。

県は、連絡、調整など側面的な支援の立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の事務の委託（地方自治法第252条の14）または事務の代執行（地方自治法第252条の16の2）に基づいて実施する。

また、被災地域において市及び県ともに極めて大きな被害を受けた場合には、災害対策基本法に基づき、国が処理指針に基づき、災害廃棄物の処理の代行を行うことができる。

第3項 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的事項についてまとめた「由布市災害廃棄物処理計画」を策定する。自らが被災自治体となることを想定し、災害予防（平時の取組み等）、災害応急対応（組織・推進体制、処理実行計画の策定等、処理の実施）、復旧・復興等に必要な事項をとりまとめる。策定にあたっては、大分県災害廃棄物処理計画との整合を図る。

また、以下の事項に留意して計画を策定する。

1. 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。
2. 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
3. 仮置場の確保、仮置場から処理先への運搬能力を確保する。
4. 対応人員及び車両、資機材確保のため、広域連携体制の構築及び、受援時の対応事項を整理する。
5. 観光地の災害廃棄物処理と一般廃棄物の処理を滞りなく進めるため、観光地の優先的な廃棄物処理を検討する。

第4項 災害廃棄物の仮置き場用地の選定等

市は、予め、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残り等の災害廃棄物の仮置き場用地の選定、確保に努める。

仮置き場の運用にあたっては、以下の事項に留意する。

1. 災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理にあたる。
2. 臨時集積所は、原則として市長の指示する場所で処理する。除去した障害物は、環境衛生上の問題を考慮する。
3. ごみ収集及び処理計画を立案し、住民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。広報にあたっては、仮置き場の設置場所、持ち込み可能な廃棄物（通常ごみ、有害危険物などの処理困難物）、開場時間、問合せ先などの情報を速やかにかつ正確に被災者に伝達する。また、平常時からマスコミとの連絡体制、報道すべき情報やその優先順位を共有する。
4. 仮置き場における分別を適切に進めるため、仮置き場の種別の配置を平常時の種別を考慮して設定し、住民や事業者に対して搬入ルールを明確にする。

第5項 災害廃棄物の広域応援体制

本市は一般廃棄物処理施設の許容量が低いと、周辺市町村などとの連携が不可欠である。

市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定して近隣市町村と相互応援や広域応援の協定の締結、平時の情報交換、合同訓練の実施など、体制の整備に努める。

また、市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第6項 災害廃棄物の処理実行計画の策定

市は、発災後、国の策定する「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、被災状況に応じた処理の基本方針や災害廃棄物の具体的な作業を定める「災害廃棄物処理実行計画」（以下、「実行計画」という。）を作成する。

市の被害規模が甚大であるなどして実行計画の策定ができなかったり、市だけでは処理が困難であり広域的な対応が必要となったりする場合は、県が実行計画を策定し、災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行う。

なお、実行計画は、処理の進行に伴い、定期的に見直しを行うものとする。

本市では熊本・大分地震時において、「由布市災害廃棄物処理実行計画」を策定した。内陸部の直下型地震である特性から、「迅速で経済的な処理を重視した処理フロー」、「大分市内の一般廃棄物処理施設を処理拠点」とする方針で、下表の構成の実行計画を作成した。

《 熊本・大分地震時における「由布市災害廃棄物処理実行計画」の構成 》

大項目	章構成
1 実行計画の基本的な考え方	1 基本方針 2 実行計画の特徴
2 災害廃棄物の発生量及び性状	1 発生量の推計 2 災害廃棄物の性状別重量
3 災害廃棄物処理の概要	1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方 2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー 3 県内の処理・処分能力 4 全体工程
4 処理方法の具体的な内容	1 解体・撤去 2 一次仮置場 3 運搬計画
5 安全対策及び不測の事態への対応計画	1 安全・作業環境管理 2 リスク管理 3 健康被害を防止するための作業環境管理 4 周辺環境対策 5 PCB廃棄物等の保管処理方法 6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法等
6 管理計画	1 災害廃棄物処理量の管理 2 情報の公開 3 処理完了の確認

第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬計画

(環境対策班、消防班)

《基本方針》

災害による行方不明者、身元が判明しない遺体のまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるため、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施するものとする。

第1項 行方不明者の捜索

1. 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

県警察は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市及び関係機関への通報連絡にあたる。

2. 行方不明者の捜索

市は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

3. 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。

第2項 遺体捜索及び処理、埋火葬計画

1. 遺体捜索及び処理、埋火葬対象者（救助法の適用）

遺体捜索及び処理、埋火葬対象者は以下のとおりである。

- 1) 災害により行方不明の状態にあるもので、四囲の状態から既に死亡していると推定される者
- 2) 死亡を確認された者

2. 遺体の捜索

“環境対策班”“消防団”が主体となり県・警察・自衛隊等関係機関への要請により“捜索チーム”を編成して実施する。

3. 遺体の検案

警察による検視が終了した後、遺体の処理を引継ぎ、次のとおり遺体の検案を実施する。なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に引き渡す。

《 遺体の検案 》

- 1) 遺体の検案は、医師が行う。
- 2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- 3) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- 4) 検案を終えた遺体は、環境対策班が関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。

4. 遺体の埋火葬

1) 遺体の埋火葬

遺体の埋火葬には“環境対策班”が主体となり、棺・骨壺等を支給するとともに、火葬及び埋葬または納骨等により現物支給をもって行う。

- ア. 市は、遺体の安置所を設置する。
- イ. 市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。
- ウ. 市は、遺体引取の申し出があったときは、遺体処理票、遺留品によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行する。
- エ. 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、周辺市町への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。

《 遺体の埋火葬方法 》

埋火葬を実施する場合	方 法
ア.災害時の混乱の際に死亡した者 イ.遺族が埋火葬を行うのが困難なとき ウ.災害の際死亡した者の遺族がない場合 エ.墓地または葬斎場の浸水・流失等により個人では埋火葬を行うことが困難な場合 オ.その他、埋火葬を行うことが困難な場合	埋火葬、納骨に必要な物資 ・ 場所等の現物給付

《 火葬場施設 》

施設名	所在地
由布市営庄内火葬場 雲浄苑	由布市庄内町中 284番地
由布市営湯布院火葬場 望岳苑	由布市湯布院町川上3403番地2

2) 車両・必要資材の確保

処理・埋火葬に必要な車両・資材は、関係業者の協力を得て、“環境対策班”等で確保する。

第10節 住宅の供給確保計画

(土木対策班)

《 基本方針 》

災害時における応急住宅対策は、被災住宅の居住者に対して災害救助法を適用した場合には、一時的には公共施設等を利用して避難所へ収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに被災住宅の応急修理等を実施に努めるものとする。

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

1. 実施責任者

仮設住宅建設及び住宅応急修理は“土木対策班”が実施する。

1) 応急仮設住宅の供与

- ア. 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市が行う。
- イ. 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は知事が行う。

2) 応急修理

- ア. 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市が行う。
- イ. 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、知事が行う。

2. 応急住宅供与及び住宅応急修理対象者（災害救助法の適用）

応急住宅供与及び住宅応急修理対象者は、以下のとおりである。

- 1) 住家が全壊(焼)または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者(応急住宅供与)
- 2) 住家が半壊(焼)し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者(応急修理)

3. 応急仮設住宅の建設計画（災害救助法の適用）

1) 応急住宅建設要領

設置場所	原則として公有地、それが困難なときは所有者と協議
設置規模	1戸あたり29.7m ² 以内
設置費用	国が示す限度額以内
着工期間	災害発生日から20日以内
供与期間	完成の日から2箇年以内

2) 仮設住宅の供与及び応急処理の要点

- ア. 応急仮設住宅に収容する入居者及び応急修理の受ける世帯の選考にあたっては、十分な

調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴集する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。

- イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

4. 住宅の応急修理計画（災害救助法の適用）

1) 住宅応急修理要領

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から1ヶ月以内

5. 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合の仮設応急住宅、住宅の応急修理を実施する必要がある場合は、県の実施する仮設住宅及び応急修理を準用して実施する。

6. 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、県及び建設業者関係団体の協力を得て行う。

- 1) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には、当該団体の協力を得る。
- ・ (社)プレハブ建築協会
 - ・ (社)大分県建設業協会
 - ・ (社)大分県建築士事務所協会
 - ・ 大分県電気工事協同組合
 - ・ 大分県管工事協同組合連合会

7. 入居者の選定

- 1) 入居の資格基準は、次のすべての条件に該当する者とする。
- ア. 住家が全壊、全焼、又は流失した者
 - イ. 居住する住家がない者
 - ウ. 自らの資力では、住宅を確保することができない者

2) 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、また、市営住宅等への入居を図ったうえ不足する場合は、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や都市基盤整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

8. 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、市は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節 ボランティア応急活動計画

(救援班)

《 基本方針 》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、日本赤十字社等のボランティアの参加を求めるとともに、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

第1項 ボランティア参加の受け入れ

1. 市は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、被災地のニーズに関する情報を示してボランティアの参加・協力を求め、災害応急対策の実施にあたる。

また、ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

1) 参加・協力が求められるボランティア

- ア. 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
 - a. 地域赤十字奉仕団
 - b. 青年赤十字奉仕団
- イ. 大学等の学生・生徒
- ウ. 公務員
- エ. 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ. その他、各種ボランティア団体等

第2項 ボランティア活動の内容

1. ボランティア活動の内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- 1) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 2) 避難所の運営
- 3) 炊き出し、その他の災害救助活動
- 4) 高齢者、病人等の看護
- 5) 被災地の清掃及び防疫
- 6) 軽易な事務の補助
- 7) アマチュア無線による情報の収集・伝達
- 8) その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 9) 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

なお、活動内容の選定にあつたては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

2. ボランティアの登録

救援活動は、即時的な対応が必要であり、ボランティアの希望者の氏名や活動の種類等を把握しておく必要がある。

3. ボランティアの育成

市は、ボランティアの積極的な活動を推進するため、ボランティア制度の普及と啓発に努める。このため、ボランティア関係の講習会、交流会の開催、学校教育への導入等を検討する。

第3項 ボランティア支援・連携

1. ボランティアへの支援

1) 情報交換

災害による被害や避難者の状況及び市災害対策本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。又、市災害対策本部は、ボランティアで把握した情報についても積極的な受け入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

2) 活動拠点等の提供

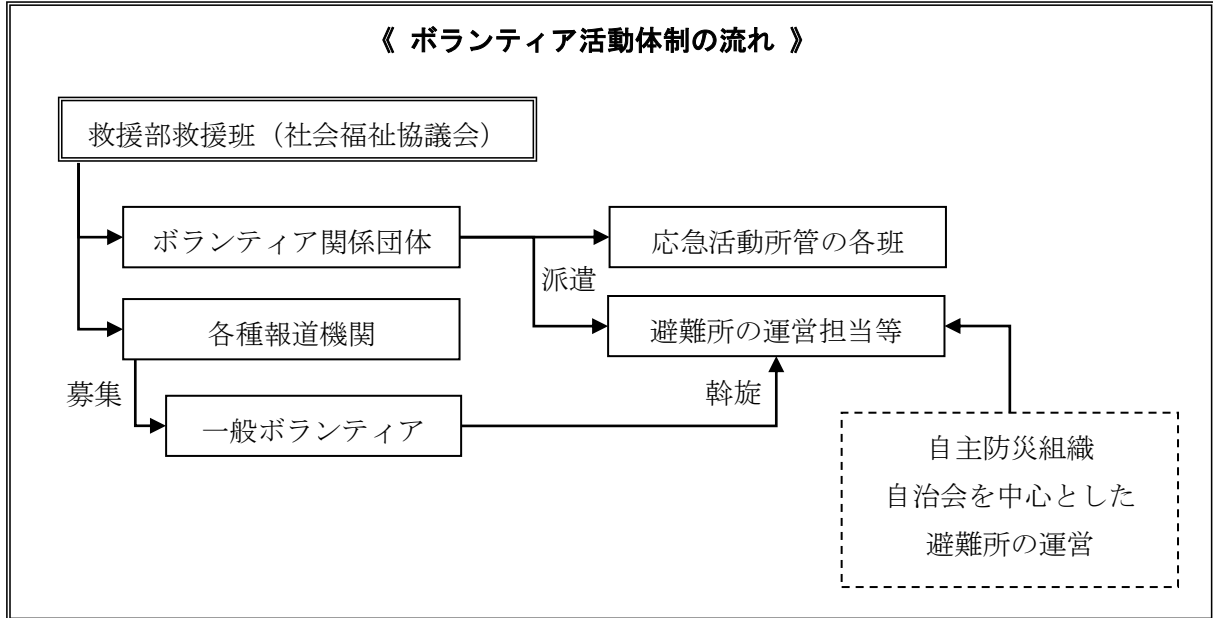
市災害対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティア調整機関の活動拠点を本庁舎周辺にボランティア現地本部を確保し、必要な資機材を備える。

3) ボランティア準備体制

被害の状況により、ボランティア活動への申し出が多数あつた場合、市災害対策本部は次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう連携に努める。

- ア. ボランティア調整機関が機能するまで活動等の問い合わせへの対応

- イ. 受け入れ体制として活動拠点の準備
- ウ. 広報紙等による募集要領等の広報
- エ. ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整



第4項 ボランティア活動支援システム

1. 「由布市災害ボランティアセンター」の設置

災害発生後、市社会福祉協議会に「由布市災害ボランティアセンター」を設置し、被害状況やボランティアのニーズ等に関する情報の提供を広く行う。

全国的支援組織やボランティア情報の集約や発信・受信基地としての機能を構築する。また、被災地における現地支援センターの開設と必要なスタッフの確保を図る。

なお「由布市災害ボランティアセンター」は次の業務を行う。

- 1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集及び提供
- 2) 災害ボランティア現地支援センターの開設・運営のバックアップと連絡調整
- 3) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

2. 「由布市災害ボランティアセンター」の業務

災害発生後、「由布市災害ボランティアセンター」を設置し、市災害対策本部と連絡を取り、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保するとともに、運営スタッフの要請・確保を行う。

なお、「災害ボランティアセンター」は次の業務を行う。

- 1) ボランティアニーズの把握及び情報提供
- 2) 派遣の要請（要否を含む。）等救援班との連携を図る。
- 3) ボランティアの受け入れ・受付
- 4) 活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）
- 5) 区内のボランティア活動情報の集約・管理

- 6) 市災害対策本部との連絡調整
- 7) その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークを形成し活動を支援

3. 災害時に稼働する活動に必要な情報の検討

災害時に市災害対策本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第12節 要配慮者対策計画

(救援班)

《 基本方針 》

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、観光客、旅行者及び外国人等様々なハンディキャップを負い、災害に対応する能力が弱い者（以下「要配慮者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

このため、より一層の要配慮者の安全確保と防災活動の支援に努めるものとする。

第1項 社会福祉施設、児童等の対策

災害の発生に際しては、発災直後の遺体の取扱い、避難所の設置管理、食事・物資の提供等の災害救助関係業務のほか、市の民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、罹災証明の発行等、非常災害の発生により新たに発生する業務を含め、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び市における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

1. 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
2. 近隣市町村と災害援助協定の締結に基づき、速やかに応援を要請する。
3. 県に対し、他都道府県の市町村職員の応援を要請する。
4. 災害発生後一定の期間経過後に業務量が多くなることから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

《 計画目標 》

本計画は、災害後の援護を要する高齢者・障がい者及び要保護児童（以下「要配慮者」という。）に対する福祉サービスの的確な遂行のため、県と協力し、各種対策の実施に努める。

1. 要配慮者に係る対策

- 1) 災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契

機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。そのため、市は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- ア. 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - a. 避難所への誘導。
 - b. 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - c. 居宅における生活が可能な場合は、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- イ. 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2. 社会福祉施設等に係る対策

- 1) 社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- 2) 県、市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接市町の社会福祉施設に避難させる。
- 3) 各社会福祉施設は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災施設の支援を行う。また、生活用品及び要員の不足数について、県、近隣市町に応援を要請する。
- 4) 市は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - ア. ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
 - イ. 復旧までの間、飲料水、食料等の必須生活用品の確保に努める。
 - ウ. ボランティアへの情報提供などを含め、要員を確保する。

3. 高齢者及び障がい者に係る対策

- 1) 市は、避難所や在宅における一般の要配慮者に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。
 - ア. 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努める。
 - イ. 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
 - ウ. 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を確立する。
 - エ. 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。

- オ. 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- カ. 避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

4. 児童に対する対策

1) 要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア. 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- イ. 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ. 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

2) 児童のメンタルヘルスの確保

市は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスクアを実施する。

3) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第2項 要配慮者等を考慮した避難対策

避難誘導にあたり、高齢者及び乳幼児等の要配慮者を十分考慮する。避難順位は、概ね次の順位による。

《 避難順位 》

1. 傷病者
2. 高齢者
3. 歩行困難な者
4. 乳幼児
5. 児童生徒
6. 上記以外の一般市民

なお、避難にあたっては、自治委員等の協力を得て速やかに地区住民を集団避難させる。

1. 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

2. 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口の設置に努める。

3. 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- 1)市は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援に努める。
- 2)福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に斡旋し、早期退所が図られるように努める。

●参考資料編 資料 風応-4-12-2-1 「指定福祉避難所運営マニュアル」

第13節 観光客への対応計画

(環境対策班)

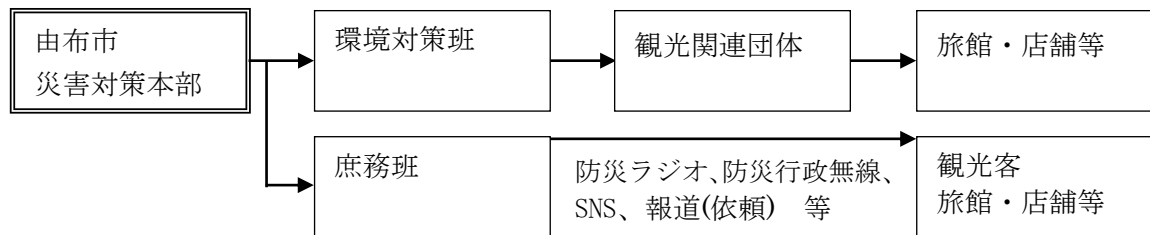
大規模災害が発生した場合は、観光関係団体と連携して観光客への迅速な情報発信、避難誘導・安全確保、観光産業への被害を低減する等の対応を行う必要がある。

第1項 情報連絡体制

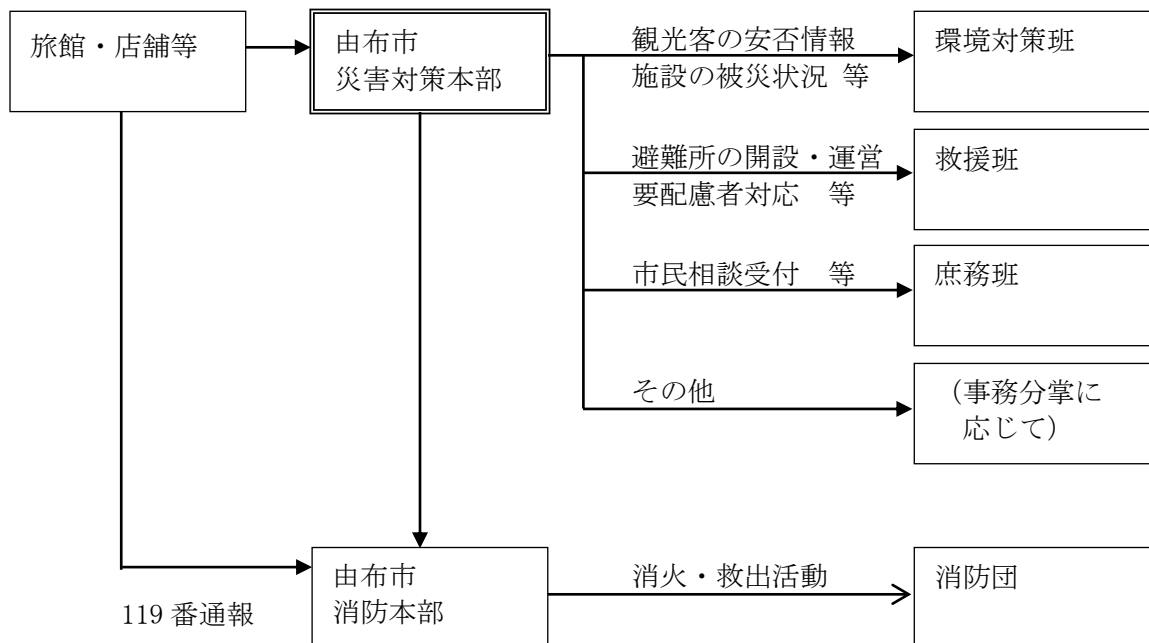
市は、情報連絡体制を確立し、迅速かつ的確な情報収集・伝達活動を行うものとする。観光関連団体及び観光客対応は、「環境対策班（商工観光課）」が行うものとする。

なお、「由布市観光事業者災害対応マニュアル」では、旅館・店舗等から由布市災害対策本部に連絡されることになっている。災害対策本部は、情報の種別に応じて各対応班に伝達する。

<市から発信する情報の流れ>



<現場からの情報の流れ>



第2項 観光客の避難誘導・安否確認

1. 市の対策

市は、観光関連団体・事業者等と連携し、観光客の安全かつ確実な避難誘導を行うとともに、観光客の避難情報及び安否情報を集約・管理し、個人情報取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び県への報告に努める（県を通じて駐日外国公館に報告する）。

2. 観光関連団体・事業者の対策

観光関連団体・事業者は、観光客の安全確保を行うとともに、安全かつ確実な避難誘導を行うものとする。また、自施設の観光客の避難情報及び安否情報を集約し、市災害対策本部に連絡する。

第3項 帰宅困難者対策

1. 市の対策

公共交通機関が停止し、早期の回復が見込めない場合は、バス・タクシー事業者等に対して観光客の輸送について要請するとともに、公共交通機関の停止状況に応じて輸送先の調整を行うものとする。公共交通機関の運行状況や市の帰宅困難者対策の状況について、観光関連団体・事業者及び観光客に対して伝達する。

また、帰宅支援策が確立するまでは、一時滞在施設等での避難を促すものとする。

2. 観光関連団体・事業者の対策

市が発信する公共交通機関の停止状況や、帰宅困難者への対応状況等を観光客に対して提供する。また、公共交通機関が見込めない場合は、自施設への受入れや、一時滞在施設への誘導に努める。

第4項 救助・救急、医療活動等

1. 市の対策

災害等により観光客が負傷した場合は、関係機関と連携し、救助・救急・医療活動を行うものとする。

また、観光関連団体等と連携して地域に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図り、救助・救急、医療、行方不明観光客等の搜索活動等に活用するため、関係機関への情報提供に努める。さらに、遺体の処理方法等に関しては、宗教上異なることがあるため、取扱いに注意する必要がある。

2. 観光関連団体・事業者の対策

観光客が被災した場合は、消防機関や市に救助・救急・医療活動等の要請を行うものとする。また、救助・救急、医療、行方不明観光客等の搜索活動等に活用するため、地域に滞在する観光客の情報を集約し、市に連絡する。

第5項 避難した観光客等への支援対策

1. 市の対策

市は、避難施設や地域の観光関連施設における食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。不足する場合は、協定事業者等に物資の提供を依頼する。

観光客には、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、外国人等も含まれるため、状況に応じた支援（外国語対応可能な職員等の配置など）を行うものとする。また、備蓄物資が宗教上食べられない場合等もあるため、ニーズの把握が必要であるとともに、文化や宗教による生活習慣の違いに配慮する必要がある。

2. 観光関連団体・事業者の対策

各施設に避難している観光客等への食糧・飲料水・生活必需品などの提供に努める。不足する場合は、市に対して必要な物資の種類・数量等を連絡する。

また、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、外国人等への配慮、宗教の違いによる食糧提供への配慮、文化や宗教による生活習慣の違い等への配慮に努める。

第6項 観光産業の早期復興

1. 市の対策

市は、観光関係団体・事業者等と連携して、テレビ・ラジオ・ウェブサイト、SNS 等を通じて発信される観光産業に関する情報を収集・整理する。観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告又は県と連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信に努める。

また、観光客の誘致促進や宿泊・観光・交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の強化を図るとともに、戦略的な情報発信、観光産業のPR活動、各事業者への融資・あつせんの実施を検討し、観光産業の早期復興を図るものとする。

2. 観光関連団体・事業者の対策

観光関連団体・事業者、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、市に報告し、各団体・事業者等のウェブサイトなどを活用して正確な情報を発信する。

各事業者は、営業状況や復旧状況をウェブサイトやSNSなどを活用して積極的に発信し、観光産業の回復を広く周知するなど風評被害対策を行う。

また、災害等で被害を受けた事業者等は、早期復興・事業継続に必要な取り組みを行うとともに、従業員の雇用を可能な限り継続に努めるものとする。

第14節 文教対策計画

(文教対策班)

《 基本方針 》

災害の発生時における児童、生徒及び園児等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

第1項 学校教育対策

1. 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- 1) 市立小中学校、幼稚園等その他の文教施設の災害応急復旧は、市教育委員会が行う。
- 2) 市立小中学校児童、生徒及び幼稚園に対する応急対策は、市教育委員会及び学校長が具体的計画立案を樹立して行う。

なお、災害救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事または県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

- 3) 災害救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の補助機関として市長が行う。

2. 幼児・児童・生徒の安全確保

1) 幼児・児童・生徒の安全確保対策

- ア. 休校処置（災害発生の恐れがあるとき、または発生したとき）
- イ. 保護者または教員が引率しての登下校（避難）
- ウ. 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

2) 次の場合は「由布市立小中学校管理規則」により臨時休校または出校停止措置をとる。

- ア. 災害が広範囲にわたり、被害が甚大で教職員及び児童生徒の登下校が著しく困難であり、また危険が予想されるとき。
- イ. 感染症発生等により集団生活に危険が予想されるとき。
- ウ. その他応急教育の実施が困難と考えられるとき。

3. 文教施設の確保対策

- 1) 被害施設・箇所の速やかな応急修理
- 2) 屋内運動場・講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- 3) 公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- 4) 応急仮校舎の建設
- 5) 市教育委員会は、応急対策にあたって市内に適切な施設がない場合は、教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請する。“3)”は、教育委員会及び学校等と協議のうえ、あらかじめ確保しておく。

4. 応急教育の実施

1) 実施場所

近隣の学校等で借用した教室、または上記で確保した施設で実施する。

2) 実施方法

- ア. 臨時に学級を編成し、二部授業を実施する。
- イ. 教場を分散しての分散授業
- ウ. 休校による自宅学習及び巡回指導
- エ. 短縮授業
- オ. 野外授業

5. 教科書・学用品等の配給

1) 各学校は、児童生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに届けるとともに、概ね次の方法によって応急処置をとる。

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を失い、または損傷し就学上支障のある学童及び生徒に対して給与する。

《 教科書・学用品等の調達、配給方法 》

教科書・文房具・ 通学用品	教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材等	市内の各学校、その他機関への救援要請
支給品目	ア.教科書及び教材 イ.文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等） ウ.通学用品（カバン、傘、履物等）

2) 教科書・学用品給与の期間（災害救助法の適用）

教科書については1ヶ月以内に完了、文房具および通学用品については15日以内に完了するものとする。

しかし、交通・通信等の途絶による調達および輸送が困難と予想される場合は、特に内閣総理大臣の承認を受け、期間を延長することができる。

6. 学校給食等の処置

給食施設が被災した場合は、教育委員会は、応急給食について県教育委員会と協議の上実施する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

- 1) 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- 2) 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合

- 3) 感染症、その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- 4) 給食用物資の入手が困難な場合
- 5) 給食の実施が適当でないと考えられる場合

7. 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急処置として、次の要領により教育実施者を確保する。なお、県教育委員会へ要請を行う。

- 1) 臨時学級編成による教育
- 2) 近隣学校等からの応援
- 3) 臨時教諭採用予定者からの新規採用
- 4) 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用
(当該学校は、直ちに市教育委員会に連絡すること)

8. 学校の衛生管理

災害を受けた学校等及び避難所等に使用された学校等は、関係機関との緊密な連絡のもと、以下の事項を励行し感染症の発生、食中毒等の事故防止に努める。

1) 校舎内外の清掃の留意点

- ア. 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ. 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄。
- ウ. 便所は、よく清掃したのち消毒する。

2) 飲料水の使用法

- ア. 水道水はなるべく煮沸して使用
- イ. 飲料水の監視

3) 保健管理・指導の要点

- ア. 疾病の早期発見、早期治療
- イ. 保健指導の強化

4) 調理従事者の保健管理・指導の要点

- ア. 健康診断の実施
- イ. 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ. 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

5) 集団感染が発生した際の処理要領

- ア. 教育委員会等への連絡及び患者への万全な処置
- イ. 健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置

- ウ. 保護者、その他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ. 児童生徒の食生活についての注意及び指導

6) 必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

9. その他必要な措置

1) 市における事項

市において県の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 救助実施記録日計表
- イ. 学用品の給与状況
- ウ. 学用品購入関係支払証拠書類
- エ. 備蓄物資支出証拠書類

2) 転校措置及び進路指導

- ア. 各学校は、転校を必要とする児童・生徒の状況をすみやかに把握し、市教育委員会及び県教育委員会と協力してすみやかな転校措置を講ずる。
- イ. 各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び県教育委員会と協力し、すみやかな措置を講ずる。

3) 就園奨励措置

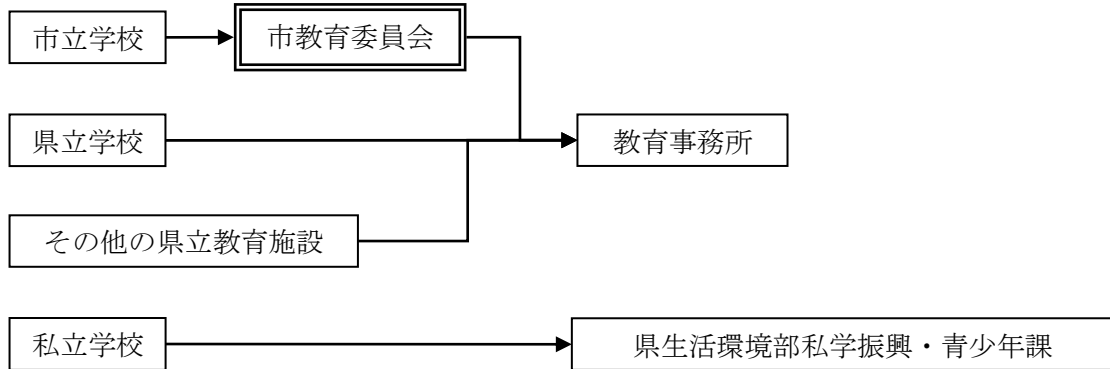
幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

10. 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- 1) 在校・在園中に発災した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- 2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるように市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- 3) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県教育委員会が協議して適切な教育の確保に努める。

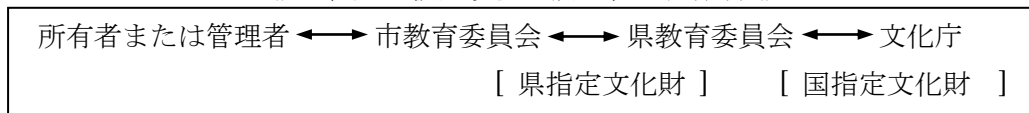
《 被災状況等の連絡経路図 》



第2項 文化財応急対策

1. 文化財が災害を被ったときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を教育委員会に報告する。
2. 被災文化財の被災拡大を防止するため、教育委員会と連絡調整し応急措置を講ずる。
3. 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

《 文化財の被災状況の調査、連絡体制 》



4. 県・市・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第15節 社会秩序の維持及び物価の安定等計画

《 基本方針 》

災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定める。

第1項 公安警備計画

1. 社会秩序の維持のための活動

市は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような県警備対策部が実施する活動に協力する。

1) 困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によって市、その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

2) 臨時交番等の設置

犯罪予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点パトロールを実施する。

4) 地域安全情報等の広報

地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるように配慮する。

2. 警備活動

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、自衛組織等、自主防災組織の立上げに際し、地域の市民組織による巡回・警備活動に協力する。

第2項 物価の安定等計画

1. 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

2. 消費生活相談所の開設

被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

3. 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況を、できる限り毎日把握する。

4. 物価の安定等に関する情報の提供

上記1～3で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第16節 農林業用施設等災害応急対策計画

(農林耕地対策班)

《 基本方針 》

関係機関は、災害時において農林業用施設の被害の実情を早期に調査し、農林業の経営の安定を図るための応急復旧対策を図るものとする。

第1項 農林業用施設等災害応急対策

1. 農林業用施設応急対策

1) 施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。

2. 農作物等応急処置

1) 種苗確保

ア. 市は、災害により、農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、県及び農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

イ. 病虫害防除対策

県の指導をおおぐとともに、県と協力して、具体的な防除策を措置する。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第16節 農林業用施設等災害応急対策計画

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	水稻	移植直後の流失	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。 近隣の余剰苗を緊急に要請確保する。
		本田の流失埋没	代作への転換を指導する。
		病害虫の発生	「主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」(以下「防除指針」という。)に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。
		用水対応	発災当初から県や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取り組み、用水確保を図る。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、あらかじめ編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導にあたる。
陸稲	代作に転換	野菜等、他作物に転換する。	
麦類 その他	病害虫の防除		長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。
			技術指導 対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術協力の依頼を行う。
果樹		<ol style="list-style-type: none"> 1. 病害虫の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・天候回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。 2. 施肥を合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・分肥回数を多くし、少量ずつ施す。 ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。 3. 土壌管理に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・平坦地は排水を図る。 ・傾斜地には、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。 4. 柑橘の摘果には、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。 5. 落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・なしの棚ゆれ防止を行う。 ・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので、摘心しない。 6. 塩害を被った場合には、速やかに散水し塩分の流去を図る。 7. 倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。 	

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第16節 農林業用施設等災害応急対策計画

災害名	対象作物	応急対策
風水害	野菜 (いも類含む) 花き	<ol style="list-style-type: none"> 病害虫の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> 天候の回復とともに速やかに行う。 薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。 施肥は合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> 回復用として速効性のものを適量施用する。 適切な排水を行う。 塩害、降灰等の場合は速やかに付着物を洗い落とす。 <ul style="list-style-type: none"> 収穫時期になっているものは早めに収穫する。 被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて市を経由して県に手続きする。
	茶	<ol style="list-style-type: none"> 排水に努める。 病害虫の発生を予防するため、薬剤散布を行う。 茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。
	飼料作物 及び牧草	<ol style="list-style-type: none"> 倒伏、折損の状況をみて、早めに収穫、貯蔵する。 調整にあたっては稲わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。 収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。 被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。 牧草地への土砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。 牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行い追播を行う。
雪・ 凍霜害	果樹	<ol style="list-style-type: none"> 枝さけ、枝折れの結束をする。 施肥の場合は、少量ずつ分施する。 病害虫の防除に努める。 葉数に応じた摘果を行う。 積雪の場合は早朝に除雪する。 晩霜の場合は重油燃焼またはスプリンクラー散水する。 施設の補修を早急に行う。
	茶	<ol style="list-style-type: none"> 防霜施設、資材の設置を事前に行う。 枯辺部を剪枝する。 病害虫の防除と速効性肥料を施肥する。 排水に努める。

災害名	対象作物	応急対策
雪・ 凍霜害	施設の果樹	1. 施設の補修・補強を早急に行う。
	野菜・花き	2. 除雪や加温等による融雪対策を行う。 3. 折損した茎葉の整枝誘引を早め実施する。
干ばつ	水稻	1. あらかじめ節水栽培に努める。 2. 畦畔からの漏水防止に努める。 3. 畦畔の雑草を刈取って敷草したり、敷わらをして乾燥防止に努める。
	大豆	1. かん水が可能な場合は莢実の肥大期に1～2回夜間、畦間かん水する。 2. ダニの防除に努める。
	野菜 (いも類含む) 花き	1. 敷草・敷わらをして3～5cm覆土する。 2. 灌水できるところは、夕方充分散布する。 3. 畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。 4. ダニ、アブラムシの防除に努める。
	果樹	1. 敷草、敷わらをする。 2. 草生園では草が伸びない内に刈る。 3. 落葉した場合は摘果する。 4. 灌水できるところは、夕方地中灌水する。
	茶	1. 敷草、敷わらをする。 2. 灌水できるところは、夕方散水する。

3. 家畜等応急対策

1) 家畜の防疫

災害による死亡家畜については、環境衛生上支障のない所で一括して処理するが、そのような処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、市長に届出を行わせるとともに知事の許可を受けて、死体の埋没または焼却を行わせる。

ア. 被災家畜には、伝染性の疾病の疑いがある場合、または伝染病の発生の恐れがある場合には、“農林耕地対策班”を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ. 市長は、災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合、大分家畜保健衛生所に要請し、家畜の伝染病に対処する。

2) 飼料の確保

市長は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体及びその他、飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給の斡旋を必要に応じ県へ要請する。

区分	家畜管理のための応急処置方法
伝染病予防	ア. 大分家畜保健衛生所による予防注射の実施 イ. 診療部隊による巡回家畜診療の実施 ウ. 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する。
飼料の確保	ア. 県への政府保管の飼料放出依頼 イ. 県への飼料業者に対する確保・供給の斡旋依頼
干 害	ア. 灌水が可能な場合は実施する。 イ. 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。
風水害	ア. 早急に排水を行う。 イ. 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 ウ. 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り、青刈りまたはサイレージ調製を行い利用する。

3) 家畜の避難

ア. 水害による浸水等災害の発生が予想され、または発生した時には、協力機関と連携し、避難場所その他について指導する。

市は、家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

イ. 市はあらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所等の適当な場所を選定、確保する。なお、災害が発生した場合は、市はその他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、家畜診療の応急診療を実施するとともに、管理人の選定飼料の確保供給に努める。

ウ. 家畜管理所

市長の指示する適当な場所とする。

4. 林産物応急対策

市は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

1) 被災立木竹の除去

ア. 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼす恐れのある木竹の除去に努める。

イ. 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

2) 病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

3) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、林業用種苗の確保に努める。

作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害	ア.苗木の確保（樹苗農業共同組合等と協力）
	干害	イ.種子の確保

4) 苗畑対策

ア. 干害

- a. 適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
- b. 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止をす
- る。
- c. 苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。
- d. は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。
- e. 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしない。また、実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
- f. 地温が 30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をす
- る。
- g. 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

イ. 浸冠水対策

- a. 排水を実施する。
- b. 病害虫の防除を実施する。

ウ. 風害対策

- a. 即効性追肥を実施する。
- b. 病害虫の防除を実施する。

5) 造林木対策

ア. 干害

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

イ. 風害

- a. 日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。

- b. 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏木を整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- c. II 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起こし等を実施し回復に努める。

6) たけのこ専用林対策

ア. 風害

- a. 林縁に防風帯を設ける。
- b. うら止めを行う。

イ. 水害

土壌流出を防ぐため、竹幹等を用いて土留を行う。

ウ. 干害

- a. 夏から初秋の除草を控えるか、または、取り草や落葉等により林地の被覆を行う。
- b. 可能な所では散水施設を設置する。

7) しいたけ対策

ア. 干害

- a. 伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。
- b. 伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。
- c. ほだ木を低く組んだり、倒すなどして、水分調整を行う。
- d. 可能な所では散水施設を設置する。

イ. 火山噴火災害

- a. 降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。
- b. 芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。
- c. 人工ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。

第5章 社会基盤の応急対策計画

第1節 電気・ガス・水道・電話の応急対策計画

第2節 道路・河川・公園・鉄道の応急対策計画

第1節 電気・ガス・水道・電話の応急対策計画

(水道対策班・庶務班)

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、電話の災害時の応急対策について定めるものである。

1. 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、電話に係る各事業者は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2. 災害発生時の連絡体制の確立

- 1) 九州電力(株)大分支社、西日本電信電話(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。
- 2) 人身に係わる二次災害が発生する恐れのある場合、また、発生した場合は、県のほか、市、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4. 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた県及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- 1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- 2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- 3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- 4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路・河川・公園・鉄道の応急対策計画

(土木対策班)

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策について定めるものである。

1. 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市その他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2. 災害発生時の連絡系統

本編 第2部 第2章 第5節 「被害情報等収集伝達計画」に定めるところによる。

3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4. 応急対策にあたっての県及び市の支援

県及び市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

風水害等対策編 第3部 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧・復興の基本方針
- 第2節 災害復旧事業の推進計画
- 第3節 被災者の生活の確保
- 第4節 財政援助の確保

第1節 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「災害予防計画」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。

一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。

その場合、一刻も早く施設、産業、罹災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い由布市を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興計画では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- ・市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- ・現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- ・復興後の由布市の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- ・被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、市は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の由布市の姿を明確にして、計画的な災害につよいまちづくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、市単独では、速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、県に対し、地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 災害復旧事業の推進計画

《 基本方針 》

災害復旧計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

第1項 復旧事業計画

公共施設等災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3) 都市施設災害復旧事業計画
- 4) 住宅災害復旧事業計画
- 5) 公立文教施設災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 医療施設災害復旧事業計画
- 8) 企業災害復旧事業計画
- 9) 公用財産災害復旧事業計画
- 10) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等、活動体制についての必要な処置をとる。

第2項 国土交通省等の権限代行制度

○市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

○市は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要することも検討する。

第3項 復旧事業計画に伴う財政援助**1. 災害復旧に係る財政援助措置**

公共施設が災害により被害を受けた場合の復旧事業には、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令は、次のとおりである。

《 災害復旧事業の種類と財政援助等 》

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚特別援助法第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条第3項	激甚特別援助法第3条第1項
農林業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚特別援助法第6条第1項
都市施設災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚特別援助法3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	激甚特別援助法3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	激甚特別援助法3条第1項
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、第37条の2	激甚特別援助法3条第1項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、第26条	
感染症院隔離病舎災害復旧事業	感染症予防法第24条、第25条	激甚特別援助法3条第1項
感染症予防事業	感染症予防法第24条、第25条	激甚特別援助法3条第1項
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚特別援助法3条第1項
湛水排除事業		激甚特別援助法第3条第1項第14
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚特別援助法第8条第1項

第1章 災害復旧計画

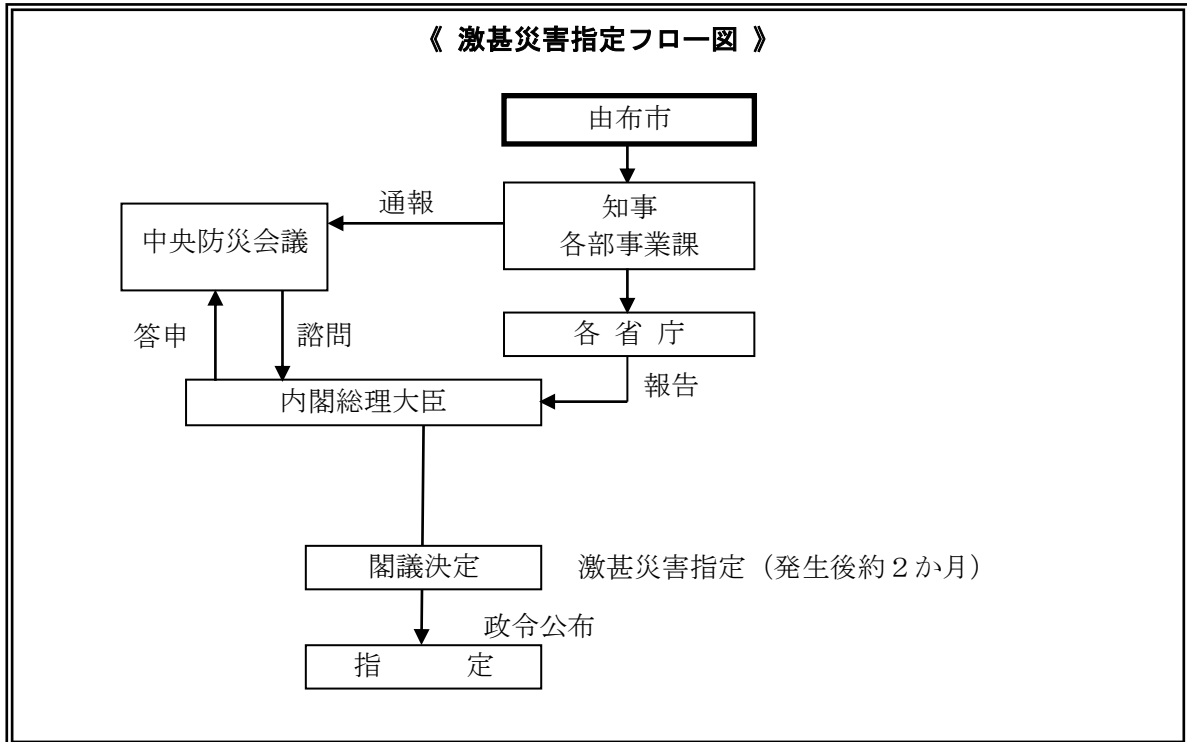
第2節 災害復旧事業の推進計画

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	激甚特別援助法第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業		激甚特別援助法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚特別援助法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚特別援助法第17条
水防資材費	水防法第33条の2	激甚特別援助法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	激甚特別援助法第22条
産業労働者住宅建設資金の融通		激甚特別援助法第7条
上水道、簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道、流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法第3条	
都市下水路災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法第3条	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	予算補助
火葬場災害復旧事業	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律	
災害特例債		小災害特例債 歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

注) 激甚特別援助法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略である。

2. 激甚法に定める基準

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定める。



激甚災害については、次の二とおりの指定基準がある。

1) 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

2) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ア. 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

イ. 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

第4項 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

また、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される「震災復興検討委員会」を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第3節 被災者の生活の確保

《 基本方針 》

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

第1項 被災者台帳の整備及び情報提供

1. 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2. 被災者の生活再建等のための情報提供

県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、市は被災者台帳を作成する際、県に被災者に関する情報の提供を要請する。

第2項 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

1. 住宅の確保（土木対策班）

市は、損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2. 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、次により、住宅金融公庫から災害復興住宅の建設資金、または補修資金の融資を受けることができる。

1) 建設の場合

罹災直前の建物の価格の5割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは敷地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得金を、それぞれ建物資金とあわせて融資を受けることができる。

第1章 災害復旧計画

第3節 被災者の生活の確保

ア. 融資金の限度額

住宅の種別	災害復興住宅 建設資金限度額	土地取得費の 融資限度額	整地費の 融資限度額
耐火構造	1,460万円	970万円	380万円
準耐火構造			
木造	1,460万円		

耐火構造	準耐火構造	木造
35年	35年	25年

2) 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、被災直前の建物の価格の5割未満の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。

(門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられる。)

また、補修に付随する住宅の移転については移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金とあわせて融資を受けることができる。

ア. 融資の限度額

住宅の種別	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火構造	640万円	380万円	380万円
準耐火構造			

第3項 雇用機会の確保

災害により被害を受けた市民がその痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業の斡旋を行い生活の確保を図る必要がある。

1. 雇用機会の確保

市は、被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談・求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

第4項 災害相談窓口

1. 災害相談窓口の開設

大規模災害の発生等により、罹災した市民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

また、災害相談窓口は市災害対策本部の各班により編成し、行方不明の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受けつける。

第5項 租税等の徴収猶予及び減免等

1. 市税の減免等の措置（調査班）

罹災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長する。

2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時的に納付または納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3) 市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

2. 県税の徴収猶予（窓口：大分県税事務所 TEL:097-532-3818）

財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

1) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

2) 県税の減免

ア. 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

イ. 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋の取得について減免する。

ウ. 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

エ. 特別地方消費税

災害により徴収した特別地方消費税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その特別地方消費税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

オ. 軽油引取税

災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

3. 国税の減免等の措置(窓口：大分税務署 TEL:097-532-4171)

- 1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
- 2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- 3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - ア. 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ. 通常の場合の徴収猶予
 - ウ. 災害減免法に基づく徴収猶予等

第6項 罹災・被災証明書の発行

1. 罹災証明の発行

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

罹災証明書は、大分県被災住家等被害認定業務ガイドラインにより、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が罹災証明書を発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-1 「罹災証明の様式」

1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- ア. 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ. 火災による全焼、半焼、水損

2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

3) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

- ア. 県が主催の住宅被害認定研修会を受講した職員を中心として実施する。

なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

- イ. 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ウ. 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。

4) 被害家屋調査の実施

- ア. 調査期間

初回被害家屋調査は、2次災害等の恐れがなくなり次第実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

- イ. 調査方法

被害家屋を対象に複数の調査員で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

5) 被害家屋の判定基準

罹災証明を発行するにあたっての家屋の被害の判定は、内閣府が示す「災害の被害認定基準」並びに「被害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヶ月以内の状況をもとに行うこととする。

6) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

7) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

8) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

2. 被災証明の発行

被災証明は、被災した事実を証明するものである。

被災証明書は、大分県被災住家等被害認定業務ガイドラインにより、被災証明の対象となる有形財産等の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が被災証明書を発行する。

1) 被災証明の対象

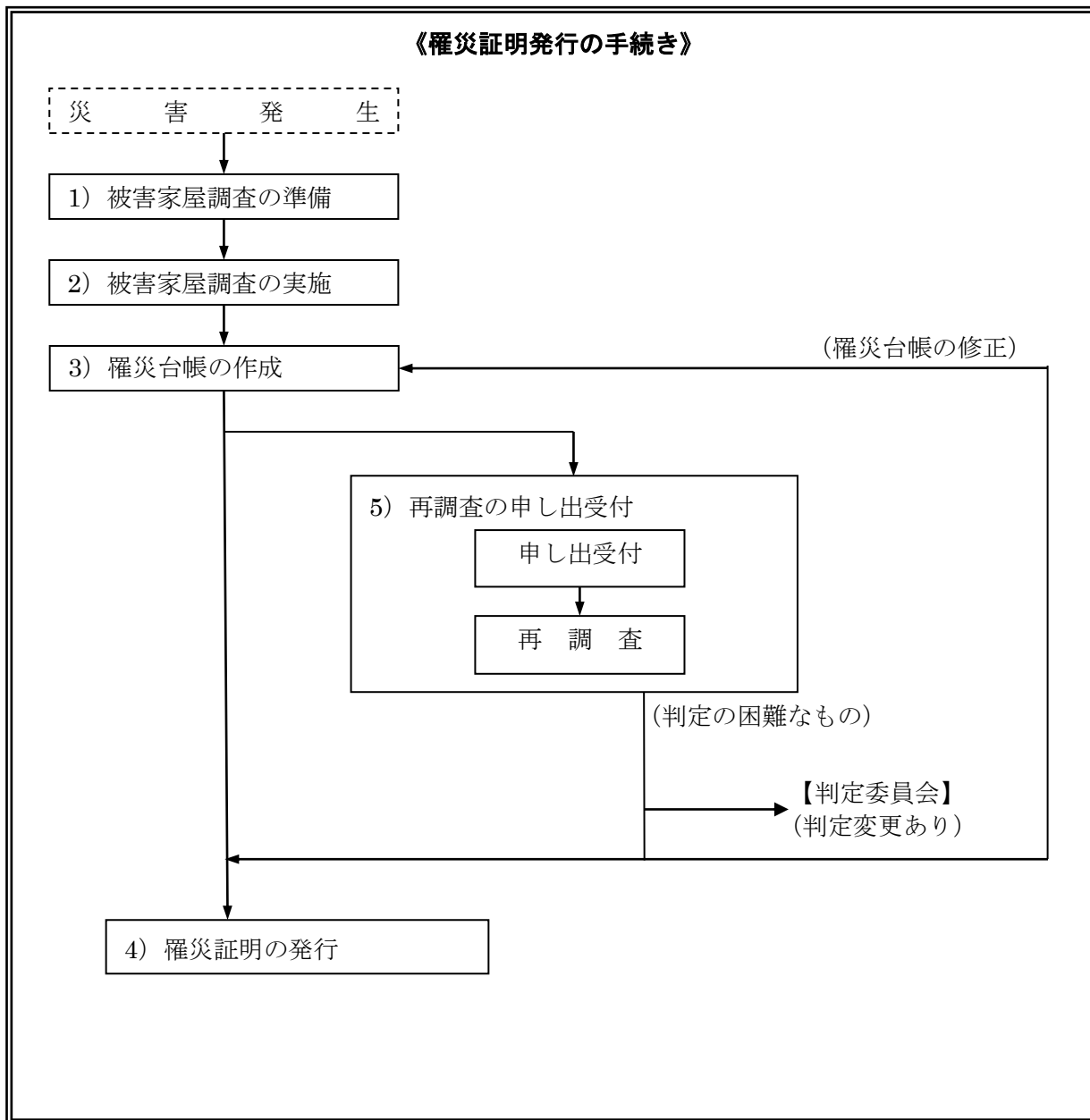
被災証明は、住家以外の家財、車、店舗、工場等の有形財産及びライフライン(以下「有形財産等」という。)を対象とする。(人、土地等については対象外)

2) 被災証明を行う者

被災証明は、証明の対象となる有形財産等が所在する市長が行うこととする。

3) 被災証明の様式

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-2 「被災証明の様式」



第4節 財政援助の確保

(救援班・調査班)

《 基本方針 》

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

第1項 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金等の支給

市は、「由布市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年10月1日条例第120条）」及び「由布市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年10月1日規則第69号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給し、ならびに災害援護資金を貸付ける。

また、これらの災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

さらに、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な窓口等を設置する。

1) 災害弔慰金

ア. 災害弔慰金の支給等に関する法律

災害弔慰金	定義	本市の区域内に住所を有する者（以下「市民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者 ③災害障害見舞金の受給者	500 万円 250 万円 災害障害見舞金の額を控除した額
	遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族の範囲 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	
	対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害	
	死亡の推定	当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。（法第4条の規程による。）	

イ. 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

災害弔慰金	定義	本市の区域内に住所を有する者（以下「市民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者 ③災害障害見舞金の受給者	250 万円 125 万円 災害障害見舞金の額を控除した額
	遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族の範囲 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	
	対象となる災害	県内で発生した ^ア 以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等	
死亡の推定	当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。（法第4条の規程による。）		

2) 災害障害見舞金

ア. 災害弔慰金の支給等に関する法律

災害障害見舞金	定義	市民が災害により負傷し、または疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障がいがある（以下「障がい者」という。）とき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250 万円 125 万円
	傷害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
	対象となる災害	1) ア.に同じ	

イ. 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

災害 障 害 見 舞 金	定義	市民が災害により負傷し、または疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障害がある（以下「障がい者」という。）とき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	125 万円 62.5 万円
	傷害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
	対象となる災害	1) イ.に同じ	

3) 災害援護資金

災害 障 害 見 舞 金	定 義	災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。
	支 給 額	貸付限度額（1災害における1世帯） a. 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 ②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ③住居が半壊した場合 270万円 ④住居が全壊した場合 350万円 b. 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円 ②住居が半壊した場合 170万円 ③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円 ④住居の全体が滅失もしくは流失した場合 350万円 c. a. の③またはb. の②もしくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
	償 還 期 間 等	期間 償還期間は10年、据置期間はそのうち3年 利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年3パーセント 償還等 年賦償還または半年償還 償還方法は、元利均等償還の方法

2. 調査要領及び申請資料関係

災害弔慰金等の支給及び災害障害見舞金等の貸付を行う場合には、「由布市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」に基づき、必要な調査を行ったうえ、遺族であることの関係証明書等の提出により支給を行う。

なお、必要な調査は「災害弔慰金支給調査票」及び「災害障害見舞金支給調査票」を参照する。

3. 生活福祉金

被災した低所得者世帯で資金の貸し付けと民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

4. 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合等、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

5. 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

1) 生活保護法による扶助の種類

- ア. 生活扶助
- イ. 住宅扶助
- ウ. 教育扶助
- エ. 医療扶助
- オ. 出産扶助
- カ. 生業扶助
- キ. 葬祭扶助

第2項 義援金配分計画

罹災者あてに寄託された義援金品について、受付及び配分の円滑化に努める。

1. 受付方法

罹災者あてに寄託された義援金品の受付及び配分は、“救援班”が主体となり、受付及び配分計画を樹立し、効率的な配分に努める。

義援金品については、“救援班”が主体となり、配分計画に基づく管理並びに配分を行っていく。

1) 義援金品の受付要領

- ア. 受付期間は概ね災害発生の日から1ヶ月以内とする。
- イ. 市民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。(県→報道)
- ウ. 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- エ. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- オ. 受付期間は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- カ. 義援金品は、市長及び災害対策本部宛で集る。

《 受付帳簿の様式 》

義援金品受付状況報告 (機関名)

受付月日	金額	寄 贈 者	
	(品名・数量)	氏 名	住 所

2. 配分方法(配分計画に基づき検討)

1) 対象者

義援金品配分対象者

- ア. 死者・重傷者（義援金のみ）
- イ. 全壊（焼）世帯
- ウ. 流失世帯
- エ. 半壊（焼）世帯
- オ. 床上浸水世帯

2) 配分基準

《 義援金配分基準 》

区 分	配分比率
死 者	10
重傷者（1ヶ月以上の治療）	5
軽傷者（1ヶ月未満の治療）	3
全壊（焼）世帯	2
半壊（焼）世帯	1

《 義援品配分基準 》

区 分	配分比率
全壊（焼）世帯	3
半壊（焼）世帯	2
床上浸水世帯	1

3. 義援金品に関する広報等

1) 義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、その内容のリスト及び送り先を市災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2) 義援金の使用

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

火山災害対策編 第1部 火山災害対策

第1章 火山災害予防

第2章 火山災害応急対策

第3章 火山災害復旧・復興

第1章 火山災害予防

第1節 火山防災体制の整備等の取り組み

本市は、活動火山対策特別措置法第3条第1項に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、平成28年2月22日に指定された火山災害警戒地域のうち、鶴見岳・伽藍岳（別府市、宇佐市、由布市、日出町）、九重山（竹田市、由布市、九重町）の対象地域である。

本計画では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山及び硫黄山及び大船山並びに阿蘇中岳で想定されている噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガスの滞留などによる多数の遭難者、行方不明者死傷者等の発生といった火山災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧・復興の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、風水害対策編の各部によるものとする。

また、地域住民や登山者等の避難に関しては鶴見・伽藍岳火山避難計画（火口周辺地域）、九重山火山避難計画によるものとする。

第1節 火山防災体制の整備等の取り組み

1. 火山防災体制の整備等

県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平常時から共同で検討するため、平成28年7月に設置した鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会及び平成28年9月に設置した九重山火山防災協議会において、住民等（住民（住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）及び、登山者等（登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）を指す。以下同じ。）の避難に関する次の事項について共同検討を行い、具体的な避難計画の検討、防災訓練や住民説明会の実施等を関係機関と共同で推進する。

・噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項

・大分県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

・市町村の防災会議が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

・これらのほか、火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項（避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。）

また、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとしている。

市は、県の取組みに応じて火山防災対策を構築する。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、火山防災協議会が行う「火山情報連絡員」に関する取り組みや、県が行う火山災害発生時に山頂付近の被災者情報を収集するための登山者カードの集計・報告、民間施設等による情報収集・連絡体制の整備に協力する。

3. 防災知識の普及・啓発、訓練

市は、大分地方気象台が、県、他市町村及び公共機関等の防災関係機関と連携して行う、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報（居住地域）等の解説、噴火警報（居住地域）発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及・啓発に協力する。

市及び県は、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮し、噴火警報等の解説など防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、火山防災ガイドブック等を活用し、研修を実施するなど防災知識の普及・啓発に努める。

市及び県は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう住民の地震・共済への促進に努める。

市及び県は、住民等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加を推進するよう努める。訓練により明らかになった課題等は市地域防災計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

4. 住民等の避難誘導體制

市及び県は、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。

1) 市が定める避難場所、避難経路

ア. 避難場所、避難所

市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所、避難所を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所、避難所の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

県は、必要に応じて関係機関等と連携し、市が行う避難場所、避難所の指定及び整備について、技術的な助言をするなど支援に努める。

避難場所、避難所は、避難場所・避難所の指定条件（第1部 第4章 第6節 避難所等整備計画）に準じて指定するほか、以下の事項に留意する。

- a. 火山災害に対する避難場所は、火山現象（降灰を除く。）の影響を受けない所で、かつ、住民等が短時間で避難が可能な場所とする。
- b. 大量の降灰を想定して堅固建物の確保に努める。
- c. 予想される噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガス等の火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所、避難所を指定する。
- d. 資料編に、火山災害時の対象避難場所を示す。

イ. 避難経路

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに住民等の安全を考慮した避難経路を指定するとともに整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難経路の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

県は、必要に応じて関係機関等と連携し、市が行う避難経路の指定及び整備について、技術的な助言をするなど支援に努める。

- a. 市長は、住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として避難経路が相互に交差しないこと、車両の使用による渋滞予測など避難手段ごとの避難に要する時間、噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガス等の火山現象の危険性などを考慮して、できる限り火山災害の影響を受ける部分を通過しない道路を避難経路としてあらかじめ指定する。
- b. また、通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路、道路付近に危険物施設がない道路を指定する。
- c. 市長及び知事は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

2) 登山者等への配慮

登山者等（以下「登山者等」）という。の避難に関しては以下に配慮するものとする。

なお、登山者等の安全対策については、避難計画に基づいて実施するものとする。

ア. 登山者等への普及啓発

市、県及び関係機関は、自ら、もしくは観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。

また、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに登山者等向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

さらに、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

市及び市消防本部は、登山者等がホテル、旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

イ. 登山届提出の周知

市及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るものとする。

市は次の取り組みを進める。

第1章 火山災害予防

第1節 火山防災体制の整備等の取り組み

- a. ホームページやリーフレットによる啓発の強化
- b. 登山届の届出ポストを各記帳台に設置
- c. 行政の登山イベントや学校行事等における登山届提出の徹底を依頼

ウ. 入山規制の事前対策

市は、登山者等の立入りが多い火山において、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

エ. 情報伝達手段の整備

市、県及び関係機関は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、民間施設の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

また、市、県及び関係機関は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

市は次の取り組みを進める。

- a. ヘリコプターによる重点呼びかけエリアの設定等を検討
- b. 登山口等へ、安心・安全メール登録のためのQRコード掲示板設置を検討
- c. 山小屋や観光施設等との情報提供に関する協力体制を構築

オ. その他警戒避難に関する事項

市、県及び関係機関は、登山者等の安全確保を図るため、次の対策を事前に実施する。

- a. 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。
- b. 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。
- c. 避難施設の整備等に係る検討などについて情報共有を図る。

3) 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒区域内にある施設で火山現象発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた施設について、火山防災協議会で定められた指定基準に基づき、市内の避難促進施設を次のとおり指定する。

○由布市内で避難促進施設と認められた施設 令和4年12月末現在

対象火山	基準で用いる対象エリア	施設名称	所在地	連絡先
鶴見岳 ・ 伽藍岳	想定火口から概ね1.5km以内	塚原温泉 火口乃泉	湯布院町塚原 1235 番地	0977-85-4101
		奥湯布院 高原リゾート	湯布院町塚原 1240 番地 61	0977-85-5023
		乗馬クラブ クレイン湯布院	湯布院町塚原 1240 番地 25	0977-85-3400
九重山	想定火口から概ね2.0km以内	—————	—————	—————

4) 避難確保計画の作成

火山の爆発その他の火山現象により著しい影響を受ける地域であって、不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設（避難促進施設）の所有者または管理者は、避難確保計画の作成・公表をするものとする。

また、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市長に報告するものとする。

市は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

避難確保計画の作成にあたっては、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第3版）」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を参照することとし、主に次のことを定めるものとする。

- a. 火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制・情報伝達に関する事項
- b. 火山現象の発生時における避難促進施設利用者の避難誘導に関する事項
- c. 火山現象の発生を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- d. その他、避難者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置（必要な資器材の配備、意識啓発など）

5) 広域避難

市は、火山災害の影響範囲を考慮し、必要に応じて近隣市町村と避難者の受入れに係る協定を予め締結するなどにより、避難所の確保を図る。

県は市町村の区域を越えた避難に関して、受入可能市町村の避難所数及び避難所の収容人数、他市町村への避難者の移動手段の調整等の市町村間の調整といった必要な支援を事前に行うものとする。なお、他市町村に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。

広域避難者は同一県内の他市町村で受け入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、隣接県への避難が必要となった場合には、県が広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により隣接県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

第2章 火山災害応急対策

- 第1節 組織計画
- 第2節 動員配備
- 第3節 気象庁が発表する火山情報の収集伝達
- 第4節 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報
- 第5節 被害情報等の収集伝達
- 第6節 噴火警報レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応
- 第7節 突発的な噴火発生時の避難対応
- 第8節 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ
- 第9節 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）
- 第10節 避難対策
- 第11節 交通の制限
- 第12節 広域的な調整

《 基本方針 》

本計画では、火山災害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、以下の対策を推進する。

なお、本節に定めるもの以外については、本計画の各章・節に準ずる。

第1節 組織計画

火山災害に備え、県、関係市町村、防災関係機関においては迅速・的確に対処するための防災活動組織を整備する。

1. 市の組織

1) 組織体制の基準

ア. 災害警戒準備室

以下の場合等に、市は、災害警戒準備室を設置する。

- a. 福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳について火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表したとき。
- b. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生する恐れがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。

イ. 災害対策警戒本部

以下の場合等に、市は災害対策警戒本部を設置する。

- a. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき。
- b. 福岡管区気象台が九重山に噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき。
- c. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

ウ. 災害対策本部

以下の場合等に、市は災害対策本部を設置する。

- a. 福岡管区気象台が、九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）を発表したとき。
- b. 福岡管区気象台が、鶴見岳・伽藍岳又は由布岳について噴火警報を発表したとき、又は噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- c. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。

2) 組織体制

ア. 災害警戒準備室体制

災害警戒準備室においては、要員により所要の活動を行う（本編 第2部第2章 第1節 「災害対策本部組織計画」参照）。

第2章 火山災害応急対策

第1節 組織計画

第2節 動員配備

a. 火山情報の伝達

b. 災害情報の収集

市は、大分地方気象台、県、消防本部、警察本部、地区災害対策連絡室等から火山災害に関する情報を入手し、関係機関へ伝達する。

c. 被害の未然防止、拡大防止のための呼びかけ

市は、必要に応じて、火山災害の危険地域に所在する所管施設等に火山災害への注意を呼びかける。

特に、要配慮者への呼びかけに留意し、福祉事務所の助言を得て呼びかけを行う。

4. 災害対策警戒本部体制

警戒本部体制においては、警戒本部及び地区警戒本部設置時の要員(本編 第2部 第2章 第1節 「災害対策本部組織計画」を参照。)により所要の活動を行う。

ウ. 災害対策本部体制

本編 第2部 第2章 第1節 「災害対策本部組織計画」による。

第2節 動員配備

1. 市、その他の防災関係機関の組織

市その他の防災関係機関においても、それぞれ火山対策のために必要な組織を確立する。

2. 関係機関の活動調整のための組織

火山災害対策を円滑に進めるため、県は必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

【合同会議出席機関】

- ・ 県
- ・ 大分地方気象台
- ・ 警察本部
- ・ 関係市町村
- ・ 関係消防本部
- ・ その他必要と認める関係機関、関係団体

第3節 気象庁が発表する火山情報の収集伝達

1. 基本方針

九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、阿蘇山の活動状況に関して、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する噴火警報・予報等の火山に関する情報について、防災情報提供システム（専用線及びインターネット回線）を通じて入手する。

各防災関係機関においては、噴火予報、噴火警報等の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

2. 噴火警報・予報等の発表基準

噴火警報・予報は、全国111の活火山を対象として発表しており、大分県では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山が対象となる。

噴火速報の発表は、活火山が対象で平成27年8月から運用を開始しており、大分県では、鶴見岳・伽藍岳、九重山が対象となる。

1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、噴火に伴い生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2) 噴火予報

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

3) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、噴火速報は、以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

4) 降灰予報

噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。

ア. 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火の発生にかかわらず活動の状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。18時間先までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ. 降灰予報（速報）

降灰予報（定時）を発表中の火山では「やや多量」以上が予測された場合、降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ. 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報を用いて、より精度の高い降灰予測を発表。降灰予報（定時）を発表中の火山では「やや多量」以上が予測された場合、降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（福岡管区气象台）が発表する。

ア. 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ. 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

ウ. 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表す

る。全国版及び各地方版が公表される（大分県「九州地方の火山」）。

エ.地震・火山月報（防災編）

月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をとりまとめたもので、全国版が公表される。

オ.噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と発表される。

3. 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。各火山の火山防災協議会における発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、噴火警戒レベルは運用される。大分県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況、及び噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧、並びに九重山、鶴見岳・伽藍岳（平成28年7月運用開始）の噴火警戒レベルを次に示す。

また、由布岳については、噴火警戒レベルの運用はされていないが、活火山のため留意する必要がある。

大分県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	九重山、鶴見岳・伽藍岳、阿蘇山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	由布岳

噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧

（噴火警戒レベルが運用されている火山の場合）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル （警戒事項等）
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル5 （避難）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
		側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺)又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から 少し離れた 所までの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域)又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺)又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺における警戒 入山危険
		火口から 少し離れた 所までの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山である ことに留意

1)九重山の噴火警戒レベル (平成19年12月1日運用開始〔令和3年12月改定〕)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等
特別 警報	噴火 警報 (居 住地 域) 又は 噴火 警報	居 住地 域及 びそ れよ り火 口側	レベル 5 (避難)	居住地に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生、あ るいは切迫 している状 態にある。	危険な居住 地域からの避難 等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石 や火砕流、溶岩流が居住地 に到達、あるいはそのような 噴火が切迫している。 【過去事例】 1600年前：黒岳で噴火、火砕 流が火口から2km以上、溶岩 流が火口から1km以上流下
			レベル 4 (高齢 者等避 難)	居住地に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生す ると予想さ れる(可能性 が高まって いる)。	警戒が必要な 居住地での 高齢者等の要 配慮者の避難 、住民の避 難準備等が必 要。	●噴火活動の活発化がみら れるなかで、規模の大きな地 震の増加や膨張を示す地殻 変動、火山ガス(二酸化硫黄) の放出量の顕著な増加など、 マグマ上昇を示す現象が発 生。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警 報	噴火 警報 (火 口周 辺) 又は 火口 周辺 警報	火 口か ら居 住地 域近 くま で	レベル 3 (入山 規制)	居住地の 近くまで重 大な影響を 及ぼす(この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ)噴火 が発生、ある いは発生す ると予想さ れる。	住民は通常 の生活。火口 から居住地 近くまでの 範囲への立 入規制等。状 況に応じて 高齢者等 の要配慮者 の避難、住 民の避難準 備等が必要。	●想定火口域中心から概ね2 km以内に大きな噴石の飛散、 またはその可能性。小規模火 砕流の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし ●想定火口域中心から概ね 1.5km以内に大きな噴石の 飛散、またはその可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
			レベル 2 (火口 周辺規 制)	火口周辺 に影響を及 ぼす(この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ)噴火 が発生、ある いは発生す ると予想さ れる。	住民は通常 の生活。 火口周辺へ の立入規制 等。	想定火口域中心から概ね1km 以内に大きな噴石の飛散、ま たはその可能性。 【過去事例】 1995年噴火 星生山中腹でごく小規模噴 火

予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。
----	------	------	-----------------------	---	-------------------	---------------------------------------

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3では、硫黄山(星生山の東山腹)で発生する噴火を想定している。

2) 鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベル（平成28年7月運用開始）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動及 び登山者・入山 者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火 警報 (居 住地 域) 又は 噴火 警報	居住 地域 及び それ より 火口 側	レベル5 (避難)	3 km を超える居 住地域に重大な 被害を及ぼす噴 火が発生、あるい は切迫している。 (三次避難区域)	危険な居住地域 からの避難等が 必要(状況に応 じて対象地域や 方法を判断)。	●大きな噴石や火砕 流、溶岩流が居住地 域に到達、あるいは 到達するような噴火 の発生が切迫してい る。 【過去事例】 観測事例なし
				3 km 以内の居住 地域に重大な被 害を及ぼす噴火 が発生、あるいは 切迫している。 (二次避難区域)		
2 km 以内の居住 地域に重大な被 害を及ぼす噴火 が発生、あるいは 切迫している。 (一次避難区域)						
			レベル4 (高齢者 等避難)	居住地域に重大 な被害を及ぼす 噴火が発生する と予想される(可 能性が高まって いる)。	警戒が必要な居 住地域での高齢 者等の要配慮者 避難、住民の避 難準備等が必要 (状況に応じて 対象地域や方法 を判断)。	●大きな噴石が火口か ら4 km以内に飛散す る可能性がある。ま たは、火砕流、溶岩 流が居住地域付近に 到達するような噴火 の発生が予想され る。 【過去事例】 約10,500～7,300年前 の間に溶岩が約2.7 km 流下
警報	噴火 警報 (火 口周 辺) 又は 火口 周辺 警報	火口 から 居住 地域 近く まで	レベル3 (入山 規制)	居住地域の近く まで重大な影響 を及ぼす(この範 囲に入った場合 には生命に危険 が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生 すると予想され る。	住民は通常の生 活(今後の火山 活動の推移に注 意。入山規制)。 状況に応じて災 害時要配慮者の 避難準備等が必 要。 登山者・入山者 は登山禁止や入 山規制等危険な 地域への立入規 制等(状況に応 じて規制範囲を	●大きな噴石が火口か ら概ね1.5 km以内に 飛散。 ●火砕流(低温～高温) が火口から概ね1.5 km以内に流下。 【過去事例】 観測事例なし

					判断)	
		火口 周辺	レベル2 (火口周 辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山者・入山者は火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●小噴火が発生し、大きな噴石が火口から概ね1km以内に飛散。 ●火砕流(低温～高温)が火口から概ね1km以内に流下。 【過去事例】 大きな噴石：867年の噴火(伽藍岳) 火砕流：観測事例なし
予報	噴火 予報	火口 内等	レベル1 (活火山 であるこ とに 留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活。 登山者・入山者は特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり

4. 噴火警報・予報等の伝達

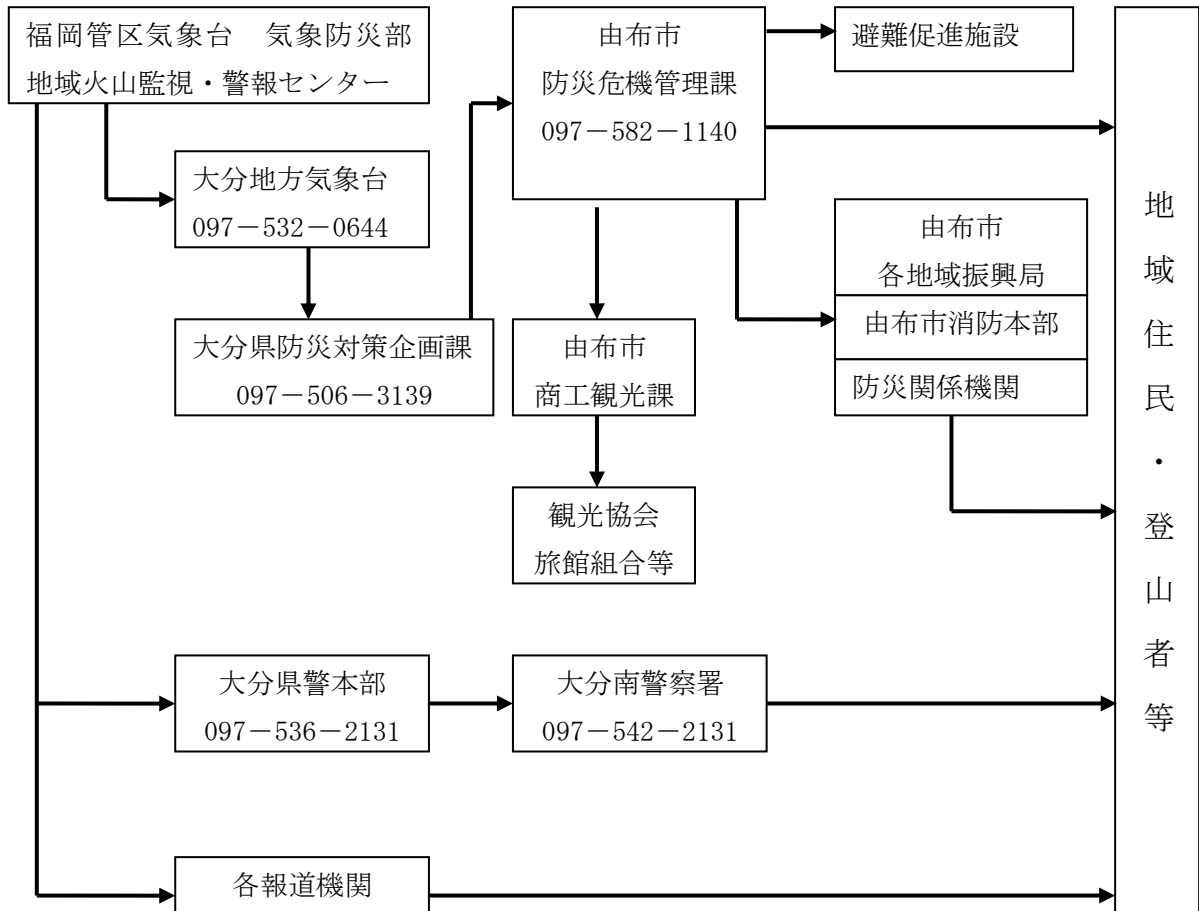
大分地方気象台は、気象業務法第11条及び活動火山対策特別措置法第12条の規定に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する鶴見岳・伽藍岳、由布岳、及び九重山、並びに阿蘇山に関する噴火警報・予報等を大分県知事へ通報及び防災関係機関へ伝達する。

大分地方気象台とオンラインで繋がっている機関は、防災情報提供システム（専用線及びインターネット回線）により、その他の機関においては、テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて直接入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から噴火警報・予報等の内容に十分留意し、市民の生命、身体及び財産への被害を最小限とする体制を整える。

県は、防災情報システム、FAX等により、県の出先機関、市及び消防本部に伝達する。

県、市及び関係機関は、必要に応じて、おおいた防災アプリ、県民安全・安心メール、防災ヘリ及び防災行政無線等多様な手段により、住民等への周知を行う。

○住民・登山者等への情報伝達図



第4節 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報

1. 基本方針

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は速やかに市長（消防機関を含む。）、警察官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

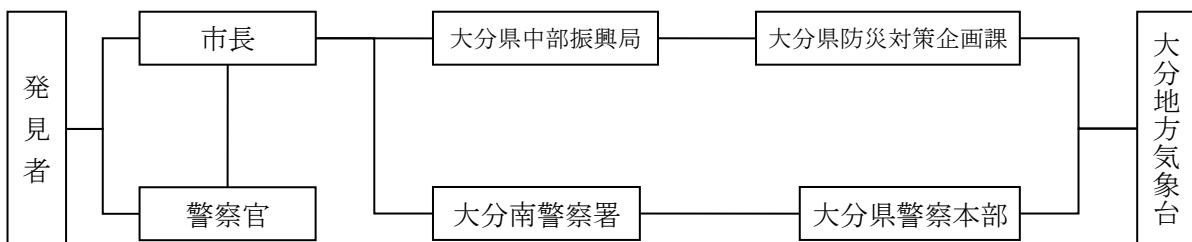
通報を受けた市長は、県その他関係機関と連携して迅速・的確な防災体制の確立を図る。

*異常な現象の例

現象の区分	現象の例
噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥石流、軽石流、火砕流等）及びそれらに伴う降灰砂等。
噴火以外の火山性異常現象	①火山地域での地震の群発。 ②火山地域での鳴動の発生 ③火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ。 ④噴気・噴煙の顕著な地形変化、噴気孔・火口の新生・拡大・移動、噴気、噴煙の量・色・臭・温度、昇華物等の異常変化。 ⑤火山地域での湧泉の顕著な異常変化。 湧泉の新生・枯渇、量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等 ⑥火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大・移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ。 ⑦火山付近の海洋・湖沼・河川の水の顕著な異常変化。 （量・濁度・臭・色の変化、軽石・死魚の浮上、発泡、温度の上昇等）

2. 市の措置

発見者、警察官から通報を受けた市は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受ける恐れのある地域の住民に周知するとともに、次の関係機関に通報し必要な措置を求める。



第2章 火山災害応急対策

第5節 被害情報等の収集伝達

第6節 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

第5節 被害情報等の収集伝達

噴火が発生した際の被害情報等の収集・伝達については、「第2部第2章第5節 被害情報等の収集伝達計画」による。

第6節 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

(1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	必要な防災対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地 及びそ れより 火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難
			レベル4 (高齢者等 避難)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。
警報	噴火警報 (火口周 辺) 又は 火口周辺 警報	火口か ら居住 地域近 くまで	レベル3 (入山規制)	火口から居住地域近くまで立入禁止。(規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km)(規制範囲2km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難 ・やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置(規制範囲1.5km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは注意喚起 ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置
			レベル2 (火口周辺 規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
予報	噴火予報	火口内 等	レベル1 (活火山であ ることに留 意)	火口から概ね500mの立入規制等

(2) 鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

噴火警戒レベルに応じた防災対応(鶴見岳・伽藍岳)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	実施される規制や防災対応(注1~4)	
				鶴見岳	伽藍岳
特別 警報	噴火警報 (居住地 域) 又は 噴火警報	居住 地域 及び それ より 火口 側	レベル5 (避難)	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、52号、218号、616号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	実施される規制や防災対応 (注1~4)	
				鶴見岳	伽藍岳
				主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置 (二次避難区域) ・3km以内の居住地域で避難 ・大分自動車道湯布院IC~大分ICの間は通行止 ・範囲内の県道11号、52号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置 (二次避難区域) ・3km以内の居住地域で避難 ・範囲内の国道500号及び県道616号は通行止 ・鶴見岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
				(一次避難区域) ・2km以内の居住地域で避難 ・範囲内の県道11号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	(一次避難区域) ・2km以内の居住地域で避難 ・範囲内の県道616号は通行止 ・鶴見岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
				レベル4 (高齢者避難等)	・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・範囲内の県道は駐停車禁止
			警報	警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで
火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	・火口から概ね1km以内の立入禁止 ・ロープウェイ運行停			・火口から概ね1km以内の立入禁止 ・塚原温泉は避難

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	実施される規制や防災対応 (注1~4)	
				鶴見岳	伽藍岳
				止、山上駅は避難 ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	・範囲内の県道616号は通行止 ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	気象庁が臨時の解説情報(注5)を発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起	気象庁が臨時の解説情報(注5)を発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起

注1) 国道や県道の進入規制を行う場合、進入規制箇所の手前に転回場所を設けるとともに、主要交差点等に予告看板を設置する。

注2) 市町道は、国・県道の規制に準じて進入規制を行う。

注3) 降灰や小さな噴石の飛散状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず道路の進入規制を行う。

注4) 土石流については、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が発表する「土砂災害緊急情報」等により、別途避難勧告・指示等や通行規制を行う。

注5) 臨時の解説情報：噴火警戒レベルの引上げ基準に至らないまでも、火山活動に変化があったときに気象庁が発表する臨時の発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」

[レベル5の避難対象居住地域名一覧]

想定火口	市	一次避難区域	二次避難区域	三次避難区域
鶴見岳山頂 (地獄谷赤池噴気孔付近を含む)	由布市			塚原下組地区、塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区、塚原温泉
伽藍岳(爆裂火口付近の噴気地帯)	由布市	塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部	塚原下組地区	塚原本村地区、塚原雛戸地区

注1) 別府市、宇佐市の対象居住地域名は大分県地域防災計画を参照

(3) 由布岳に噴火警報又は火口周辺警報が事前に発表された場合

由布岳について噴火警報又は火口周辺警報が事前に発表された場合は、九重山及び鶴見岳・伽藍岳の警戒レベルが引き上げられた場合の対応に準じた対応をすることとする。

第7節 突発的な噴火発生時の避難対応

観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、それでも噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、さらには明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合（以下「突発的な噴火」という。）もある。特に水蒸気噴火は、マグマが直接関与しない噴火であるため、2014(平成26)年9月27日に発生した御嶽山噴火のように、先行現象の規模は小さく、現象がみられる場所も火口付近など比較的狭い領域に限られる場合が多い。そのため、現在の火山に関する知見、火山噴火予知の科学的水準では、水蒸気噴火の発生を予測することは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火に比べ困難である。

このことを踏まえ九重山、鶴見岳、伽藍岳における噴火警戒レベル引上げに至る前の段階及び由布岳において突発的な噴火が発生した場合の防災関係機関や危険な範囲内にいる登山者等がとるべき防災対応を以下のとおり定める。

(1) 市の組織体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、災害対策本部体制をとり、県と連携し、避難誘導等の防災対応にあたる。

噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、県に自衛隊への災害派遣要請を行う。

(2) 情報の収集・伝達

突発的な噴火発生した場合の情報収集・伝達は以下のとおり実施するものとする。

・市は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。

・噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、火山防災協議会の構成機関と情報共有を図る。

・県は、市が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、火山防災協議会の構成機関と情報共有を図る。

・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定を修正に努める。

・気象庁は、噴火発生の実を確認した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。

・警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、県・市等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

(3) 火口周辺規制

突発的に噴火した直後は、噴火警戒レベル3（入山規制）と同様の防災対応を図る。

(4) 登山者等の避難誘導

・市は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、火山防災協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等を行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市がその確保に努める。

・登山者等が市町村からの避難の呼びかけを待つことなく、近くの火山現象から身を守る避難場所等へ自主的に緊急退避するよう、日頃からその周知・啓発に努める。

・火山防災協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。

・火山防災協議会の構成機関は、市が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

・気象庁、火山専門家等は、火山活動の推移予測等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を行う。

・警察、消防、自衛隊は、市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

・観光関係団体・事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

(5) 登山者等自身による身を守る行動

登山者等は、突発的な噴火が発生した場合、噴石の飛散や火山灰の堆積、火山ガスの滞留などから身の安全を守りつつ、速やかに避難する必要がある。各種火山現象時にとるべき防災対応について以下に示す。

① 噴石から身を守る

爆発的な噴火によって、火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。

イ 大きな噴石（概ね20～30cm 以上）

大きな噴石は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間に落下し、場合によっては鉄筋コンクリートの建物の屋根を打ち破るほどの破壊力がある。そのため、噴火前に危険な範囲から離れる必要がある。噴火に遭遇してしまった場合の対応は厳しいが、登山者等は、速やかに避難小屋や大きな岩陰等に身を隠すことなど、少しでも被害を軽減できる可能性のある行動をとり、噴火が落ち着いたら速やかに下山（避難）すること。

ロ 小さな噴石（概ね直径数 cm 程度）

小さな噴石は風の影響を受けて風下へ流れるため、遠方まで飛散するが、丈夫な建物の屋内などに退避することで被害を防ぐことができる。そのため、登山者等は屋内などに退避をする。

登山中に噴火に遭遇し、付近に避難小屋などの身を隠す場所がない場合、噴石から頭部を守ることが大切であるため、ヘルメットを装着し、身を隠すことができる場所まで移動すること。ヘルメットを持たない場合でも、リュックサックなどの荷物や腕で頭部を覆うなど、その場でできる対応で頭部を守ること。

②火山灰から身を守る

火山灰は、目のかゆみ、痛みや充血を引き起こし、体内に吸い込むと咳や呼吸困難など呼吸器に影響を与える。登山者等は、マスクやゴーグルを装着し、火山灰が体内に入らないようにすること。

③火山ガスから身を守る

火口や噴気孔から放出される火山ガスには、硫化水素や二酸化硫黄など有毒な成分が含まれており、呼吸器や心臓に疾患がある人は、発作を引き起こされる危険がある。また、火山ガスの濃度によっては、健康な人も生命に危険が及ぶ可能性がある。

火山ガスは、空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。そのため、風のほとんどない日は要注意となる。特に、息が苦しくなるなどの異常を感じた場合、速やかに窪地や谷から離れること。

なお、火山ガスは、水に吸収されやすい性質があるため、濡れたタオルなどを口に当てることも有効である。

④降雨後の土石流から身を守る

火山噴火により排出された岩石や火山灰が堆積すると、降雨による土石流、泥流が発生する可能性が高まる。土石流では、河川周辺、特に下流域において大きな被害をもたらす危険がある。

土石流は高速で斜面を流れ下りるため、土砂の流れる方向に対して直角に避難すること。

⑤その他想定される火山現象から身を守る

噴石、火山灰、火山ガス、土石流以外のその他想定される火山現象（溶岩流、火砕流等）から身を守るため、各種火山現象の特徴を理解するとともに、いち早く状況を把握できるよう留意しながら登山することが必要である。特に、火砕流（火砕サージ）は、流下速度が時速数十km から百数十km に達することから、発生してから回避することは不可能であるため、噴火前に避難する必要がある。

しかしながら、噴石が飛散している中での下山（危険な範囲からの避難）は危険であるため、避難する際には、まず身の安全を確保し、噴火が収まった後で直ちに下山し、危険な範囲から避難すること。なお、下山（避難）にあたっては、当初の登山計画に捉われず、噴火口から離れる方向の登山口等へ避難すること。

第8節 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

市は、県等から噴火警報・予報等の伝達を受けた場合及びその後の噴火警報等により市内で火山災害のおそれがあると判断した場合、防災ラジオ、防災行政無線、市公式のホームページ、おおいた防災アプリ及び県民安全・安心メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（SNS、由布市公式アプリ「ゆふポ」）等を用いて住民、登山者、観光客等に対して危険箇所からの避難などを呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人等の要配慮者にも的確に呼びかけができるように配慮する。また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を呼びかける。

特に、特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災ラジオ、防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。

また、市長は、警戒区域を設定した場合においても、上記に示した多様な手段により速やかに住民等に周知する。

第9節 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）

市は、当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または発生のおそれがあるときは、消防団及び自治会と連携して、すみやかに市民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対して応急措置または広報の実施を要請する。

第10節 避難対策

市は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応し、下記の取り組みを実施する。

本節に定めない避難対策は、【風水害等対策 第2部 第3章 第4節 避難の指示等及び誘導に関する計画】を参照する。

また、火山防災協議会は、市が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

1. 市長の避難の指示

1) 市長は、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。

また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは避難の指示をする。

2) 警察官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに関係市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

3) 警察官は、2)の避難の指示のほか、警職法第4条の規程により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

4) 市長は避難の指示をしたときには、直ちに避難の指示が出された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、消防団等の協力を得て周知徹底に努める。

5) 市長は、避難の指示をしたときには、速やかにその旨を知事（生活環境部防災局防災対策室）に報告する。

2. 警戒区域の設定

1) 市長は、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域を設定する。

2) 警察官は、火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。

3) 市長、警察官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

- 4) 市長は、警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を知事（生活環境部防災局防災対策室）に報告する。
- 5) 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を、災害対策基本法第73条に基づいて実施し、その旨を公示する。

3. 要配慮者

市長は、警察署、消防団等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

4. 住民等による自主避難

特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、住民等は、市長等の避難の指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

5. 登山者等への配慮

1) 入山規制・緩和の実施

火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、火山災害から登山者等の安全を確保する必要がある場合には、隣接市町村と連携し、入山規制又は災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等、もしくは災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定（以下「入山規制等」という。）を行い、危険な区域への登山者等の立入りを制限する。

入山規制等を行った場合には、広報、立札等により、その旨を登山者等に周知させる。

2) 登山者等への情報伝達

市は、噴火警報・予報（噴火警戒レベル）が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者等の早期下山を呼び掛ける。

市は、噴火警報が発表された場合、防災ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。

県は、噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛を呼び掛け、登山者等の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した呼びかけを行う。

市及び県、関係機関等は、登山者等の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

6. 広域避難

市は、自市内で避難者の受入が困難と認められるときは、県に対して他市町村への避難者の受入れを要請することができる。

県は、被災市町村から避難者の受入れの要請があった場合、市町村と連携して予め定めた方法により、避難者の受入れを支援するものとする。

広域避難を必要とする要配慮者に対しては、要配慮者の避難等の措置（第2部 第4章 第12節）に準じた措置を実施する。

第11節 交通の制限

1. 陸上交通

1) 公安委員会

災害の危険が切迫した場合には、通行車両の安全を確保し、かつ、危険区域内での災害応急活動の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の流入を極力、禁止又は制限する。

公安委員会は、緊急輸送路を確保するため、災害が発生している当該地域での一般車両の走行及び当該地域への流入を原則として禁止する。

公安委員会は、交通規制を実施した場合、県、市町村、警察庁、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容を広く周知徹底させる。

2) 市

市は、交通規制に関する情報を入手した場合、市民に広く周知徹底する。

第12節 広域的な調整

(庶務班・消防班・医療救護班)

1. 被災者情報の収集・集約

基本的な被災者情報の収集・集約は、本編 第2部 第2章 第5節 「被害情報等収集伝達計画」によるものとする。

市は、県が行う山頂付近の被災者の情報収集について協力する。

2. 救助部隊の活動基準の策定とその運用

基本的な救助・救急の体制は、「第2部 第3章 第5節 救出救助計画」によるものとする。

さらに、甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第2部第2章第7節 広域応援要請計画」（広域的な応援要請）、（他機関に対する応援要請）によるものとする。自衛隊に対する災害派遣要請は、「第2部 第2章 第8節 自衛隊災害派遣要請計画」（自衛隊の災害派遣体制の確立）によるものとする。

救助部隊の活動基準及び運用については、予め定めた連絡体制により速やかに招集された県、火山防災協議会の構成市町村、国土交通省、自衛隊、海上保安部、警察、消防、火山専門家などにより、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成する。そのうえで、救助部隊間で基準を共有することとする。

なお、救助部隊の活動基準の検討に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

第3章 火山災害復旧・復興

火山による災害の復旧・復興については、市地域防災計画に定める本編 第3部 「復旧計画」に定めるところにより行うものとする。

地震災害対策編 第1部 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対応のための事前措置計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

災害予防計画の基本的な考え方は、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画 第1章】を参照する。

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

- 第1節 地震防災緊急事業整備計画
- 第2節 防災施設、設備等の整備計画
- 第3節 都市防災環境整備計画
- 第4節 ライフライン施設災害予防計画

第1節 地震防災緊急事業整備計画

《基本方針》

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

第1項 地震防災緊急事業整備計画

《計画目標》

1. 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

2. 対象事業

地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業とは、

- 1) 主務大臣の定める基準に適合する。
- 2) 県地域防災計画に基づく事業である。
- 3) 市が実施する事業については、由布市地域防災計画に定める基準であることを要件とする施設等の整備等である。
 - ア. 避難地
 - イ. 消防用施設
 - ウ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
 - エ. 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
 - オ. 公的医療機関等のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - カ. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - キ. 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - ク. 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - ケ. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - コ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設または設備
 - サ. 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

3. 作成の手続き

知事は、計画の作成、変更にあたり、市長の意見を聴取する。(地震防災対策特別措置法 第2条第2項及び第4項)

4. 地震防災緊急事業に係わる国の負担補助の特例

- 1) 災害応急対策の充実
- 2) 被災者の早期安定化
- 3) 要配慮者対策

特に、以上の項目を対象とする事業については、国の負担割合の特例が定められ、他の法律による補助率が本法に定める補助率を上回らない限り、本法の補助率を適用することとしている。

- ア. 一定の消防用施設
- イ. へき地における公立の診療所のうち一定のもの
- ウ. 木造の社会福祉施設の改築
- エ. 公立の小中学校の補強
- オ. 一定の防災行政無線設備等
- カ. 飲料水、電源の確保に資する施設または設備
- キ. 非常用食料等の備蓄倉庫
- ク. 救護施設等

5. 事業の実施

市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努める。

第2節 防災施設、設備等の整備計画

(庶務班・救援班・水道対策班・物資受入・輸送班)

《基本方針》

地震等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれると想定される。そのため、優先度を考慮し、代替手段や緊急調達方法や調達先等について、整備体制の確立に努める。

1. 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
2. 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

《計画目標》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 災害予防計画 第4章 第3節 気象等観測体制整備計画】を参照する。

1. 情報の収集整備計画

1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ア. 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- イ. 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

2) 地震観測体制の強化

気象庁、科学技術庁が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

2. 情報伝達体制の整備

1) 地震観測体制の強化

気象庁、科学技術庁が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、無線系の拡充を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

- ア. 災害情報データベースの整備
- イ. 多様な情報メディアの活用方策の検討
- ウ. 広報、広聴体制の確立
- エ. 地震観測体制の強化

第2項 避難者収容体制の整備

《 計画目標 》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画 第4章 第6節 避難所等整備計画】を参照する。

1. 避難誘導整備計画

市は、指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとし、指定避難所であることを示す標識等の設置に努める。

2. 指定避難所整備計画

市は、公園、社会教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、指定避難所の設備の充実を図る。

第3項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

《 計画目標 》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画 第4章 第8節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画】を参照する。

1. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

1) 対象人口の把握

市は、食料、飲料水、生活必需品等の供給に必要な被災人口を速やかに調査・把握し調達体制を整える。

2) 食料、飲料水、生活必需品等の確保

市は、給水に必要な給水タンク、ポリタンク等の資機材の確保を含め、被災者に十分供給できる量の食料、飲料水、生活必需品等の確保に努める。

また、供給量が不足するとき、供給に要する給水車及び輸送車両等を必要とするときは、県及び周辺市町に対し応援を要請する。

2. 備蓄

1) 備蓄物資・場所等の確保

- ア. 非常用物資等の備蓄強化
- イ. 非常用物資の備蓄・集積場所の確保

2) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の啓発

- ア. 市は、住民等に対し、3日分の食料、生活必需品等の自主的確保を指導する。また、平常時から3日分(3リットル/人・日)以上の飲料水の備蓄や生活用水を確保するための啓発や情報の提供を行う。
- イ. 市は、在宅の要配慮者への地域住民による食料、生活必需品等の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

3. 応急仮設住宅整備計画

プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

さらに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第3節 都市防災環境整備計画

(土木対策班)

《基本方針》

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。したがって、本市では以下の施策により「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

なお、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るように努める。

第1項 防災都市基盤整備計画

《計画目標》

1. 防災都市基盤整備

1) 道路整備の推進

ア. 緊急交通路整備計画

- a. 風水害に比較して地震災害時は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- b. 道路管理者は、救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。

イ. 道路・橋梁施設等

- a. 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。
- b. 橋梁、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- c. 老朽及び各種点検調査の結果に基づき、危険度の高いものから順に対策を実施する。
- d. 地盤の軟弱箇所及び湧水をとまなう箇所については、路盤の改良を実施する。
- e. 既存橋梁の適切な機能確保に向けて、「由布市橋梁長寿命化計画（平成29年3月）」に基づき維持管理を行う。

ウ. 鉄道施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、建造物設計標準（JR九州）により、耐震性を確保する。

2) 河川施設等整備の推進

ア. 施設の点検、耐震性の強化

国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や閘門、水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ. 防災体制等の整備

河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

第2項 土地区画整理・市街地再開発等事業計画

《 計画目標 》

1. 最近における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大、これらの事態に対処するため市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、これとあわせて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、あわせて都市災害の防止に努める。
2. 既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上（下）水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善とあわせて都市災害の防止に努める。
3. 都市計画マスタープラン等の策定により市街地の将来像を明らかにしたうえで、地元関係者との合意形成を図りながら、防災街区整備事業、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的な都市基盤施設の整備により計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成する。
4. 「由布市総合計画」等にしながら、土地区画整理事業等の推進に努めるとともに、防災上必要な整備対策等も併せて基盤整備を検討する。
5. 建築物の共同化、不燃化
低層の密集住宅地においては、市街地再開発、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に共同建て替え等を促進し、土地の高度利用と建物の不燃化を図ることにより、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図る。
6. 土地利用に関しては、都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用を受け、建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
7. 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。

第3項 公園・緑地整備計画

《 計画目標 》

1. 規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、市民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。特に、公園等が無い地区については、年次計画をもって用地の確保に努める。
2. 延焼遮断の確保
 - 1) 掘延焼遮断緑地や道路、公園等のオープンスペースを確保するため、緑道の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。
 - 2) ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。
3. 公園・緑地の確保
 - 1) 大規模な公園は、指定緊急避難場所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園について、県と連携した整備を図る。
 - 2) 市民の協力のもとに緑化推進条例の制定や緑化基金制度の創設を図り、市民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進を図る。

第4項 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策

《 計画目標 》

1. 宅地造成規制等

- 1) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対して行う県指導に加え、市は、「開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱」に基づき開発行為に対する指導の強化を推進する。
- 2) 家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、指定緊急避難場所等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。
- 3) 防火地域・準防火地域の指定
市街地の大火災を防止するための建築基準法に基づく準防火地域の指定は市内商業地域等を中心とし、耐火または準耐火構造の規制により不燃化建築物へ指定等、各種防災対策の実施を検討する。

2. 既存建築物の防災対策

市は、住宅をはじめとする建築物の安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に推進することとする。

1) 公共施設の安全性の確保

市は、公共施設について耐震診断を実施し、必要と認められるものについては、当該建築物の重要度を考慮して、以下の対策を講ずるものとする。

ア. 耐震性の確保

公共施設（特に新耐震基準によらない既存建築物）については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる県内自治体庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

イ. 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ. 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

2) 地震による倒壊、火災の拡大防止を図るために、公営住宅建替・耐震化促進事業等により老朽化した住宅の建替えや耐震化住宅の推進に努める。

3) 一般既存建築物の安全性の向上の促進

災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築の中から順に耐震診断を実施し、安全性の劣るものについては、緊急輸送道路沿線の建築物である等、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、社会福祉施設や医療施設、不特定多数が利用する一般建築物についても、以下の対策を講ずるものとする。

ア. 耐震性の確保

耐震改修相談窓口の開設や安全性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施する。

イ. 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

4) 屋外広告物等の落下防止

災害の発生により広告塔、看板などの屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

5) 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

6) ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の市民啓発を進める。また、安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による市民へのPR等を推進する。

7) 建物相談の体制づくり

建築物防災週間等で行っている住宅相談にあわせ、ブロック塀等の耐震工法、耐震補強等の周知普及を行う。

また、土木工事においても市民からの相談を受ける体制を整備する。

8) 応急危険度判定士の養成

地震後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を養成する。

第5項 地盤災害予防計画

《 計画目標 》

1. 宅地造成規制、開発行為等

1) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発は、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の措置についての指導及び要請を行う。

2) 開発等の災害防止に関する基準

ア. 軟弱地盤の改良

宅地造成の際に、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

イ. 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

ウ. 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、県と連携し、原則として開発計画を抑制する。

エ. 人工斜面の安全措置

宅地造成により生ずる人工斜面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

2. 軟弱地盤液状化対策

1) 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

2) 地盤改良工法等の普及

ア. 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

イ. 液状化対策

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等があるが、これらの各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

3. 地震土砂災害対策

1) 地震による土砂災害は降水量を要因にその被害が発生しているが、震災時の斜面崩壊や土砂の移動等に伴い豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、気象台や県と連携して、土砂災害警戒情報の発信を行うとともに、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

2) 地震発生時の緊急調査体制

ア. 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

イ. 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。

ウ. 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。

エ. 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

第4節 ライフライン施設災害予防計画

(庶務班・土木対策班・水道対策班・環境対策班)

《 基本方針 》

水道及びし尿処理関連施設の耐震性等を強化して、地震等災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。

浄化槽等の施設は、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

また、電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合その供給は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講じる。

第1項 水道、し尿処理関連施設災害予防計画

【水道施設】

水道施設の中には、老朽化による破管や漏水等の割合が高い施設もあり、経年変化や耐震性の機能診断を実施して維持管理を効率的に行い、災害に強い施設整備を計画的に推進していく必要がある。

また、災害や管路事故に対する迅速な対応を支援するため、水道管網図システムの充実を図る必要がある。

【し尿処理等の施設】

本市の最終処分は、環境保全の観点から公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。

また、災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく必要がある。

《 計画目標 》

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

1. 気象台の気象長期予報に対処し、渇水が予想されるときは減圧・断水のバルブ操作、あるいは配水池の貯水量の調整、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
2. 水道施設の整備については、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等により、下水道施設の整備については、日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」等によって、施設の耐震化を推進する。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。
3. 水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携のもと新たな水源の確保を推進する。
4. 朽化した配管等の更新をはじめ、上下水道施設全般の整備を推進するとともに、安全な飲料水を安定的に供給と汚物処理施設代替方策等についても検討しておく。
5. 地下埋設物管理体制の確立
 - 1) 現況の把握
道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況把握及び台帳作成について検討する。
 - 2) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。
 - 3) 施設の耐震性及び供給体制等について総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。
 - 4) 応急復旧工事に必要な資機材の確保及び保管場所、方法等について検討する。
 - 5) 停電時に備え、予備電力等の整備を検討する。

6. 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

7. 仮設トイレの確保

災害時は水の供給不足から下水処理が不能になることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

第2項 電気施設災害予防対策

《 計画目標 》

電気施設の防災については、九州電力株式会社において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づき、次のような施設の管理、維持改良を行っている。

1. 電力施設災害予防事業の基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

2. 電力施設災害予防事業の実施

1) 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年一回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2) 発電設備

ア. 電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。

イ. 水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。

3) 送配電設備

ア. 架空電線路

耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

イ. 地中電線路

油槽架台の耐震設計は、建築基準法により行う。

4) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

5) 通信設備

通信設備の耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

第3項 ガス施設災害予防対策

《 計画目標 》

本市では、L Pガス及び一部都市ガスによりガス事業者が供給しており、各ガス事業者は保安規程に基づき、次のような平常時から災害予防に努めている。

1. ガス施設災害予防事業の基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、災害が発生した場合にも対処できるよう常日頃から備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

2. ガス施設災害予防事業の実施

1) 体制の整備等

ア. 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制の確立の観点から、体制を機動的なものに整備するとともに、地震時措置要領等の整備を行う。

イ. 対策計画の作成

設備・予防対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ. 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

2) 需要家への啓発対策

平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第4項 通信設備災害予防対策

1. 通信施設の災害予防

《 計画目標 》

西日本電信電話（株）の防災業務計画、災害等対策規定に基づき、次のような具体的措置を定めている。

1) 通信設備災害予防事業の基本方針

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

- ア. 電気通信設備等の信頼性向上
 - 耐水、耐震、耐火構造化等の推進
- イ. 電気通信システムの信頼性向上対策
 - a. 主要伝送路の多ルート化・ループ化
 - b. 主要中継交換機の分散設置
 - c. 通信ケーブル地中化の推進
 - d. 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
 - e. 電気通信設備に対する予備電源の確保
 - f. 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ウ. 重要通信の確保
 - a. 重要通信に関するデータベースの整備
 - b. 災害時のトラフィックコントロール 等

2) 災害対策機器及び車両の配置

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ア. 非常用衛星通信装置
- イ. 非常用無線装置
- ウ. 非常用伝送装置
- エ. 非常用電源装置
- オ. 応急ケーブル
- カ. その他の応急復旧用諸装置

3) 災害対策用資材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

- ア. 災害対策用資機材等の輸送
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- イ. 災害対策用資機材等の整備点検
 - 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

ウ. 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

エ. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災関係機関の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

4) 防災演習

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。

なお、県・市町村等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

ア. 災害予報及び警報の伝達

イ. 非常召集

ウ. 災害時における通信そ通確保

エ. 各種災害対策用機器の操作

オ. 電気通信設備等の災害応急復旧

カ. 消防及び水防

キ. 避難及び救護

2. 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第1節 地域の防災力の向上

第1節 地域の防災力の向上

《 基本方針 》

地震等の大規模災害時における地域住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、県と連携して自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画 第3章 第2節 訓練計画、第3章 第3節 防災知識普及計画、第3章第1節 自主防災組織整備計画】を参照する。

第1項 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

《 計画目標 》

1. 防災知識の普及等

1) 家庭への啓発

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、次の事項に重点をおき、震災に関する分析結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及、啓発を図る。

- ア. 3日分の食料、飲料水等の備蓄
- イ. 非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
- ウ. 地震発生時に取るべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所での行動等
- エ. 震災時の家庭での連絡体制の確保

2) 地震防災マップによる啓発

地域の地震防災的見地からの防災調査を行い、住民の適切な避難や防災活動に資する地震防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

3) 緊急避難場所及び避難所の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地する災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

4) 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市町村防災会議において、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

5) 防災教育

県や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、日本赤十字社大分県支部と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。高齢者を適切に支援するために「災害時の高齢者生活支援講習」を行い知識と技術を拡げる。

- ア. 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- イ. 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- ウ. 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

2. 防災訓練の実施

1) 震災防災訓練の実施

防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

2) 防災図上訓練及びリーダーの育成強化

地域の地図を使い、災害が発生した場合を想定して、地域の活動や対応等を参加者同士で議論し、考えていく訓練災害図上訓練(D I G = Disaster Imagination Game)を実施する。

なお、自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに住民が自主防災組織単位の防災訓練を重ねられるよう、市は支援を行うとともに、地域の防災の担い手となるリーダーを育成強化する。

3) 要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、県と協力し、地域において要配慮者を支援することができる連絡、救出等の活動体制の充実を目指す。特に、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

3. 消防団、自主防災組織の育成強化

1) 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、また、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を地域と連携を図りながら促進し、その育成を図る。

2) 地域の自主防災組織の育成強化

ア. 自主防災組織の重点地区

特に、震災による被害拡大の危険性が高い地域を重点において、組織の育成を推進する。

- a. 木造家屋の集中している地域
- b. 消防水利の不足している地域
- c. 道路事情等により消防活動の困難な地域
- d. 要配慮者の集中している地域

イ. 自主防災組織の組織づくり

震災時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- a. 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- b. 既存の公民館等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- c. 地域で活動している様々な組織を活用する。

ウ. 多様な組織づくり

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治委員等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

エ. 地域における要配慮者の支援体制づくり

震災時の要配慮者への支援体制の充実を図るため、県と連携し、以下の取り組みの実施に努める。

- a. 自主防災組織や市町村社会福祉協議会等を対象とした研修の実施
- b. 個別地域（自主防災組織）に対する支援
- c. 避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意の取得等に対する支援

4. 防災ボランティア活動環境の整備

- 1) 市は、ボランティア団体と協力して、震災時の防災ボランティアとの連携やその体制について検討する。
- 2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備拡充を目指す。
- 3) 市職員は、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーや、運営実務を行うスタッフ育成に向けて県が実施する研修に積極的に参加する。
- 4) 環境整備の検討事項
 - 次のような防災ボランティア活動環境について検討する。
 - ア. 非常時の登録
 - イ. 研修制度
 - ウ. 活動調整を行う体制
 - エ. 活動拠点の確保等

5. 要配慮者の安全確保

1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用等

- ア. 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- イ. 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ. 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- エ. 市は、避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- オ. 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- カ. 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

2) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

また、県と連携して福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会とも協働しながら、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職からなる大分県災害派遣福祉チーム（大分DWA T）に対して協力を要請する。

さらに、県で作成する福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対応のための 事前措置計画

第1節 地震防災活動体制の整備計画

第1節 地震防災活動体制の整備計画

《基本方針》

市は、実情に応じた非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携体制の確立を推進する。

第1項 災害応急体制の整備

《計画目標》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画 第4章 第2節 防災活動体制の整備計画】を参照する。

1. 防災活動体制の整備

1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努めるとともに、県の地区災害対策本部との連携をはじめとした地域における連携体制の充実を図るものとする。

2) 初動体制の確立

市災害対策本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

3) 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア. 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

イ. 災害対策職員用通信手段の確保

市災害対策本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

ウ. 職員参集・安否確認システムの導入検討

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムの導入を検討する。

エ. 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が確保できる体制について検討する。

オ. 由布市職員防災ハンドブックの作成

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる由布市職員防災ハンドブックを作成する等、職員に初動体制意識の徹底を図る。

カ. 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取り組み

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

キ. 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板 171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かつての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に指定緊急避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

5) 被災者等への的確な情報伝達の充実

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

6) 各種情報システム・データの適切な保全体制の確保

県民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。

また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行うものとする。

7) 道路啓開等の計画策定

道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を策定する。

8) 受援計画の策定

市は、県が策定した警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するための受援計画を基に、市独自の計画を策定する。

また、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

2. 救急救助体制の整備

1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア. 救急・救助体制の充実
- イ. 初動医療体制の確立
- ウ. 医療支援体制の確立
- エ. 災害医療情報通信ネットワークの整備

2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

3) 交通ネットワークの整備

- ア. 骨格的な幹線道路の整備
- イ. 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保
- ウ. 防災上重要な道路改良の実施
- エ. 橋梁等の安全対策の実施
- オ. 災害時用臨時ヘリポートの整備

3. 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

特に、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図る。

第2項 二次災害防止体制の整備

《 計画目標 》

1. 災害防止体制の整備

1) 二次災害の防止体制

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

2) 土砂災害防止体制

建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

3) 宅地・建物応急危険度判定

震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士等が被災宅地・建物の危険度の判定を行う「応急危険度判定士」を養成する。

4) 迅速な被災住宅の被害認定調査体制

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定が求められているため、県が定期的で開催している住宅被害認定研修会に参加、職員の被害認定調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害認定調査に係る市町村間の応援態勢の構築を目指す。

地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画

- 第1章 災害応急対策計画の基本方針等
- 第2章 活動体制の確立に関する計画
- 第3章 生命・財産への被害を最小とするための活動計画
- 第4章 被災者の保護・救援のための活動計画
- 第5章 社会基盤の応急対策計画

第1章 災害応急対策計画の基本方針等

第1節 災害応急対策計画の基本方針

第1節 災害応急対策計画の基本方針

災害応急対策計画の基本的な考え方は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第1章】を参照する。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第1節 災害対策本部組織計画

第2節 動員配備計画

第3節 情報収集伝達計画

第4節 帰宅困難者対策計画

第1節 災害対策本部組織計画

《 基本方針 》

本市の地域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「災害対策基本法」及び「由布市災害対策本部条例」（平成17年10月1日 条例第16号）により「由布市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）を設置するものとする。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第1節 災害対策本部組織計画】を参照する。

第1項 災害対策本部組織計画

《 計画目標 》

1. 市災害警戒準備室

気象台から地震情報が発表される等災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部等を設置するに至らないときは、“防災危機管理課、各振興局”職員等により災害警戒準備室の体制をとる。

2. 市災害対策警戒本部

気象台から地震情報が発表される等相当規模の災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、副市長を本部長とし、“総務部、技術部、救援部”職員等により災害対策警戒本部の体制をとる。

3. 市災害対策本部

市災害対策本部の機構及び運営等に関する必要事項については、「市災害対策本部条例」及び「市災害対策本部運営要領」、「市災害対策各支部運営要領」に定めるところによる。

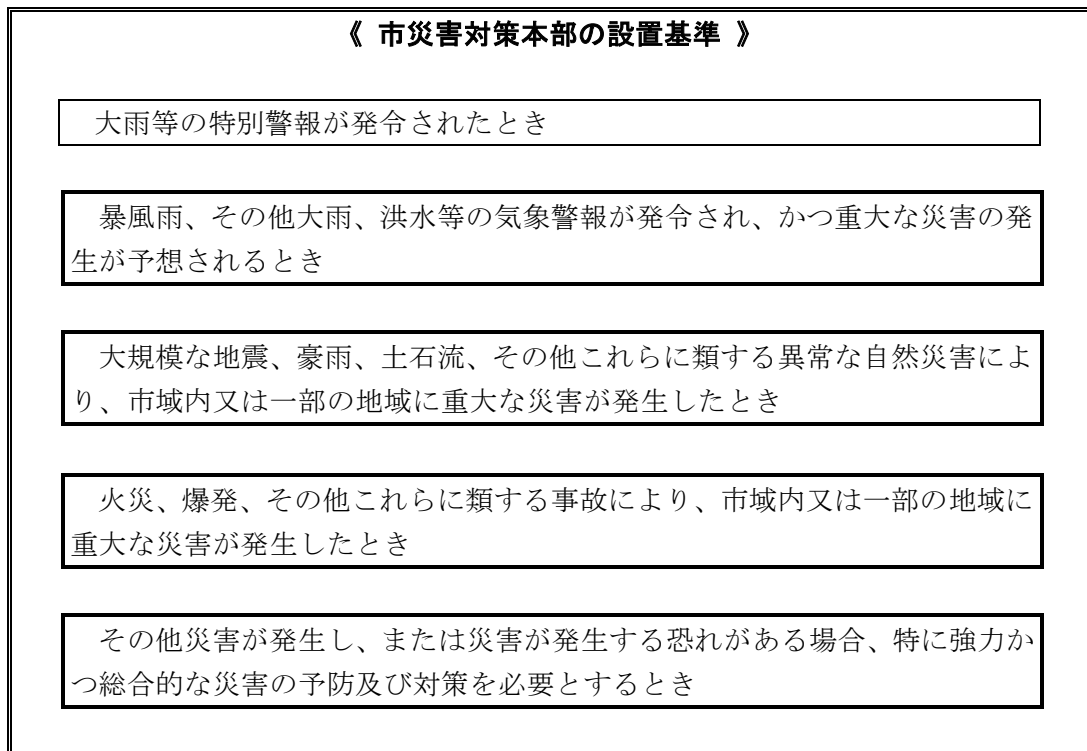
《 市災害対策本部設置基準 》

本市近郊に

- 1) 震度4の地震が発生したときは、直ちに市災害警戒準備室を設置する。
- 2) 震度5弱の地震が発生したときは、直ちに市災害対策警戒本部を設置する。
- 3) 震度5強以上の地震が発生したときは、直ちに市災害対策本部を設置する。

1) 市災害対策本部の設置及び廃止

市災害対策本部は、次の基準に達したとき市長が設置・閉鎖する。



4. 市現地災害対策本部

災害発生が地域が限定される場合においては、現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部の体制は、市災害対策本部に準ずる。

5. 市災害対策本部等の設置場所

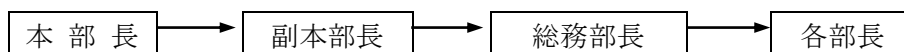
市災害対策本部等は、原則として市役所内に設置するが、市役所が被災により使用不可能な場合には、他の施設の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

6. 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生したと予想される場合、市災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう本部機能確保の措置を講じる。

7. 意思決定権者代理順位

市災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



8. 市災害対策本部の組織及び事務分掌

市災害対策本部は、由布市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長がこれを設置する。市災害対策本部は市長を本部長、副市長、教育長を副本部長とし、そのもとに部長、班長並びに班員を配備し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

《 応急対策の時間的目標 》

時間 主な 応急対策事項	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～ 3日目位まで	地震発生3日目位～ 1週間位まで
被害情報の 収集伝達 〈庶務・調査 ・各班〉	<ul style="list-style-type: none"> 各班からの被害情報の収集伝達 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達 その他関係機関からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の被害情報の収集伝達 ライフライン被害情報の収集伝達 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集伝達
市民への 広報 〈庶務班〉	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（特に火災発生）に関する情報 避難指示等及び安全な指定緊急避難場所及び指定避難所に関する情報 パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害状況に関する情報 指定避難所に関する情報 救援救護に関する情報 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の復旧状況に関する情報 指定避難所に関する情報 救援救護に関する情報 各種相談窓口開設に関する情報
避難 〈庶務・救援 班〉	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 避難人員及び避難状況の把握 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の運営 指定避難所への飲料水、食料生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援 〈事務局〉	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の派遣要請と受入れ FC適用の要請 県、周辺市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援の受入れ 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ 	
人命救出・医療活動 〈救援班・消防本部〉	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の開設、運営 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア
救援 〈救援班〉	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動 食料、飲料水の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水の供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 水道復旧による生活用水の供給 救援物資の配給

時間 主な 応急対策事項	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～ 3日目位まで	地震発生3日目位～ 1週間位まで
交通規制 〈輸送・救援班〉	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送 ・交通規制 ・緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送 ・交通規制 ・緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・緊急交通路の確保
消火活動 〈消防本部〉	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の初期消火 ・火災の延焼状況の予測 ・危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の延焼拡大の防止 ・危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応 〈救援班〉	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認、緊急介護 ・指定緊急避難場所及び指定避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認、緊急介護 ・指定避難所でのケア ・在宅要配慮者の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認、緊急介護 ・指定避難所でのケア ・在宅要配慮者の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬 〈環境対策班〉		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索、搬送 ・火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容埋葬
ライフライン 〈技術部〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧
廃棄物対策 〈環境対策班〉			<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、し尿処理 ・災害廃棄物処理
生活再建 〈調査班・技術部〉			<ul style="list-style-type: none"> ・災害相談窓口の開設 ・罹災証明等発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災建物応急修理の準備 ・学校再開の準備

第2節 動員配備計画

《 基本方針 》

市及び防災関係機関は、大規模地震発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、市災害対策本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これに従い市災害対策本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

大規模な地震発生時における対策は、本節の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第2節 動員配備計画】を参照する。

第1項 動員配備計画

《 計画目標 》

1. 動員配備計画

「由布市災害対策本部規程」に基づく活動体制及び配備体制は次のとおりである。

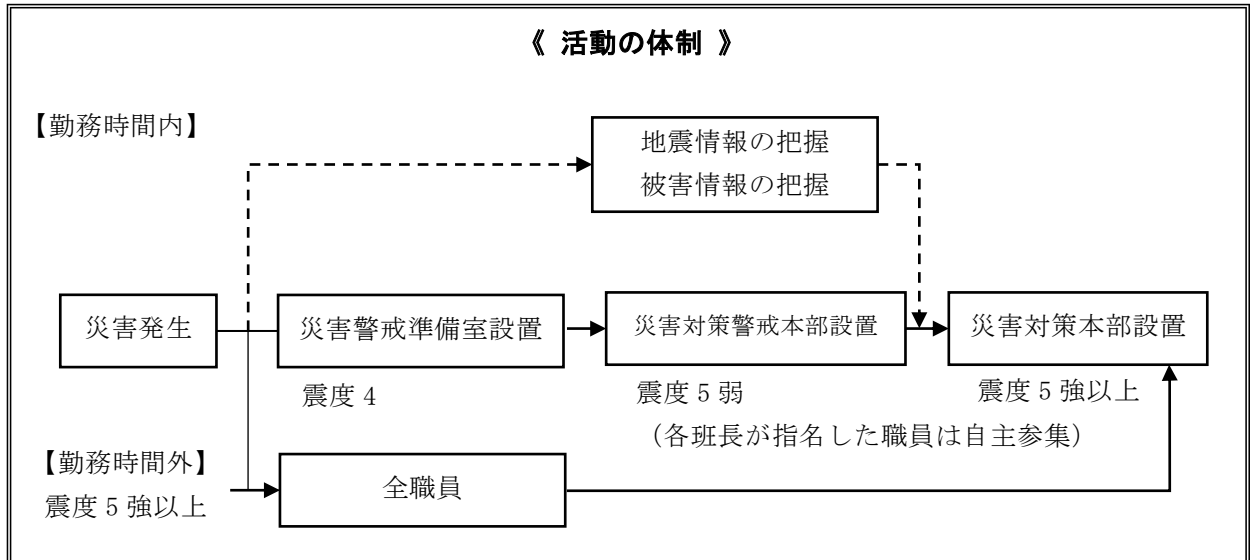
1) 配備の体制（職員の参集体制）

災害警戒準備室	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報収集連絡活動を主とし、事態の推移により災害対策警戒本部に移行するまでの体制 ◇気象業務法に基づく警報が発令される等災害の発生が予想される場合 ◇各部の情報連絡担当職員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも警戒本部体制に移行しうる体制
災害対策警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ◇現に災害が発生しつつあり、かつ、相当規模の災害が発生する恐れがある場合 ◇各班の所要人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも災害対策本部に移行しうる体制
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は次による。 ただし、震度5強以上の地震の場合は第2次体制によるものとする。 ◇第1次体制 おおむね5割の職員（課長補佐、主幹、副主幹以上） ◇第2次体制 全職員

2. 市災害対策本部等の設置基準と配備体制

1) 活動体制

市長は、大規模地震が発生した場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって地震発生時における災害対策本部設置体制に基づき、防災活動を遂行する。



2) 配備体制

配備基準	震度	配備体制	参集方法
災害警戒準備室	4	【本部】 防災危機管理課 【支部】 各振興局	【勤務時間内】 大分地方気象台→県防災対策企画課→市防災危機管理課（担当者）→各振興局（担当者）→関係職員 【勤務時間外】 大分地方気象台→県防災対策企画課→防災危機管理課（担当者）→各振興局（担当者）→関係職員登庁
災害対策警戒本部	5弱	【本部】 総務課、農政課 建設課、水道課 消防本部 防災危機管理課 【支部】 振興局長 地域振興課、地域整備課	【勤務時間内】 大分地方気象台→県防災対策企画課→市防災危機管理課（担当者）→（庁内放送）→関係職員 【勤務時間外】 関係職員登庁→緊急初動班の設置 →（災害対策警戒本部） 職員の参集に遺漏のないようあらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。
災害対策本部	5強以上	【本部・支部】 全職員	【勤務時間内】 大分地方気象台→県防災対策企画課→防災危機管理課（担当者）→（庁内放送）→全職員（災害対策本部各班） 【勤務時間外】 第2次体制→全職員登庁 直ちに職員自ら情報収集に努め、自主的に登庁する。 但し、道路の遮断や公共の交通機関等の不通により、登庁できない場合は、所属長へその旨伝えるとともに、応急活動に従事する。

3) 職員の動員

ア. 勤務時間の参集配置

勤務時間内に本部が設置された場合、各班の班長はすみやかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。又、勤務時間外まで継続される場合も動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

イ. 勤務時間外の参集配置

勤務時間外に本部が設置された場合、別に定める伝達系統に従い情報伝達を行い、各班の班長は動員配置人員表に基づき必要人員を参集させるものとする。

参集あたっては、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。

ウ. 職員は大規模地震の発生を知り得た場合には、テレビ、ラジオ等で震度等を確認し、体制を判断し、体制に関する連絡がない場合でも、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で近傍の庁舎に参集することを原則とする。参集後、情報の収集を行い本勤務地への参集が可能な場合は本勤務地へ参集するものとする。不可能な場合には直属の上司に報告後、各支部長の指示を受けるものとする。なお不可能な状況が解消された場合には速やかに本勤務地に参集するものとする。

エ. 職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。

なお、やむをえない事由として例えば次のような場合が考えられる。

- a. 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。
- b. 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。
- c. 職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。
- d. 職員が出張中又は旅行中であって、直ちに参集できない場合。
- e. 職員が傷病もしくは職員家族介護のため参集できない場合。
- f. 職員の現住所から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

オ. 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

●参考資料編 様式 地応-2-2-1-1 「参集途上情報報告書」

4) 災害対策本部の設置不能の対応

夜間及び休日において、市災害対策本部機能の確保を図るため、早期参集した要員により直ちに“緊急初動部隊”を組織し、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の災害対策本部の設置のための初動対応を行う。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第2節 動員配備計画

第3節 情報収集伝達計画

5) 県による代行措置

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に、災害対策基本法第73条の規定に基づき、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、①警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに③現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、総務部は次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、現地災害対策本部についても同様に、庶務班を通じて行うものとする。

ア. 市役所機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し応急対策活動にあたるが、「本編第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画」に必要な要員を最優先として配置する。

イ. 市役所機能一部損壊程度の災害

各部の責任者の指揮の下で「本編第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画」にあたる要員の重点配分を行う。

ウ. 市役所機能支障なし程度の災害

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

7) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第1章 第1節参照）。

第3節 情報収集伝達計画**《 基本方針 》**

市災害対策本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

第1項 情報収集伝達計画**《 計画目標 》**

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第5節 被害情報等収集伝達計画】を参照する。

1. 通信施設の利用確認

1) 通信手段の確保

- ア. 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- イ. 市は、必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員・資機材を確保する。
- ウ. 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。

2) 公衆電話通信施設の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等に必要があるときは、非常電話を利用する。

《 非常電話の手順 》

- ア. 事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。
- イ. 緊急通信の場合は「102番」をダイヤルする。
- ウ. オペレーターに「非常通話」と告げ、その理由を申し出る。
- エ. 市の登録電話番号と機関名、氏名を告げる。

2. 災害情報の収集・連絡

1) 地震情報等の把握

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努める。

2) 地震に関する情報の発表及び伝達

地震に関する情報とは、九州・山口地方の地震や地震による被害が発生したと推定される地震、局地的に続いて発生する小地震等が発生し、福岡管区气象台が必要と認めた場合に、福岡管区及び大分地方气象台が一般及び関係機関に対して速やかに発表するもので、その種類は次のとおりである。

震度速報：気象庁の地震観測地点のいずれかで震度3以上が観測された場合に発表する。

地震情報：

①震源・震度に関する情報：

地震の発生時刻、震央の位置、震源の深さ、マグニチュード、震度3以上を観測した地域の震度の発表状況について発表する。

②各地の震度に関する情報：

地震の発生時刻、震央の位置、震源の深さ、マグニチュード、各地の震度（震度1以上）について発表する。

3) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

情報の種類と発表条件は下表のとおりであり、情報発表条件に合致した場合、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」は概ね30分後程度に発表される。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において発生した異常な現象についての評価結果が、最短で2時間後程度に発表される。

発表があったのちは、平常時からの地震への備えを確認するように住民に広報を行うなどするものとする。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象^{※1}が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

注．本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

注．本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や、東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象。具体的には次のとおり。

■ 気象庁が調査を開始する対象となる現象

- 想定震源域^{※2}内でマグニチュード7.0以上の地震が発生
- 想定震源域^{※2}内でマグニチュード6.0以上の（あるいは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計^{※3}で当該地震に対応するステップ上の変化^{※4}以外の特異な変化を観測
- 1箇所以上のひずみ計^{※3}で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計^{※3}で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- その他、想定震源域^{※2}内のプレート境界の固着情報の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域…南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）

※3：ひずみ計…当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用

※4：ステップ状の変化：地震発生時に通常観測される段差的な変化

3. 地震被害情報の収集伝達

1) 地震被害情報の収集

ア. 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- a. 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- b. 人命救助に係る情報
- c. その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

- イ. 各班は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。
 - a. 人的被害
 - b. 建物、施設等の被害
 - c. 避難の状況
 - d. 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
 - e. 防災関係機関の対策の実施状況
 - f. 交通機関の運行、道路の状況
- ウ. 電気、ガス、上下水道、電話等生活関連施設の運営被害状況
- エ. 各地区毎に被害情報の収集担当班を定め、消防団や区長等の協力を得て初期情報の収集に努める。

2) 被害情報の伝達、報告

災害対策基本法第53条に基づき、市は、当該区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

区 分	内容等（基本法施行令第21条）	様 式
被害状況速報	ア. 災害の原因 イ. 災害の発生日時 ウ. 災害の場所または地域 エ. 被害の程度 オ. 被害に対してとられた措置 カ. その他必要事項	災害概況即報 （第1号様式）

3) 地震に関する情報の伝達

ア. 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

イ. 事前措置

市は、住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災ラジオ、防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊する恐れのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

ウ. 地震情報の周知

市は、震度5弱以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合、防災ラジオ、防災行政無線、広報車等を用いて市民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、観光客、外国人等の要配慮者へも配慮する。

《 地震時の広報内容 》

地震発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ・余震情報 ・地震時の一般的注意事項 ・初期消火活動、人命救助の呼び掛け ・災害情報、被害情報 ・避難に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、被害情報 ・救援物資の配給状況 ・ライフライン等の復旧状況 ・緊急交通路確保への協力要請 ・ボランティア受け入れ情報 ・安否情報

4. 応援要請

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第7節 広域応援要請計画、第8節 自衛隊災害派遣要請計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1) 県他市町村への応援要請

災害応急対策または災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。

2) 自衛隊への応援要請依頼

ア. 自衛隊派遣要請手続き

本部長が、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、総務課長は、災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話または口頭をもって知事に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

イ. 緊急要請

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（西部方面特科隊長湯布院駐屯地・陸上自衛隊大分地方協力本部長など）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第2項 災害広報計画

《 計画目標 》

1. 災害広報

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第15節 災害広報計画】を参照する。

1) 災害広報内容

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けて行う。

- ア. 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- イ. 被災状況と応急措置の状況
- ウ. 避難の必要性の有無、指定緊急避難場所等の情報
- エ. 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
- オ. ライフラインの状況

- カ. 医療機関の状況
- キ. 防疫活動の実施状況
- ク. 食料、生活必需品の供給状況
- ケ. その他住民のとるべき行動
 - ア. 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - イ. 電話、交通機関等の利用制約
 - ウ. 食料、生活必需品の確保

2) 住民に対する広報

住民への広報内容について、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見極め、必要な情報を周知する。

市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるよう、ボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、インターネット（県庁ホームページや、SNS等）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

3) 広報の実施

- 市は、次により広報を実施する。
- ア. 広報重点地区（各災害危険地区）の選定
 - イ. 広報文の確認
 - ウ. 広報優先順位の検討
 - エ. 伝達方法、伝達ルートの確認

2. 広報の要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して災害対策基本法第57条に基づき、放送の要請を依頼する。

3. 安否情報への対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 帰宅困難者対策計画

(庶務班・環境対策班)

《 基本方針 》

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第1項 市民、事業者等への情報提供

市においては、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

第2項 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、県と連携し、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する県・市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小とするための活動計画

第1節 避難收容計画
第2節 救出医療計画

第1節 避難収容計画

(庶務班・救援班・医療救護班・環境対策班)

《基本方針》

災害のため、現に、身体・生命が危険な状態にある場合、これらの者を保護するため、避難を指示し、安全な場所に避難させ、収容するための計画であり、災害危険区域等にある市民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第4節 避難の指示等及び誘導に関する計画】を参照する。

第1項 避難収容計画

《計画目標》

1. 避難施設の確保

1) 避難施設等の開設

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。

また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

2) 収容対象者

- ア. 災害により現に被害を受けた者、または被害を受ける恐れのある者
- イ. 避難命令が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者

3) 避難施設への受け入れ準備

- ア. 事務局は、電話、無線等により指定避難所開設の旨を関係者へ連絡する。
- イ. 施設の施設解除依頼
- ウ. 避難者の受入れ（収容）スペースを指定、避難者の誘導

2. 避難の指示

地震等による災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、避難指示の責任者を明確にし、警察官、県及び自衛隊等と協力し、避難体制を確立する。

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震が発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し立ち退きを勧告し、または立ち退きを指示する。

必要に応じて、対象地域、判断時期等について、国、県に対して助言を求めるものとする。
なお、避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

《避難指示》

条 件	ア.災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合
行動内容	ア.指定避難所への避難 イ.外出することが危険な場合、近くの安全な場所（自宅内より安全な場所）へ避難

3. 要配慮者の避難対策

1) 地震発生直後の対策

ア. 避難行動要支援者

避難行動要支援者対象者リストを作成し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、指定避難所への速やかな避難誘導を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、指定緊急避難場所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

イ. 在宅被災者

指定避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて指定避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

2) 指定避難所での対策

指定避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

ア. 物理的障壁の除去がされていない施設を指定避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

イ. 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスに努める。

ウ. 指定避難所では、要配慮者の状況を把握し、食料や飲料水、生活必需品の供給等の指定避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。

エ. 生活情報の伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。

オ. 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

3) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、指定避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

4. 指定避難所の受け入れ体制

1) 各指定避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受け入れや連絡が円滑に進むようにしておく。

《 指定避難所運営の手順 》

- ア. 避難者カード・避難住民名簿の作成
- イ. 部屋(場所)の割り振り
- ウ. 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- エ. 指定避難所の運営状況の報告(適宜)
- オ. 指定避難所状況把握書の作成

- 2) 指定避難所の運営は、住民及びボランティア等の自主性を尊重し、市はこれに協力し、必要な措置を検討する。

5. 指定避難所の運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は次の点に留意する。

なお、市は、県が策定した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」に基づき、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努めるものとする。

●参考資料編 風応-4-1-2-1 「避難所開設運営マニュアル」

1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営

ア. グループ分け

イ. プライバシーの確保

ウ. 情報提供体制の整備

エ. 指定避難所運営ルールの徹底

円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ. 指定避難所のパトロール等

カ. 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

キ. 福祉避難所

要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した避難所

2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営

ア. 自主運営体制の整備

イ. 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯等の生活環境の改善対策

ウ. 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

3) 保健、衛生対策

ア. 救護所の設置

イ. 巡回健康相談、栄養相談の実施

ウ. 仮設トイレの確保、衛生対策

エ. 入浴、洗濯対策

オ. 食品衛生対策

4) 指定避難所運営訓練の実施

市は、県と連携して、円滑に避難所を開設・運営できるよう、職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

5) 指定避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6. 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下の通り調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議するが、必要に応じて県に調整を求める。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議する。

7. 指定避難所外被災者への支援

1) 指定避難所外被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

2) 指定避難所外被災者への情報伝達活動

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3) 巡回健康相談の実施

市は、指定避難所外被災者に対しても、健康管理のため、健康相談チームを編成し、巡回して健康相談を行うとともに、医療ニーズを把握する。

第2節 救出医療計画

(救援班・医療救護班・消防班)

《 基本方針 》

救助法の適用については同法、同法施行令及び基本法の細則の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第5節 救出救助計画、第6節 医療救護計画】を参照する。

特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 救出医療計画

《 計画目標 》

1. 救出計画

1) 救出班の編成

被災者の救出は、原則として“救援班及び消防班”が救出活動を行い、市災害対策本部による救出作業が困難なときは、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。

2) 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

3) 救出等の応援要請

市は、被災地の救助及び救急活動を行う他、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認めた場合は知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。

4) 住民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自治会も含めた自主防災組織のもとで、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即した住民の組織力を強化し、“自分達の地域は自分達で守る”という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

ア. 個人の果たすべき役割

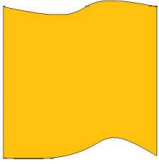
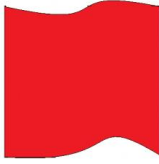
- a. 負傷者及び災害弱者の救出、救護
- b. 正確な情報の伝達
- c. 出火防止措置及び消火の実施
- d. 適切な避難
- e. 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

イ. 市は、地震直後からの住民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動への協力を喚起する。

5) 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容
 規格 布(概ね 2m×2m)

<p>①黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>②赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す</p>
--	--------------------	---	--

2. 医療計画

1) 医療機関の動員計画

医療救護については、医師会と協議調整し、“医療救護班”と大分郡市医師会、その他医療機関の協力により“医療部隊”を編成し行う。

2) 初動体制の確立

救急医療活動は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。

- ア. 地元開業医、医療機関への要請
- イ. 医療救護班の派遣
- ウ. 医療施設への受け入れ体制の確保
- エ. 搬送体制の確保
- オ. 広域支援要請

3) 医療機関等への応援要請

医療救護班または市内の病院や診療所等での処理が困難な場合には、県及び周辺市町村等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

4) 医療救護対策

ア. 医療施設の復旧協力

医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

イ. 重症度の判定（トリアージ）

傷病者は、次の4段階に区分され、それぞれの判定に応じた救命措置、応急措置を行う。

《 重症度の判定 》	
ア.死亡	(黒) 生命徴候がなく救命の見込みがない
イ.重症	(赤) 直ちに生命にかかわる傷病
ウ.中等症	(黄) 措置に比較的余裕のある傷病
エ.軽症	(緑) 入院加療を必要としない傷病

ウ. 情報収集及び連絡体制

震災による負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況について情報を共有化し、情報の明確化を図る。

エ. 精神医療

市は、地震被害における精神障がい者に対する保健及び医療サービスの確保と心的外傷（PTSD）後ストレス障がい等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

オ. 難病患者への対応

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

カ. 特定医療対策

地震によるライフラインの不通にともなう重病患者及び人工透析等特定の医療情報を必要とする患者へ、多様な情報媒体を活用し、情報提供と収集を行う。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

- 第1節 避難所運営活動計画
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 被災地の救援活動計画
- 第4節 被災地の応急活動計画

第1節 避難所運営活動計画

避難所運営活動計画の基本的な考え方は、【風水害対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第1節 避難所運営活動計画】を参照する。

第2節 避難所外被災者の支援

避難所外被災者の支援の基本的な考え方は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第2節 避難所外被災者の支援】を参照する。

第3節 被災地の救援活動計画

(救援班・水道対策班・物資受入・輸送班)

《 基本方針 》

市は、被災した住民に対し、最少限度必要な飲料水、食料、生活必需品等を供給し、被災者を保護するとともに、早期に住民生活の回復が図れるように努める。

第1項 救援活動計画

《 計画目標 》

1. 給水対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第4節 給水計画】を参照する。

1) 震災後の応急措置の内容

《 水道施設の応急措置内容 》

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ. 給水車等の応急給水方法の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ. 給水（場所、時間、方法）等に関する広報

2) 応急給水の実施

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。

- ア. 給水に必要なポリ容器、バケツ（個人用）等給水容器の確保に努める。
- イ. 給水に要する給水車、輸送車両等が必要なときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- ウ. 使用可能な施設より仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。
- エ. 給水（場所、時間、方法）等に関する広報を行う。

2. 食料供給、生活必需品等の確保

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第3節 食料供給計画、第5節 被服寝具その他生活必需品供給計画】を参照する。

1) 食料供給、生活必需品等の確保体制

主食の配給は、“救援班”が行うものとし、人員、被災状況に基づき配分計画を作成する。大量の配給が必要な場合は県、日本赤十字社奉仕団等に応援要請を行う。

2) 食料供給、生活必需品等の確保計画

ア. 調達

市は、自ら調達した食料及び物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県及び近隣市町村に物資の調達を要請する。

イ. 配分計画

市は、調達した食料及び物資について配分計画を作成し円滑な配分を行う。

ウ. 配給拠点施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、指定避難所等との調整を行ったうえで、配給拠点施設を確保する。

エ. 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給（場所、時間、方法）等に関する広報を併せて行う。

3) 炊き出し等の給与

炊出しの必要を認めるときは、“救援班”が地域住民等の応援協力を得て、可能な限り学校等の給食施設、または公民館等の既存施設を利用し、できるだけ指定避難所と同一施設、並びに指定避難所に近い施設を選定して設ける。

4) 生活必需品等供給

“救援班”が配給計画に基づき、自治会又はボランティアの協力を得て配分する。

指定避難所への配給は、食料の場合と同様とする。その他の住民への配給は、担当班を指名して行う。また、必要量が確保できないときは、県及び周辺市町等に対し応援を要請する。

なお、指定避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県と連携を図りながらシステムの導入を検討する。

第4節 被災地の応急活動計画

(土木対策班・物資受入・輸送班・環境対策班)

《 基本方針 》

市は、被災地域における二次災害の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な応急活動を行うとともに、被災地域における住民生活の早期回復と生活安定を図るものとする。

第1項 緊急輸送計画

《 計画目標 》

1. 緊急輸送計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第14節 緊急輸送計画】を参照する。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、輸送すべき人並びに輸送すべき場所及び期日を示して、被災者の輸送を要請するものとする。

1) 震災後の応急措置の内容

市は、災害が発生した場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ的確に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

- ア. 被災状況調査、通行可能路線の確認
- イ. 交通規制による緊急通行車両の確認
- ウ. 応急復旧計画、輸送検討

2) 緊急輸送対策の実施

ア. 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

イ. 緊急通行車両の確認

地震発生後、特に、使用可能な交通及び輸送ルートを確認するために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県または県公安委員会から別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書の交付を受ける。

ウ. 緊急通行車両以外への対応

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

また、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行うものとする。

また、市は、緊急輸送道路について、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

エ. 応急復旧実施

順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

第2項 応急住宅対策

《 計画目標 》

1. 応急住宅対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第9節 住宅の供給確保計画】を参照する。

1) 震災後の応急措置の内容

- ア. 被災建築物の調査の実施
- イ. 危険度判定調査の実施
- ウ. 応急住宅修理計画検討
- エ. 仮設住宅建設計画検討

2) 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

災害により被災した建築物及び宅地が、引き続き安全に居住できるか否か及び二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき県や建築士会等の協力を得て実施する。

3) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査

ア. 調査の実施

災害後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、「応急危険度判定士」等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

イ. 判定

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」の判定基準に基づき行う。

被災建築物及び宅地の応急危険度判定は、次の3段階とし、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。

《 被災建築物応急危険度判定 》

判 定 (3段階)	
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物は被害程度は少ないです。

4) 二次災害防止のための応急措置

市は、被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

5) 危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置を行う。

6) 応急・復旧措置に関する相談

- ア. 倒壊及び外壁等の脱落等のおそれのある建築物等の危険防止に関する相談を行う。
- イ. 必要に応じて、被災建築物の復旧に関する技術的相談を関係機関の協力を得て行う。

2. 仮設住宅建設計画

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。但し、被災者の入居手続き等を円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

1) 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

- ア. 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。
- イ. 応急仮設住宅の建設計画を立案し、住民に対して入居募集等の広報を行う。
- ウ. 入居世帯数の不足に応じて、周辺市町村の協力を得る。
- エ. 入居後の生活再建築、災害弱者対策等を配慮した入居措置を検討する。

2) 仮設住宅の供与及び応急処理の要点

- ア. 応急仮設住宅に収容する入居者及び応急修理を受ける世帯の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴集する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。
- イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

3) 公的住宅空家の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、また、市営住宅等への入居を図ったうえ不足する場合は、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や都市基盤整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第3項 防疫、清掃計画

《 計画目標 》

1. 防疫、清掃計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第10節 障害物除去計画、第4章 第7節 防疫、清掃、食品衛生監視計画】を参照する。

《 防疫の応急措置内容 》

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. ねずみ族、昆虫等の駆除
- エ. 家庭用水の供給
- オ. 感染症の患者への入院勧告等
- カ. 指定避難所の衛生管理及び防疫指導

1) 防疫の実施

あらかじめ定める計画により、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、感染症の蔓延防止等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び検病調査を実施する。

2) 災害廃棄物処理の実施

ア. 災害廃棄物処理計画

- a. 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- b. 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- c. ごみ収集及び処理計画を立案し、住民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。
- d. 必要に応じて収集したごみは、周辺市町村の協力を得て処理する。
- e. その他所用の計画に基づいて実施する。

イ. 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理にあたる。

ウ. 臨時集積所

臨時集積所は、原則として市長の指示する場所で処理する。除去した障害物は、環境衛生上の問題を考慮する。

第4項 廃棄物処理

大規模な地震発生時における廃棄物処理対策は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第8節 廃棄物処理】を参照する。

第5項 応急活動対策

《 計画目標 》

1. 公共施設等対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害応急対策計画 第4章 第14節 交通施設災害応急対策計画】を参照する。

1) 道路、橋梁、その他公共施設等対策

ア. 施設被害の把握

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握し、迂回路の選定等により交通路の確保に努める。また、被害状況等については、県や関係機関等に報告する。

イ. 緊急点検の実施

大規模地震発生後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する道路、橋梁、施設や設備等の緊急点検を実施する。

ウ. 応急復旧

被害を受けた道路、橋梁、施設等は速やかに復旧体制を確立し、必要な措置をとる。

エ. 住民への広報

被害を受けた道路、橋梁、施設等の情報は、その被害状況、二次災害の危険性、復旧の見込み等を看板や掲示板、広報車等により広報する。

第5章 社会基盤の応急対策計画

第1節 ライフライン施設災害応急対策計画

第1節 ライフライン施設災害応急対策計画

(庶務班・環境対策班・水道対策班)

《 基本方針 》

水道事業者及び市は、災害時において速やかに応急復旧を行い、飲料水の確保及び下水処理機能の維持に努め、市民生活の安定を図る。

また、電気、ガス、通信施設等を災害から保護するとともに、速やかな応急復旧の各種対策により被災した電力、ガス、電気通信設備等の供給機能の確保に努めるものとする。

第1項 水道施設災害応急対策

1. 水道施設の応急対策

1) 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。
特に、自家発電装置等を整備する。

2) 浄水施設

- ア. 各浄水場は、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。
- イ. 沈澱池、浄水池等の被害に対しては応急復旧を行う。
- ウ. 特に、自家発電装置等を整備する。

3) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。
特に、自家発電装置等を整備する。

4) 送水施設

- ア. 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- イ. 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

2. 応急処置

1) 応急対策要員・資機材の確保

原則として“水道対策班”の人員・資機材にて対応するが、水道対策班のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、市災害対策本部すべての部班にて対応を行う。さらに市災害対策本部のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、由布市管工事組合等の協力を求め、相互に応急復旧が行える体制整備に努める。

2) 応急処置の内容

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水・導水・浄水施設の防護
- ウ. 給水車等の応急給水法の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報

3. 応急復旧対策

応急復旧工事は、“水道対策班”と由布市管工事組合等の協力を得て実施する。但し、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

1) 初期の段階（被災後概ね5日以内）

由布市管工事組合等に応援を求め対応する。

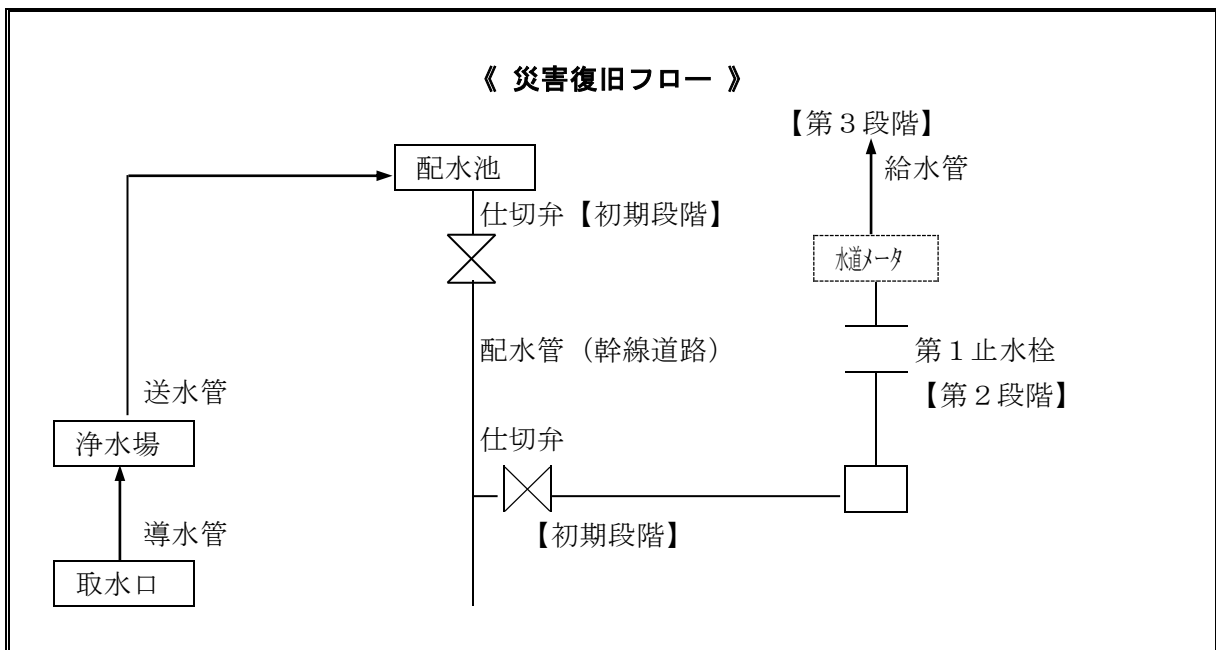
復旧部隊 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査） 監督員（工事監督、弁操作）
--

2) 第2段階（被災後概ね6日以降）

一般行政職の技術職員及び近隣市町に工事支援を要請し対応する。

3) 応急復旧工事の順序

初期段階	1) 仕切弁を止める 2) 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） 3) 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） 4) 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
ア. 第2段階	1) 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 2) 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 3) 緊急拠点配水地点、学校、公民館等の避難所において臨時給水を行う。 4) 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
イ. 第3段階	1) 各家庭に1栓水柱を設置する。 2) 順次、宅地内漏水の修理を行う。



第2項 し尿処理施設災害応急対策

1. し尿処理施設の応急対策

災害により被害を受けたし尿処理施設については、速やかに復旧することとするが、トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、“環境対策班”と連携をとりながら臨時の貯留場所を設置し、あるいは共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。

2. 管渠

- 1) 地下埋設管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
- 2) 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- 3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、あらかじめ定めた応援協定等の締結により所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

3. ポンプ場及び処理場

- 1) 停電のためポンプ機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ施設等の運転を行い、機能停止による排水不能な事態がおこらないようにする。
- 2) 特に防護の必要のあるものに対しては、浸水、洪水、風水害の災害に備え、所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

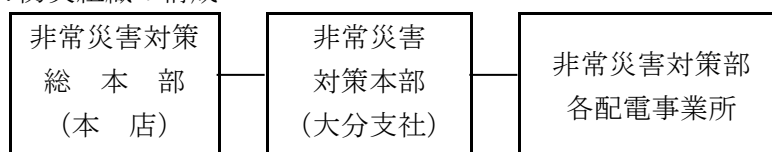
第3項 電気施設災害応急対策

1. 電気施設の災害応急対策計画

1) 防災活動体制

電気施設に係る事業は、平常時における電気事故の復旧について、日常業務組織における諸種の規制により運用を図っているが、甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対しての応急対策の実施は、所要の計画等により実施することとしている。

ア. 防災組織の構成



- 2) 電気施設の通電に際しては、二次災害として火災の発生を誘発するため、延焼危険の高い地域等への通電の際の出火防止を市においても周知する。

第4項 ガス施設災害応急対策

1. ガス施設災害応急対策計画

1) ガス事業者

ガス事業者は、ガス事業法に基づき、保安規定を定め、発災時には、保安規定に基づき、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

ア. 災害発生対策

ガス事業者は、ガス漏えいによる中毒、引火爆発のおそれがある場合、ガス路遮断、あるいは供給停止等の措置を講ずることとする。また、その旨を市及び地域住民に報告及び周知をすること。また、ガス需要毎にガス使用を遮断する等の措置を講ずるよう周知を行う。

第5項 通信施設災害応急対策

1. 応急対策

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話（株）「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたることとしている。

1) 名称

西日本電信電話（株）大分支店災害対策本部

2) 防災組織構成

本部長（支店長）—— 副本部長（副支店長）—— 各班（部長等）

2. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。回線の復旧順位は次表のとおりである。

回線の復旧順位表

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

地震災害対策編 第3部 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第2節 被災者の生活確保

第1節 災害復旧事業の推進計画

《基本方針》

災害復旧計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

第1項 復旧事業計画

《計画目標》

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第2節 災害復旧事業の推進計画】を参照する。

第2項 復興計画

《計画目標》

1. 復旧、復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2. 復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

1) 復興計画(案)の策定

- ア. 市街地復興に関する計画の策定
- イ. 産業復興に関する計画の策定
- ウ. 生活復興に関する計画の策定
- エ. 事業手法
- オ. 財源確保
- カ. 推進体制に関する事項等について定める。

第2節 被災者の生活確保

《基本方針》

災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節 被災者の生活確保】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 被災者の生活確保計画

(救援班・調査班)

《計画目標》

1. 被災者の生活確保計画

1) 生活確保資金の融資等

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節 被災者の生活の確保】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

2) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、最低限度の自立した生活の開始を支援する。

3) 罹災証明の発行

罹災証明の発行については、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節】により行うものとする。

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-1 「罹災証明の様式」

4) 被災証明の発行

被災証明の発行については、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節】により行うものとする。

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-2 「被災証明の様式」

地震災害対策編

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 推進計画の目的
- 第2章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
- 第3章 関係者との連携協力の確保
- 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- 第5章 防災訓練
- 第6章 地震防災上必要な教育及び広報

第1章 推進計画の目的

第1節 推進計画の目的

第2節 本市の位置づけ

第1章 推進計画の目的

第1節 推進計画の目的

第2節 本市の位置づけ

第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震発生時の円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、地震災害対策編第1部から第3部によるものとする。

第2節 本市の位置づけ

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域に該当する。

地域	該当市町村
南海トラフ地震対策推進地域 (南海トラフ特措法第3条第1項)	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町
津波避難対策特別強化地域 (南海トラフ特措法第10条第1項)	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

第2章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○概要

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

第5節 避難対策等

第6節 消防機関等の活動

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

第8節 交通対策

第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

第10節 滞留旅客等に対する措置

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害対策警戒本部等の設置等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

第4節 市のとるべき措置

○概要

1) 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上の地震^(注2)が発生</p> <p>○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注3) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注2)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注3) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2) 基本方針

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に委縮することは防がなければならない。そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における

災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は、速やかに関係課長会議又は市災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。

- 1) 情報の収集・伝達における市、関係機関の役割及び、国、県、関係機関等との連絡体制図については、「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第3節 情報収集伝達計画第1項 情報収集伝達計画」による。
- 2) 市は、市災害対策警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係課長会議を開催し今後の対応を確認する。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における

災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等

の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- 1) 情報の収集・伝達における市、関係機関の役割及び、国、県、関係機関等との連絡体制図については、「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第3節 情報収集伝達計画第1項 情報収集伝達計画」による。
- 2) 市は、市災害対策警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係課長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の前に、既に市災害対策本部が設置されているときは、関係課長会議の開催に代えて、市災害対策本部会議を開催する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第3節 情報収集伝達計画 第2項災害広報計画」により周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応

急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第3節 情報収集伝達計画第1項 情報収集伝達計画」により体制を整備する。

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5節 避難対策等

1. 避難行動等

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等の具体的な避難実施に係る地震等災害の特性に応じた避難計画については、「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第1節 避難収容計画」による。

2. 避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、市は、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難について受け入れを行う。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう防災ラジオや市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

3. 避難所の運営

避難所の運営については、「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第1節 被災地の救援活動計画」による。

市は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。市内で避難所が確保できない場合、県に、隣接する市町村の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整・支援を依頼し、避難者全員が収容できるよう避難所の確保を行う。

市は、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。不足する場合は、県に支援を依頼する。

第6節 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- 1) 情報の的確な収集及び伝達
- 2) 地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1. 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。対応について、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

2. 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。対応について、電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が災害情報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3. ガス

1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。対応について、ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4. 通信

電気通信事業者は、警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対応等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5. 放送

1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、地震情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

2) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、地震情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要因の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第8節 交通対策

1. 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

2. 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行う。

また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

2) 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 学校等にあっては、次に掲げる事項の措置
 - a. 児童生徒等に対する保護の方法
 - b. 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の方法
- ウ 社会福祉施設にあっては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

1) 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、1の1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

3. 工事中の建築物等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

第10節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策については、「風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第13節 観光客への対応計画」による。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害対策警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

1) 情報の収集・伝達における市、関係機関の役割及び、国、県、関係機関との連絡体制図については、「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第3節 情報収集伝達計画 第1項 情報収集伝達計画」による。

2) 市は、市災害対策警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係課長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に市災害対策本部が設置されているときは、関係課長会議の開催に代えて、市災害対策本部会議を開催する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接な関係のある事項について「地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第3節 情報収集伝達計画 第2項 災害広報計画」により周知する。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう防災ラジオや市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第2節 他機関に対する応援要請

第3節 帰宅困難者への対応

第1節 資機材、人員等の配備手配

(救援班・土木対策班)

市は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第8節 自衛隊災害派遣要請計画、第7節 広域応援要請計画】によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第11節 帰宅困難者対策計画】によるものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 災害発生時の被害軽減計画

第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画

第1節 災害発生時の被害軽減計画

(土木対策班・水道対策班・文教対策班)

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

市は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

1. 住宅の耐震診断、耐震改修の推進

2. 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進

- 1) 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
- 2) 道路、鉄道等主要な施設の耐震化

3. 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画

(土木対策班・物資受入・輸送班・消防班)

市は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

1. 指定緊急避難場所等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。

2. 避難路の整備

市は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。

3. 消防用施設の整備

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。

4. 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。

5. 通信施設の整備

市は、地震防災応急対策を実施するために、通信設備の多重化を検討する。

第5章 防災訓練

市は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施に当たっては、「風水害対策編 第1部 災害予防計画 第3章 第2節 訓練計画」並びに「地震災害対策編 第1部 災害予防計画 第3章 第1節 地域の防災力の向上」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「風水害等対策編 「第1部災害予防計画 第3章 第3節 防災教育」並びに「地震災害対策編 第1部 災害予防計画 第3章 第1節 地域の防災力の向上」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて適切に行うとともに、連携した教育並びに訓練を実施するなど、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

事故等災害対策編

第1部 共通する予防・応急・復旧計画

- 第1章 共通する災害予防計画
- 第2章 共通する災害応急対策計画
- 第3章 共通する災害復旧・復興計画

◀ 基本方針 ▶

この計画は、原子力災害、放射性物質事故を含む事故等災害に対して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として市が実施すべき施策を規定する。

事故等災害対策編に定められていない事項については、風水害等対策編、地震災害対策編の「第2部 災害予防計画」、「第3部 災害応急対策計画」、「第4部 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第1章 共通する災害予防計画

【風水害等対策編 第1部 災害予防計画】を参照

第2章 共通する災害応急対策計画

【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画】を参照

第3章 共通する災害復旧計画

【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】を参照

第2部 各種重大事故対策

第1章 重大事故対策

第2章 原子力災害対策

第1章 重大事故対策

第1節 突発性重大事故対策

第2節 放射性物質事故対策

第1節 突発性重大事故対策

(土木対策班・農林耕地対策班・消防班)

本節は、突発的に発生する道路災害、鉄道災害、航空機災害、大規模な火災、林野火災、危険物等災害、その他の災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

各災害は次の災害を対象とする。

1. 道路災害

自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等が発生する災害。

2. 鉄道災害

列車の衝突や脱線、自然災害による鉄軌道構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害。

3. 航空機災害

本市の区域には空港はないが、航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や地域住民の多数の死傷者等の発生といった航空災害。

4. 大規模な火災対策

木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災。

5. 林野火災

火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災。

6. 危険物等災害

危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害。

7. その他の災害

1.～6.以外の、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等。

第1項 市及び消防本部の処理すべき事務又は業務

1. 市

- 1) 情報の収集・連絡体制の強化
- 2) 初動体制の充実
- 3) 災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- 4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- 5) 活動体制等の確立
- 6) 医療救護活動の実施及び調整
- 7) 広報活動の実施
- 8) 鉄道災害に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
 - イ. 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策）
- 9) 大規模な火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 火災に強いまちづくりの推進
 - イ. 防災空間の整備
 - ウ. 出火予防対策の推進
 - エ. 延焼予防対策の推進
- 10) 林野火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 防火思想の普及
 - イ. 監視体制の強化
 - ウ. 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
 - エ. 消防体制の整備

2. 消防本部

- 1) 情報の収集・連絡体制の強化
- 2) 初動体制の充実
- 3) 防災無線の習熟
- 4) 災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- 5) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- 6) 活動体制等の確立
- 7) 救助・救急活動の実施
- 8) 消防活動の実施
- 9) 危険物等の防除等
- 10) 広報活動の実施
- 11) 大規模な火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 出火予防対策の推進
 - イ. 延焼予防対策の推進
- 12) 林野火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 防火思想の普及
 - イ. 監視体制の強化
 - ウ. 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
 - エ. 消防体制の整備

13) 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務

- ア. 危険物保安予防対策の推進
- イ. 火薬類保安対策の推進
- ウ. 危険物等の輸送保安対策の推進

第2項 突発性事故災害予防対策

1. 災害に強いまちづくり

1) 道路災害

道路の拡充整備、交通安全施設の充実等の道路災害対策、道路交通の安全のための情報の充実、道路施設等の整備等を図る。

2) 鉄道災害

ア. 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び特別警報、警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

イ. 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

ア. 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るとともに、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

イ. 県、市、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

ウ. 鉄軌道車両災害防止対策（九州旅客鉄道㈱）

鉄軌道事業者は、鉄軌道車両の災害を防止するための防災設備を設置するとともに、車両防災管理者による整備状況の把握、定期的な動力試験の実施、動力車乗務員対象の訓練の定期的実施等による防災管理を進める。

3) 大規模な火災

ア. 災害に強いまちの形成

県及び市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

イ. 火災に対する建築物の安全化

ア. 県、市、消防本部、事業者等は、高層建築物等について、消防用設備の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を図るものとする。

イ. 県、市、消防本部、事業者等は、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理体制の強化に努めるものとする。

ウ. 県及び市は、特殊建築物の防火、避難対策に重点をおいて、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。また、消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

4) 林野火災

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。県及び市は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、消防機関の警戒体制の強化等を行い、特別警報、注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

5) 危険物等災害

危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県および市は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

市は、県や関係機関と協力し、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等に必要な措置を講ずるものとする。

2. 災害に強い人づくり

防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発、要配慮者対策等により、災害に強い人づくりを図る。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者及び、市、関係機関は、防災情報の収集・連絡体制の強化、応援協力体制の整備、救助・救急及び医療（助産）救護体制の整備、消防力の強化等の迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置を実施する。

第3項 突発性事故災害応急対策

1. 災害情報の収集伝達

1) 道路管理者、鉄軌道事業者のとりべき措置

道路管理者、鉄軌道事業者は、災害が発生した場合、速やかに、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2) 県及び県警察本部のとりべき措置

- ア. 県は、災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、関係機関に伝達するとともに、災害情報・被害情報の収集・伝達について必要な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- イ. 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たるものとする。
- ウ. 必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- エ. 高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、又は爆発のおそれがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、速やかに関係先へ通報する。

3) 市及び防災関係機関のとるべき措置

ア. 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施するものとする。

イ. 市及び消防本部から県への災害の緊急連絡を行うものとする。

2. 活動体制の確立

1) 道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者等の活動体制

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、道路災害については、被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

航空機事故が発生し、必要な場合、大分空港事務所に事故応急対策本部を組織し、迅速・的確に対応する。

2) 県の活動体制

県は、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たり、状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行する。

さらに、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、災害対策本部を設置し、国、市、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

県は、航空機災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

3) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

4) 災害広報

県、市、防災関係機関等は、相互に協力して、災害の状況、安否情報、復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3. 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

1) 捜索、救助・救急及び医療救護活動

ア. 市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

イ. 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

- ウ. 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、積極的な救出救助活動を行うものとする。
- エ. 鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。

2) 消防活動

- ア. 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- イ. 県は、市長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする
- ウ. 鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するとともに、消防に関する措置を実施するものとする。

4. 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

5. 交通施設対策

1) 防護対策

- ア. 市は、相互に連携、協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、直ちに次の事項を大分土木事務所長または所轄管理者に報告する。
 - a. 被害の発生した日時及び場所
 - b. 被害の内容及び程度
 - c. 迂回路の有無
- イ. 市は、自動車の運転者及び地区住民等により道路の破損等の災害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう常時啓発に努める。
- ウ. 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- エ. 道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- オ. 上水道、電気、ガス、通信等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等、必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。
- カ. 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事を迅速に実施する。
- キ. 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

 - a. 排土作業または盛土作業
 - b. 仮舗装作業
 - c. 障害物の除去

- d. 仮道、仮橋等の設置
- ク. 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

2) 鉄道施設対策

- ア. 九州旅客鉄道株式会社（JR 駅）

災害発生時における列車の運転規則、応急処理、復旧、救護等については、「運転取扱心得」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理基準」等に基づき対処することとしている。

- イ. 市の協力体制

市は、鉄道事業者のとりえる応急対策に対し、激甚な被害または緊急を要する際に、人員、資機材等が不足する場合は、必要に応じその協力体制を整える。

6. 林野火災対策

1) 火災通報等

- ア. 市

- a 火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町、警察署等）に通報を行う。

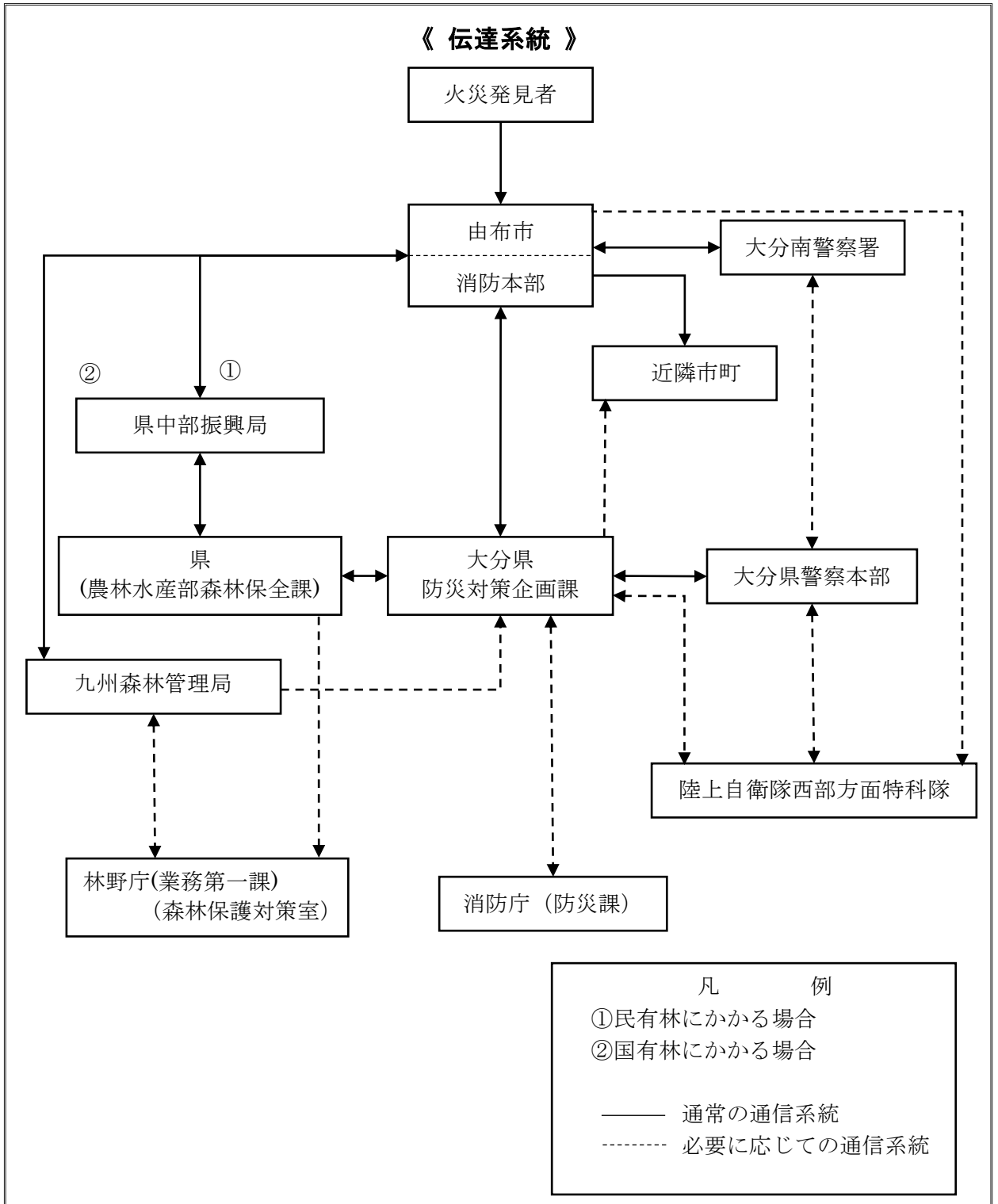
- b. 地区住民、入山者等に対して周知を図る。

- c. 火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（防災対策企画課）に即報を行う。

- ・焼失面積 10ha 以上と推定されるもの
- ・空中消火を要請したもの
- ・住家等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高いもの

- イ. 火災通報等

火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



2) 消火活動体制

火災を覚知した場合は、関係機関と連携協力して防ぎよにあたるるとともに、状況把握を的確に行い、近隣市町等への応援出動要請の準備を行う。

ア. 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- a. 応援協定に基づく周辺市町等の応援隊の出動要請
- b. 自衛隊出動要請の検討
- c. 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- d. 警戒区域の指定
- イ. 空中消火体制の準備

消防関係等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（防災対策企画課）への通報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

 - a. 県航空隊への出動要請準備
 - b. 自衛隊出動要請のための準備
 - c. 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備
- ウ. 空中消火体制

自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。

 - a. 陸空通信隊の編成
 - b. 林野火災用防災地図の作成
 - c. 空中消火補給基地の設定
 - d. ヘリポート等の設定
 - e. 空中消火用資機材等の点検・搬入
- エ. 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策を樹立する。

市は、焼損面積 10ha 以上または人身事故を伴ったもの、住家等施設焼失を伴ったもの等（通報の場合と区分）の火災の場合は、「昭和 55 年 3 月 11 日付消防地第 81 号」に定める林野火災調査資料を作成し速やかに県に報告を行う。

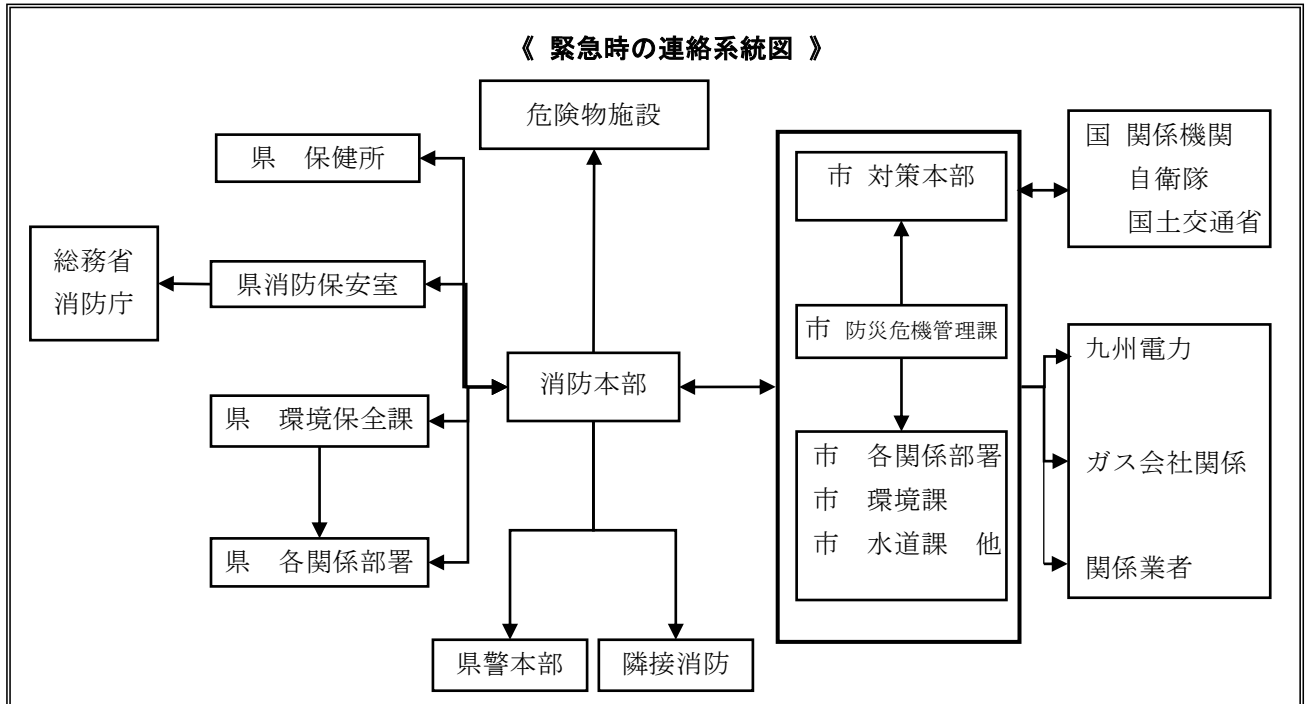
7. 危険物の流出に対する応急対策

危険物による災害等の事故により大量の油の流出や火災は、その性質上、大災害に発展する危険性が高く、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1) 危険物災害応急対策

- ア. 消防本部
 - a. 施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ・災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ・危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
 - ・災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動の確立
 - b. 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- イ. 応急処置の方法
 - a. 管理者の応急措置の基本
 - ・関係機関（市・警察・消防機関）への通報
 - ・初期消火等の応急処置
 - ・施設内及び近辺の市民の避難誘導
（事前に各施設ごとの応急対策計画の立案）

ウ. 緊急時の連絡系統図



エ. 危険物保安対策

a. 製造所等の設置者等に対する指導

災害時には、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう消防本部へ要請する。

- ・ 危険物の漏洩並びに放置の防止
- ・ 製造所等の施設の維持管理
- ・ 消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- ・ 所内の通報、連絡体制の確立
- ・ 危険物設置者の危険物従事者への安全教育の徹底
- ・ 危険物の流出及び拡散の防止
- ・ 流出した危険物の除去、その他災害発生防止のための応急措置

b. 石油類及び毒劇物等化学薬品

- ・ 危険物施設等の所有者、管理者、占有者の措置

発火源の除去、石油類の安全な場所への移動、油等の流出防止、自衛消防隊その他の職員による安全措置を講ずると共に火災が発生したときは、直ちに消防機関及び警察に通報し初期消火する。

また、必要があるときは、付近住宅に避難するよう警告を行う。

- ・ 市の措置

市は、施設の所有者及び市民から火災及び火災の恐れの情報を受けたときは、石油類等施設の所有者、管理者、占有者に対して危害防止のための措置を指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、市民の立ち入り制限、退去の命令及び避難誘導を実施する。

c. 事故現場における措置

警察、消防署等関係者に必要な措置及び助言をえて、次の緊急措置を講ずる。

第1章 重大事故対策

第1節 突発性重大事故対策

- ・ 事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させる（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点をおく）。
- ・ 輸送車の容器弁またはバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性が小さいときは、応急的な漏えい防止措置を講ずる。
- ・ 交通の制限は風下ほど広範囲に実施する。
- ・ 付近の住民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の住民をすみやかに誘導する。
- ・ 避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導する。
- ・ ガスの検知
側溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無については点検を行う。

2) 高圧ガス災害応急対策

ア. 消防本部、消防団

高圧ガスによる災害の発生、またはその恐れがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

◎高圧ガス

- ・ 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置
作業の中止、設備ガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等法令に定める安全措置を講じ、直ちに消防機関及び警察に通報すると共に必要があると認めるときは付近の市民に避難するよう警告を行う。
- ・ 市の措置
高圧ガスの所有者、占有者及び市民から火災及び爆発の恐れのお知らせを受けたときは、直ちに現場に出動し警察に協力を依頼し、危険区域の措置を講ずると共に必要があると認められるときは、付近住民の立ち退き及び避難を命令する。
また、施設の所有者、占有者に対し危険防止に必要な措置を指示し、または災害の防御活動、被災者の救出、救護等必要な措置を講ずる。

3) 火薬類災害応急対策

ア. 消防本部、消防団

火薬類による災害発生、または、その恐れがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

a. 火薬庫または火薬類の所有者、占有者の措置

火薬類の安全地域への移送または水中への沈下、火薬庫入り口の密閉等法令に定める安全措置を講じると共に必要があるときは、付近の住民へ避難するよう警告を行う。

b. 市の措置

市は、火薬類の所有者及び市民等から爆発または火災の恐れのお知らせを受けたときは直ちに現地に出動し、警察に協力を依頼し、危険区域を設定する等の措置を講ずると共に必要があると認めるときは、付近住民の立ち退き及び避難を命令する。

4) 毒物劇物災害応急対策

ア. 流出油対策

大量の石油類が河川等に流出し、火災の危険性、汚濁等により地域住民の生活及び財産に被害を及ぼす災害が発生した場合における流出油防除活動及び災害拡大防止活動等の応急措置について定める。

イ. 市長の指示

- ・発見者及び原因者から通報を受けたときは、直ちに関係機関へ連絡及び応援を求め、原因者に対する油類の防除資材の放出による防除、撤去作業を実施する。
- ・被害の及ぶ恐れのある市民等に対して、被害状況の周知を図ると共に必要によっては、警戒区域を設定し、火気使用等の禁止、巡視等の措置を講じ、または一般市民の立入制限、退去等を命ずる。
- ・広域にわたる被害が予想される場合は、「流出油事故防除計画」に基づき関係市町村の対応について通報体制を確立し、早期に災害防除を推進するために市域に係る防油体制に必要な措置を講ずる。

ロ. 消防本部、消防団

火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。

8. 避難誘導

鉄軌道事業者は、旅客及び公衆等の避難・誘導を行うものとする。

市は、大規模な火災、林野火災、危険物災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業等者の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

9. 二次災害の防止

1) 林野火災

市は、国及び県と協力し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努め、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

2) 危険物等災害

ア. 事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

イ. 市及び消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への担当者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

第4項 突発性事故災害復旧

1. 災害復旧の方針

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、県、市及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

また、林野火災、危険物等災害、その他の災害において、復旧対策は、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】の定めによるものとする。

2. 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】の定めによるものとする。

林野火災について、市は、必要に応じ国及び県と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第2節 放射性物質事故対策

(防災危機管理課、消防本部)

放射性物質等に関する所掌事務は国であり、本市は規制に関する法的権限を有していないが、市内では医療機関等で放射性物質を取り扱っており、万一の事故の場合、その影響の甚大性を鑑み、放射性物質事故に関する対策について定める。

第1項 市及び消防本部の処理すべき事務又は業務

1. 市

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・医療救護活動の実施及び調整
- ・広報活動の実施

2. 消防本部、消防団

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・防災無線の習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立

- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・救助・救急活動の実施
- ・消火活動の実施
- ・広報活動の実施

第2項 事故の想定

本計画で対象とする放射性物質事故は、市内において多数の被ばく者もしくは避難者が発生又は発生するおそれが生じた場合や、災害応急対策が避難生活を大規模化・長期化させるなど、社会的影響が大きいと判断される次のような事故を想定する。

- ・放射性物質等を取り扱う医療機関等における放射性物質等の漏洩、火災等
- ・市内輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等

第3項 放射性物質事故予防

1. 放射性物質の安全性の確保

1) 放射性物質取扱事業者の責務

放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定や監視体制の強化及び従業員等の教育、訓練等の充実に努めるものとする。

2) 通報連絡体制の整備

放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行なうため、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

3) 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行なうため、放射性物質扱い施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

4) 避難訓練の実施

市は、放射性物質事故を想定し、県、市、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

5) 防災知識の普及・啓発

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

市は、防災ラジオ、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

2) 応援協力体制の整備

事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

市は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3) 救助・救急及び医療救護

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

また、事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

4) 消防力の強化

事業者は、放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

市は、消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行なうものとする。

第4項 放射性物質事故応急対策

1. 災害情報の収集伝達

1) 放射性降下物に対する一般的な周知

放射性降下物は、空気中に浮遊して、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与えること、それに対する対策の周知を図る。

2) 事業者のとるべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

3) 県及び県警察本部のとるべき措置

ア. 県は、放射性物質事故災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、災害情報・被害情報の収集・伝達について必要な措置を講ずるものとする。

イ. 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

ウ. 県は、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行なうなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

エ. 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

4) 市及び防災関係機関のとるべき措置

- ア. 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- イ. 市及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡を行うものとする。
- ウ. 測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）又は警察機関に通報するものとする。
- エ. 大分地方気象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

2. 活動体制の確立

1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3) 広域的な応援体制

市長は、災害の状況により必要があると認めるときは、【風水害等対策編 第2部 第2章 第8節 自衛隊災害派遣要請計画】により、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

3. 災害広報

市は、県、防災関係機関および事業者と、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4. 災害の拡大防止

- 1) 事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。
- 2) 県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

5. 捜索、救助・救急、医療救護および消火活動

1) 捜索、救助・救急、医療救護活動

- ア. 市は、市地域防災の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。
- イ. 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

2) 消火活動

ア. 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

イ. 市は、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を必要とするときは県に要請するものとする。

6. 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

7. 避難誘導

市は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

8. 防災業務関係者の安全確保

放射性物質事故に従事した防災業務関係者が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第5項 放射性物質事故復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】の定めによるものとする。

第2章 原子力災害対策

- 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 災害想定
- 第3節 原子力発電所事故事前対策
- 第4節 原子力発電所事故応急対策
- 第5節 原子力災害中長期対策

この章は、近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、市民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本章は、本市における原子力防災の基本的事項を定めるものであり、市は、県が平成26年3月に策定し、令和2年12月に改定となった「大分県原子力災害対策実施要領」に基づき実施要領を別途作成し、具体的な対策を推進していくものとする。大分県原子力災害対策実施要領のうち、市の対応に関連する項目について、参考資料編 資料 事各-2-2-1「大分県原子力災害対策実施要領（抜粋）」示す。

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

1. 市

1) 由布市

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・防災行政無線の習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・警戒区域の設定
- ・屋内退避・避難体制の構築
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整
- ・広報活動の実施
- ・住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ・ヘリコプター受援体制の充実強化

2) 消防本部、消防団

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・防災行政無線の習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・救助・救急活動の実施
- ・広報活動の実施

2. 県

1) 大分県

- ・放射性物質監視体制の整備
- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・ヘリコプター受援体制の充実強化

- ・大分県防災情報システムの習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ・情報の収集・連絡
- ・活動体制等の確立
- ・屋内退避・避難体制の構築
- ・緊急輸送活動の支援及び調整
- ・救助・救急活動に係る応援要請等
- ・医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等
- ・県外避難者の受入体制の構築
- ・食品検査体制の整備
- ・広報活動の実施

2) 警察本部（公安委員会）

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・緊急輸送のための交通の確保
- ・交通規制措置の実施
- ・救助活動の実施
- ・犯罪予防等社会秩序の維持
- ・広報活動の実施

3. 指定地方行政機関

1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- ・救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ・海上における救助・救急活動の支援
- ・緊急時、海上モニタリングの支援

2) 大分地方気象台

- ・気象情報の収集・分析、提供
- ・広報活動の実施

4. 自衛隊

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・部隊の災害派遣

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

1) 日本赤十字社（大分県支部）

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・救護班の派遣命令等
- ・救援物資の配布等
- ・関係団体への啓発

2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・医療救護活動(避難退域時検査含む)実施への協力
- ・医療従事者への啓発

第2節 災害想定

本節の原子力災害対策の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

※プルームとは、飛散した微細な放射性物質が大気に乗って煙のように流れていく現象

1. 本県周辺地域に立地する原子力発電所

(対象となる原子力発電所) 令和2年4月1日現在

発電所名	伊方原子力発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	最短で約 45 k m		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	H28.5 運転終了	H30.5 運転終了	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	H27.4 運転終了	H31.4 運転終了	運転中	運転中

第2章 原子力災害対策

第2節 災害想定

第3節 原子力発電所事故事前対策

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市	
距離	約 155 k m	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11
備考	運転中	運転中

2. 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5 kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね30 kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。

また、UPZ外においてプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）が示されている。

大分県においては東京電力福島第一原子力発電所事故を鑑み、同規模の事故を想定し、平成25年4月に大分県地域防災計画に原子力災害対策を盛り込んだ。本市においては、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、大分県地域防災計画の趣旨を踏まえて、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、必要な対策を検討していくものとする。

3. 広域避難者受入れ

本市についてはPPAに含まれる場合の被害を想定するとともに、伊方原子力発電所の事故に伴う愛媛県からの広域避難者受入れについて想定するものとする。

市の受け入れは、「大分県原子力災害対策実施要領」の「愛媛県からの避難者受入れ」の想定にもとづくものとする。受入れ先については、参考資料編 資料 事各-2-2-1 「大分県原子力災害対策実施要領（抜粋）」に示す。

●参考資料編 様式 事各-2-2-1 「大分県原子力災害対策実施要領（抜粋）」

第3節 原子力発電所事故事前対策

本節については、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画】に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「原子力災害時の情報伝達・広報活動」を参考にし、関係機関と連携し、情報収集を行う。

1. 原子力災害発生時における関係機関との連携

市は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、日頃から県、警察、消防等の防災関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、情報共有するため情報連絡体制の充実を図るものとする。

また、情報の収集と連絡に関する要領（情報の内容とその手段等）を定め、防災関係機関等に周知するものとする。

2. 事前情報の分析・整理

市は、防災関係機関と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

第2項 モニタリング体制の整備

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。県は、放射性物質の県内への影響を評価するため、あらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施することとなっており、市はその実施に協力するものとする。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974）
- ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市大字鶴望 2851-1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番）

また、今後示される原子力災害対策指針の検討結果と隣接県の設置状況を踏まえて、配置状況を含め、その整備のあり方等を検討していく。

第3項 住民の屋内退避・避難体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にして、住民の屋内退避・避難体制の整備に努める。

1. 屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。

2. 避難所等の確保・整備

市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

県は、市町村に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

3. 住民等への情報伝達・周知体制

- 1) 市は、ホームページや報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ等の広報媒体の活用による住民への広報体制の整備を行う。
- 2) 市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

第4項 医療及び健康相談体制の整備

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期原子力災害医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

1. 市は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。
2. 市は、国から示される原子力災害対策のあり方等に基づき、県や関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。
また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。

第2章 原子力災害対策

第3節 原子力発電事故事前対策、第4節 原子力発電所事故応急対策、

○県における令和2年4月1日現在の安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況は、次のとおり。

丸 剤：20,000丸（大人：10,000人分）

粉末剤：25g（小児用）20本

液剤調製用資機材：以下の資材を15セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ（滅菌済）スクエアパック	各Mサイズ50双	1箱
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50枚	1箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100枚	1箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg 感度	1台
電池	単3乾電池	単3	12本
アズワン	薬包紙 純白模様（中） 105×105	1,000枚	1個
村中	薬匙（大中小3つ組）	1セット	1組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50ml	1個
メスシリンダー	EM ユーロ PMP メスシリンダー	250ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	2,000ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	500ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	100ml	2個
漏斗	ポリロート	120ml	1個
シール	トクラベル 小判 赤	315枚	1箱
分注器	連続式自動分注器		1台
ビーカー	TPX ビーカー	100ml	1個
薬杯	薬杯1号 10cc	100個	4袋
スポイト	スポイト	100本	2箱
	保管・運搬用バッグ		

○県における令和2年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。

公益社団法人 大分県薬剤師会（大分市豊饒 441-1）

第5項 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発

市は県の助言等を受け、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施する。

- 1) 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。
- 2) 原子力災害とその特性に関すること。
- 3) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5) 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- 6) 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。
- 7) その他原子力防災に関すること。

第4節 原子力発電所事故応急対策

本節については、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画】に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

第1項 情報の収集・連絡活動

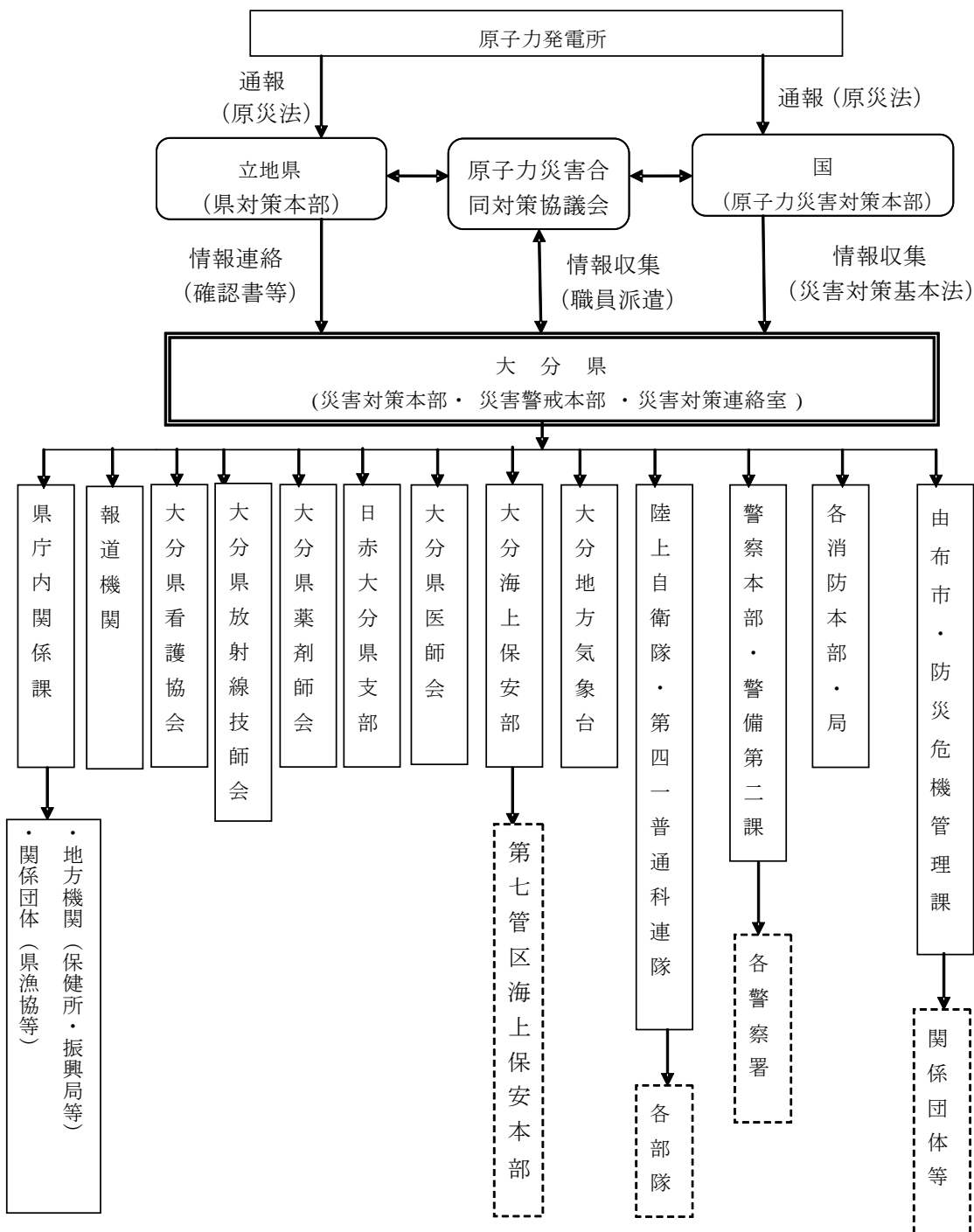
1. 緊急事態通報後の情報の収集、連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地市町村において震度 6 弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第 10 条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉冷却材の漏えい ・ 給水機能の喪失 ・ 非常用炉心冷却装置の不作動 ・ 全交流電源喪失 (30 分以上) ・ 原子炉冷却機能の喪失 等
全面緊急事態	原災法第 15 条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・ 敷地境界の空間放射線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ が 10 分以上継続等

県は、立地県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、次図の通報連絡系統により、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行うようになっている。

■情報連絡系統



第2項 住民等への情報伝達

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「住民等への情報伝達・広報活動」を参考にして、住民等への情報伝達に努める。

1. 住民等への情報伝達活動

市は、放射性物質の影響が五感に感じられないと言う原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

1) 情報伝達等に当たっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

2) 公表内容や時期については、県と連絡を密にし、協議のうえ他市の防災関係機関と相互に連携を図り実施する。

2. 情報伝達の内容

1) 事故、災害等の概況

2) 災害応急対策の状況（県及び市が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）

3) 災害対策本部等の設置

4) 災害応急対策において住民が実施すべき事項

5) 不安解消のための住民への呼びかけ

6) 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

3. 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達に当たっては、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第4節3】のとおりとする。

4. 住民問い合わせ窓口の設置

市は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が由布市に及んだ場合、または、そのおそれのある場合は、健康相談を含む住民相談窓口または総合相談窓口を設置する。

第3項 活動体制の確立

1. 災害対策本部等の設置

市は、下表の設置基準により、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

2. 市災害対策本部の設置

大分県災害対策本部が設置されたときには、風水害等対策編及び地震災害対策編に準じて、由布市災害対策本部を設置する。

体制区分	設置基準	体制の概要
災害警戒室 準備	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡室設置 ・情報収集及び応急対策の準備を行う体制
災害対策警戒本	①近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 (施設内敷地緊急事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置 ・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制
災害対策本	③近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ④その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制

3. 市の活動体制

市は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

第4項 緊急時環境モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ（概ね30km）圏域内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施する。また市町村はその実施に協力するものとする。

第5項 屋内退避等の防護活動

市は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にするものとする。

1. 屋内退避・一時移転の要請

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、屋内退避のための注意喚起を行う。

2. 屋内退避、避難指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を行うものとする。

3. 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 μ Sv/h	地上 1m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し住民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
20 μ Sv/h	地上 1m での空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

4. 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

5. 避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

6. 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

7. 立地県等からの避難者の受入れ

市は、避難者の受入れの要請があった場合、大分県と連携して速やかに受入れ体制を確保するものとする。

第6項 健康相談及び医療救護活動の実施

市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

1. 健康相談及び医療救護活動

市は、県や国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

(除染を講じるための基準)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	β線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

2. 総合相談窓口の設置

市は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

3. 安定ヨウ素剤の服用

1) 安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の服用についての具体的な指示は、大分県地域防災計画に定める「安定ヨウ素剤の服用」に基づき、県と協力して行うものとする。

2) 安定ヨウ素剤の服用

ア. 服用者

原則として服用不適格者、慎重投与対象者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

イ. 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

ウ. 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg		2ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3ml
13歳以上	100mg	2丸	6ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものを用いる。

第5節 原子力災害中長期対策

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1. 環境放射線モニタリングの実施

市は県及び関係機関が継続的に行う環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査に協力する。

2. 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び国と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

3. 健康相談体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、住民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。